

南海トラフ地震対策行動計画

(第3期 平成28年度～平成30年度)

平成29年3月改訂

高知県

はじめに

南海トラフを震源とする巨大地震は、概ね 100～150 年周期で発生しており、その都度本県に大きな被害をもたらしてきました。昭和 21 年(1946 年)12 月 21 日に発生した昭和南海地震から今年で 70 年となり、年々切迫度が高まってきていることを踏まえ、今後の対策をますます加速化していくことが必要になっています。

県では、県民の皆様をはじめ、事業者や行政が一体となって南海トラフ地震への備えを早急に進め、災害に強い地域社会を実現し、県民の生命、身体及び財産を守るため、平成 20 年に「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」を制定しました。

この条例の実効性を高めるため、地震発生直後から応急期、さらに、復旧・復興期の対策について、県として事前に実施すべき取組をまとめた「南海地震対策行動計画」を平成 21 年に作成し、ハード・ソフトの両面から様々な対策を進めてきたところです。

また、平成23年3月11日の東日本大震災では、東北地方の太平洋沿岸域に壊滅的な被害が発生しました。この地震を教訓として、今までの取組に加え、津波対策を抜本的に強化した「第2期南海トラフ地震対策行動計画」を平成25年に作成しました。

この「第2期南海トラフ地震対策行動計画」を基に、「命を守る」対策を最優先で取り組んだ結果、津波避難空間の整備が概ね完成するなど、特に津波から「命を守る」対策については一定の目途が立ってきました。こうした取組により、当初想定した死者数42,000人を14,000人にまで大きく減らすことができる見込みとなるなど、減災の効果も見えてまいりました。

加えて、県内を5つの地域に分け、各々に「南海トラフ地震対策推進地域本部」を設置することで、地域に根差した対策を進めるとともに、県内8箇所の総合防災拠点の整備や道路啓開計画の策定、集落の孤立対策も進めてまいりました。さらに、前方展開型の医療救護活動の考え方を盛り込んだ災害時医療救護計画の改訂など、応急期の対策もスタートしています。

しかしながら、「地震対策の一丁目一番地」である住宅耐震化の促進など発災直後の対策から、避難所の確保など応急期の対策、さらには復旧・復興を視野に入れた事前対策まで、いずれをとりましても、まだまだやるべきことは多く残されています。

併せて、これまでの取組を進めてきたことにより、地域地域での津波避難対策の実効性の確保や避難所の運営といった新たな課題も数多く見えてきました。県では、こうした課題にしっかりと立ち向かうため、今までの取組をさらにバージョンアップさせた「第3期南海トラフ地震対策行動計画」を作成しました。

この「第3期南海トラフ地震対策行動計画」では、発災直後の「命を守る」対策を地域地域で徹底するとともに、助かった「命をつなぐ」ための応急期の対策について、さらに掘り下げ具体化させています。加えて、「生活を立ち上げる」対策についても速やかな復旧・復興に向けて取り組んでいくこととしています。

また、これまでの取組により見えてきた、特に重点的に取り組むべき課題について、対策の見直しや新たな対策を講じることにより、目標達成に向け加速化を図ります。

今後、南海トラフ地震による被害を軽減していくためには、県民の皆さま一人ひとりの備えが何よりも重要となります。

そのため、県としての「公助」の取組を進めることはもちろんのこと、県民の皆さま一人ひとりの「自助」や「共助」の取組を強力に支援してまいります。

県民の皆さまをはじめ、事業者や行政が丸となって、この行動計画に掲げた244の取組を推進することにより、来るべき大災害から県民の命とくらしを守るため、取組を全力で進めてまいります。

平成28年3月

高知県知事 尾崎 正直

目 次

第1 計画作成の趣旨と基本的な考え方

1	南海トラフ地震対策行動計画作成の趣旨	P. 1
2	南海トラフ地震対策の方向性	P. 1
3	計画の対象とする地震と被害想定	P. 2
4	第2期行動計画の取組による減災効果	P. 9
5	第3期行動計画の減災目標	P. 11
6	第3期行動計画において重点的に取り組むべき課題	P. 13
7	対策の連続性の確保	P. 29
8	他の計画等との連携	P. 31
9	計画期間	P. 32
10	計画の進捗管理	P. 32

第2 具体的な取組

1	想定される被害シナリオに応じた対策	P. 33
2	計画の体系表（対策一覧）	P. 41
3	具体的な取組内容（個表）	P. 44
4	各対策間の連続性の確認	P. 187
5	「高知県強靱化計画」の推進方針に対応した取組	P. 204
6	「南海トラフ地震における応急期対策のあり方に関する懇談会」（医療）の 提言を踏まえた取組	P. 214
7	「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（国）と 連携した取組	P. 218
8	これまでの取組と新たな取組	P. 224

参考資料

- 第3期南海トラフ地震対策行動計画の主な取組
- 南海トラフ地震対策の連続性の確認（個表A）

第1 計画作成の趣旨と基本的な考え方

1 南海トラフ地震対策行動計画作成の趣旨

東日本大震災では、沿岸部を襲った想定を大きく上回る津波により、各地に甚大な被害が発生し、多くの尊い命が奪われました。

このため、県ではこの大震災直後から従来の対策を今一度見直すこととし、その教訓を踏まえながら、「今すぐできること」として避難場所や避難路の再点検、学校などにおける避難訓練などに取り組むとともに、住宅の耐震化に対する支援の拡充などの対策を急ピッチで進めてきました。

こうした中、平成24年に国が公表した「南海トラフの巨大地震による地震・津波想定及び被害想定」を基に、同年12月には、より精緻な震度分布・津波浸水予測（以下「高知県版予測」という。）を作成し、また翌年には、高知県版予測に基づく人的・物的被害などの想定も行いました。

県では、この想定と東日本大震災で得られた教訓を基に、第2期南海トラフ地震対策行動計画を作成し、避難路や避難場所、津波避難タワーといった津波避難空間の整備など、発災直後の「命を守る」対策を最優先に取り組んできました。

南海トラフ地震対策行動計画（以下、「行動計画」という。）は、被害の軽減や地震発生後の応急対策、速やかな復旧・復興に向けた事前の準備など、県や市町村、事業所をはじめ県民それぞれの立場で実施すべき具体的な取組をまとめた南海トラフ地震対策のトータルプランであります。

さらに、「高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例」に基づき作成するもので「高知県地域防災計画（地震及び津波災害対策編）」の基本的な考え方を実現するための実行計画となっています。

県は、今回、第2期行動計画の対策を踏襲しつつ、新たに見えてきた課題を踏まえて第3期行動計画を作成しました。今後、この第3期行動計画を基に、南海トラフ地震対策を着実に進めてまいります。

この行動計画は、平成28年度からスタートする3箇年の計画としており、この期間内に津波避難空間の整備を完了させるとともに、避難路の現地点検を完了させ、避難の安全性の確保を図るほか、住宅の耐震化を加速化します。併せて、避難所の確保や運営体制の充実に向けた取組なども加速化します。

2 南海トラフ地震対策の方向性

南海トラフ地震対策を進めるにあたっては、次の3つの方向性を持って取組を進めます。

（1）幅を持たせた地震を想定し、対策を実施

東日本大震災では、これまでの想定を上回る地震・津波により想像を絶する甚大な被害が発生しました。また、この大震災を踏まえ、国が公表した「最大クラスの地震・津波」の想定は、現時点の科学的知見に基づき、南海トラフ沿いで起こり得る最大クラスの地震・津波を想定したものです。決して次に起こる地震・津波を予測したものではありませんが、南海トラフ地震対策に取り組む上では、こうしたことも起こり得るということを念頭に置かなければなりません。

何より尊い人命は、最大クラスの地震・津波でも確実に守ることを目指して、避難路、避難場所の整備や建築物の耐震化などあらゆる取組を進めます。また、避難所の確保や仮設住宅の供給体制など助かった命をつなぐための、応急、復旧・復興期の対策については、発生頻度の高い一定程度の地震・津波も視野に入れ、対策に幅を持たせることで、あらゆる地震・津波に対応できるよう取り組んでいきます。

(2) 「自助」「共助」「公助」が互いに連携し、県全体の防災力を向上

地震・津波対策においては、発災前の予防対策や発災直後の救助・救出活動を担う応急救助機関などの公助の役割は重要です。一方、阪神・淡路大震災以降、自助、共助を担う県民や事業者、自主防災組織、NPO組織などの取組が大きな効果を発揮することが注目されるようになり、また、東日本大震災によってあらためてその重要性が認識されました。

南海トラフ地震による被害を最小限にとどめるためには、県民の皆様が住宅の耐震化や津波からの迅速な避難など自らの生命を自ら守る自助の取組や、地域での支え合いや助け合い等による共助の取組を進めていくことが特に重要です。そのため、行政としてもその取組をしっかりと支援するための対策を強化します。このような取組を通じて、自助、共助、公助を担う主体がそれぞれの役割を果たしながら互いに連携し、県全体の防災力向上に取り組んでいきます。

(3) 多重的な対策を講じることによる早期の復旧・復興

東日本大震災では、設計上想定する規模を大幅に上回る地震・津波が発生したことにより、津波防波堤などのハード施設が破壊され、多くの命が奪われるなど甚大な被害が発生しました。この被害の中には、頑丈な施設を過信して避難が遅れたなどの事例もありました。その一方で、堤防がある程度持ちこたえたことで結果的に避難時間を稼ぐといった効果を発揮して、被害軽減につながった事例も見受けられました。

こうした事例から、地震・津波の被害を軽減させるハード整備を進めた上で、それを過信せず、ソフト対策をしっかりと組み合わせていくことが重要であるという教訓が得られました。

そのため、県では地震・津波の被害を少しでも軽減できるようにハードとソフトを織り交ぜながら多重的に対策を講じていきます。併せて、被災後、速やかに県民の生活を再建するため、早期の復旧・復興に向けた事前の対策にも積極的に取り組んでいきます。

3 計画の対象とする地震と被害想定

南海トラフを震源とする南海地震は、これまで概ね100年から150年ごとに発生し、本県は繰り返し大きな被害を受けてきました。また、南海トラフでは、南海地震だけではなく、東海地震や東南海地震なども発生します。その上、過去には何度もこの3つの地震が連動して発生しており、そのたびに西日本の太平洋側は大きな被害を受けています。

昭和21年(1946年)に発生した昭和南海地震から70年目となり、国から示された南海トラフ地震の発生確率^{*}は、今後30年以内で70%程度となっています。

このように周期的に発生し、切迫度が高まってきている南海トラフ地震ですが、過去に発生した地震の規模や発生場所は様々であり、次に起きる地震を特定することはできません。

このため、本県の南海トラフ地震対策は、対策に幅を持たせて万全を期していくために、規模の異なる2つの地震を想定し、取り組みます。

^{*}『平成28年(2016年)1月1日を基準日として算定した地震の発生確率値』
平成28年1月13日地震調査研究推進本部地震調査委員会

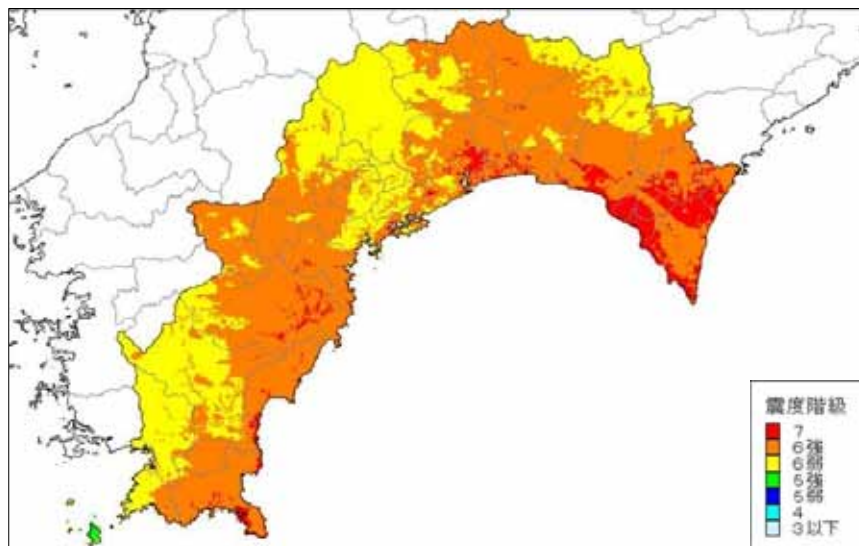
(1) 発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラス（L2）の地震・津波

東日本大震災の発災を受け、平成24年8月に国が公表した南海トラフ沿いで発生する最大クラスの地震・津波をベースに、最新の地形データや構造物データを反映し、同年12月に、より精緻な震度分布と浸水予測を行っています（高知県版予測）。

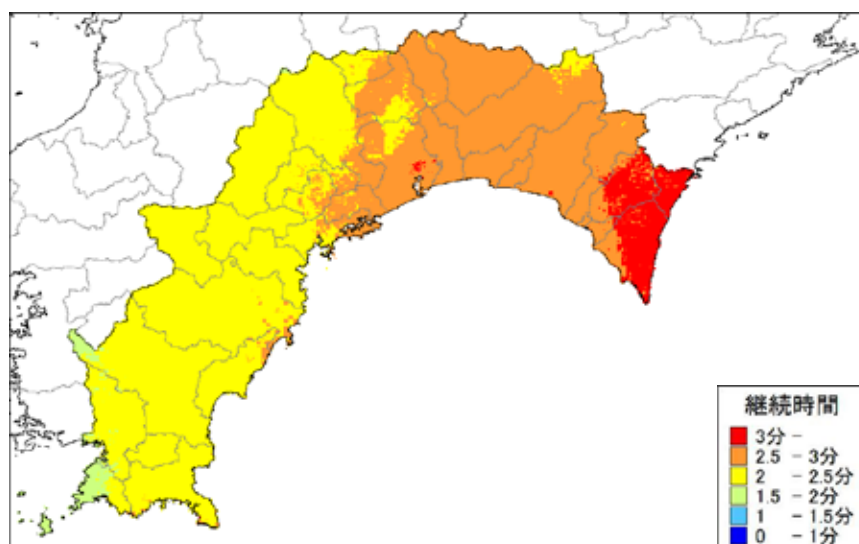
引き続き、県としては最大クラスの地震・津波は、高知県版予測を念頭に対策を進めます。

ア 地震の揺れの想定

【震度分布図】 震度7：26市町村、震度6強：8市町村

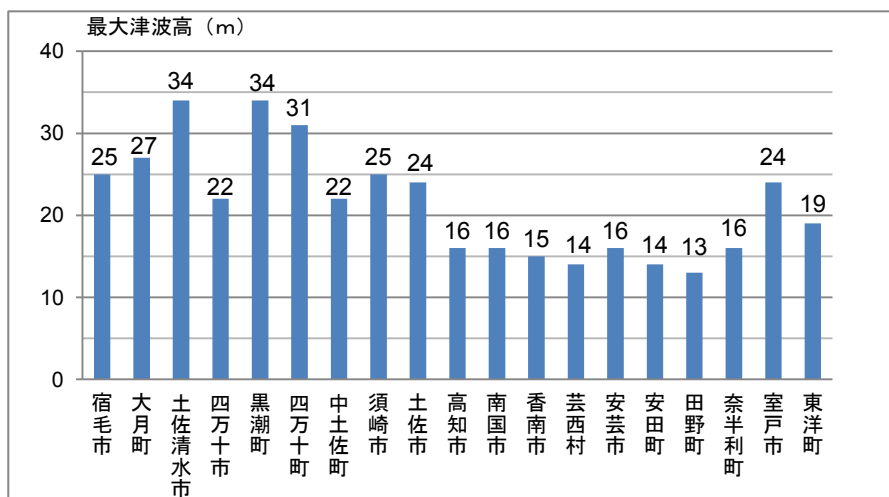


【地震継続時間】 体を感じる揺れ（震度3相当以上）の継続時間

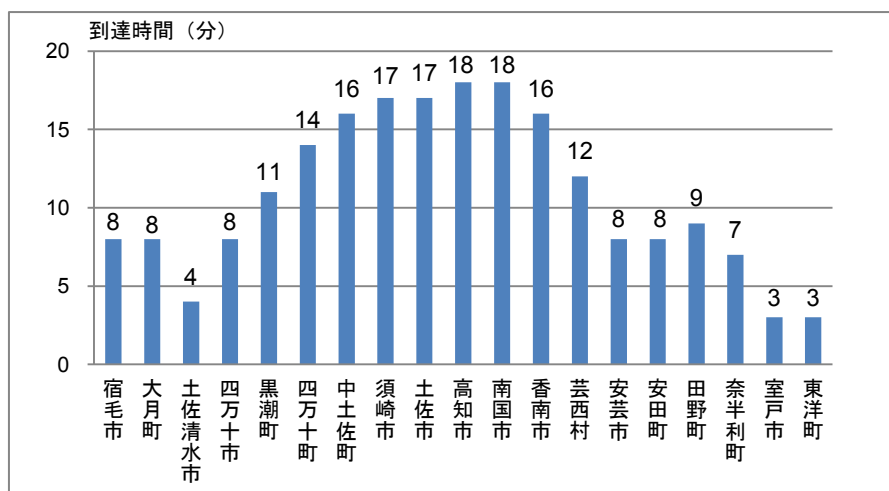


イ 津波・浸水の想定

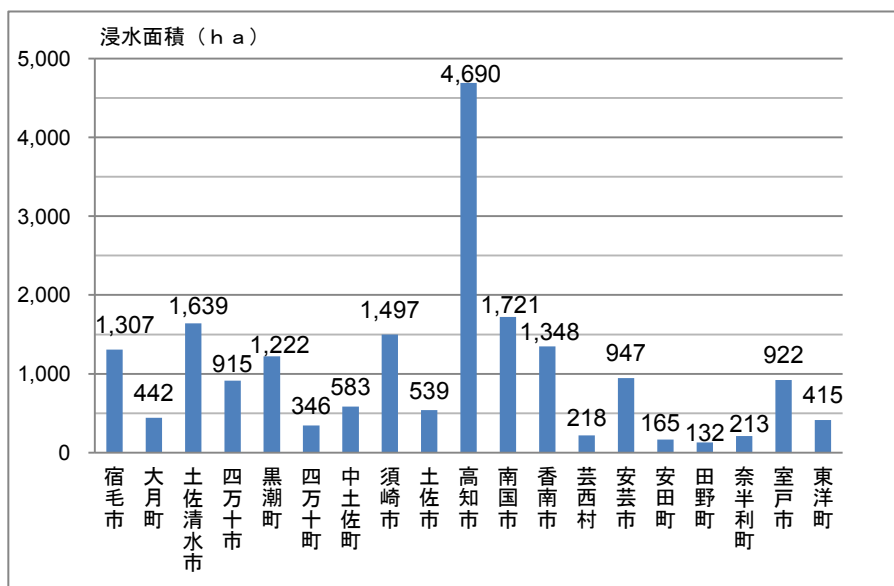
【各市町村の海岸線での最大津波高】



【海岸線への津波（津波高 1 m）到達時間】



【津波浸水面積】 県全体の浸水面積 約 19,000ha（最大重ね合わせ浸水面積）



ウ 人的・物的被害の想定（平成 25 年 5 月高知県公表）

人的被害（死者数）が最大となるケースで想定

<p>【地震・津波の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・揺れ：高知県の直下で強い揺れが発生するケース ・津波：四国沖で大きな津波が発生するケース <p>【時間・条件の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間帯：冬深夜 ・住宅の耐震化率：74% ・津波から早期避難率：20%

【死者数】

揺れによる 建物倒壊	がけ崩れ	火災	津波	ブロック塀・自動販売機 の転倒、屋外落下物	合計
約 5,200 人	約 110 人	約 500 人	約 36,000 人	若干数	約 42,000 人

【負傷者数】

揺れによる 建物倒壊	がけ崩れ	火災	津波	ブロック塀・自動販売機 の転倒、屋外落下物	合計
約 33,000 人	約 140 人	約 300 人	約 2,900 人	若干数	約 36,000 人

【避難者数】

	1 日後	1 週間後	1 箇月後
避難所	約 280,000 人	約 243,000 人	約 127,000 人
避難所外	約 158,000 人	約 127,000 人	約 296,000 人
合計	約 438,000 人	約 370,000 人	約 423,000 人

【全壊建築物数】

揺れによる 建物被害	火災による 建物焼失	がけ崩れによ る建物被害	液状化によ る被害	津波による 建物被害	合計
約 80,000 棟	約 5,500 棟	約 710 棟	約 1,100 棟	約 66,000 棟	約 153,000 棟

【ライフライン被害数（被災直後）】

上水道	下水道	電力	通信（固定電話）	ガス（都市ガス）
約 575,000 人	約 244,000 人	約 521,000 軒	約 217,000 回線	約 28,000 戸

(2) 発生頻度の高い一定程度（L1）の地震・津波

本県では、これまで地震・津波対策の基礎資料として、平成16年3月にとりまとめた南海地震が単独で発生した場合の地震・津波予測と被害想定である「第2次高知県地震対策基礎調査」の結果を用いてきました。

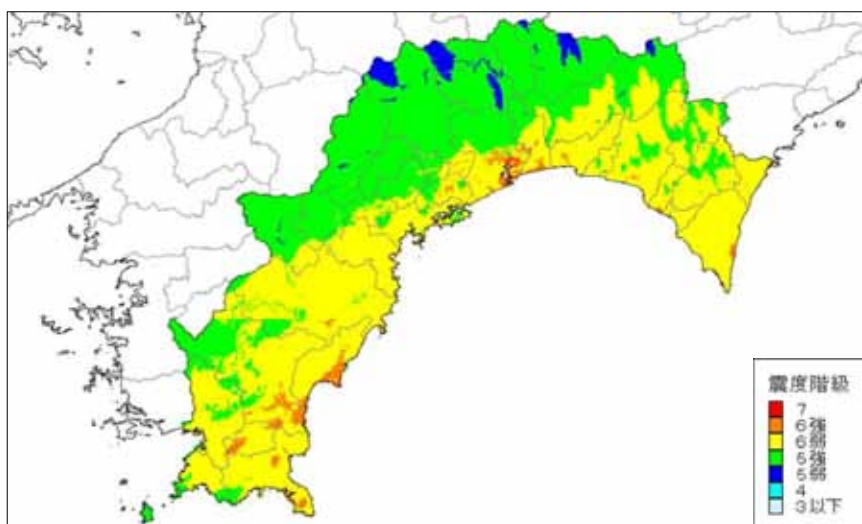
高知県版予測では、この地震・津波予測に最新の地形データや地盤の情報を反映し、再度試算を行いました。

引き続き、本県としては発生頻度の高い一定規模の地震・津波は、この予測を念頭に対策を進めます。

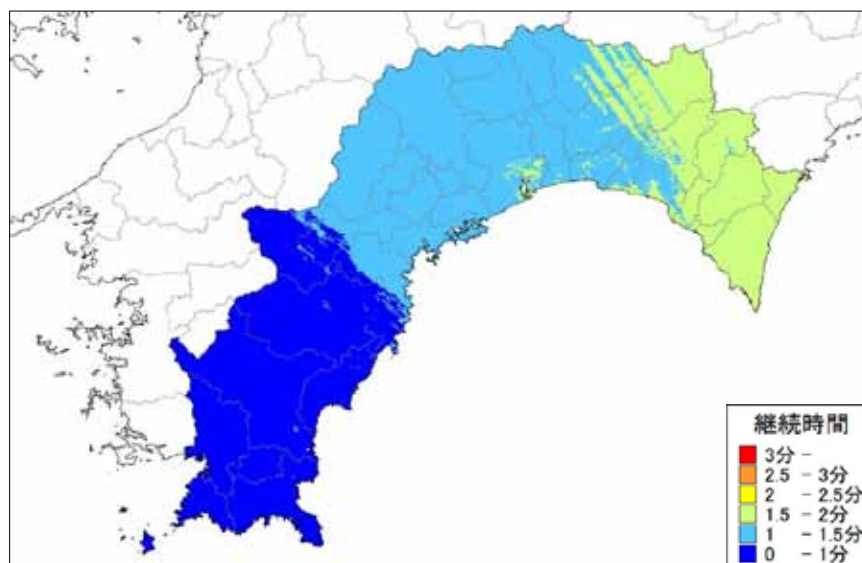
ア 地震の揺れの想定

【震度分布図】

震度7：3市町、震度6強：15市町村、震度6弱：10市町村、震度5強：6町村

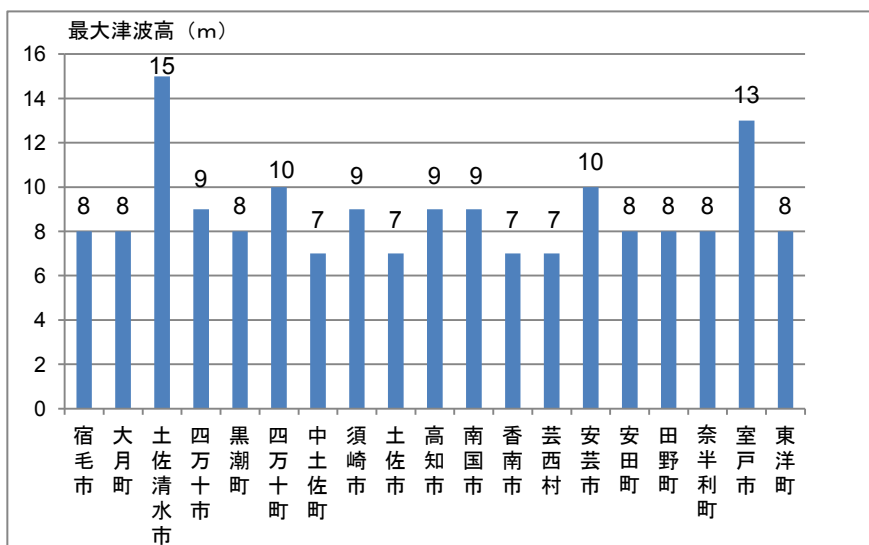


【地震継続時間】 体を感じる揺れ（震度3相当以上）の継続時間

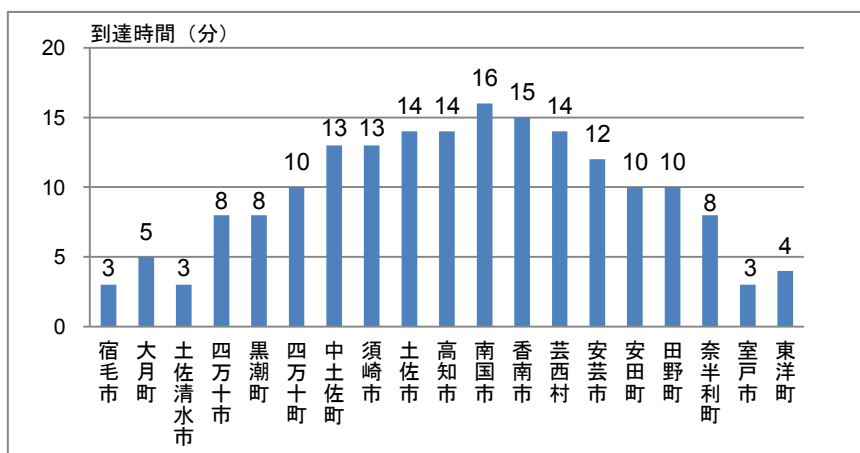


イ 津波・浸水の想定

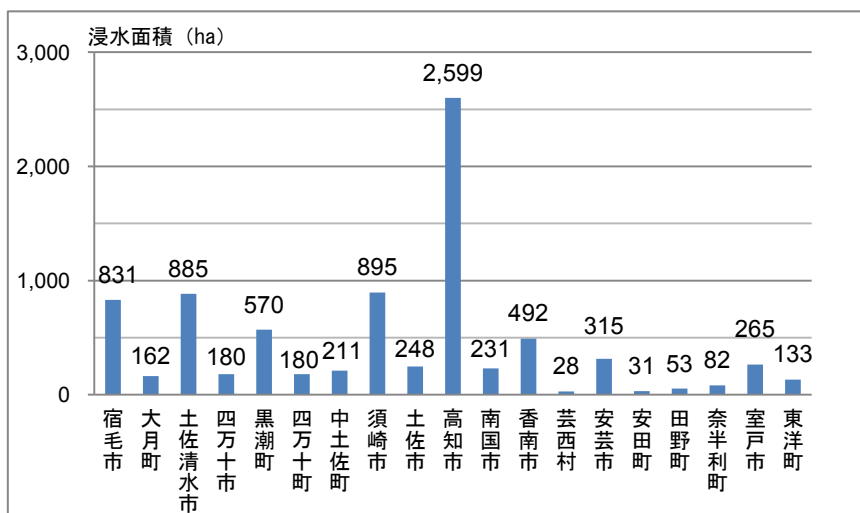
【各市町村の海岸線での最大津波高】



【海岸線への津波（津波高1m）到達時間】



【津波浸水面積】 県全体の浸水面積 約 8,400ha（最大重ね合わせ浸水面積）



ウ 人的・物的被害の想定（平成25年5月高知県公表）

【地震・津波の設定】

- ・揺れ：南海地震（M8.4相当）を想定
- ・津波：安政南海地震クラスの津波

【時間・条件の設定】

- ・時間帯：冬深夜
- ・住宅の耐震化率：74%
- ・津波早期避難率：20%

【死者数】

揺れによる 建物倒壊	がけ崩れ	火災	津波	ブロック塀・自動販売機 の転倒、屋外落下物	合計
約 940 人	約 20 人	約 30 人	約 9,900 人	若干数	約 11,000 人

【負傷者数】

揺れによる 建物倒壊	がけ崩れ	火災	津波	ブロック塀・自動販売機 の転倒、屋外落下物	合計
約 12,000 人	約 30 人	約 90 人	約 2,000 人	若干数	約 14,000 人

【避難者数】

	1日後	1週間後	1箇月後
避難所	約 120,000 人	約 90,000 人	約 34,000 人
避難所外	約 65,000 人	約 56,000 人	約 79,000 人
合計	約 185,000 人	約 146,000 人	約 113,000 人

【全壊建築物数】

揺れによる 建物被害	火災による 建物焼失	がけ崩れによ る建物被害	液状化による 被害	津波による 建物被害	合計
約 15,000 棟	約 3,000 棟	約 170 棟	約 1,100 棟	約 17,000 棟	約 36,000 棟

【ライフライン被害数（被災直後）】

上水道	下水道	電力	通信（固定電話）	ガス（都市ガス）
約 439,000 人	約 234,000 人	約 360,000 軒	約 156,000 回線	約 40,000 戸

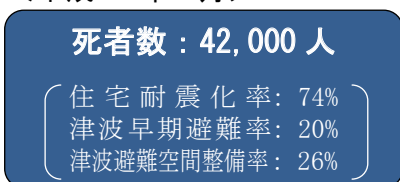
4 第2期行動計画の取組による減災効果

第2期行動計画では、「命を守る」対策を最優先に取り組んできた結果、住宅の耐震化は74%から77%に、避難場所や津波避難タワーなどの津波避難空間の整備は26%から94%に、また、揺れが収まった後、津波から早期に避難する意識は20%から70%になりました。

こうした取組を着実に進めてきたことで、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラス(L2)の地震・津波に対して第2期行動計画策定当初に想定した死者数42,000人は、67%減少の14,000人にまで減らすことができる見込みとなっています。

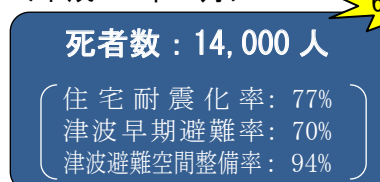
【住宅の耐震化、津波から早期に避難する意識の向上等による被害軽減効果】

＜平成25年5月＞



住宅の耐震化
津波早期避難意識の向上
津波避難空間の確保

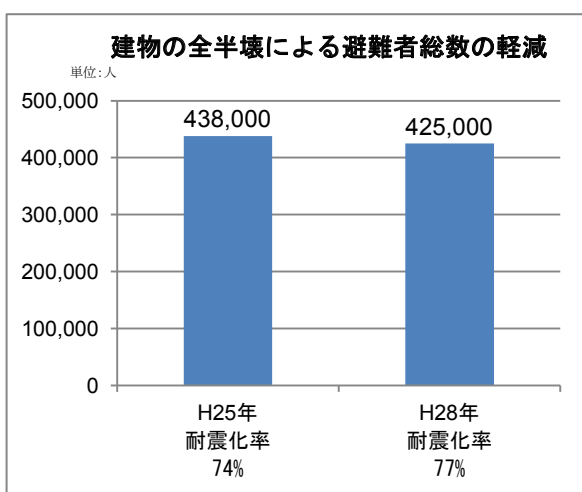
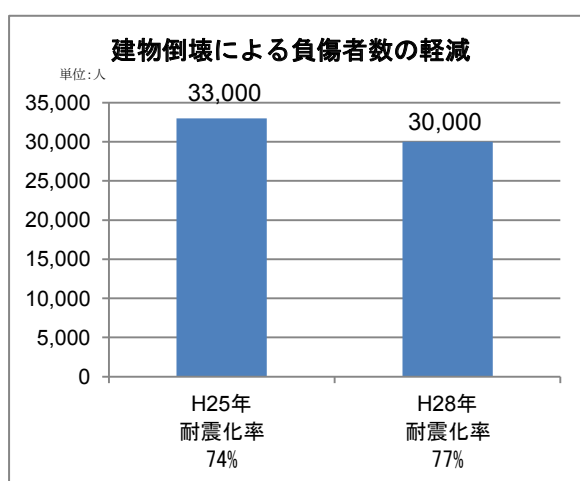
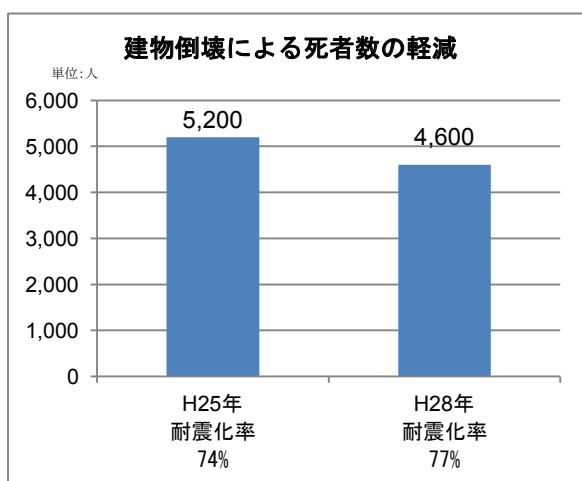
＜平成28年3月＞



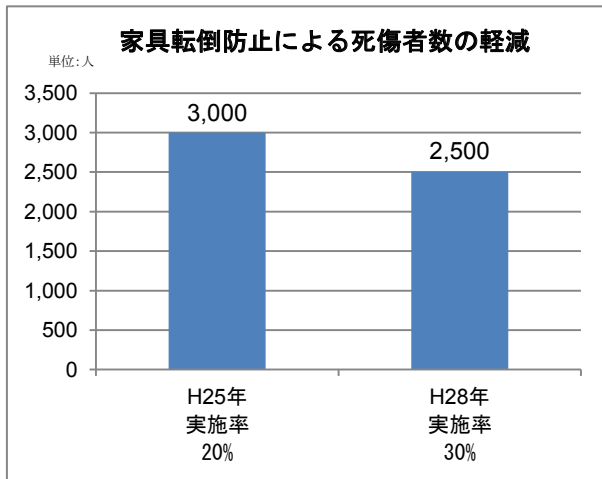
67%減

【取組による被害軽減効果】

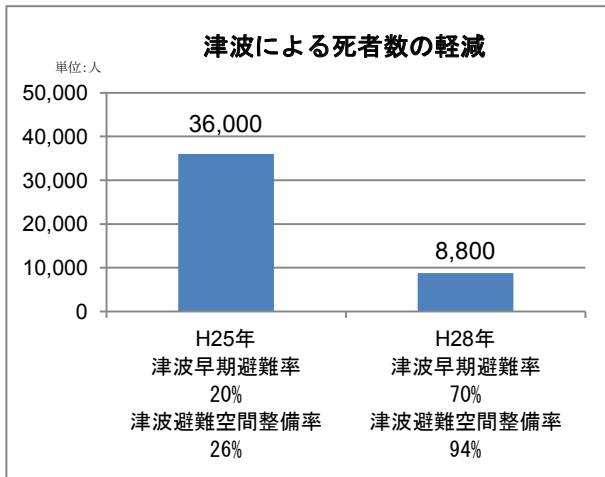
(1) 建物の耐震性の強化



(2) 家具等の転倒防止対策の強化



(3) 津波から早期に避難する意識の向上と津波避難空間の確保



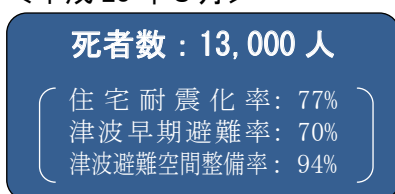
5 第3期行動計画の減災目標

第2期行動計画の取組の減災効果で示した想定死者数 14,000 人は、平成 17 年の国勢調査を基に算出しています。平成 22 年の国勢調査による人口減少の影響を反映させて、新たに算出すると、この値は 13,000 人になります。

第3期行動計画は、想定死者数 13,000 人を基準として、住宅の耐震化を 82%に、津波避難空間の整備を 100%に、津波早期避難意識を 100%にすることで、死者数を 38%減少させて 8,100 人まで減らすことを目指します。

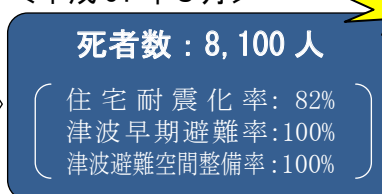
【住宅の耐震化、津波から早期に避難する意識の向上等による被害軽減効果】

<平成 28 年 3 月>



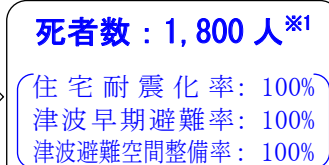
住宅の耐震化
津波早期避難意識の向上
津波避難空間の確保

<平成 31 年 3 月>



38%減

住宅の耐震化が
100%になると



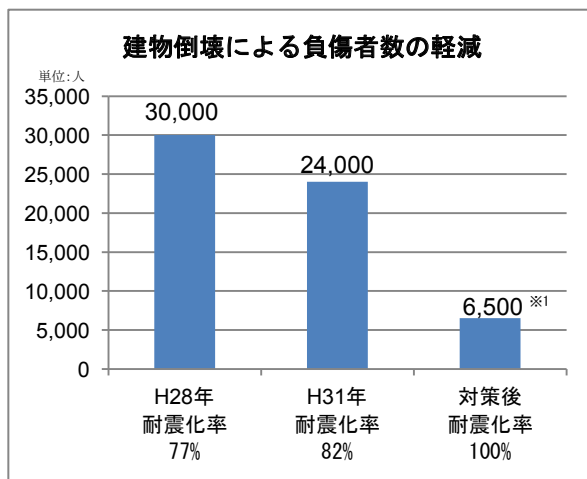
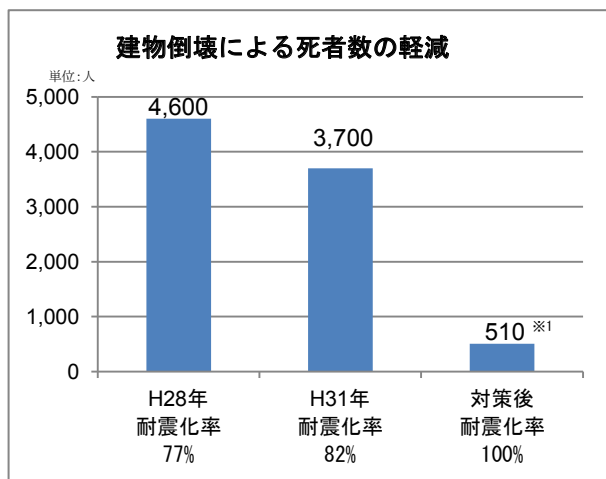
さらなる取組の拡充

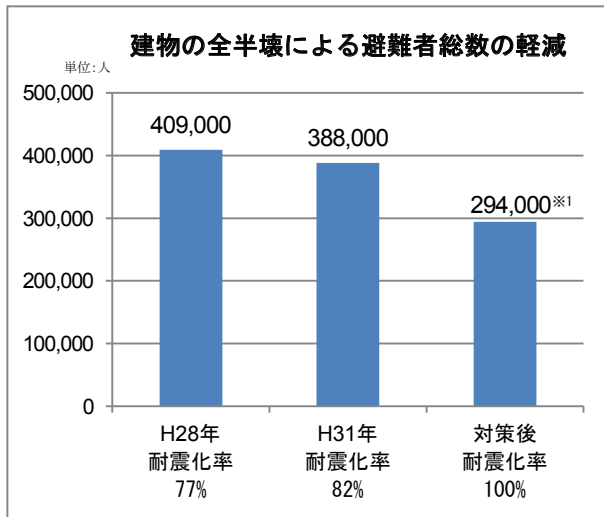
避難訓練による
避難時間の短縮
急傾斜地崩壊対策
などのハード整備

死者数を限りなく
ゼロに!!

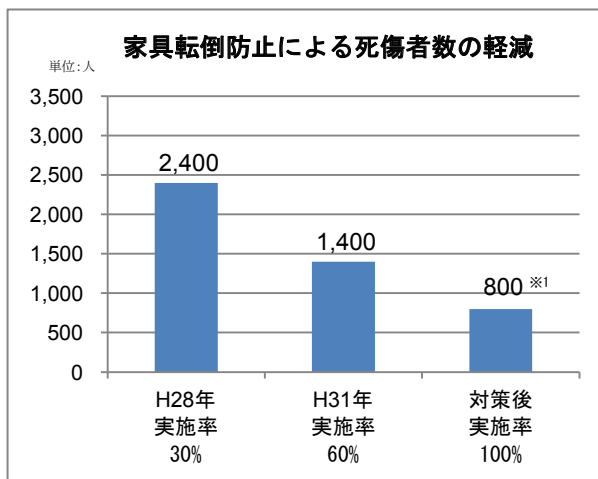
【取組による被害軽減効果】

(1) 建物の耐震性の強化

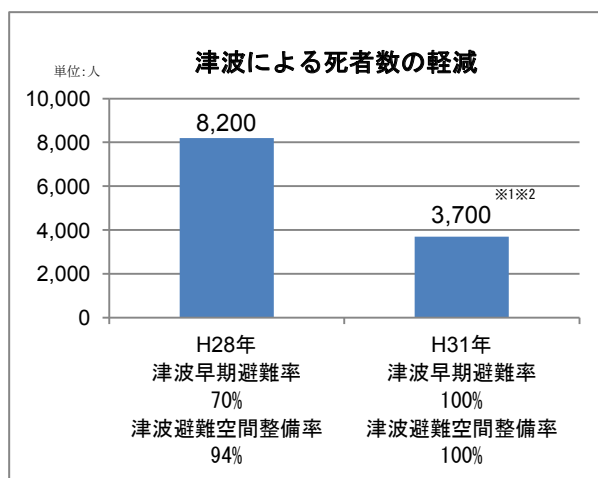




(2) 家具等の転倒防止対策の強化



(3) 津波から早期に避難する意識の向上と津波避難空間の確保



※¹ 発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラス（L2）の地震・津波における被害を、平成17年国勢調査に基づき推計

※² 倒壊した建物から脱出することができず、津波に巻き込まれる方がいるため、死者がゼロとにならない

6 第3期行動計画において重点的に取り組むべき課題

第3期行動計画では、第2期行動計画の成果と課題を踏まえ、「命を守る」対策を地域地域で徹底させます。また、応急期の「命をつなぐ」対策をさらに掘り下げ具体化するとともに、「生活を立ち上げる」対策についても速やかな復旧・復興に向けた取組を引き続き着実に進めます。

その中でも特に、第2期行動計画の取組を通じて見えてきた問題点に対応する課題に重点的に取り組みます。

(1) 第2期行動計画の取組を通じて見えてきた問題点

- ① 学校や県有建築物の耐震化は概成した。しかし、既存住宅の耐震化が74%から77%と大きくは進まなかったことから、建物倒壊による死者数は12%、負傷者数9%の減少にとどまっている。
- ② 津波避難タワーなどの津波避難空間の整備が概成するとともに、津波避難ビルの指定が促進した。併せて、沿岸部の全地区において地域津波避難計画も策定済みである。この計画に基づき、各地域で津波から確実に避難できるか避難経路等の現地点検を進めているが、その進捗は28%にとどまっている。
- ③ 避難所の確保は、約170,000人分から約210,000人分まで進んだ。一方、住宅の耐震化が大きくは進まなかったことから、想定する1週間後の避難所への避難者数は約250,000人になっており、未だに約40,000人分が不足している。
- ④ 発災後に支援物資等を届けるルートを確保するため、橋梁の耐震化や緊急輸送道路の法面の防災対策等を進めるとともに道路啓開計画を策定した。その結果、道路啓開に長期間を要する地域があることが明らかになった。
- ⑤ 津波避難対策を進めたことにより、当初の想定死者数約42,000人が約14,000人にまで大幅に減少した。しかし、建物の耐震化が大きくは進まなかったことなどから、負傷者数は約5,000人の減少にとどまり、未だに約30,000人以上の負傷者が想定されている。
- ⑥ 市町村における応急期の活動の設計図となる応急期機能配置計画の策定を進めるため、策定手順書を取りまとめるとともに、モデル市町村において計画を策定した。しかし、策定に着手したのは、沿岸域の13市町村にとどまっている。
- ⑦ 高知市の長期浸水区域における地域津波避難計画は策定されている。しかし、住民一人ひとりの避難場所までは把握できていない。
また、応急救助機関等と救助・救出の検討を進め、救助用ボートの配備を増強している。しかし、現状では長期浸水区域に孤立する避難者が約60,000人にのぼることが想定されており、救助・救出には長期間を要する。
- ⑧ 平成25年度の県民意識調査では、津波からの早期避難意識が約20%から約70%と大幅に上昇している。しかし、平成27年度の調査ではこの値が横ばいとなっており、意識の向上までには至っていない。また、揺れによる被害に対する危機意識が約80%と高いものの、住宅の耐震化は3%しか向上していないことや家具の固定対策などの実施率が約30%と変化がないなど、行動につながっていない。

(2) 重点的に取り組むべき課題

第2期行動計画の取組から見えてきた問題点の解決に向けて以下の8つの重点的な課題について、対策の見直しや新たな対策を講じることにより、目標達成に向け加速化を図ります。

■「命を守る」対策

- ①住宅の耐震化の加速化
- ②地域地域での津波避難対策の実効性の確保

■「命をつなぐ」対策

- ③避難所の確保と運営体制の充実
- ④地域に支援物資等を届けるためのルートの確保
- ⑤前方展開型による医療救護体制の確立
- ⑥応急期機能配置計画の策定
- ⑦高知市の長期浸水区域における確実な避難と迅速な救助・救出

■県民への啓発の充実強化（共通課題）

- ⑧震災に強い人づくり

重点課題 ①

住宅の耐震化の加速化

土木部

これまでの主な取組

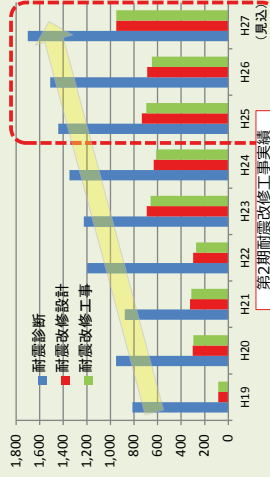
県の取組

- 診断、設計、改修への財政的支援
- 住宅耐震化の啓発チラシの作成と市町村・事業者等への配布
- 新聞・テレビCM等による耐震化の必要性や補助制度の周知
- 防災イベント等における耐震化の普及啓発
- 住宅耐震化促進に関する事業者等との意見交換
- 事業者を対象とした低コスト工法講習会の開催

市町村の取組

- 診断無料化、設計・改修への上乗せ補助の実施
- 戸別訪問の実施、代理受領の導入

これまでの実績



●耐震改修済の住宅数 約 4,500 棟 (H27年度までの累計)

見えてきた課題

- ① 需要の掘り起こし
耐震化の必要がないと思っている人が多い
→ 啓発の強化
改修工事の費用負担が大きい
→ 住宅所有者の費用負担軽減
- ② 供給能力の増強
低コスト工法を活用できる事業者が少ない
→ 事業者の育成

第3期南海トラフ地震対策行動計画の取組

課題解決の取組方針

住宅所有者の費用負担の軽減や啓発の強化による需要の掘り起こしと事業者の育成による供給能力の増強

需要の掘り起こし

啓発の強化

- 戸別訪問や地元説明会等の質の向上 (啓発ソールの充実)
- 登録事業者の営業力向上 (講習会の開催)
- 地域本部との連携による学習会の開催

供給能力の増強

- ペーパー登録事業者の事業参入促進
- 市町村における補助金手続の簡素化 (診断・設計・工事の一括申請)
- 事業者の新規登録の促進

住宅所有者の費用負担軽減

耐震化を阻む最大のネックである住宅所有者の費用負担を大胆に軽減

STEP1 とにかくやる気になってもらおう

アクション① 拡充

全市町村で戸別訪問を実施

STEP2 何はともあれ設計まではやってもらおう

アクション② 拡充

耐震設計の費用負担軽減を促進

STEP3 設計を着実に工事に繋げる

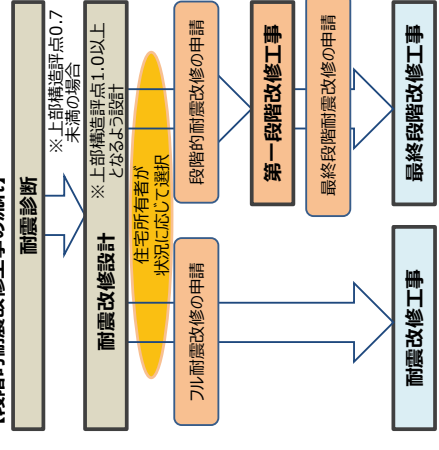
アクション③ 新規

段階的耐震改修を支援

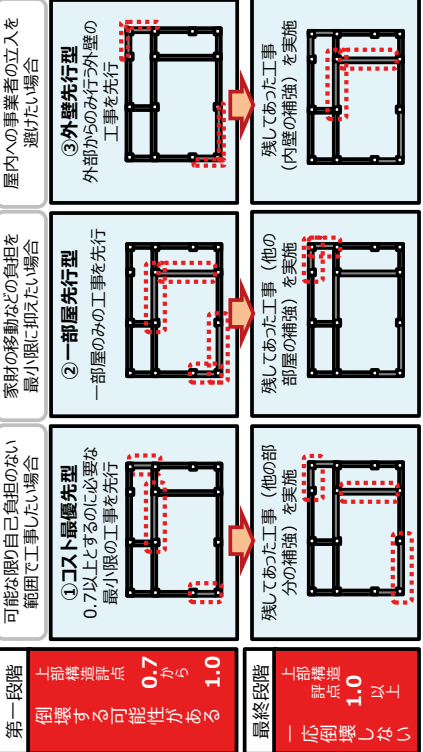
住宅段階的耐震改修支援事業の創設

倒壊の可能性が高い住宅の倒壊リスクを軽減させるため、上部構造評価点が0.7未満の住宅に対して、第一段階として0.7以上に向上させる改修工事を支援

【段階的耐震改修工事の流れ】



【段階的耐震改修工事のパターン例】



重点課題 ②

地域地域での津波避難対策の実効性の確保

危機管理部

これまでの主な取組

津波避難計画の策定

- 市町村津波避難計画の策定
沿岸全19市町村策定完了
- 地域津波避難計画の策定
沿岸域508地区 全393計画策定完了

津波避難空間、避難路の整備

- 避難路、避難場所
1,445箇所中1,361箇所整備 **概成!!**
- 津波避難タワー
115基中99基整備
- 津波避難シエルター整備 など

避難計画の実効性の確認

- 図上点検の完了
全地区の避難困難地域を図上で確認
- 現地点検の実施
362計画中130計画着手

避難時間の確保

- 地域地域で津波避難空間を活用した避難訓練の実施
- 堤防の耐震化
江ノ口川と錦川に挟まれた中心市街地エリアの河川・海岸堤防の耐震化の概成
- 陸こう閉鎖
県管理海岸保全区域内
1,173箇所中777箇所閉鎖 など

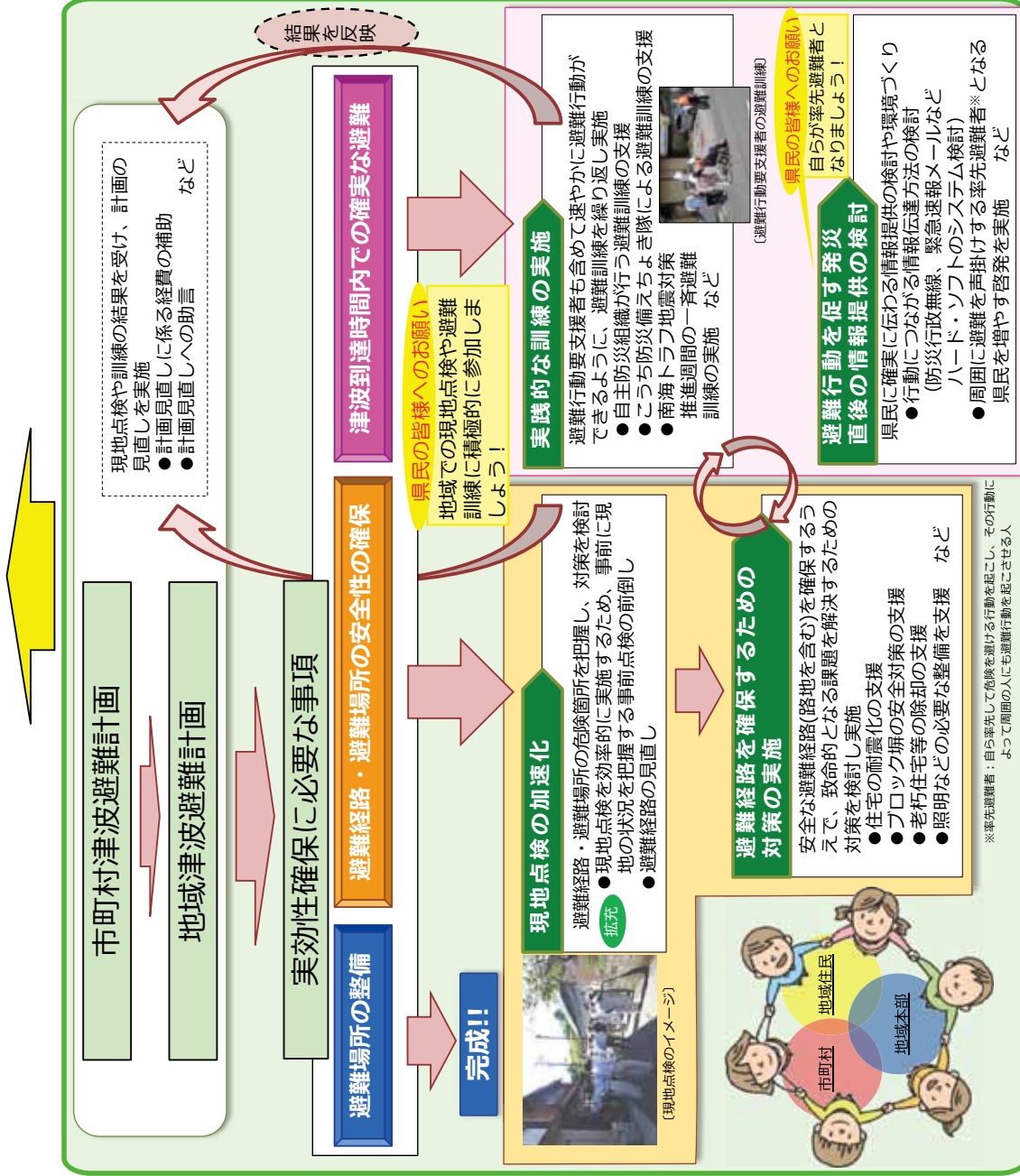
見えてきた課題

- ① 避難経路・避難場所の安全性の確保
→ 現地点検の加速化
→ 避難経路を確保するための対策の実施
- ② 津波到達時間内での確実な避難
→ 実践的な訓練の実施
→ 避難行動を促す防災直後の情報提供の検討

第3期南海トラフ地震対策行動計画の取組

課題解決の取組方針
現地点検を加速化し、一人ひとりが確実に避難するための課題を把握し、地域津波避難計画の実効性を確保するための対策を実施する

- 目標**：
- 津波避難空間の整備完了
 - 平成29年度までに現地点検を完了
 - 避難経路を確保するための対策に着手



これまでの主な取組

避難所の確保

- ◆ 1週間後の避難者約250,000人に対し約210,000人分を確保
 - ・ 学校、公共施設の耐震化 (学校) 市町村立903/951棟 (約95%)
県立369/388棟 (約95%)
対策の方向性に一定の目途が立った!
 - ・ 地域集会所の耐震化 117棟 (6市町村)
 - ・ 教室利用の促進 21市町村
 - ・ 旅館ホテル生活衛生同業組合との協力協定締結
- ◆ 福祉避難所の指定促進
 - ・ 全市町村で178施設を指定し、要配慮者約17,000人 (推計) に対し、約8,500人の受入体制を整備 (H27.12月末)

広域避難の検討

- ◆ 県内を4ブロックに分けて検討
 - ・ 3ブロック (安芸、須崎、幡多) は、圏域ブロック内での広域避難に関して合意
 - ・ 中央ブロックにおいて検討を開始

運営体制の充実

- ◆ 避難所運営マニュアル作成支援
 - ・ モデル避難所10箇所で作成 (避難所約900箇所)

見えてきた課題

- ① 避難所確保の促進
 - 避難所の確保が困難な市町村があり、県全体で避難所が不足
 - 避難所等の耐震化の促進
 - 要配慮者の受入能力の拡大
 - 広域避難の検討の具体化
- ② 避難所における運営マニュアルの作成
 - 避難所運営マニュアル作成の加速化
 - 避難所運営訓練の実施
 - 避難所の環境整備

第3期南海トラフ地震対策行動計画の取組

- 課題解決の取組方針
- 250,000人分の避難所確保
 - 広域避難体制の確立
 - 避難所運営マニュアル作成率 70%以上

避難所確保の促進と、避難所運営の体制整備の加速化

避難所確保の促進

避難所等の耐震化の促進 要配慮者の受入能力の拡大

- 未耐震の避難所、地域集会所の耐震化
- 全市町村での教室利用
- 旅館・ホテル生活衛生同業組合と市町村との協定締結による避難所の指定
- 福祉避難所の指定促進

それでも不足する市町村は

広域避難の検討の具体化

- 中央圏域 (14市町村) 内での広域避難に関する合意
- 県下全体での広域避難体制の確立 (広域避難の実施計画と具体的なルール作り) など

避難所における運営マニュアルの作成

※H32年度末までに避難所 (約900箇所) で作成を目指す

避難所運営マニュアル作成の加速化

- 作成の必要性を地域の皆様に理解してもらったための啓発の充実
- 効果的に作成するため、モデル避難所のノウハウやマニュアルを活用
- 市町村の取組を加速するため、マニュアル作成の支援を充実 など



市民の皆様へお願い

避難所運営の主役は地域の皆様です！地域での避難所運営マニュアル作成や避難所の運営訓練に積極的に参加しましょう！

避難所の環境整備

- 避難所の環境整備に係る支援を充実 (全避難所での自主水源の確保等)
- 福祉避難所的な機能の確保

避難所運営訓練の実施

- 訓練に係る支援を充実
- 訓練を通じたマニュアルの検証・見直し

実効性を高める

作成の省力化

重点課題 ④ 地域に支援物資等を届けるためのルートの確保 危機管理部・水産振興部・土木部

これまでの主な取組

陸路

- ◆ 高知県道路啓開計画の策定
 - ・優先して啓開すべき防災拠点・ルートの選定
 - ・啓開に要する日数の算定
- ◆ 啓開日数の短縮に向けた対策の実施
 - ・緊急輸送道路の橋梁の耐震化 97/104橋
 - ・緊急輸送道路の法面の防災対策 288/1,102箇所 (H27.3時点)
 - ・四国8の字ネットワークの整備促進 県内整備延長 138 km (整備率 53%)

海路

- ◆ 耐震強化岸壁の整備
 - ・防災拠点港 8/12港
- ◆ 港湾BCP(L1想定)の策定
 - ・一次防災拠点港 全4港 完了
- ◆ 防災拠点漁港啓開計画の策定
 - ・防災拠点漁港 全6漁港 完了

空路

- ◆ 緊急用ヘリコプター離着陸場整備
 - ・70/104箇所
- ◆ ヘリコプター離着陸場データベースの作成
 - ・県内でヘリコプターが離着陸可能な適地を調査・データベース化し、関係機関と共有
- ◆ 高知龍馬空港の機能早期復旧対策
 - ・高知龍馬空港の津波早期復旧計画の策定

第3期南海トラフ地震対策行動計画の取組

課題解決の取組方針

陸海空で連携し、迅速に支援物資等を届けるルートを確保するための対策を実施

目標：陸路 道路啓開計画のバージョンアップ
 海路 防災拠点港の耐震強化岸壁 11/12港整備
 空路 緊急用ヘリコプター離着陸場 104箇所整備完了



重点課題 ⑥

前方展開型による医療救護体制の確立

危機管理部・健康政策部

これまでの主な取組

高知県災害時医療救護計画の改訂 (H27.3)

- ・東日本大震災の教訓、県の被書想定 (H24.12, H25.5) を踏まえた見直し
- ・有識者会議 ((H25~H26)南海トラフ地震における応急期対策のあり方に関する懇談会) による検討

➡ より負傷者に近い場所において、地域の総力戦による前方展開型の医療救護活動が必要

地域ごとの医療救護の行動計画づくりの開始

- ・県内6か所で、地域の関係者とともに行動計画を策定
- ① 室戸市・東洋町地域
- ② 南国地域
- ③ 土佐市地域
- ④ 須崎市地域
- ⑤ 中土佐町・四万十町地域
- ⑥ 宿毛市・大月町・三原村地域

医師を対象とした災害医療に関する研修制度の創設

- ・日頃の診療科を問わず、全ての医師が身につけておくことが望ましい災害医療の知識や技術についての研修
- ① 地域の被害想定や災害医療の考え方
- ② 初期評価の知識と実技
- ③ 安定化処置、何もない場所での処置
- ④ 小外科的処置など③より高度な処置

県民の救急救命措置技術の習得

- ・救急救命講習実施の支援
H26受講人数 35,208人

見えてきた課題

- ① 地域ごとの医療救護の体制づくりが必要
 - ➡ 総力戦の体制づくり (地域ごとの医療救護の行動計画の策定)
 - ➡ 総力戦の人材確保 (医療従事者・県民)
 - ➡ 総力戦の場所と資機材の確保
 - ➡ 最困難課題地域への対応
- ② 地域をバックアップする体制づくりが必要
 - ➡ 医療従事者を地域に運ぶ仕組みづくり
 - ➡ 総合防災拠点の機能の維持・強化
 - ➡ 国を挙げた災害医療体制の強化

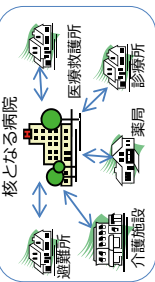
第3期南海トラフ地震対策行動計画の取組

総力戦による前方展開型の医療救護活動を実現するため、地域ごとの医療救護体制の強化や県民参加の仕組みづくりを進める

目標：県内全域における医療救護体制の醸成

総力戦の体制づくり (地域ごとの医療救護の行動計画の策定)

- 拡充 行動計画(※)の策定に取り組み地域の拡大
※地域の医療救護活動の「目指す姿」と発災後72時間の「タイムライン」(各機関の行動一覧表)
- 拡充 行動計画に基づく訓練等の検証の実施



総力戦の人材確保 (医療従事者・県民)

- 新規 医師向け災害医療研修の実施
地域の医師が日頃の診療科を問わず、災害医療に関する知識や技術を修得
- 地域災害支援ナース等の育成
- 県民参加を促進する仕組みづくり



県民の訓練への期待をお願いします！
災害時には、救助や医療提供に限界があります。心急手当や搬送の技術を身につけ、共助の力を強きましょう！また、ケガをしないことが大きな貢献となります。家具の固定など、災害への備えを強化しましょう！

地域ごとの医療救護の体制づくり

地域をバックアップする体制づくり

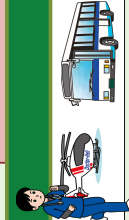
最困難課題地域への対応

- 完全孤立地域(無医地域)への対策
・医療が提供できき場所の設置の検討
・ヘリポートの確保
- 長期浸水地域への対策
・ろう病対策の検討
・病院避難対策の検討

県と市町村等との連携による対策の検討

支援の投入

- 新規 医療従事者を地域に運ぶ仕組みづくり
- 新規 県内医師やDMAT等を参集拠点から地域へ搬送する仕組みづくり



総合防災拠点(参集・活動拠点)の機能の維持・強化

- 資機材の維持管理と訓練等の実施
・航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)となる拠点 (高知大学医学部、安芸市総合運動場、宿毛市総合運動公園)
- ・医療チームのベースキャンプ及び臨時医療救護施設となる拠点 (SCU併設以外の拠点)



国を挙げた災害医療体制の強化 <政策提言>

- 県外からのDMAT等の早期かつ大量の投入
- 人とモノがセツトとなった支援体制の構築
- 航空搬送機能の抜本強化

重点課題 ⑥

応急期機能配置計画の策定

危機管理部

これまでの主な取組

県民の皆様へ（応急期機能配置計画とは）

発災時には、避難所や応急仮設住宅用地等の様々な機能（施設・用地）が必要となりますが、特定の公共施設・用地に絞る恐れがあります。そのため、事前に必要な機能の配置を計画するものです。

市町村の応急期機能配置計画策定

- 応急期機能配置計画作成手順書の作成（H27.5）
策定の具体的な手順、時間経過に応じた配置の優先順位の方、各種機能の基本的な配置条件等を整理
- モデル市町村で計画策定
- 沿岸13/19市町村が策定着手（H27年度）

応急期に必要な各機能の検討

- 応急救助機関の活動拠点
 - ・警察、消防、自衛隊と活動拠点の調整
 - ・県受援計画の策定
- 避難所
 - ・1週間後の避難者約250,000人に対し約210,000人分を確保
- 医療救護所
 - ・地域ごとの医療救護の行動計画づくりに着手
- 物資集積所
 - ・物資集積所の選定状況調査(20市町村)
- 遺体検案・安置所、仮埋葬地
 - ・高知県広域火葬計画(第一版)策定(H26.6)
 - ・市町村遺体対応マニュアル策定着手(9市町)
 - ・火葬場BCP作成着手(5施設)
- 応急仮設住宅建設用地
 - ・応急仮設住宅供給計画策定
 - 立地条件や他機能との時間経過に応じた優先順位の考え方について整理
- 災害廃棄物の仮置場
 - ・高知県災害廃棄物処理計画(L1相定)の策定
 - ・市町村災害廃棄物処理計画 1市策定

見えてきた課題

各市町村で不足する機能の発生が想定される

- 全市町村で機能配置計画を策定
- 機能配置計画の広域調整が必要

第3期南海トラフ地震対策行動計画の取組

課題解決の取組方針

発災時に応急対策や復旧・復興対策を円滑に進めるため、全市町村での応急期機能配置計画の作成を完了し、不足する機能等について、広域調整を実施

- 全市町村で応急期機能配置計画を作成
- ブロック内での広域調整を完了

各市町村で不足する機能の発生が想定される

全市町村で機能配置計画を策定

応急期に必要な各機能の配置を各市町村で検討し、各種対策の設計図を作る

- 市町村の計画策定への支援

H28年度末までに全市町村で策定



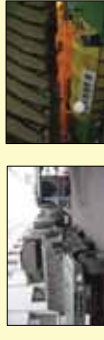
域内の施設・用地の整理

機能の統合調整

時系列に応じた機能配置

応急救助機関の活動拠点

- 消防、警察、自衛隊の応援部隊の活動拠点
- 警察、消防、自衛隊等の受入れ体制を整備（県受援計画）



避難所



（写真提供：大船渡市）

医療救護所

- 初期救急医療に相当する応急処置等を行う施設



物資集積所

- 救護物資の受入れ・配分・仕分け拠点
- 市町村物資集積拠点の選定
- 物資輸送の手順等を定めた物資配送計画の策定



新規

機能配置計画

応急期活動の設計図

全体をコントロール

遺体検案・安置所、仮埋葬地

- 〔検案所〕警察等による検視や身元確認を行う場所
- 〔安置所〕遺体を安置する場所
- 〔仮埋葬地〕火葬体制が整うまで仮に土葬する場所
- 検案所・安置所、仮埋葬地選定支援
- 広域火葬訓練・研修会の開催
- 火葬場設備整備への助成（BCP作成支援）



応急仮設住宅建設用地

- 応急仮設住宅の建設用地
- 机上訓練の実施と対応策の検討
- 応急仮設住宅供給計画の見直しなど



市町村単位で機能が不足する場合

調整内容を計画に反映

H29年度～

機能配置計画の広域調整

- 市町村単位では不足が見込まれる避難所や応急仮設住宅建設用地等をブロック単位での広域調整を行う
- 広域で配置する方が効率的な応急救助機関の活動拠点や災害ボランティアセンター、ライフライン機関の資材保管場所等をブロック単位で広域調整を行う

重点課題 ⑦

高知市の長期浸水区域内における確実な避難と迅速な救助・救出

危機管理部

これまでの主な取組

高知市における長期浸水被害予測（最大）
 長期浸水面積 約2,650ha
 長期浸水域内人口 昼間約150,000人
 夜間約120,000人

南海地震長期浸水対策検討会(H22～H24)

高知県全体に大きな影響を及ぼす高知市中心部の南海トラフ地震による長期浸水被害を最小限にとどめるための対策を検討
 【検討会：7回開催 WG：30回開催】
 【メンバー：国、県、高知市、応急救助機関】
 ① 止水・排水対策
 ② 住民避難対策
 ③ 救助・救出対策
 ④ 燃料対策
 ⑤ 医療対策
 ⑥ 衛生対策
 ⑦ 廃棄物対策

南海トラフ地震高知市長期浸水対策連絡会(H26～)

対策検討会にてとりまとめた対策について、関係機関で進捗を確認し、連携をはかるための連絡会を設置
 【メンバー：国、県、高知市、応急救助機関】

救助救出担当者(H26～)

- 迅速に救助・救出を行うための具体策を検討
- 救助救出用の資機材整備の実施
 【メンバー：県、市、応急救助機関】

高知市の津波避難対策

- ① 地域津波避難計画の策定
- ② 津波避難マップを作成し、浸水域内の各戸に配布

見えてきた課題

- ① 一人ひとりが確実に避難できるのか確認できていない
- ② 救出に長期間（約40日）を要する

- 津波避難シミュレーションの実施
- アクションプラン策定
- 具体策の推進



第3期南海トラフ地震対策行動計画の取組

長期浸水域における住民一人ひとりの具体的なで確実な避難の実現と要救助者を極力減らすことによる迅速な救助・救出

目標：● アクションプランの策定
 ● 具体的な対策の実施

県民の皆様へのお願い

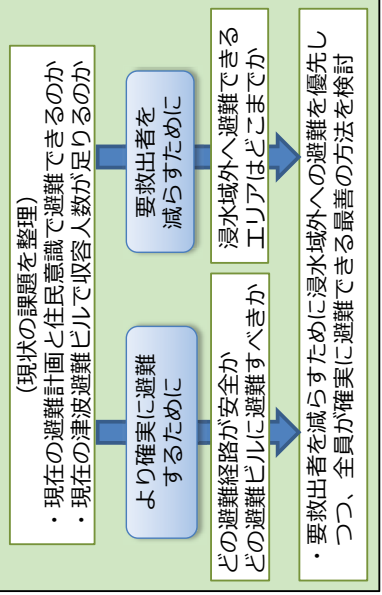
長期浸水で起こり得る被害を理解し、避難先を認識し、水食料等の備蓄や避難訓練への参加など、自助・共助の取組を進めましょう！

【長期浸水域内の避難行動を再検証】

- ・一人ひとりが確実に避難できるのか確認できていない
- ・救出に長期間を要する

新規 津波避難シミュレーションの実施

シミュレーションによる検討項目



検証方法：エージェンシミュレーション



新規 アクションプラン策定

長期浸水域における住民の命を守り抜くため、県・市・市・応急救助機関が連携して以下の方針でアクションプランを策定（南海トラフ地震高知市長期浸水対策連絡会）

- 【方針①】津波避難シミュレーションを活用して、津波からの避難、緊急避難場所での滞在、救助救出活動の3つのタイムラインで必要な対策を検討
- 【方針②】住民、市、県、応急救助機関がいつまでにどのような取組を実行するのか明確にする

住民・市・県・応急救助機関がそれぞれの役割に基づき、具体策の推進

- ・地域津波避難計画の見直し（避難先の確定）と住民への周知
- ・避難の確実性を上げるための避難訓練等の充実
- ・津波避難ビルへの資機材等の備蓄
- ・より短時間で救出するための体制整備



重点課題 ⑧

震災に強い人づくり ～県民への啓発の充実強化～

これまでの主な取組

メディアを活用した啓発

- テレビ特別番組 年2本制作・放送
- テレビCM 3ヶ月間で360回以上実施
- 新聞広告 年4回掲載
- 起震車による揺れ体験
- 238,329人体験 (H16～H26年度)
- 各種講演会の開催 など

地域での取組を通じた啓発

- 県内一斉避難訓練 年1回実施
- 現地点検の実施
- 避難所運営マニュアルの作成
- 住宅耐震化の戸別訪問を実施
- 優良取組事業者の認定
- 自主防災組織の知事表彰 など

人材育成を通じた啓発

- 防災士養成研修の開催 669人養成(H25～H27年度)
- 幼稚園や保育所等での避難訓練 年3回以上
- 小中高等学校において学校安全教育プログラムに基づき防災教育を推進
- 心のケア活動を実施できる人材の育成
- 自主防災組織人材育成研修 年3回開催
- DIG (図上訓練)、HUG (避難所運営訓練) の開催 など



〔保育所の避難訓練〕

県民の意識は・・・

	【平成25年度】	【平成27年度】
● 揺れに対する危機意識率	82.0%	81.7%
● 津波から早期に避難する意識率	69.5%	68.6%
● 津波浸水区域の認知度	87.2%	88.5%
● 住宅耐震化の補助制度の認知度	35.1%	44.7%
● 家具の固定対策などの実施率	30.0%	30.1%

※平成22年度は21.2%

見えてきた課題

- ① 地震対策に関心がない層が一定存在
 - ・ 防災に関心がない層が存在するため、意識率が一定以上から向上しない
- ② 対策を進めるために必要な情報が行き届いていない、また正しく認知されていない
 - ・ 一定数の方が、自身の居住地域が津波浸水区域だと知らない
 - ・ 住宅耐震化補助制度が半数以上の県民(木造住宅居住者)に伝わっていない
- ③ 被害に対する危機意識はあるものの、行動につなげていない
 - ・ 揺れによる被害の危機意識率は高いものの、家具固定等の対策実施率が低い
- ④ 地域の防災人材が十分に活用されていない
 - ・ 養成した防災士が地域で活動できる環境ができていない

➡ これまでの啓発活動の強化と、新たな視点での啓発活動の充実！

第3期南海トラフ地震対策行動計画の取組

目標：津波から早期に避難する意識率 100%

県民一人ひとりが地域地域で命を守り、つなぐための意識を持つ

啓発の視点
 防災から復興までの一連の流れを明らかにすることにより、必要となる取組を促す

地域地域での顔の見える啓発

防災に係る情報を県民に確実に届けるため、ターゲットを絞った啓発を実施

- 拡充 ● 各年代や職業分野に合わせた啓発
- 新規 ● 地域本部による現地点検など、地域に向向いて直接訴える啓発
- 拡充 ● 住宅耐震化促進のための戸別訪問を全市町村において実施
- 拡充 ● 福祉活動等を通じた独居・高齢者等への啓発強化 など

これまでの啓発活動の強化と
 新たな視点での啓発活動の充実



〔防災学習会の様子〕

様々なメディアを活用した啓発

高知県立大学等と連携し、効果的な啓発方法を検討するとともに、あらゆる機会を捉えた啓発活動を実施

- 県民の意識に訴えるテレビCMやラジオCMの放送
- 防災関係のイベントだけでなく、様々なイベントでのチラシ配布
- 「南海トラフ地震に備えよき」のバージョンアップ及び全戸配布
- 防災から復興までをイメージした地震対策イメージ映像(DVD)の製作・配布 など

育成した人材を活用した啓発

養成した人材を活用した啓発を行うことで、さらに防災人材が養成され、地域地域の防災力が向上する好循環を生み出す

- 防災リーダーの育成・活用
- 自主防災組織の人材育成(DIG・HUG)
- 新規 ● 養成した防災士を活用した地域での啓発
- 新規 ● 人材マッチングの促進
- 新規 ● 地域と防災士をつなぐ仕組みづくり
- 若年層(次世代)の育成
- 小中学生向け防災教育の充実 など

第3期南海トラフ地震対策行動計画の重点課題

- ① 住宅の耐震化の加速化
- ② 地域地域での津波避難対策の実効性の確保
- ③ 避難所の確保と運営体制の充実
- ④ 地域に支援物資等を届けるためのルート確保
- ⑤ 前方展開型による医療救護体制の確立
- ⑥ 応急期機能配置計画の策定
- ⑦ 高知市の長期浸水区域内における確実な避難と迅速な救助・救出

さらなる県民の理解と協力を得るために
 着実に実行するために

産官学民一体となり取り組むことで

南海トラフ地震
 による被害を軽減!!

重点課題に係る第3期行動計画の取組一覧表

8つの重点課題に対する取組は、第3期行動計画では以下の項目に位置付けています。

①住宅の耐震化の加速化

課題	対策	取組	行動計画での対応
需要の掘り起こし	啓発の強化	戸別訪問や地元説明会等の質の向上(啓発ツールの充実)	⇒ 2-8-① 既存住宅の耐震化支援
		登録事業者の営業力向上(講習会の開催)	⇒ 2-8-① 既存住宅の耐震化支援
		地区毎のカルテ作成(全市町村での戸別訪問実施)	⇒ 2-8-① 既存住宅の耐震化支援
		地域本部との連携による学習会の開催	⇒ 2-8-① 既存住宅の耐震化支援
	住宅所有者の費用負担軽減	全市町村での戸別訪問の実施	⇒ 2-8-① 既存住宅の耐震化支援
		改修設計の費用負担軽減を促進	⇒ 2-8-① 既存住宅の耐震化支援
		段階的耐震改修を支援	⇒ 2-8-① 既存住宅の耐震化支援
供給能力の増強	事業者の育成	ペーパー登録事業者の事業参入の促進	⇒ 2-8-① 既存住宅の耐震化支援
		市町村における補助金手続の簡素化(診断・設計・工事の一括申請)	⇒ 2-8-① 既存住宅の耐震化支援
		事業者の新規登録の促進	⇒ 2-8-① 既存住宅の耐震化支援

②地域地域での津波避難対策の実効性の確保

課題	対策	取組	行動計画での対応
避難経路・避難場所の安全性の確保	現地点検の加速化	現地点検を効率的に実施するため、事前に現地の状況を把握する事前点検の前倒し	⇒ 2-18-① 避難路、避難場所の現地点検の支援
		避難経路の見直し	⇒ 2-18-① 避難路、避難場所の現地点検の支援
	避難経路を確保するための対策の実施	住宅の耐震化の支援	⇒ 2-8-① 既存住宅の耐震化支援
		ブロック塀の安全対策の支援	⇒ 2-18-② ブロック塀の安全対策の支援
		老朽住宅等の除却の支援	⇒ 2-18-③ 老朽住宅等の除却の支援
津波到達時間内での確実な避難	実践的な訓練の実施	照明などの必要な整備を支援	⇒ 2-18-⑤ 避難場所の資機材整備に対する支援
		自主防災組織が行う避難訓練の支援	⇒ 1-3-① 自主防災組織の設立支援・活動強化
		こうち防災備えちよき隊による避難訓練の支援	⇒ 1-2-① 市町村や地域が行う避難訓練等の支援
	避難行動を促す発災直後の情報提供の検討	南海トラフ地震対策推進週間の一斉避難訓練の実施	⇒ 1-2-① 市町村や地域が行う避難訓練等の支援
		行動につながる情報伝達方法の検討	⇒ 2-1-① 地震・津波観測監視システム構築
			⇒ 2-1-② 学校への緊急地震速報受信機の設置促進
			⇒ 2-2-② 情報伝達手段の多重化
周囲に避難を声掛けする率先避難者となる県民を増やす啓発を実施	⇒ 1-1-① 地震・津波への備えについての啓発活動		

③避難所の確保と運営体制の充実

課題	対策	取組	行動計画での対応
避難所確保の促進	避難所等の耐震化の促進、要配慮者の収容能力の拡大	未耐震の避難所、地域集会所の耐震化	⇒ 3 - 16 - ① 避難所の収容能力の拡大支援
		全市町村での教室利用	⇒ 3 - 16 - ① 避難所の収容能力の拡大支援
		旅館・ホテル生活衛生同業組合と市町村との協定締結による避難所の指定	⇒ 3 - 16 - ① 避難所の収容能力の拡大支援
		福祉避難所の指定促進	⇒ 3 - 22 - ② 福祉避難所指定支援
	広域避難の検討の具体化	中央圏域(14市町村)内での広域避難に関しての合意	⇒ 3 - 16 - ③ 広域避難調整
		県下全体での広域避難体制の確立	⇒ 3 - 16 - ③ 広域避難調整
避難所における運営マニュアルの作成	避難所運営マニュアル作成の加速化	作成の必要性を地域の皆様に理解してもらうための啓発	⇒ 3 - 16 - ② 避難所運営マニュアルの作成、訓練実施
		効率的に作成するため、モデル避難所のノウハウやマニュアルを活用	⇒ 3 - 16 - ② 避難所運営マニュアルの作成、訓練実施
		市町村の取組を加速するため、マニュアル作成の支援を充実	⇒ 3 - 16 - ② 避難所運営マニュアルの作成、訓練実施
	避難所の環境整備	避難所の環境整備に係る支援を充実	⇒ 3 - 16 - ④ 避難所への資機材整備支援
		福祉避難所的な機能の確保	⇒ 3 - 22 - ③ 要配慮者の避難スペースの確保支援
	避難所運営訓練の実施	訓練に係る支援を充実	⇒ 3 - 16 - ② 避難所運営マニュアルの作成、訓練実施
		訓練を通じたマニュアルの検証・見直し	⇒ 3 - 16 - ② 避難所運営マニュアルの作成、訓練実施

④地域に支援物資等が届けるためのルート確保

課題	対策	取組	行動計画での対応
ルートの確保に長時間を要する地域の解消	(陸路) 道路啓開計画のバージョンアップ	法面危険箇所再調査の実施	⇒ 3-2-② 法面防災対策
		津波による落橋箇所の仮設道路計画を作成	⇒ 3-1-⑤ 仮設道路計画作成
		防災拠点の見直しや道路整備状況を踏まえ、啓開日数を再算定	⇒ 3-1-① 道路啓開計画の策定
		道路啓開訓練を実施し、課題の抽出・検証を行い、実効性を向上	⇒ 3-1-① 道路啓開計画の策定
	(陸路) インフラ整備の推進	緊急輸送道路の橋梁の耐震化	⇒ 3-2-① 橋梁の耐震化
		緊急輸送道路等の法面の防災対策	⇒ 3-2-② 法面防災対策
		四国8の字ネットワークの整備促進	⇒ 3-2-③ 四国8の字ネットワーク整備
	(海路) 港湾BCPの更新	訓練等を通じた実効性の向上による港湾BCPの更新	⇒ 3-1-⑥ 港湾BCPの実効性の検証
	(海路) インフラ整備の推進	耐震強化岸壁の整備	⇒ 2-19-① 高知港・宿毛湾港の防波堤整備 ⇒ 2-19-② 須崎港の津波防波堤整備、改良 ⇒ 3-3-① 防災拠点港の耐震化 ⇒ 3-3-② 防災拠点漁港の整備
		防波堤の粘り強い構造化	⇒ 3-3-② 防災拠点漁港の整備
(空路) 緊急用ヘリコプター離着陸場整備の支援	全箇所整備	⇒ 3-15-① 緊急用ヘリコプター離着陸場の整備支援	
実効性の確保	建設重機と人員の確保	建設事業者のBCP策定の促進	⇒ 4-10-① 建設事業者のBCP策定
	燃料の確保	燃料対策計画の作成と対策の実施	⇒ 3-14-② 応急対策活動用燃料の確保
		災害対応型給油所の整備	⇒ 3-14-① 災害対応型給油所の整備支援
		消防本部との共同した自家給油施設整備	⇒ 3-14-② 応急対策活動用燃料の確保
		ヘリ燃料確保施設の整備	⇒ 3-14-② 応急対策活動用燃料の確保

⑤前方展開型による医療救護体制の確立

課題	対策	取組	行動計画での対応
地域ごとの医療救護の体制づくり	総力戦の体制づくり (地域ごとの医療救護の行動計画の策定)	行動計画の策定に取り組む地域の拡大	⇒ 3-11-② 地域ごとの医療救護の行動計画の策定
		行動計画に基づく訓練等の検証の実施	⇒ 3-11-② 地域ごとの医療救護の行動計画の策定
	総力戦の人材確保 (医療従事者・県民)	医師向け災害医療研修の実施	⇒ 3-11-③ 医療救護活動を担う人材の育成
		地域災害支援ナース等の育成	⇒ 3-11-③ 医療救護活動を担う人材の育成
		県民参加を促進する仕組みづくり	⇒ 3-11-① 救護活動への県民参加
	総力戦の場所と資機材の確保	医療救護施設等の施設、設備、備品等の整備支援	⇒ 2-4-① 病院など医療救護施設における防災対策
		医療機関等の耐震化の促進	⇒ 2-11-① 医療施設の耐震化支援
	最困難課題地域への対応	完全孤立地域(無医地域)への対策	⇒ 3-11-② 地域ごとの医療救護の行動計画の策定
長期浸水地域への対策		⇒ 2-4-① 病院など医療救護施設における防災対策	
地域をバックアップする体制づくり	医療従事者を地域に運ぶ仕組みづくり	⇒ 3-11-④ 医療救護の環境づくり	
	総合防災拠点(参集・活動拠点)の機能の維持・強化	⇒ 3-11-④ 医療救護の環境づくり	

⑥応急期機能配置計画の策定

課題	対策	取組	行動計画での対応
各市町村で不足する機能の発生が想定される	全市町村で機能配置計画を策定	市町村の計画策定への支援 (応急救助機関の活動拠点)	⇒ 3-5-① 応急期の機能配置計画策定 ⇒ 3-9-① 応急救助機関の受入体制の整備
		(避難所)	⇒ 3-9-② 緊急消防援助隊の受入体制の整備
		(医療救護所)	⇒ 3-9-③ 広域緊急援助隊等の受入体制の整備
		(物資集積所)	⇒ 3-16-① 避難所の収容能力の拡大支援
		(遺体検案・安置所、仮埋葬地)	⇒ 3-11-② 地域ごとの医療救護の行動計画の策定
		(応急仮設住宅建設用地)	⇒ 3-18-① 物資受入、配送体制の整備
		(災害廃棄物仮置場)	⇒ 3-19-① 市町村物資受入、配送体制の整備
			⇒ 3-12-① 検視用機材備蓄、検視場所選定
			⇒ 3-12-② 市町村遺体対応マニュアル策定支援、広域火葬体制の整備
	機能配置計画の広域調整が必要	広域調整の実施	⇒ 4-4-① 応急仮設住宅供給体制の整備 ⇒ 4-3-① 県災害廃棄物処理計画の検証 ⇒ 4-3-② 市町村災害廃棄物処理計画の策定促進
		⇒ 3-5-① 応急期の機能配置計画策定	

⑦高知市の長期浸水区域内における確実な避難と迅速な救助・救出

課題	対策	取組	行動計画での対応
一人ひとりが確実に避難できるのか確認出来ていない	長期浸水域内の避難行動を再検証	津波避難シミュレーションの実施	⇒ 3 - 6 - ④ 長期浸水における救助救出体制の整備
		アクションプラン策定	⇒ 3 - 6 - ④ 長期浸水における救助救出体制の整備
救出に長期間(約40日)を要する		具体策の推進	
		(地域津波避難計画の見直し(避難先の確定)と住民への周知)	⇒ 1 - 1 - ① 地震・津波への備えについての啓発活動 ⇒ 2 - 16 - ① 市町村津波避難計画見直し支援 ⇒ 2 - 16 - ② 地域津波避難計画の実効性の検証 ⇒ 2 - 17 - ① 一時避難場所の確保(避難タワー等) ⇒ 3 - 22 - ① 市町村避難支援プランの策定支援
		(避難の確実性を上げるための避難訓練等の充実)	⇒ 1 - 2 - ① 市町村や地域が行う避難訓練等の支援 ⇒ 1 - 3 - ① 自主防災組織の設立支援・活動強化
		(津波避難ビルへの資機材等の備蓄)	⇒ 2 - 18 - ⑤ 避難場所の資機材整備に対する支援
		(より短期間で浸水を解消するためのハード整備)	⇒ 2 - 20 - ① 浦戸湾口・湾内の整備 ⇒ 2 - 21 - ② 河川堤防の耐震化 ⇒ 2 - 21 - ③ 河川排水機場の耐震化・耐水化 ⇒ 2 - 21 - ④ 高知港排水機場の耐水化 ⇒ 2 - 21 - ⑤ 農業用排水機場の耐震化 ⇒ 2 - 21 - ⑥ 止水・排水資機材の調達システムの構築
		(より短期間で救出するための体制整備)	⇒ 3 - 6 - ⑦ 警察署への自家発電設備整備 ⇒ 3 - 6 - ⑧ 消防団の資機材整備 ⇒ 3 - 6 - ⑨ 救助救出活動に備えた資機材等整備 ⇒ 3 - 6 - ⑩ 浸水域の救出活動体制の整備

⑧震災に強い人づくり ～県民への啓発の充実強化～

課題	対策	取組	行動計画での対応
<p>地震対策に関心がない層が一定存在</p> <p>対策を進めるために必要な情報が行き届いていない、また正しく認知されていない</p> <p>被害に対する危機意識はあるものの、行動につなげていない</p> <p>地域の防災人材が十分に活用されていない</p>	地域地域での顔の見える啓発	各年代や職業分野に合わせた啓発	⇒ 1-1-① 地震・津波への備えについての啓発活動 ⇒ 1-2-① 市町村や地域が行う避難訓練等の支援 ⇒ 1-4-④ 防災活動への女性の視点反映 ⇒ 2-3-② 公立学校の防災対策
		地域本部による現地点検など、地域に出向いて直接訴える啓発	⇒ 1-2-① 市町村や地域が行う避難訓練等の支援 ⇒ 1-3-① 自主防災組織の設立支援・活動強化 ⇒ 2-18-① 避難路、避難場所の現地点検の支援 ⇒ 3-16-② 避難所運営マニュアルの作成、訓練実施
		住宅耐震化促進のための戸別訪問を全市町村において実施	⇒ 2-8-① 既存住宅の耐震化支援
		福祉活動等を通じた独居・高齢者等への啓発強化	⇒ 3-22-① 市町村避難支援プランの策定支援
		様々なメディアを活用した啓発	県民の意識に訴えるテレビCMやラジオCMの放送 ⇒ 1-1-① 地震・津波への備えについての啓発活動
	育成した人材を活用した啓発	防災関係のイベントだけでなく、様々なイベントでのチラシ配布	⇒ 1-1-① 地震・津波への備えについての啓発活動
		「南海トラフ地震に備えちよき」のバージョンアップ及び全戸配布	⇒ 1-1-① 地震・津波への備えについての啓発活動
		発災から復興までをイメージした地震対策イメージ映像(DVD)の製作・配布	⇒ 1-1-① 地震・津波への備えについての啓発活動
		自主防災組織の人材育成(DIG・HUG)	⇒ 1-2-① 市町村や地域が行う避難訓練等の支援 ⇒ 1-3-① 自主防災組織の設立支援・活動強化 ⇒ 1-3-② 消防学校での訓練 ⇒ 1-4-② 防災士の養成 ⇒ 3-16-② 避難所運営マニュアルの作成、訓練実施
		養成した防災士を活用した地域での啓発	⇒ 1-2-① 市町村や地域が行う避難訓練等の支援 ⇒ 1-4-② 防災士の養成
		地域と防災士をつなぐ仕組みづくり	⇒ 1-2-① 市町村や地域が行う避難訓練等の支援 ⇒ 1-4-② 防災士の養成
		小中学生向け防災教育の充実	⇒ 2-3-① 保育所・幼稚園等の防災対策 ⇒ 2-3-② 公立学校の防災対策 ⇒ 2-3-③ 私立学校の防災対策 ⇒ 2-3-④ 放課後子ども教室等の防災対策

7 対策の連続性の確保

(1) 対策の連続性の確保の必要性

行動計画では、地震発生後のタイムラインに沿って、「何が起こるか」という被災シナリオを想定し、地震・津波対策に抜け・漏れがないか確認を行いながら対策を洗い出しています。

また、これらの対策の多くは、個々の対策を個別に進めただけでは一連の対策群として十分に機能することができません。

例えば、揺れから身を守った後に津波から避難するということに対して、早期に避難するか、避難経路の安全が確保されているか、避難する場所が整備されているか、そして津波到達時間までに避難することができるのか、といった被災シナリオに対応した対策を一連の対策群として取り組まないと十分に機能することができません。また、避難経路の安全を確保する対策ができていないなど、1つでも対策が抜けると、津波から安全に避難することができなくなります。

このように、南海トラフ地震から命を守りつないでいくためには、こうした一連の対策をつなげていくことが重要です。

(2) 第2期行動計画における対策の連続性の確保に向けた取組

ア 対策の抜け・漏れの確認

行動計画では、PDCAサイクルにより、常に対策の抜け・漏れがないか確認しています。第2期行動計画では、新たに、条件の異なる様々な被災者に着目し、考えられる被災シナリオを詳細に設定しました。そして、発災直後から避難生活を立ち上げるまでのタイムラインに沿って、被災者が生き延びるために必要な避難行動と、その行動を可能にする対策の確認を行ってきました。

その結果、「津波避難場所（津波避難タワー等）に津波警報が解除されるまでとどまる」ことや「津波避難場所から避難所まで移動する」など新たな状況の想定を追加して、必要な対策を位置付けました。これにより、第2期行動計画において策定当初の取組数は183でしたが、最終年度には226まで拡充してきました。

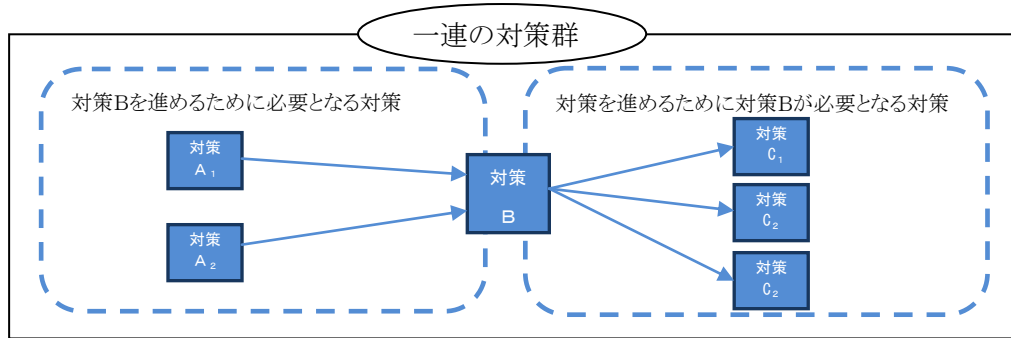
イ 対策の連続性の確認

上記「(1) 対策の連続性の確保の必要性」で説明したように、様々な分野の対策を個々に進めるのではなく、前提となる対策や後に続く対策など、関連する対策と連携しながら進めなければ、目的とする効果が発揮できません。それぞれの対策の進捗状況を把握し情報共有を行うことで、遅れている対策が明らかになり、その対策を加速化することで、一連の対策群としての目的を効果的に達成できます。

それぞれの対策について、次の「対策の連続性イメージ」図のように、対策Bを進めるうえで必要となる対策A₁、対策A₂のどちらかが遅れていると、対策Bをいくら進めても目的が達成できません。また、対策Bが遅れることで対策C₁、対策C₂、対策C₃と複数の対策に影響を及ぼします。

こうした整理を行った結果、「既存住宅の耐震化の支援」、「地域内の道路啓開計画の作成」、「地域津波避難経路の安全性の現地地点検」等が特に多くの対策の前提となっており、他の対策への影響が大きいことが分かりました。

【対策の連続性イメージ】



※いずれかの対策が滞ることで、AからCまでの一連の対策群として効果が発揮できない。

(3) 第3期行動計画で取り組む連続性の確保

一連の対策群の連続性の確保について、現時点の第3期行動計画では、重点的に取り組む8つの課題に対して確認をしています。(P. 176 参照)

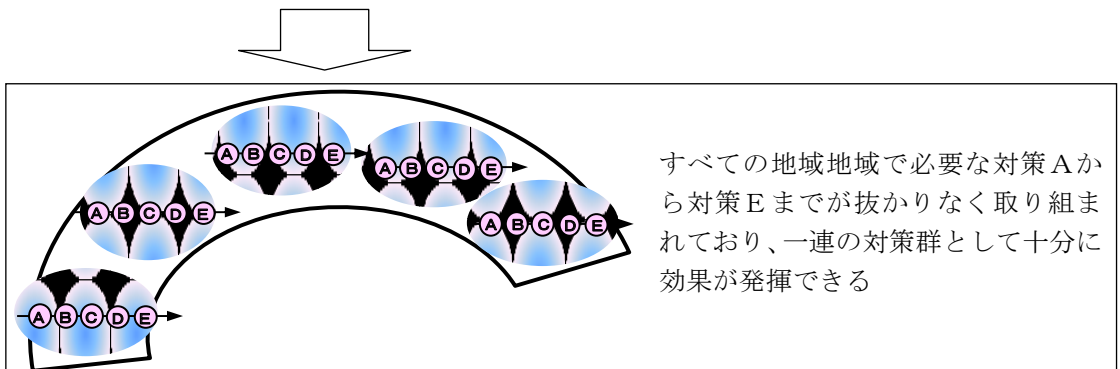
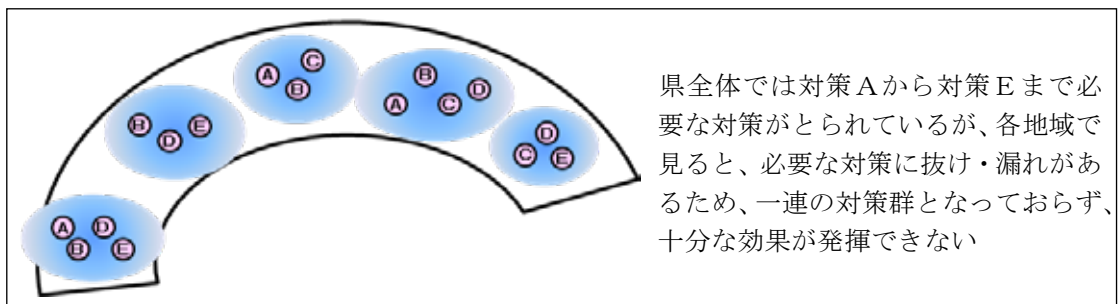
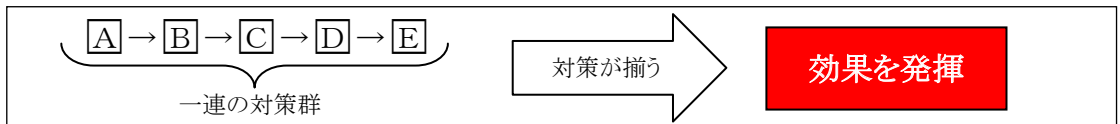
第3期行動計画を進めていく中で、それ以外の対策群についても、連続性の確認を行っていきます。

また、県全体ではそれぞれの対策が進められているため、一連の対策群として効果的に機能しているように見えても、地域単位で見ると対策に抜け・漏れがある場合や量的に不十分な場合には、その地域では対策群としての効果が達成できないということになります。

こうしたことから、南海トラフ地震対策を進めていくには、地域地域で対策の連続性の確認を行っていくことが非常に重要になります。

第3期行動計画では、こうした地域単位での対策の抜け・漏れの確認等を、各地域本部が中心となって、市町村や地域の皆様と一緒に取り組んでいきます。

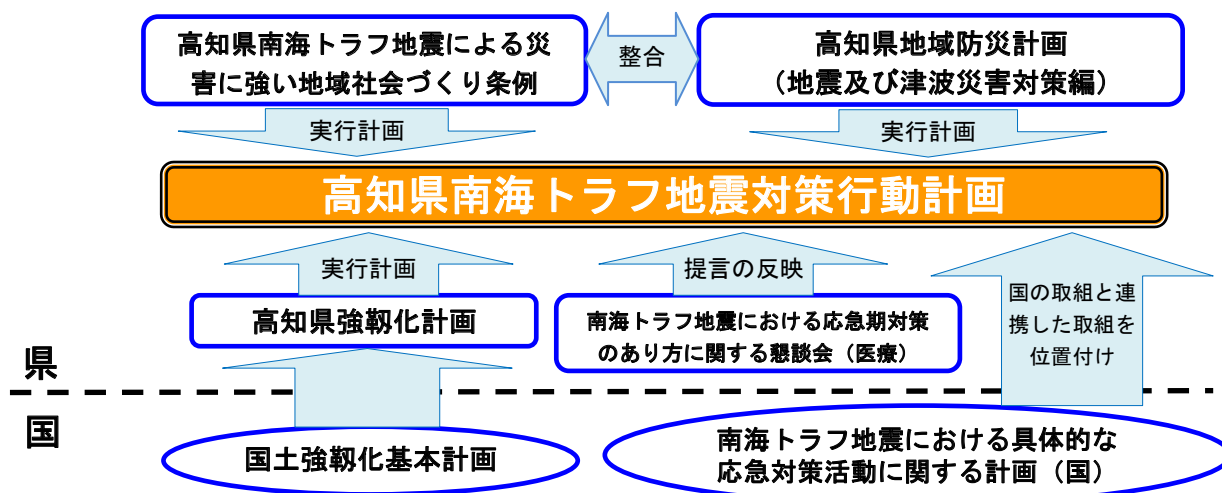
【地域地域での対策の連続性イメージ】



8 他の計画等との連携

行動計画は、県の防災に関する施策の上位計画となる「高知県地域防災計画（地震及び津波災害対策編）」の基本的な考え方や「高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例」の理念を実現するための実行計画となるものであり、南海トラフ地震対策のトータルプランとなるものです。

この他、「高知県強靱化計画」や「南海トラフ地震における応急期対策のあり方に関する懇談会」（医療）の提言、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（国）とも連携しています。



（１）「高知県強靱化計画」の推進方針に対応した取組

高知県強靱化計画（平成 27 年 8 月策定）は、南海トラフ地震をはじめとする大規模自然災害が発生しても、県民の皆様の暮らしや経済が致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を併せ持つ強靱な県土づくりを推進するための計画で、強靱化に関する県の様々な分野における計画の指針となるものです。

この強靱化計画では、南海トラフ地震を県民生活及び県経済に大きな影響を及ぼすリスクとして想定し、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための推進方針（施策の方向性）を取りまとめており、この推進方針に基づく具体的な取組や目標設定を行動計画に位置付けています。（P. 193 参照）

（２）「南海トラフ地震における応急期対策のあり方に関する懇談会」（医療）の提言を踏まえた取組

「南海トラフ地震における応急期対策のあり方に関する懇談会」（平成 25 年～平成 26 年）は、地震発生後の医療救護活動に関する応急期対策のあり方について検討し、必要な対策へ繋げるために設置された有識者会議です。

この懇談会において、本県が今後具体的に検討すべき取組を「提言」としてまとめており、これに基づいた取組を位置付けています。（P. 203 参照）

（３）「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（国）と連携した取組

「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成 27 年 3 月策定）は、発災後、国や政府機関が被害の全容の把握を待つことなく直ちに応急対策活動を開始するための計画です。この中では、国が被災県に対して行う支援と被災県等が支援を受け入れるために実施すべき役割を定めています。この国の計画と連携した県の取組を行動計画に位置付けています。（P. 207 参照）

9 計画期間

第2期行動計画と同様に平成28年度から平成30年度までの3年間を計画期間とします。この期間内に、「命を守る」対策の徹底を図るため、住宅の耐震化をしっかりと加速化させます。あわせて、津波避難空間の整備や、避難路の現地点検を完了させ、避難の安全性の確保を着実に進めます。

また、避難所の確保や運営体制の整備を大幅に加速化し、完了に見通しをつけます。その他、市町村の応急対策の設計図となる応急期機能配置計画の策定を完了させるなど、助かった「命をつなぐ」対策の掘り下げ具体化を進め、取組を進化させます。

10 計画の進捗管理

それぞれの対策について、南海トラフ地震対策の総合的な調整及び施策の円滑な推進を図るため設置した「南海トラフ地震対策推進本部」の下に置いた「南海トラフ地震対策推進本部幹事会」において、定期的に進捗管理を行います。また、その進捗状況を踏まえ必要な対策を行動計画に追加していきます。

また、進捗管理を行うにあたっては、PDCAサイクルにより確認を行うことはもちろんのこと、「施策間のつながりを明確にする」、「取り組んでいく施策が定量的に十分かどうかを検証する」、「地域地域が置かれている実情に合わせて市町村や地域の皆様との連携協調を一層重視する」といった3つの視点を持って常に点検していきます。

第2 具体的な取組

1 想定される被害シナリオに応じた対策

本計画では地震・津波対策に抜け落ちがないように時系列的に多岐にわたる被害シナリオを想定し、それに応じた対策を進めることとしています。また、揺れや津波等による様々な事象や様相をあらかじめ想定することで、事前の対策が有効であるかを確認でき、防災・減災対策を進めるための県民の理解を深めていくことができます。

さらに、平成28年4月におきた熊本地震を踏まえて、強い揺れが繰り返し発生するといったより厳しい条件も想定しながら対策を進めます。

(1) 地震発生から概ね6時間以内

地震の発生により建物等の倒壊や火災の発生が予想されます。また、沿岸部では津波による被害も想定されます。まずは、これらの事象から県民を守るための対策が中心となります。

区分	何が起こるか（事象や様相）	何をすべきか（課題）	行動計画での対応（対策）
人命に関わる対策	強い揺れが発生する	県民自らが身を守る	⇒ 1-1 県民への情報提供、啓発の促進 ⇒ 1-2 県民の防災教育、訓練 ⇒ 2-1 地震・津波の早期検知・伝達体制の整備 ⇒ 3-4 情報の収集・伝達体制の整備
	揺れにより死傷者が多数発生する (庁舎が被災する) (学校等が被災する) (医療、福祉機関が被災する) (事業所が被災する) (室内の転倒落下物で負傷する)	建物倒壊を防ぐ	⇒ 2-8 既存住宅の耐震化の促進 ⇒ 2-9 県・市町村有建築物の耐震化の推進 ⇒ 2-3 学校等の防災対策 ⇒ 2-10 学校等の耐震化の促進 ⇒ 2-4 医療機関の防災対策 ⇒ 2-5 社会福祉施設の防災対策 ⇒ 2-11 医療施設・社会福祉施設の耐震化の促進 ⇒ 2-12 事業者施設等の耐震化の促進
	(屋外の転倒落下物で負傷する) (医療機関が被災する)	室内転倒落下物に対する安全を確保する	⇒ 2-14 学校等の安全対策の促進 ⇒ 2-15 家庭や事業所における室内の安全対策の促進
	(屋外の転倒落下物で負傷する) (医療機関が被災する)	屋外転倒落下物に対する安全を確保する(ケガを防ぐ)	⇒ 1-1 県民への情報提供、啓発の促進
	(医療機関に負傷者が集中する) (要援護者が逃げ遅れる) (要継続医療患者の治療が中断する)	医療機能を確保する	⇒ 2-11 医療施設・社会福祉施設の耐震化の促進
		負傷者を受け入れる	⇒ 3-11 災害時の医療救護体制の整備
		要医療者、要援護者を救護する	⇒ 2-5 社会福祉施設の防災対策 ⇒ 3-22 要配慮者の避難対策の促進 ⇒ 3-23 要配慮者の支援体制の整備
	火災が発生する (木造住宅密集地で火災が発生し、延焼する) (石油・ガスの流出や火災が発生する) (避難場所へ延焼する)	早期に消火活動を実施する	⇒ 1-3 自主防災組織の活性化 ⇒ 3-6 応急対策活動体制の整備
		延焼を防ぐ空間を確保する	⇒ 2-25 市街地における火災対策
		石油・ガス等の流出を防ぐ	⇒ 2-26 燃料タンク等の安全対策の推進
		市街地火災にあわない場所へ避難する	⇒ 2-25 市街地における火災対策
	土砂災害、水害(ダム、ため池決壊等)が発生する (液状化や地盤沈下が発生する) (土砂ダムが発生する) (孤立集落が発生する)	災害を未然に防ぐ	⇒ 2-27 土砂災害対策 ⇒ 2-28 ダム等の地震対策 ⇒ 2-29 ため池の地震対策
		堤防等の液状化対策や排水機能を確保する	⇒ 2-20 海岸等の地震・津波対策の推進 ⇒ 2-21 河川等における津波浸水対策の推進
		安全な場所へ避難する	⇒ 2-27 土砂災害対策
		連絡方法、手段を確保する	⇒ 3-15 孤立対策の促進

区分	何が起こるか（事象や様相）	何をすべきか（課題）	行動計画での対応（対策）	
人命に関わる対策	津波や火災などから逃げる	県民が津波の発生を迅速に知る	⇒ 2-1 地震・津波の早期検知・伝達体制の整備	
		県民自らが避難する	⇒ 2-16 津波からの避難対策の促進 ⇒ 2-17 津波避難路・避難場所の整備	
	(避難路が閉塞する)	避難路を確保する	⇒ 2-18 避難路・避難場所の安全確保	
	(避難場所で被災する)	避難場所の安全を確保する	⇒ 2-18 避難路・避難場所の安全確保	
	(津波火災が発生する)	石油・ガス等の流出を防ぐ	⇒ 2-26 燃料タンク等の安全対策の推進	
		津波火災にあわない場所へ避難する	⇒ 2-25 市街地における火災対策	
	(漂流物による被害が発生する)	漂流物等の流出を防ぐ	⇒ 2-23 津波による漂流物対策の推進	
	(保管庫等から有害物質が流出する)	有害物質の流出を防ぐ	⇒ 2-26 燃料タンク等の安全対策の推進 ⇒ 4-14 商工業の再興	
	(避難が遅れて被災する)	津波を防ぎ避難時間を確保する	⇒ 2-7 防災関係製品開発支援、導入促進 ⇒ 2-20 海岸等の地震・津波対策の推進 ⇒ 2-22 陸こう等の常時閉鎖の促進 ⇒ 2-21 河川等における津波浸水対策の推進 ⇒ 2-19 重要港湾の防波堤等の整備	
	(海岸堤防が壊れる)	耐震化を実施する	⇒ 2-20 海岸等の地震・津波対策の推進	
	(水門、陸こうの閉鎖が間に合わない)	自動閉鎖化、常時閉鎖を行う	⇒ 2-19 重要港湾の防波堤等の整備 ⇒ 2-22 陸こう等の常時閉鎖の促進	
	(要配慮者が逃げ遅れる)	要配慮者の避難を支援する	⇒ 2-16 津波からの避難対策の促進 ⇒ 3-22 要配慮者の避難対策の促進 ⇒ 3-23 要配慮者の支援体制の整備	
	(船舶で航行中に津波警報が出る)	適切な避難行動を知る	⇒ 2-16 津波からの避難対策の促進	
	(海でレジャー中に津波警報が出る)	適切な避難場所へ誘導を行う	⇒ 2-16 津波からの避難対策の促進	
	(避難場所、方法が分からない)	県民が適切な避難行動をとる 適切な避難場所へ誘導を行う 津波からの事前避難を行う	⇒ 1-2 県民の防災教育、訓練 ⇒ 2-16 津波からの避難対策の促進 ⇒ 2-24 高台移転に向けた取組	
	孤立者、行方不明者が発生する (行方不明者の捜索、救出活動)	早期に救助救出を行う	⇒ 2-2 地域の防災体制の強化 ⇒ 3-6 応急対策活動体制の整備 ⇒ 3-8 総合防災拠点の整備 ⇒ 3-10 ヘリ運航体制の整備	
		負傷者の受け入れ体制を整備する	⇒ 3-11 災害時の医療救護体制の整備	
	生活に関わる対策	ライフラインが停止する	早期復旧に向け備える	⇒ 2-13 ライフラインの地震対策の促進
		交通網の混乱で移動が困難となる	緊急輸送路を確保する	⇒ 3-2 陸上における緊急輸送の確保
		多数の被災者や、帰宅困難者が発生する	避難所を整備・確保する	⇒ 3-16 避難体制づくりの促進 ⇒ 3-22 要配慮者の避難対策の促進
避難所以外へ避難する		避難所を周知する	⇒ 3-16 避難体制づくりの促進	
その他	揺れや火災、津波などにより文化財が被災する	文化財を災害から守る	⇒ 2-6 文化財の耐震化の促進	
	通信が途絶する	早期に復旧させる	⇒ 2-13 ライフラインの地震対策の促進	
	(道路閉塞や、浸水等で孤立する)	代替機能を確保する 連絡方法、物資等移送手段を確保する	⇒ 3-4 情報の収集・伝達体制の整備 ⇒ 3-15 孤立対策の促進	

(2) 発生後3日間まで

建物等の倒壊、火災、津波等から県民を救助する活動と、被災地域内での負傷者等への医療救護活動とともに、県外からの支援を受け入れるための対策が中心となります。

区分	何が起こるか（事象や様相）	何をすべきか（課題）	行動計画での対応（対策）
人命に関わる対策	救助・救出活動が本格化する (行方不明者の捜索や救出活動を行う) (孤立住民を救出する) (重症者の広域搬送を行う)	初動応急体制を整える	⇒ 2-2 地域の防災体制の強化 ⇒ 3-6 応急対策活動体制の整備 ⇒ 3-8 総合防災拠点の整備 ⇒ 3-10 ヘリ運航体制の整備
	(活動員が被災する)	広域医療搬送体制を早期に整える	⇒ 3-11 災害時の医療救護体制の整備
		活動員の安否確認を行う	⇒ 3-4 情報の収集・伝達体制の整備 ⇒ 3-6 応急対策活動体制の整備 ⇒ 3-7 市町村の業務継続体制の確保
		災害時に対応できる人材を育成する	⇒ 1-4 防災人材の育成
		他機関へ応援を依頼する	⇒ 3-6 応急対策活動体制の整備 ⇒ 3-9 県外からの応急救助機関の受入体制の整備
	(被災状況の情報を入手する)	情報の収集伝達体制を整備する	⇒ 3-4 情報の収集・伝達体制の整備
	(職員の食糧が不足する)	職員用備蓄品を確保する	⇒ 3-13 応急活動のための食料・飲料水等の備蓄の促進
		応急活動拠点を確保する	⇒ 3-5 応急期の機能配置計画の策定
	救助・捜索中に被災する(二次被害)	余震や津波の情報を迅速に周知する	⇒ 2-1 地震・津波の早期検知・伝達体制の整備
		安全確保のための資機材を整備する	⇒ 3-6 応急対策活動体制の整備
		救援活動の安全を確保する	⇒ 1-2 県民の防災教育、訓練
	避難者が二次災害で被災する	被災宅地・建築物の危険度を判定する	⇒ 3-27 被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備
	被災者が避難所へ移動する (避難所が不足する)	避難所運営を円滑に行う	⇒ 1-1 県民への情報提供、啓発の促進 ⇒ 1-2 県民の防災教育、訓練 ⇒ 1-3 自主防災組織の活性化 ⇒ 3-16 避難体制づくりの促進
	(要配慮者の避難所が不足する)	避難所を確保する	⇒ 3-16 避難体制づくりの促進
		福祉避難所を確保する	⇒ 3-22 要配慮者の避難対策の促進
		災害時要配慮者への支援を行う	⇒ 2-5 社会福祉施設の防災対策 ⇒ 3-23 要配慮者の支援体制の整備
	(環境悪化により疫病、感染症が発生する)	保健師の巡回等を実施する	⇒ 3-25 保健衛生活動の促進
		防疫、消毒作業を実施する	⇒ 3-16 避難体制づくりの促進
	医療機関が被災する	DMATなど医療救護チームを受け入れる	⇒ 3-11 災害時の医療救護体制の整備
	原子力発電所が被災する	県民の安全を確保する	⇒ 高知県原子力事故災害対策行動計画により対応

区分	何が起こるか（事象や様相）	何をすべきか（課題）	行動計画での対応（対策）
生活に関わる対策	輸送路が寸断する (漂流物により船舶の航行が困難となる)	輸送路を早期に啓開する	⇒ 3-1 緊急輸送のための啓開活動体制の整備
		漂流物等の流出を防ぐ	⇒ 2-23 津波による漂流物対策の推進
		輸送手段を確保する	⇒ 3-2 陸上における緊急輸送の確保 ⇒ 3-3 海上における緊急輸送の確保
	災害廃棄物が大量発生する	救助の妨げにならないよう災害廃棄物の移動を行う	⇒ 3-5 応急期の機能配置計画の策定 ⇒ 4-3 災害廃棄物(がれき)の処理
	給油所の被災や供給ルート途絶で燃料が不足する	災害時の燃料を確保する	⇒ 3-14 応急対策活動用の燃料確保
	支援物資の搬出入が滞る (備蓄食料が不足する)	拠点体制を整え物資を安定供給する	⇒ 2-2 地域の防災体制の強化 ⇒ 3-8 総合防災拠点の整備 ⇒ 3-9 県外からの応急救助機関の受入体制の整備
		十分な食糧等の備蓄をする	⇒ 3-17 避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進
	集落が孤立する (通信、交通の遮断)	連絡方法、物資等移送手段を確保する	⇒ 3-15 孤立対策の促進 ⇒ 3-2 陸上における緊急輸送の確保
	ライフラインの停止が続く (トイレが使用できない)	事業者が事業継続計画を策定する	⇒ 2-13 ライフラインの地震対策の促進
		下水道施設の機能を確保する	⇒ 2-13 ライフラインの地震対策の促進
		衛生状態を確保する	⇒ 3-16 避難体制づくりの促進
		簡易トイレを備蓄する	⇒ 3-17 避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進
		処理体制を確保する	⇒ 4-3 災害廃棄物(がれき)の処理
	避難場所・避難所以外へ避難する	衛生状態を確保する	⇒ 2-13 ライフラインの地震対策の促進 ⇒ 3-16 避難体制づくりの促進
		食料・飲料水等を備蓄する	⇒ 3-17 避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進
	企業活動が停止する	事業者が業務継続計画を策定する	⇒ 4-11 農業の再興 ⇒ 4-12 林業の再興 ⇒ 4-13 水産業の再興 ⇒ 4-14 商工業の再興 ⇒ 4-15 観光産業の再興
ボランティアが集まりはじめる	スムーズに活動できる体制を整備する	⇒ 3-24 災害ボランティア活動の体制整備等	
治安の悪化により不安が増大する	警ら活動を行う	⇒ 通常業務の中で活動を実施	
多数の遺体が発生する	遺体の処置を迅速に行う	⇒ 3-12 遺体対策の推進	
その他	情報の入手が難しい	正確な情報を迅速に提供する	⇒ 3-4 情報の収集・伝達体制の整備

(3) 発生後2週間まで

人命救助活動の規模が縮小し、避難者対策と復旧対策に移行していきます。特に地震発生後1週間までは、被災者の生活支援対策が中心となります。

区分	何が起こるか (事象や様相)	何をすべきか (課題)	行動計画での対応 (対策)
人命に関わる対策	被災によるショックやストレスによる心身に不調が生じる	心のケアを行う体制を整備する	⇒ 3-21 災害時の心のケア体制の整備
	医療従事者の被災により医療機能が低下する	医療機能を確保する	⇒ 3-11 災害時の医療救護体制の整備
	過酷な災害対応業務によって救援活動従事者が疲弊する	災害対応業務従事者への支援を行う	⇒ 3-7 市町村の業務継続体制の確保 ⇒ 3-21 災害時の心のケア体制の整備
	避難所の衛生環境が悪化する	防疫、消毒作業を実施する 保健師の巡回等を実施する	⇒ 3-16 避難体制づくりの促進 ⇒ 3-25 保健衛生活動の促進
生活に関わる対策	ライフラインの復旧が遅れる (下水道が機能せず公衆衛生が悪化する)	早期普及のための事前準備を行う 下水道施設を早期復旧する	⇒ 2-13 ライフラインの地震対策の促進 ⇒ 2-13 ライフラインの地震対策の促進
	飼い主不明のペットが放置される	保護体制を整える	⇒ 3-26 ペットの保護体制の整備
	災害廃棄物が復旧の妨げとなる	廃棄物処理の場所や手順を検討する	⇒ 3-5 応急期の機能配置計画の策定 ⇒ 4-3 災害廃棄物(がれき)の処理
	ガレキ等の散乱により衛生環境が悪化する (汚水、堆積物等で疫病発生の危険)	ガレキの撤去を行う 防疫、消毒作業を実施する	⇒ 4-3 災害廃棄物(がれき)の処理 ⇒ 応急対策活動要領に基づき対応
	ボランティアが多く集まる	スムーズに活動できる体制を整備する	⇒ 3-24 災害ボランティア活動の体制整備等
	不正確な情報やデマで混乱が起きる	正確な情報提供を行う	⇒ 3-4 情報の収集・伝達体制の整備
	生活物資が不足する	支援物資を被災者に届ける体制を整備する	⇒ 3-18 県物資配送体制の検討 ⇒ 3-19 市町村物資配送体制の検討
	その他	復旧活動が本格化する	活動体制を整える
り災証明を求め被災者が窓口によく集まる		円滑にり災証明書等を発行できる体制を整える	⇒ 3-20 被災者の生活支援体制の整備
通電に伴い火災が発生する		家庭でプレーカーを落とすなど、適切な行動をとる	⇒ 1-1 県民への情報提供、啓発の促進
避難者が自宅を確認するため帰る		被災建築物の危険度の判定を行う	⇒ 3-27 被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備
支援物資の仕分けに時間がかかる		効率的な仕分け体制を整える	⇒ 3-8 総合防災拠点の整備

(4) 発生後2週間以降

地震発生後2週間までの業務を引き続き行うとともに、応急仮設住宅の建設など県民の生活再建や復旧・復興に向けた対策が始まります。

区分	何が起こるか（事象や様相）	何をすべきか（課題）	行動計画での対応（対策）
人命に関わる対策	先行きの不安や、これまでの緊張や過労の蓄積による心身の不調がおこる	心のケアを行う体制を整備する	⇒ 3-21 災害時の心のケア体制の整備
	災害対応に従事する職員の精神的ストレスが深刻化する	災害対応業務従事者への支援を行う	⇒ 3-7 市町村の業務継続体制の確保 ⇒ 3-21 災害時の心のケア体制の整備
生活に関わる対策	避難所生活が長引く (避難所内でトラブルが発生する)	仮設住宅の建設等を行う 避難所運営を円滑に行う	⇒ 4-4 応急仮設住宅の供給 ⇒ 3-16 避難体制づくりの促進
	住居の復旧が進まない	被災者用の公営住宅等を確保する	⇒ 3-5 応急期の機能配置計画の策定 ⇒ 4-4 応急仮設住宅の供給 ⇒ 4-5 民間賃貸住宅の借上 ⇒ 4-6 災害公営住宅の整備 ⇒ 4-7 住宅再建への支援
	被災した土地の境界を復元する	復旧を支援する	⇒ 4-8 土地利用方針の検討、復興まちづくり ⇒ 4-9 交通基盤の整備 ⇒ 4-10 県土の復旧、保全、公共土木施設の早期復旧 ⇒ 4-11 農業の再興 ⇒ 4-12 林業の再興 ⇒ 4-13 水産業の再興 ⇒ 4-14 商工業の再興 ⇒ 4-15 観光産業の再興 ⇒ 4-16 雇用の維持・確保
	地盤沈下した所や低地の排水が進まない	堤防の強化や排水機場の整備等を行う	⇒ (長期浸水対策の推進) ※P.27「重点課題⑦に係る取組一覧」参照
	学校等が再開せず教育環境が確保されない	早期に教育環境を復旧させる	⇒ 4-2 教育環境の復旧
	職場が再開せず生計に不安を持つ	職場の再開(収入の安定)を図る	⇒ 4-9 交通基盤の整備 ⇒ 4-10 県土の復旧、保全、公共土木施設の早期復旧 ⇒ 4-11 農業の再興 ⇒ 4-12 林業の再興 ⇒ 4-13 水産業の再興 ⇒ 4-14 商工業の再興 ⇒ 4-15 観光産業の再興 ⇒ 4-16 雇用の維持・確保
	生活再建に向けた情報が求められる	正確な情報を迅速に提供する	⇒ 3-4 情報の収集・伝達体制の整備 ⇒ 3-20 被災者の生活支援体制の整備

区分	何が起こるか（事象や様相）	何をすべきか（課題）	行動計画での対応（対策）
その他	経済が停滞する	民間事業者等が事業を早期に再開する	⇒ 4-9 交通基盤の整備 ⇒ 4-10 県土の復旧、保全、公共土木施設の早期復旧 ⇒ 4-11 農業の再興 ⇒ 4-12 林業の再興 ⇒ 4-13 水産業の再興 ⇒ 4-14 商工業の再興 ⇒ 4-15 観光産業の再興 ⇒ 4-16 雇用の維持・確保
	廃棄物、浸水堆積物、汚水の流出など、環境汚染が深刻化する	速やかに汚染処理を進める	⇒ 4-3 災害廃棄物（がれき）の処理
	被害が大きく復興が進まない	復興シナリオを早期に示す	⇒ 4-1 復興組織体制・復興方針の事前検討
	復興事業に暴力団が介入する	暴力団を介入させない体制を整備する	⇒ 4-17 健全な復興事業の推進

（５）熊本地震の教訓を踏まえたさらに厳しい条件

平成28年4月に発生した熊本地震においては、極めて大きな揺れが複数回続くなど東日本大震災では見られなかった事象が見受けられました。本県の南海トラフ地震対策について万全を期すため、さらに厳しい条件を想定し、すべての対策を確認しました。その結果、以下の対策について見直しました。

【想定する厳しい条件：大きな揺れが繰り返す】

区分	何が起こるか（事象や様相）	何をすべきか（課題）	行動計画での対応（対策）
人命に関わる対策	人命や建物の安全性が確保できない (繰り返す揺れにより、人命が危険にさらされる)	県民や観光客等の身を守る	⇒ 2-3 学校等の防災対策 ⇒ 2-8 既存住宅の耐震化の促進 ⇒ 2-6 文化財の耐震化の促進 ⇒ 2-10 学校等の耐震化の促進 ⇒ 2-14 学校等の安全対策の促進 ⇒ 2-16 津波からの避難対策の促進 ⇒ 3-16 避難体制づくりの促進
		応急活動従事者の身を守る	⇒ 2-12 事業者施設等の耐震化の促進 ⇒ 3-6 応急対策活動体制の整備
	(揺れが続くことにより、救助活動が遅れる)	迅速に救助・救出する	⇒ 3-8 総合防災拠点の整備 ⇒ 3-6 応急対策活動体制の整備
	(最初の揺れの後、自宅に戻った被災者が住宅の倒壊により被災する)	住宅の安全性を確保する	⇒ 3-27 被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備
	(繰り返す揺れにより地震を起因としたPTSDが生じる)	心のケア体制を整備する	⇒ 3-21 災害時の心のケア体制の整備
	(医療施設の機能が低下する)	医療機能を維持する	⇒ 2-4 医療機関の防災対策
	(余震により土砂災害が発生する)	災害の発生状況を把握する	⇒ 2-27 土砂災害対策
(自宅に戻れない人が多数となり、想定を上回る避難者が発生する)	避難所以外への避難者対策を行う	⇒ 3-16 避難体制づくりの促進	

区分	何が起こるか（事象や様相）	何をすべきか（課題）	行動計画での対応（対策）
生活に関わる対策	<p>応急活動や復旧活動が遅れる</p> <p>（道路啓開作業が遅れ、物資が輸送できない）</p>	物資を被災者に届ける体制を整備する	<p>⇒ 3-1 緊急輸送のための啓開活動体制の整備</p> <p>⇒ 3-2 陸上における緊急輸送の確保</p> <p>⇒ 3-3 海上における緊急輸送の確保</p> <p>⇒ 3-8 総合防災拠点の整備</p> <p>⇒ 3-18 県物資配送体制の検討</p> <p>⇒ 3-19 市町村物資配送体制の検討</p>
	<p>（公共交通機関の復旧が遅れる）</p>	代替輸送手段を確保する 公共交通機関のBCPを整備する	⇒ 3-2 陸上における緊急輸送の確保
	<p>（災害廃棄物の処理が遅れる）</p>	災害廃棄物の処理体制を整備する	⇒ 4-9 交通基盤の整備
	<p>（下水道が復旧しないこと等により避難所環境が悪化する）</p> <p>（生活保護費等の支払いが遅れる）</p> <p>（ダム設備の機能が低下する）</p>	避難所環境を改善する 速やかに支給する ダム機能を維持する	⇒ 4-3 災害廃棄物（がれき）の処理 ⇒ 4-3 災害廃棄物（がれき）の処理 ⇒ 3-20 被災者の生活支援体制の整備 ⇒ 2-28 ダム等の地震対策
	様々な支援物資の到着が遅れる	備蓄を増強する	⇒ 3-13 応急活動のための食料・飲料水等の備蓄の促進 ⇒ 3-17 避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進 ⇒ 3-22 要配慮者の避難対策の促進
生活に関わる対策	<p>外部からの人的応援が遅れる</p> <p>（行政のマンパワーが不足する）</p>	応援・受援体制を整備する	⇒ 3-6 応急対策活動体制の整備
	<p>（応急活動従事者や医療スタッフが疲弊する）</p>	応援・受援体制を整備する	⇒ 3-7 市町村の業務継続体制の確保 ⇒ 3-6 応急対策活動体制の整備
	<p>（保健活動の展開が遅れる）</p>	応援・受援体制を整備する	⇒ 3-11 災害時の医療救護体制の整備 ⇒ 3-25 保健衛生活動の促進
	応急活動用の現金が不足する	現金を確保する	⇒ 3-13 応急活動のための食料・飲料水等の備蓄の促進
その他	<p>情報伝達が困難になる</p> <p>（行政からの情報が届かないため、県に問合せが殺到する）</p>	必要な情報を迅速に提供する	⇒ 3-4 情報の収集・伝達体制の整備
	<p>（観光客、外国人等に情報を伝えることができない）</p>	必要な情報を迅速に提供する	⇒ 3-20 被災者の生活支援体制の整備 ⇒ 3-4 情報の収集・伝達体制の整備 ⇒ 3-23 要配慮者の支援体制の整備
	交通が麻痺する	円滑な道路交通を維持する	⇒ 3-2 陸上における緊急輸送の確保
	復興が遅れる	速やかに学校を再開する 速やかに被災住宅を撤去する 事業者の防災対策を支援する	⇒ 4-2 教育環境の復旧 ⇒ 4-3 災害廃棄物（がれき）の処理 ⇒ 2-12 事業者施設等の耐震化の促進 ⇒ 4-14 商工業の再興 ⇒ 4-15 観光産業の再興
	ニーズに合った防災製品が無い	製品開発を促進する	⇒ 2-7 防災関連製品開発支援、導入促進

2 計画の体系表（対策一覧）

【視点1】 震災に強い人づくり

課題	施策のテーマ	項目 No.	具体的な取組
県民みんなが「正しく恐れ」適切に行動する	情報提供、啓発、防災訓練 防災人材の育成	1-1	県民への情報提供、啓発の促進 ①地震・津波への備えについての啓発活動
		1-2	県民の防災教育、訓練 ①市町村や地域が行う避難訓練等の支援 ②総合防災訓練実施
		1-3	自主防災組織の活性化 ①自主防災組織の設立支援・活動強化 ②消防学校での訓練
		1-4	防災人材の育成 ①県・市町村職員への研修 ②防災士の養成 ③救急救命講習の受講支援 ④防災活動への女性の視点反映 ⑤女性消防クラブ活動支援

【視点2】 「命を守る」対策

課題	施策のテーマ	項目 No.	具体的な取組
災害に備える	事前の防災対策	2-1	地震・津波の早期検知・伝達体制の整備 ①地震・津波観測監視システム構築 ②学校への緊急地震速報受信機の設置促進
		2-2	地域の防災体制の強化 ①災害対策支部の体制強化 ②情報伝達手段の多重化
		2-3	学校等の防災対策 ①保育所・幼稚園等の防災対策 ②公立学校の防災対策 ③私立学校の防災対策 ④放課後子ども教室等の防災対策
		2-4	医療機関の防災対策 ①病院など医療救護施設における防災対策 ②県立病院の防災対策
		2-5	社会福祉施設の防災対策 ①防災対策マニュアル作成等支援
		2-6	文化財の耐震化の促進 ①文化財建造物耐震化 ②文化財の津波対策等 ③高知城の山体防災対策
		2-7	防災関連製品開発支援、導入促進 ①製品開発支援 ②教育旅行等の受入家庭（民泊）の耐震化促進
		2-8	既存住宅の耐震化の促進 ①既存住宅の耐震化支援 ②大規模建築物等の耐震化支援 ③融資制度による地震対策の支援 ④商店街施設の耐震化支援
		2-9	県・市町村有建築物の耐震化の促進 ①市町村建築物の耐震化（小中学校除く） ②教職員住宅等の耐震化 ③県庁施設等の耐震化 ④牧野植物園資源植物研究センターの耐震化 ⑤畜産試験場内施設の耐震化等 ⑥内水面漁業センターの耐震化 ⑦内水面漁業センター・水産試験場の耐震化
		2-10	学校等の耐震化の促進 ①保育所・幼稚園等の耐震化支援 ②私立学校の耐震化支援
		2-11	医療施設・社会福祉施設の耐震化の促進 ①医療施設の耐震化支援 ②社会福祉施設等の耐震化支援
		2-12	事業者施設等の耐震化の促進 ①事業者等の耐震化支援 ②大規模建築物等の耐震化支援 ③融資制度による地震対策の支援 ④商店街施設の耐震化支援
		2-13	ライフラインの地震対策の促進 ①ライフライン復旧対策の検討 ②水道施設の耐震化 ③下水道施設の耐震化、業務継続への取組 ④水供給システムの事前対策
室内等の安全確保対策	学校の安全対策の促進	2-14	①保育所・幼稚園等の室内安全対策 ②公立小中学校の室内安全対策 ③私立学校の室内安全対策 ④放課後子ども教室等の室内安全対策 ⑤県立学校ブロック塀等の改修 ⑥県立学校体育館の安全対策 ⑦県立文化施設の安全対策
		2-15	家庭や事業所における室内の安全対策の促進 ①家具転倒防止対策 ②既存住宅の部分的耐震化対策の検討
津波に備える	避難対策	2-16	津波からの避難対策の促進 ①市町村津波避難計画見直し支援 ②地域津波避難計画の実効性の検証 ③観光客の避難対策 ④漁業関係者の避難対策 ⑤港湾利用者の避難対策 ⑥道路利用者の避難対策
		2-17	津波避難路、避難場所の整備 ①一時避難場所の確保（避難タワー等） ②農村地域における避難タワー等の整備 ③漁村地域における避難路・避難場所の整備 ④民間事業者への津波避難設備の整備支援 ⑤高知新港への避難場所等の整備 ⑥海岸、公園への津波避難場所整備 ⑦海岸、公園への避難誘導看板の整備 ⑧道路路面避難階段の整備
津波・浸水被害対策	避難場所の安全確保	2-18	避難路・避難場所の安全確保 ①避難路、避難場所の現地点検の支援 ②ブロック塀の安全対策の支援 ③老朽住宅等の除却の支援 ④山地災害危険地の避難路等の安全確保 ⑤避難場所の資機材整備に対する支援
		2-19	重要港湾の防波堤等の整備 ①高知港・宿毛湾港の防波堤整備 ②須崎港の津波防波堤整備、改良
		2-20	海岸等の地震・津波対策の推進 ①浦戸湾口・湾内の整備 ②県中央部海岸の整備 ③県管理・市町村管理海岸の整備
		2-21	河川等における津波浸水対策の推進 ①河川堤防・水門等の地震津波対策調査、設計 ②河川堤防の耐震化 ③河川排水機場の耐震化・耐水化 ④高知港排水機場の耐水化 ⑤農業用排水機場の耐震化 ⑥止水・排水資機材の調達システムの構築 ⑦河川の整備
		2-22	陸こう等の常時閉鎖の促進 ①海岸堤防の陸こう等の常時閉鎖 ②保安施設堤防の陸こうの常時閉鎖
		2-23	津波による漂流物対策の推進 ①船舶の流出防止対策の促進、港湾における放置船対策 ②河川における放置船対策 ③漁港における放置船対策 ④市町村管理漁港における沈没船の処理支援 ⑤港湾等の津波漂流物対策 ⑥丸太の流出防止対策
		2-24	高台移転に向けた取組 ①地域での高台移転の勉強会 ②高台への工業団地整備 ③保育所・幼稚園等の移転検討、施設整備支援 ④社会福祉施設の移転検討、施設整備支援 ⑤県有建築物の移転検討
		2-25	市街地における火災対策 ①密集市街地における地震火災対策 ②密集市街地の整備
		2-26	燃料タンク等の安全対策の推進 ①タナスカ地区等の石油ガス施設対策 ②農業用燃料タンク対策 ③漁業用屋外燃料タンク対策 ④港湾内燃料タンク対策
		2-27	土砂災害対策 ①土砂災害対策 ②農地の地すべり対策 ③山地災害危険地区の地すべり対策 ④大規模盛土造成宅地マップの作成
土砂災害等に備える	土砂災害対策	2-28	ダム等の地震対策 ①県管理ダムの耐震化 ②国・事業者管理ダムの耐震照査、情報収集 ③県公営企業局管理ダム等の耐震化
		2-29	ため池の地震対策 ①ため池の耐震化

【視点3】 助かった「命をつなぐ」対策

課題	施策のテーマ	具体的な取組
輸送手段を確保する	緊急輸送の確保	緊急輸送のための啓発活動体制の整備 ①道路啓発計画の策定 ②ダム湖内の船舶輸送 ③重機リース会社などへの協力依頼 ④啓発道路の橋梁耐震化 ⑤仮設道路計画作成 ⑥港湾BCPの実効性の検証 ⑦高知龍馬空港の復旧対策の情報共有
		陸上における緊急輸送の確保 ①橋梁の耐震化 ②法面防災対策 ③四国8の字ネットワーク整備 ④鉄道橋梁等の耐震化 ⑤防災拠点施設への経路確保 ⑥道の駅防災拠点化 ⑦緊急通行訓練・信号機停止対策 ⑧県内でのバスの輸送手段の確保 ⑨県外のバス事業者等との協力関係の構築
		海上における緊急輸送の確保 ①防災拠点港の耐震化 ②防災拠点漁港の整備 ③漁船での緊急輸送体制の整備
		情報収集、伝達体制の整備 ①市内クラウド整備、情報ハイウェイの震災対策 ②警察情報システムのバックアップ ③校務支援システムへの整備 ④安全確認システムの円滑な運用 ⑤県庁ホームページの緊急時の緊急時の情報発信の仕組みの整備等 ⑥県庁窓口受付体制の整備 ⑦観光地における観光客（一次避難者）に対する交通情報等の提供
		応急活動に必要な機能の確保
早期の救助救出と救護を行う	迅速な応急活動のための体制整備	①応急期の機能配置計画策定
		①災害対策本部体制の強化 ②県退職者への協力要請 ③県職員の参集体制の整備 ④長期浸水における救助救出体制の整備 ⑤須崎市長期対策の検討 ⑥県庁舎の機能維持対策 ⑦警察への自家発電設備整備 ⑧消防団の資機材整備 ⑨救助救出活動に備えた資機材等整備 ⑩浸水域の救出活動体制の整備 ⑪消防団員の確保対策 ⑫消防学校の教育訓練の充実・強化 ⑬県庁本庁舎・西庁舎・北庁舎の業務継続体制の確保 ⑭県への派遣要請の即時対応化
		①市町村の業務継続体制の確保 ②職員派遣手順書作成
		①総合防災拠点の運営体制の確立 ②総合防災拠点の資機材整備
		①県外からの応急救助機関の受入体制の整備 ①応急救助機関の受入体制の整備 ②緊急消防援助隊の受入体制の整備
		①ヘリ運航体制の整備 ②消防隊基地の移転整備 ③警察ヘリ基地の整備
		①災害時の医療救護体制の整備 ②救護活動への県民参加 ③地域ごとの医療救護の行動計画の策定 ④医療救護活動を担う人材の育成 ⑤医療救護の環境づくり ⑥医薬品等の供給・確保体制の整備 ⑦透折医療提供体制の整備 ⑧透折医療提供体制等の整備
		①遺体対策の推進 ①検視用機材備蓄、検視場所選定 ②市町村連体対応マニュアル策定支援、広域火葬体制の整備
		①応急活動のための食料・飲料水等の備蓄の促進 ①県職員用備蓄 ②県警察職員等用備蓄 ③保育所・幼稚園等の乳幼児・職員用備蓄 ④私立学校の児童生徒・職員用備蓄 ⑤県立学校の児童生徒・職員用備蓄の更新 ⑥応急活動時に必要な現金確保
		①緊急活動用の燃料確保 ②緊急活動用燃料の確保 ③継続的な救助活動のための燃料確保
被災者の支援を行う	集落の孤立対策 避難所・被災者対策	①孤立対策の促進 ①緊急用ヘリコプター離着陸場の整備支援 ②連絡通信体制の整備支援
		①避難所の収容能力の拡大支援 ②避難所運営マニュアルの作成、訓練実施 ③広域避難調整 ④避難所への資機材整備支援 ⑤避難所等における情報通信手段の確保、多様化 ⑥公立学校の避難所運営訓練 ⑦県立学校避難所対応マニュアルの見直し ⑧避難所の自動車利用についての啓発
		①避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進 ①県備蓄 ②市町村備蓄 ③備蓄以外の水等の確保
		①果物資配送体制の検討 ①物資受入、配送体制の整備 ②物資搬送手段の確保、検討 ③物資搬送手段の確保、検討 ④果物資配送計画の策定
		①市町村物資配送体制の検討 ①市町村物資受入、配送体制の整備 ②市町村物資搬送ルートの確保、検討 ③市町村物資搬送手段の確保、検討 ④市町村物資配送計画の策定
		被災者の生活支援体制の整備 ①市町村における被災者支援の体制づくり支援 ②金融機関の決済機能や現金供給機能の維持 ③行方不明者等に係る各種マニュアルの策定 ④運転免許証再交付体制の整備 ⑤給付金等の支払方法等の検討 ⑥災害時の消費者トラブルの防止
		①災害時の心のケア体制の整備 ②心のケア活動を担う人材育成
		①要配慮者の避難対策の促進 ①市町村避難支援プランの策定支援 ②福祉避難所指定支援 ③要配慮者の避難スペースの確保支援 ④災害福祉広域支援体制の整備
		①要配慮者の支援体制の整備 ①重点継続要配慮者への支援体制の整備 ②情報支援ボランティア登録支援 ③多言語による情報提供体制の整備
		①災害ボランティア活動の体制整備等 ①ボランティアセンターの運営体制の強化
		①保健衛生活動の促進 ①災害時保健活動の体制整備 ②災害時栄養・食生活支援活動の体制整備
		①ペットの保護体制の整備 ①ペット同行可能避難所の整備 ②動物救護体制の整備
		①二次被災の防止対策

【視点4】 「生活を立ち上げる」対策

課題	施策のテーマ	項目No.	具体的な取組
復興体制を整備する くらしを再建する	復興方針等の検討	4-1	復興組織体制・復興方針の事前検討 ①県の復興体制の検討 ②復興方針策定の事前準備
	被災者の支援	4-2	教育環境の復旧 ①県立学校・公立小中学校のBCCP策定 ②保育所・幼稚園等のBCCP策定
	生活基盤の復旧・復興	4-3	災害廃棄物（がれき）の処理 ①県災害廃棄物処理計画の検証 ②市町村災害廃棄物処理計画の策定促進 ③ごみ焼却施設等の強化対策 ④被災住宅の迅速な解体・撤去対策 ⑤生活環境課題対応行政職員の育成
安全を確保する	住宅の復旧・復興	4-4	応急仮設住宅の供給 ①応急仮設住宅供給体制の整備 ②建築資材の安定供給の体制整備
		4-5	民間賃貸住宅の借上 ①応急借上住宅制度の充実 ②県外での被災者受入体制の検討
		4-6	災害公営住宅の整備 ①災害公営住宅建設計画の策定
		4-7	住宅再建への支援 ①住宅早期復旧に向けた体制整備
		4-8	土地利用方針の検討、復興まちづくり ①都市の復興のための事前準備 ②地籍調査の支援
		4-9	交通基盤の整備 ①交通・運輸事業者のBCCP策定
		4-10	県土の復旧、保全、公共土木施設の早期復旧 ①建設事業者のBCCP策定
		4-11	農業の復興 ①JAグループのBCCP策定 ②除塩マニュアルの見直し
なりわいを再生する	産業の復旧・復興	4-12	林業の復興 ①木材加工業界のBCCP策定
		4-13	水産業の復興 ①漁協のBCCP策定
		4-14	商工業の復興 ①商工業者のBCCP策定 ②商工会・商工会議所のBCCP改正促進
		4-15	観光産業の復興 ①観光業復興の情報収集 ②旅館、ホテルのBCCP策定
		4-16	雇用の維持・確保 ①事業者全般のBCCP策定
		4-17	健全な復興事業の推進 ①暴力団排除連絡協議会の設立

3 具体的な取組内容（個表）

【個表の見方】

【対応レベル】
 具体的な取組を進める上で念頭に置くべき地震の規模を記載しています。
 ● L1…最大クラスの地震・津波
 →命を守る対策（避難場所の整備など）は最大クラスの地震・津波に備えます。
 ● L2…発生頻度の高い一定程度の地震・津波
 →堤防などのハード対策は発生頻度の高い地震・津波に備えます。
 ● 共通…レベルに関係なく対応
 →避難所運営マニュアルの改訂など地震・津波のレベルに関係なく対策を行うものです。

【区分】
 この取組が、自助、共助、公助のどこに効果があるのかを記載しています。
 ● 自助…住宅の耐震化など自らの命を自らで守るもの など
 ● 共助…地域での支え合いや助け合い など
 ● 公助…社会基盤の整備や応急救助機関による救助・救出 など公の取組 など

【関連する計画】
 本行動計画以外に関連する計画等がある場合に記載しています。
 特に下記の3つに事項に関する取組については、計画内の特に関係が深い項目を記載しています。
 ● 高知県強靱化計画
 ● 国の具体計画
 （正式名称：南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画）
 ● 応急期懇談会提言
 （正式名称：南海トラフ地震における応急期対策のあり方に関する懇談会に係る提言）

【実施主体等】
 「取組を実施する機関」や「取組に特に関係が深い団体等」を記載しています。

3-18 県物資配送体制の検討

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
地震・津波による避難者の支援を円滑に行うために、県外等から搬送された飲料水・食料等の物資を円滑に受け入れ、各避難者等に配送することの体制作りを整備します。	①	災害後に県外から配送されてきた物資を受入・配送をする体制づくりを支援します。	共通	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	4. 物資調達	—	応急対策活動要領 応急期機能配置計画	南海トラフ地震対策課
	②	県の物資受入拠点に配送された物資を各市町村の物資集積場所へ配送するルートの確保・検討を支援します。	共通	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	4. 物資調達	—	応急対策活動要領 応急期機能配置計画	南海トラフ地震対策課

【取組内容】
 取組の具体的な内容を記載しています。また、括弧内には平成30年度までの目標を記載しています。
 ● 第3期からの新たな取組には「新」を記載しています。
 ● 8つの重点課題に係る取組には「重」を記載しています。
 ● 熊本地震の教訓を踏まえ、見直した取組には「熊」を記載しています。

【これまでの実績】
 取組のこれまでに実績について記載しています。
 ※特に表示がないものは、平成27年度末時点の実績

【計画スケジュール】
 年度ごとの目標と取組内容を記載しています。

【取組実行のために必要となる前提の対策を記載しています。】

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
		H28年度	H29年度	H30年度		
①	新 重 熊 総合防災拠点での受入・配送体制の整備 (H28年度までに検討を終了)	物資調運輸送班と各拠点間での役割分担の整理 ↑ 各拠点ごとに具体計画策定	↑ 各拠点ごとに具体計画策定	完了	3-1-①(道路啓開計画の策定) 3-8-①(総合防災拠点の運営体制の確立) 3-8-②(総合防災拠点の資機材整備) 3-8-③(応急期の機能配置計画策定) 3-14-②(応急対策活動用燃料の確保)	早期の被災者支援の実施
②	新 重 熊 総合防災拠点から市町村受入拠点までの搬送ルートの確保・検討 (H28年度までに検討を終了)	搬送ルートの確保・代替ルートの検討 ↑ 各拠点ごとに具体計画策定	↑ 各拠点ごとに具体計画策定	完了	3-1-①(道路啓開計画の策定) 3-5-①(応急期の機能配置計画策定) 3-8-①(総合防災拠点の運営体制の確立) 3-8-②(総合防災拠点の資機材整備) 3-14-②(応急対策活動用燃料の確保) 3-18-①(物資受入・配送体制の整備)	早期の被災者支援の実施

1-1 県民への情報提供、啓発の促進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強化計画	国の具体計画	その他の計画		
県民一人ひとりが地震や津波に対して正しい知識を身につけ、事前の備えに取り組むことができるよう、情報提供や広報を行います。	①	「南海トラフ地震に備えちよき」や広報紙、テレビ・ラジオ等の様々な媒体を通じて、南海トラフ地震に対する備えについて啓発を行います。	共通	自助 共助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	ア-(イ)-④-4 (住宅の耐震化、家具の固定、備蓄等の促進) ア-(イ)-④-5 (避難所運営などの共助、ボランティアに参加することの意識の醸成) ア-(イ)-④-6 (通常の医療と災害時の医療についての理解の促進)	県	南海トラフ地震対策課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	
			H28年度	H29年度	H30年度			
①	【重】 避難意識向上のための啓発 早期避難の啓発や率先避難者(避難を声掛けする)育成のための啓発 (津波からの早期避難の意識率 100%) 【新】 津波浸水予測区域内在住の住民に対する津波浸水区域認知率向上のための啓発 (津波浸水区域内在住の方の認知率 100%)	津波からの早期避難の意識率 ・H22年度 20.0% ・H25年度 69.5% ・H27年度 68.6% 津波浸水区域認知率 (浸水区域在住の方) ・H25年度 87.2% ・H27年度 88.5%	H28年度	H29年度	H30年度	避難意識の向上に向けた啓発の実施 H28年度 73.7% 認知率向上に向けた啓発の実施 H28年度 85.2% 備蓄率向上に向けた啓発の実施 H28年度 20.4% 備蓄率向上に向けた啓発の実施 H28年度 19.6%	取組の継続 取組の継続 取組の継続 取組の継続 取組の継続 以降3年ごとに実施	県民全体の防災への意識を高め、南海トラフ地震に対する事前の備えを進めることによる県民の安全の確保
			取組の継続 取組の継続 取組の継続 取組の継続 取組の継続					

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
①	重 南海トラフ地震に備えちよき等を活用した啓発 重 啓発ポスター・標語の募集と作品を活用した啓発 重 テレビ・ラジオ等を活用した啓発 (テレビ特別番組 5回放送) (テレビCM 1,080回以上放送) (ラジオCM 781回以上放送) 重 震災に強い人・地域・ネットワークづくり講演会 (講演会 6回開催) 重 起震車による揺れ体験 (体験者数 126,000人)	東日本大震災の教訓をいち早く伝えるため「備えちよき」を改訂し全戸配布(H23) 新たな被害想定に基づき「備えちよき」を改訂し全戸配布(H25) 年1回募集(H26、H27) テレビ・ラジオ等での啓発の実施(複数回) 震災に強い人・地域・ネットワークづくり講演会開催 5回(H23～H26) 起震車体験者数 37,753人(H26)	「備えちよき」等を活用した啓発の実施 出前講座の実施など地域で行う各種研修会等で随時配布	「備えちよき」を改訂し、全戸配布	「備えちよき」等を活用した啓発の継続	—	県民全体の防災への意識を高め、南海トラフ地震に対する事前の備えを進めること による県民の安全の確保
			啓発ポスター・標語募集	啓発ポスター・標語募集	啓発ポスター・標語募集		
			作品を活用した啓発	作品を活用した啓発	作品を活用した啓発		
			テレビ・ラジオ等を通じた啓発の実施 テレビ特別番組 1回 テレビCM 291回以上 ラジオCM 261回以上	テレビ・ラジオ等を通じた啓発の実施 テレビ特別番組 2回 テレビCM 360回以上 ラジオCM 260回以上	テレビ特別番組 2回 テレビCM 360回以上 ラジオCM 260回以上		
2回開催	2回開催	2回開催	取組の継続				
9/4 高知市 12/18 四万十市							
学習と体験を融合した効果的な啓発の実施 体験 38,556人	学習と体験を融合した効果的な啓発の実施 体験 42,000人	体験 44,000人					
取組の継続	取組の継続	取組の継続					

1-2 県民の防災教育、訓練

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強化計画	国の具体計画	その他の計画		
県民が地震に対する正しい知識を持ち、事前の備えや地震時の適切な行動を行えるよう、避難訓練や防災学習会を行います。また、一人でも多くの被災者を救助・救出し、命をつなぐ支援を円滑に行えるよう、消防や警察、自衛隊、ライフライン機関などの防災関係機関と連携した訓練を行います。	①	県民の防災力向上のため、市町村や地域が行う避難訓練への支援を行います。	共通	自助 共助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	ア-(イ)-④-2 (防災教育、訓練の支援と充実)	—	南海トラフ地震対策課
	②	防災関係機関や国と連携した広域的な訓練を実施します。	共通	公助	1. 人命の保護が最大限図られる 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2. 救助・救急・消火活動等	—	地域防災計画	県 防災関係機関

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			これまでの実績	計画期間以降	取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
		H28年度	H29年度	H30年度				
①	重 自主防災組織等の避難訓練等の実施 (訓練参加者 延べ228,000人) 重 こうち防災備えちよき隊による地域防災活動のサポート (こうち防災備えちよき隊 120回派遣) 重 実践的な訓練(人材育成研修・DIG)の開催 (研修等 9回開催)	訓練参加者 延べ76,000人 派遣 40回 3回開催	訓練参加者 延べ76,000人 派遣 40回 3回開催	訓練参加者 延べ76,000人 派遣 40回 3回開催	参加者 38,110人 (H27年度 南海トラフ地震対策 推進週間) 派遣実績 35回(H26) 38回(H27) 人材育成研修、DIG研修会の開催 3回(東部、中部、西部)	取組の継続 シェイクアウト訓練の実施 取組の継続 派遣 40回 3回開催	1-1-①(地震・津波への備えについての啓発活動) 1-3-①(自主防組織の設立支援・活動強化) 2-8-①(既存住宅の耐震化支援)	災害発生時に迅速な避難行動の実施
		西部ブロック 県内をサブブロックに分け、順次訓練を実施(H27は高知新港)	東部ブロック(室津港) 中央東ブロック	取組の継続	3-8-①(総合防災拠点の運営体制の確立) 3-9-①(応急救助機関の受入体制の整備)	訓練を通じて事前の備えを点検すること で、災害発生時の円滑な応急活動の実施		

1-3 自主防災組織の活性化

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強化計画	国の具体計画	その他の計画		
自主防災組織の設立・活性化など、地域で互いに支え合う仕組みや体制づくりを進めます。	①	自主防災組織の設立や、それらを包括する連絡協議会の設立等を支援し、活動強化を図ります。	共通	共助	—	ア-(イ)-④-3 (自主防災活動の促進)	県 市町村 県民	南海トラフ地震対策課	
	②	自主防災組織等を対象とした、震災時に対処するための実践的な一日震災訓練を実施します。	共通	共助	—	ア-(イ)-④-3 (自主防災活動の促進)	県	消防政策課	

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績			計画スケジュール		取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
		H28年度	H29年度	H30年度	H28年度	H29年度		
①	自主防災組織の設立の支援 (組織率 100%)	自主防災組織率 93.3% (H28.4)	組織率 95.0%	自主防災組織設立を啓発 組織率 100%	取組の継続	取組の継続	取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
	市町村単位の自主防災組織協議会設立の支援 (全市町村での協議会の設立)	25市町村において自主防災組織協議会設立済(H26.3)	協議会設立の呼び掛け、支援	(完了)				
	自主防災組織活動活性化に向けた支援 (市町村を通じた地域防災活動の支援)	資機材等の支援 研修会の開催	自主防災組織を中心とした地域防災活動の支援	取組の継続	取組の継続	取組の継続	1-1-①(地震・津波への備えについての啓発活動)	地域防災力の向上による円滑な避難や避難所運営の実施
	自主防災組織の表彰 (3回実施)	H25年度より実施 計11団体を表彰	1回	自主防災組織知事表彰 1回	取組の継続	取組の継続		
	自主防災人材育成研修の開催 (研修 9回開催)	毎年3回開催 (東部、中部、西部)	3回開催	3回開催	取組の継続	取組の継続		

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
①	新 自主防災組織に向いて学習会を実施 重 4県(三重、和歌山、徳島、高知)連携自主防災 組織交流大会の実施 (4県持ち回りで3回開催) 重 自主防災組織への情報配信 (ニュースレター 9回発行)	これまでの実績 出前講座 ・H25年度 51回 ・H26年度 35回 ・H27年度 38回 毎年4県持ち回りで1回実施 毎年3回ニュースレター発行	H28年度	H29年度	H30年度	1-1-①(地震・津波への備えに ついての啓発活動)	地域防災力の向上による円滑な避難や避 難所運営の実施
			1回開催(三重県) ニュースレター7回発行	県政出前講座の実施 1回開催(高知県) ニュースレター3回発行	取組の継続 1回開催(和歌山県) ニュースレター3回発行		
②	重 自主防災組織のメンバー等を対象とした消防学 校での訓練の実施 (訓練 6回実施、参加者数 600人)	参加者数 ・H25年度 158人 ・H26年度 147人 ・H27年度 145人	2回実施 参加者数 164人	1日震災訓練 2回実施 参加者数 200人	2回実施 参加者数 200人	—	自主防災組織の災害対応力が高まること による、地域防災力の向上

1-4 防災人材の育成

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	応急期懇談会提言		
危機事象の発生時に円滑に対応ができるよう、県・市町村職員や県民の危機管理能力の向上を図ります。	①	危機事象への対応力を強化するため、県職員の専門研修への派遣や、県・市町村職員への研修を実施します。	共通	自助 共助	2. 救助・救急・消防活動等が迅速に行われる 3. 必要不可欠な行政機能は確保する	2. 救助・救急・消防活動等	—	—	人事課 危機管理・防災課
	②	防災士会と連携し、地域における防災活動を担う人材に対しての研修会を開催し、防災士の資格取得を促進します。	共通	共助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	—	—	日本防災士会高知支部 南海トラフ地震対策課
	③	消防機関が実施する救急救命講習を支援し、救急救命に関する普及啓発を行います。	共通	共助	1. 人命の保護が最大限図られる	2. 救助・救急・消防活動等	—	—	市町村等 消防政策課
	④	女性の参画や男女双方の視点を防災の取組に反映させるために、策行物・ワークショップ、講座による啓発を行います。	共通	自助 共助	—	—	—	—	県民生活・男女共同参画課
	⑤	地域における防災力向上のために、女性防火クラブや少年消防クラブの活動に対する支援や女性防火クラブアドバイザー研修事業を実施します。	共通	共助	1. 人命の保護が最大限図られる	2. 救助・救急・消防活動等	—	—	市町村等 消防政策課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	
		H28年度	H29年度	H30年度			
①	内閣府主催研修など各種研修への職員派遣(防災・危機対応研修に60人以上参加) 職員を対象とした研修の実施(首長、幹部職員向け研修会 3回開催) (県・市町村職員の危機管理能力の向上) (県職員の階層別研修にあわせて研修の実施 28回)	これまでの実績 研修派遣(内閣府等) 47人(H24~H27) 首長、幹部職員向け研修会の開催 延べ4回(H24~H27) 市町村新採職員研修への講師派遣 延べ14回(H25~H27)	25人派遣 各種専門研修派遣 20人以上派遣 1回開催 首長、幹部職員向け研修会 1回開催 市町村新採職員研修への講師派遣 講師派遣5回	20人以上派遣 1回開催 8回実施	取組の継続 取組の継続 取組の継続 取組の継続	—	職員の危機事象への対応力向上による危機管理体制の充実

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
②	重 防災士養成研修の開催 (防災士 900人養成)	養成者数 H25年度 120人 H26年度 255人 H27年度 294人	防災士286人養成	防災士300人養成	防災士300人養成 取組の継続	—	地域防災力の向上
③	救急救命講習実施の支援 (受講者数 90,000人) 救急救命フェアの開催 (9箇所で開催)	受講者数 H25年度 33,159人 H26年度 35,208人 H27年度 32,947人 毎年県内3箇所で開催	34,108人受講 県内3箇所で開催	30,000人受講 県内3箇所で開催	30,000人受講 県内3箇所で開催 取組の継続	—	応急手当や心肺蘇生法を多くの県民が習得することによる救命率の向上
④	重 女性の参画や男女双方の視点を防災の取組に反映させるために、啓発パネルの掲示等を実施 (発行物を3回以上発行) (ワークショップを3回以上実施) 重 男女共同参画の視点を防災に反映させるため 機関誌での啓発 (機関紙 18,000部配布)	地域での防災啓発 県庁内での啓発パネルの掲示 ソーレス・スコープ第79号(H27年7月)において、【特集：見直してみませんか、防災の意識「トイレの準備は大丈夫?」】を掲載	啓発パネルの展示3回 ワークショップ未実施 男女共同参画センター機関誌等での啓発 機関紙 6,000部配布	発行物 1回以上発行 ワークショップ 1回以上実施 男女共同参画センター機関誌等での啓発 機関紙 6,000部配布	発行物 1回以上発行 ワークショップ 1回以上実施 機関紙 6,000部配布 取組の継続	1-1-①(地震・津波への備えについての啓発活動) 1-3-①(自主防災組織の設立支援・活動強化) 1-4-①(県・市町村職員への研修) 1-4-②(防災士の養成) 1-4-⑤(女性防火クラブ・少年消防クラブ活動支援)	県民の防災に関する男女共同参画に係る意識の向上
⑤	女性防火クラブや少年消防クラブ活動の支援 女性防火クラブトップリーダー研修事業の実施 (研修会 6回開催)	防災訓練やイベントの実施、資料の整備等活動支援 研修会の実施による防災及び被災時の活動の知識の向上及び地域の活動内容の情報交換による地域での活動の活性化	7回実施 参加者数 348人 男女共同参画に関する研修の実施 1回以上実施 参加者数 50人	市町村等への活動支援を実施 研修会の実施による防災、発災時の対応力の向上 研修会2回開催 参加者数 100人	1回以上実施 参加者数 50人 取組の継続	—	女性及び将来の地域防災を担う子供たちの活動を通じた地域防災力の向上

2-1 地震・津波の早期検知・伝達体制の整備

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
地震の揺れから身を守る行動や、津波からの避難行動が迅速に行えるよう、地震・津波の観測及び被害予測とその結果の情報伝達体制を強化します。	①	南海トラフ全域での地震・津波観測体制の構築を促進します。 また、地震発生後に速やかに津波浸水エリアや被害の程度を把握し、その情報を関係機関が共有できる仕組みの構築を推進します。	共通	公助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	—	南海トラフ地震対策課 危機管理・防災課	
	②	学校への緊急地震速報受信機の設置を進めま す。また、地震発生時の情報収集のための仕組み を確保します。	共通	自助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	—	学校安全対策課 私学・大学支援課	

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
①	足摺岬沖への観測網の構築に向けた取組	室戸岬沖への観測網(DONET II)の構築 (H28.3)	早期の構築を要請	取組の継続	取組の継続	—	迅速な避難行動の実施 県及び防災関係機関の迅速且つ効果的な初動対応
	早期避難のための情報発信の仕組みについて	関係機関と協定締結	早期避難のための情報提供(試行) リアルタイムコミュニケーション検討	取組の継続	取組の継続		
②	既存のシステムや研究に対しての提言	県有施設等への設置	利活用に向けての提言	取組の継続	取組の継続	—	迅速な避難行動の実施 県及び防災関係機関の迅速且つ効果的な初動対応
	高知県総合防災情報システムの改修検討	県有施設等への設置	改修の検討	取組の継続	取組の継続		
①	緊急地震速報受信機の設置	県有施設等への設置	県有施設等への設置の促進	取組の継続	取組の継続	—	迅速な避難行動の実施 県及び防災関係機関の迅速且つ効果的な初動対応
	震度情報ネットワークの維持・確保	震度情報ネットワークの保守管理	震度情報ネットワークの保守管理	取組の継続	取組の継続		
②	公立学校施設の緊急地震速報受信機の設置 (10校設置 100% (370/370)完了) 【全体数 370校】	緊急地震速報を知らせる仕組みがある学校 370校 100%	地震速報の活用環境整備完了 10校設置 100% (完了)	取組の継続	取組の継続	—	迅速な危険回避行動の実施
	私立学校施設の緊急地震速報受信機の設置 (1校設置 100% (18/18)完了) 【全体数 18校】(H28.3時点)	緊急地震速報を知らせる仕組みがある学校 17校 94.4% (17/18)	導入への働きかけ 1校設置 100% (18/18)	取組の継続	取組の継続		

2-2 地域の防災体制の強化

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
5つの地域に設置した「南海トラフ地震対策推進地域本部」を中心とした活動により、南海トラフ地震に対する地域の防災力の向上を図ります。	①	市町村の防災計画がより実効性のあるものとなるよう、地域での点検や訓練の支援を行います。また、災害発生時には、災害対策支所として総合防災拠点を選定し、開設、情報の収集と市町村の支援を行うための体制を整えるとともに訓練の実施による地域の防災力の向上を図ります。	共通	公助	—	—	—	県	危機管理・防災課 南海トラフ地震対策課
	②	南海トラフ地震の発生時に県及び市町村等が迅速的確な応急救助活動を実施するために既存の非常通信システムを含めた様々な情報伝達・収集手段の多重化に取り組みます。	共通	公助	—	—	—	県	危機管理・防災課 南海トラフ地震対策課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
①	南海トラフ地震対策推進地域本部による地域の防災体制の拡充・強化 (地域で実施する訓練への支援) (関係機関との連携強化)	県内に5つの地域本部を設置 (H26.4～)		地域での訓練支援 応急救助機関連絡会開催	訓練支援の継続 取組の継続	—	継続した訓練の実施による地域での防災力の向上
②	非常通信システム多重化 防災行政無線戸別受信機等の配置の支援 (市町村を通じた支援の実施)	高知県防災行政無線、衛星通信システム(VSAT)、衛星携帯電話の整備 市町村防災行政無線等による住民への確実な情報伝達の確立 7市町整備 〔整備済市町村〕 南国市、土佐清水市、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町	多重化案の比較、検討 多様な手段の検討	基本設計 ※H28の結果を受けて対応 実施設計 多様な情報伝達手段の支援 ※H28の結果を受けて対応	通信網の整備 支援の継続 支援の継続	—	発災後に市町村等とのより確実かつ多様な通信網が構築されることにより、迅速且つ的確な応急救助活動を実現 多様な情報伝達手段による市町村から住民への確実な防災情報の伝達

2-3 学校等の防災対策

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	応急期懇談会提言		
学校等で地震や津波から児童生徒、園児等の命を守れるよう、事前のマニュアル作成や避難訓練・防災学習会を行います。	①	保育所・幼稚園等が行う、防災対策に関する研修会の実施や防災訓練、防災マニュアルの策定と改善を通じて、防災力向上を進めます。	共通	自助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	ア-(イ)-④-2(防災教育、訓練の支援と充実)	市町村 私立幼児保護連携型認定こども園・保育所・幼稚園設置者等	幼保支援課
	②	公立学校が作成する学校防災マニュアルの点検・見直しを行い、安全教育プログラムに基づく防災教育を進めます。	共通	自助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	ア-(イ)-④-2(防災教育、訓練の支援と充実)	市町村 県	学校安全対策課
	③	私立学校が行う、防災訓練や防災教育の実施、防災教育マニュアルの見直し等を進めます。	共通	自助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	ア-(イ)-④-2(防災教育、訓練の支援と充実)	学校法人	私学・大学支援課
	④	放課後子ども教室や放課後児童クラブ等での防災マニュアル見直しや避難訓練の実施を支援します	共通	自助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	ア-(イ)-④-2(防災教育、訓練の支援と充実)	市町村 県	生涯学習課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)		
			H28年度	H29年度	H30年度				
①	<p>保育所・幼稚園等における防災マニュアル等の研修会実施 (年1回以上の実施)</p> <p>重</p> <p>避難場所の確保・避難訓練の定着・防災マニュアルの改善状況の把握・検証 (防災マニュアル作成チェックシートによる項目が全て記載されている園 100%) (南海トラフ地震を想定した訓練の定着 全園年3回以上実施)</p> <p>①保育所・幼稚園・認定こども園 [全体数 305園](H29.3時点) ②地域型保育事業所・認可外保育施設 [全体数 82園](H29.3時点)</p>	<p>「防災マニュアル作成の手引き」(H24)の作成 防災マニュアルに関する研修会の実施(H27 1回(3箇所)) (H28 1回(3箇所))</p> <p>マニュアル策定率 ①100% ②70% 年3回以上訓練実施率 ①100% ②70%</p>	<p>H28年度 1回以上</p> <p>H29年度 1回以上</p> <p>H30年度 1回以上</p> <p>防災マニュアル等の研修会実施 → 取組の継続</p> <p>訓練定着、マニュアル改善状況の把握・検証 アンケート1回以上 → 取組の継続</p> <p>アンケート1回以上 → 取組の継続</p> <p>マニュアル策定率 ①100% ②60% 年3回以上訓練実施率 ①97% ②61%</p> <p>アンケート1回以上 → 取組の継続</p> <p>アンケート1回以上 → 取組の継続</p> <p>①100% ②90% ①100% ②100%</p> <p>①100% ②61% ①100% ②100%</p>	<p>H28年度 1回以上</p> <p>H29年度 1回以上</p> <p>H30年度 1回以上</p>	<p>高知県強靱化計画</p> <p>国の具体計画</p> <p>応急期懇談会提言</p>	<p>高知県強靱化計画</p> <p>国の具体計画</p> <p>応急期懇談会提言</p>	<p>高知県強靱化計画</p> <p>国の具体計画</p> <p>応急期懇談会提言</p>	<p>市町村 私立幼児保護連携型認定こども園・保育所・幼稚園設置者等</p> <p>市町村 県</p> <p>学校法人</p> <p>市町村 県</p>	<p>幼保支援課</p> <p>学校安全対策課</p> <p>私学・大学支援課</p> <p>生涯学習課</p> <p>園児の安全の確保</p>

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
②	<p>熊 公立学校における地震防災対策への支援 (学校における必要項目が網羅された防災マ ニュアルの見直し)</p> <p>重 安全教育プログラムに基づく防災教育の徹底 (防災授業の実施率100%・小中学校で年間5時 間以上、高等学校で3時間以上)</p> <p>【安全教育プログラム】 各学校における指導内容や指導方法等を 盛り込んだ教職員用指導資料</p> <p>重 教職員への研修強化</p>	<p>必要項目が網羅された防災マ ニュアル策定率 100%</p> <p>防災教育の実施率(H26) ・小学校 62.2%(122/196) ・中学校 70.4%(76/108) ・高等学校 54.1%(20/37)</p> <p>防災教育の実施率(H27) ・小学校 97.9%(191/195) ・中学校 96.2%(100/104) ・高等学校 100%(37/37)</p> <p>防災教育の実施率(H28) ・現在集計中 防災教育研修会の実施</p>	H28年度 学校安全対策チェックリストによる点検と防災マ ニュアル見直しへの支援 確実な点検・見直し	H29年度 確実な点検・見直し 防災の授業実施 実施率 100%	H30年度 取組の継続 確実な点検・見直し	2-9-②(教職員住宅等の耐震 化) 児童生徒の安全の確保	
			H28年度 実施率 100%	H29年度 取組の継続	H30年度 取組の継続		
③	<p>重 私立学校における継続した防災教育の実施の 促進 (年1回以上防災教育を実施する学校 18校 100%(18/18)実施) [全体数 18校](H28.3時点)</p> <p>学校防災マニュアルの見直しや継続的な避難 訓練の実施の促進 (避難訓練の継続、防災マニュアルの適正な見 直し)</p>	<p>年1回以上の防災教育を実施す る学校 15校 83.3%(15/18)</p> <p>年1回以上の避難訓練実施率 100% 防災マニュアル策定率 100%</p>	H28年度 防災教育の実施を要請	H29年度 防災教育の実施を要請	H30年度 取組の継続	2-10-②(私立学校の耐震化支 援) 児童生徒の安全の確保	
			H28年度 避難訓練の継続実施、学校防災マ ニュアルの見直し	H29年度 取組の継続	H30年度 取組の継続		

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			計画期間以降	取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度			
④	放課後子ども教室、放課後児童クラブ等における地震防災対策への支援 指導員等や市町村担当者への研修会の実施、情報提供、対策状況把握、防災出前講座の実施	<p>防災研修会の実施(年1回、県内3箇所) 情報提供、対策状況把握 防災出前講座の実施 防災マップ作成研修(H23)</p>	<p>防災研修会の実施(年1回)、情報提供、対策状況把握、防災出前講座の実施</p>	<p>状況調査9月</p>	<p>状況調査9月</p>	取組の継続	—	児童生徒の安全の確保
			<p>「防災マニュアルの見直し等を手引き」の作成(H24) 防災マニュアル作成研修(H24～) 防災マニュアル作成率 100%(180/180)</p>	<p>状況調査9月</p>	<p>状況調査9月</p>			
	<p>学校や地域と連携した避難訓練の実施(訓練実施率 95%) [全体数 182箇所](H28.4現在)</p>	<p>147校で避難訓練を実施 81.7%(147/180)</p>	<p>防災マニュアル等に基づく避難訓練の実施を働きかけ 避難訓練での気付きを防災マニュアルに反映</p>	<p>状況調査9月</p>	<p>状況調査9月</p>	取組の継続	—	
		<p>80.8%(147/182)</p>	<p>状況調査9月 90%(164/182)</p>	<p>状況調査9月 95%(173/182)</p>				

2-4 医療機関の防災対策

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	成急期懇談会提言		
<p>病院など医療救護施設の防災対策を進めることで、患者や医療従事者の安全を確保し、医療機能の維持継続ができる体制を整備します。</p>	①	<p>病院などの医療救護施設の災害対応力を強化するため、必要な資機材の整備や事業継続計画の策定を支援します。 また、長期浸水エリアにある医療機関の避難対策の検討を支援します。</p>	共通	<p>自助 公助</p>	<p>2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる</p> <p>3. 医療活動 6. 防災拠点</p>	<p>ア-(ア)-①-6(DMATやJMAT等の搬送手段の確保や災害拠点病院における受援計画の策定) ア-(ア)-②-4(医療救護所等への必要な資機材、医薬品の整備) ア-(ア)-②-5(資機材整備、自家発電や貯水槽などのライフライン代替機能の確保) ア-(ア)-②-6(BCPの策定、防災訓練の実施などを通じた災害対応力の向上) ア-(ア)-⑦(患者収容能力の向上などによる災害拠点病院の更なる機能強化) イ-(ア)-1(浸水エリアにある医療機関の備蓄の強化(食糧、燃料)) イ-(ア)-2(浸水高を考慮した建築や改修による被害の軽減) イ-(イ)-3(医療機関等への資機材整備や物資の優先供給) イ-(エ)-1(被災した医療機関の入院患者等を他の医療機関に避難・転院させる)</p>	<p>高知県災害時医療救護計画</p>	<p>医療機関 県 市町村</p>	<p>医療政策課</p>
	②	<p>県立病院の災害時の医療提供機能の維持に向けた事業継続計画の実効性を担保します。</p>	共通	<p>公助</p>	<p>2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる</p> <p>3. 医療活動</p>	<p>ア-(ア)-①-6(DMATやJMAT等の搬送手段の確保や災害拠点病院における受援計画の策定) ア-(ア)-②-6(BCPの策定、防災訓練の実施などを通じた災害対応力の向上) ア-(ア)-②-7(患者収容能力の向上などによる災害拠点病院の更なる機能強化)</p>	<p>高知県立病院第6期経営健全化計画</p>	<p>県</p>	<p>県立病院課</p>

〔詳細〕

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			計画期間以降	取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
		H28年度	H29年度	H30年度				
①	<p>重 医療機関等の施設、設備等の整備の支援 (病院の自家発電機保有率 95.4% (125/131)) (病院の種数の通信手段保有率 70.2%(32/131)) 〔全体数 131病院〕(H28.3現在)</p> <p>新 病院の事業継続計画(BCP)策定支援 (医療救護施設である病院のBCP策定率 50% (32/64)) 〔全体数 64病院〕(H28.3現在)</p> <p>新 長期浸水エリアにある医療機関の避難対策の 検討の促進 (高知市における対応方針の完成)</p>	<p>117病院が自家発電機を保有 89.3% (117/131) 81病院が複数の通信手段を保有 64.1% (84 /131)</p> <p>医療救護施設である病院のうち、20病院がBCP策定 31.3% (20/64)</p>	<p>施設への働きかけと補助事業の継続による支援の実施 ・自家発電機 5病院 93.1% (122/131) ・通信手段 1病院 67.2% (38/131)</p> <p>医療救護施設への集中的な働きかけ 4病院完成 43.8% (28/64)</p> <p>高知市の対応方針の策定支援(高知市南海トラフ地震長期浸水対策連絡会による検討)</p>	<p>自家発電機 3病院 95.4% (125/131) ・通信手段 4病院 70.2% (92/131)</p> <p>4病院完成 50% (32/64)</p> <p>方針に基づく病院の避難対策の支援</p>	<p>取組の継続</p> <p>取組の継続</p> <p>取組の継続</p>	<p>2-11-①(医療施設の耐震化支援) 2-13-①(ライフライン復旧対策の検討) 2-13-②(水道施設の耐震化) 2-13-③(下水道施設の耐震化、業務継続への取組) 2-19-①(高知港・須崎港の防波堤整備) 2-19-②(須崎港の津波防波堤整備、改良) 2-20-①(浦戸湾口・湾内の整備) 2-20-②(県中部海岸の整備) 2-20-③(県管理・市町村管理海岸の整備) 2-21-②(河川堤防の耐震化) 2-21-③(河川排水機場の耐震化・耐水化) 2-21-④(高知港排水機場の耐水化) 2-21-⑤(農業用排水機場の耐震化) 2-21-⑦(河川の整備) 2-22-①(海岸堤防の陸こう等の常時閉鎖) 2-22-②(保安施設堤防の陸こうの常時閉鎖) 3-1-①(道路啓開計画の策定) 3-1-④(啓開道路の橋梁耐震化) 3-1-⑤(仮設道路計画作成) 3-1-⑦(高知龍馬空港の復旧対策の情報共有) 3-2-①(橋梁の耐震化) 3-2-②(法面防災対策) 3-2-③(四国8の字ネットワーク整備) 3-2-④(鉄道橋梁等の耐震化) 3-6-④(長期浸水における救助救出体制の整備) 3-6-⑤(須崎市長期浸水対策の検討) 3-6-⑩(浸水域の救出活動体制の整備) 3-9-①(応急救助機関の受入体制の整備) 3-9-②(緊急消防援助隊の受入体制の整備) 3-9-③(広域緊急援助隊等の受入体制の整備) 3-10-①(消防防災ヘリ航空隊基地の移転整備) 3-10-②(警察ヘリ基地の整備) 3-11-②(地域ごとの医療救護の行動計画の策定) 3-11-⑤(医薬品等の供給・確保体制の整備) 3-11-⑥(藍科医療提供体制の整備) 3-11-⑦(透折医療提供体制等の整備) 3-14-②(応急対策活動用燃料の確保) 3-27-①(被災建築物の応急危険度判定の体制整備) 3-27-②(被災宅地地の危険度判定の</p>	<p>患者、医療従事者の安全確保、被災後の医療機能の維持、継続</p>	

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
②	<p>県立病院における事業継続計画(BCP)の要効性の担保へ向けた訓練の実施と訓練に伴う見直し (年1回以上の訓練の実施)</p> <p>熊 耐震構造である幡多けんみん病院並びに免震構造であるあき総合病院についても医療機器等の発災時における機能の維持と安全性の確保について、購入先メーカー等に再確認のうえ対策を検討</p>	<p>BCP策定済 ・あき総合病院(H27) ・幡多けんみん病院(H26)</p> <p>BCP対策設備整備済 (あき総合病院) ・燃料用タンクの増設 (幡多けんみん病院) ・配管等建築設備の耐震性の確保 ・非常用自家発電設備の更新 ・水源の確保</p> <p>災害棟の整備済 ・あき総合病院 ・幡多けんみん病院</p>	<p>H28年度 定期的な訓練実施と訓練に伴う見直し(各病院 年1回以上)</p> <p>H29年度</p> <p>H30年度 購入先メーカーへの確認及び医療現場での機器の固定等の確認</p>	<p>計画期間以降 不断の見直し 取組の継続</p> <p>取組の継続</p>	—	<p>県立病院における患者、医療従事者等の安全確保と、被災後の医療提供機能の維持継続</p>	

2-5 社会福祉施設の防災対策

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
社会福祉施設の地震防災対策を進めることで、入所者の安全を確保するとともに、あわせて地域の避難体制を整備します。	①	社会福祉施設の防災マニュアルに基づく対策の実行支援及びBCPの策定・訓練・見直しを支援します。	共通	自助	1. 人命の保護が最大限図られる 5. 経済活動の早期復旧を図る 8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復する	—	—	社会福祉法人	高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課 福祉指導課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	
			H28年度	H29年度	H30年度			
①	社会福祉施設の防災マニュアルに基づく対策の実行支援 (新規事業所に対する防災マニュアル作成支援・防災マニュアルに基づく対策の実行支援等) 福祉事業者の事業継続計画(BCP)策定・訓練・見直しへの支援 ① (従業者50名以上の社会福祉施設のBCP策定率 100%)	防災マニュアルの作成率 100% ・高齢者施設 369施設 ・障害者施設 86施設 ・児童関係施設 12施設 こうち防災備えよき隊による支援 17事業所へ支援(H25～H26) BCP策定率 34% (H27.9) BCP策定のための机上訓練 2回実施 BCP策定のための支援講座 20回実施	H28年度 防災マニュアルに基づく対策の実行支援 (こうち防災備えよき隊による支援等) こうち防災備えよき隊による支援(1事業所) 福祉事業者のBCPの策定・訓練・見直しへの支援 BCP策定状況の確認 BCP策定率 82% (41/50) 高齢者施設 86.1%(31/36)7件増 障害者施設 76.9%(10/13)3件増 児童関係施設 (素案作成済) BCP策定のための支援講座 1回実施	H29年度	H30年度	取組の継続 取組の継続	1-1-①(地震・津波への備えについての啓発活動) 1-2-②(総合防災訓練実施)	災害時等における施設入所者等の安全・安心の確保

2-6 文化財の耐震化の促進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
文化財の保全を図るため、耐震化等の地震津波対策を進めます。	①	文化財建造物の耐震基礎調査に基づき耐震化を進めます。	共通	自助	—	—	文化財所有者	文化財課	
	②	文化財に対する防災意識向上に努めるとともに、文化財津波現状調査に基づいた津波対策や耐震対策を進めます。	共通	自助	—	—	文化財所有者 高知県建築士会等	文化財課	
	③	揺れに対する、高知城の山体全体の健全性を調査し、必要に応じて防災対策工事を実施することにより、高知城の保全を図ります。	共通	自助	—	—	県	文化財課	

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
①	文化財建造物の耐震対策(補助等)の検討及び実施	文化財建造物耐震基礎調査の実施(H21:17件、H24:10件) 調査結果の説明会の開催 H21、H24調査で課題のあった建造物の調査・検討	耐震対策(補助等)の検討及び実施	取組の継続	取組の継続	—	地震や津波から文化財を守り、次世代に継承
②	文化財所有者への防災意識の向上を啓発 浸水区域にある文化財の所有者への寄託要請等の推進 文化財の災害復旧体制の整備 【ヘリテージマネージャー・サポーター】 歴史的建造物の知識を持った専門家	市町村担当者等への説明会の開催 津波現状調査の実施 28件(H24) 歴史民俗資料館への寄託 2件 中国四国地方における被災文化財の保護に向けた相互支援計画策定 ヘリテージマネージャー・サポーター養成講座の実施 ・ヘリテージマネージャー 19名 ・ヘリテージサポーター 6名	啓発活動の実施 寄託要請等の推進	取組の継続 取組の継続	取組の継続	—	地震や津波から文化財を守り、次世代に継承

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
③	熊 高知城山体の防災対策	高知城山体の健全性調査の実施	<p>山体健全性評価委員会 会で具体的対策の検討</p> <p>↑</p>	<p>防災対策工事の実施 対策工事の実施</p> <p>↑</p> <p>石垣カルテ作成に向け た準備</p> <p>↑</p> <p>石垣カルテ作成(4年程度)</p> <p>↑</p> <p>保存活用計画の策定 及び耐震診断の実施 (3年程度)</p> <p>↑</p>	<p>(完了)</p> <p>修理必要箇所に対し保 全対策工事の施工</p> <p>↑</p> <p>耐震対策が必要な建造 物に対し対策工事の 施工</p>	—	地震や津波から文化財を守り、次世代に 継承

2-7 防災関連製品開発支援、導入促進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
防災関係の製品、技術の地産地消・地産外商、産業育成を促進します。	①	県内防災関連製品の開発支援や販路拡大を進めます。	共通	公助	—	—	—	工業振興課	

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	
		H28年度	H29年度	H30年度			
①	<p>新たな製品・技術の認定 (認定製品数 42製品)</p> <p>県内防災関連製品や技術の開発支援 (ものづくり産業強化事業費補助金(準備・試作・改良) 採択件数19件)</p> <p>【産】</p> <p>県内防災関連製品や技術の販路拡大 ・防災関連製品ポータルサイト(PS)によるインターネット上の情報発信(148製品) ・県外見本市出展回数 26回 出展社数延べ 156社</p> <p>【新】</p> <p>国内売上金額(県内・県外(見本市含)) H28～H30 96億円</p>	<p>これまでの実績</p> <p>認定制度による認定製品数 H28年度 19製品 H24～H28 119製品</p> <p>ものづくり産業強化事業費補助金の活用 H28 5件採択 H24～28 32件採択</p> <p>県外見本市での「高知県ブース」出展による対外発信 H28 9回 57社 H24～H28 40回237社</p> <p>H27 (県内)4.7億円 (県外見本市含)16.3億円 H24～H27 (県内)15.0億円 (県外見本市含)32.8億円</p> <p>H27 (海外)2.8億円</p>	<p>H28年度</p> <p>認定製品14製品の増</p> <p>ものづくり産業強化事業費補助金の活用 採択件数5件</p> <p>防災関連製品PS構築 県外見本市出展 ・展示会社数 8 ・出展企業数 48</p> <p>国内売上金額27億円</p>	<p>H29年度</p> <p>認定製品14製品の増</p> <p>ものづくり産業強化事業費補助金の活用 採択件数7件</p> <p>防災関連製品PS運用 県外見本市出展 ・展示会社数 9 ・出展企業数 54</p> <p>国内売上金額32億円</p>	<p>H30年度</p> <p>認定製品14製品の増</p> <p>採択件数7件</p> <p>防災関連製品PS運用 県外見本市出展 ・展示会社数 9 ・出展企業数 54</p> <p>国内売上金額37億円</p> <p>海外売上金額4億円</p> <p>海外売上金額6億円</p> <p>売上合計金額36億円</p>	<p>取組の継続</p> <p>取組の継続</p> <p>取組の継続</p> <p>取組の継続</p> <p>取組の継続</p> <p>取組の継続</p> <p>取組の継続</p>	<p>1-1-①(地震・津波への備えについての啓発活動)</p> <p>県外や海外に向けた外商支援を強化することにより、全国や海外に販路が拡大することによって、売上額が増加するとともに、防災にも役立つ。</p>
<p>海外販売拡大 台湾商談会の継続 東南アジアでの見本市出展支援 米西海岸への展開</p> <p>海外売上金額 H28～30 12億円</p> <p>国内売上金額 96億円 海外売上金額 12億円 売上合計 108億円</p>	<p>海外売上金額29億円</p> <p>海外売上金額2億円</p> <p>海外売上金額4億円</p> <p>海外売上金額6億円</p> <p>売上合計金額29億円</p> <p>売上合計金額36億円</p> <p>売上合計金額43億円</p>	<p>海外売上金額29億円</p> <p>海外売上金額2億円</p> <p>海外売上金額4億円</p> <p>海外売上金額6億円</p> <p>売上合計金額29億円</p> <p>売上合計金額36億円</p> <p>売上合計金額43億円</p>	<p>海外売上金額29億円</p> <p>海外売上金額2億円</p> <p>海外売上金額4億円</p> <p>海外売上金額6億円</p> <p>売上合計金額29億円</p> <p>売上合計金額36億円</p> <p>売上合計金額43億円</p>	<p>海外売上金額29億円</p> <p>海外売上金額2億円</p> <p>海外売上金額4億円</p> <p>海外売上金額6億円</p> <p>売上合計金額29億円</p> <p>売上合計金額36億円</p> <p>売上合計金額43億円</p>	<p>海外売上金額29億円</p> <p>海外売上金額2億円</p> <p>海外売上金額4億円</p> <p>海外売上金額6億円</p> <p>売上合計金額29億円</p> <p>売上合計金額36億円</p> <p>売上合計金額43億円</p>	<p>売上合計金額108億円増</p>	

2-8 既存住宅の耐震化の促進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
住宅の倒壊等による人的被害を軽減するため、地震による倒壊等の危険性が高いとされる昭和56年5月以前に建てられた住宅の耐震化と、増加傾向である空き家の地震対策を進めます。	①	既存住宅の耐震化(診断・設計・改修工事)及び空き家の再生・活用を図るため支援を行います。	共通	自助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	高知県耐震改修促進計画 計画 住生活基本計画	県民市町村	住宅課
	②	教育旅行等の受入家庭(民泊)への耐震化の意識づけや支援制度の紹介について、県が開催する研究会等での実施を検討します。	共通	自助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	—	民泊家庭県	地域観光課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			取組の実績	取組の実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
		H28年度	H29年度	H30年度			
①	<p>重</p> <p>既存住宅の耐震化の支援(啓発・周知・補助) (耐震改修数4,500棟 100%(8,977/8,977)完了) [全体数 8,977棟](H28.3時点)</p> <p>空き家の廃屋化防止及び再生・活用 (再生リフォーム棟数300棟 100%(400/400)完了) [全体数 400棟](H28.3時点)</p>	<p>1,227棟実施 63.5%(5,704/8,977)</p> <p>1,500棟実施 80.2%(7,204/8,977)</p> <p>1,773棟実施 100%(8,977/8,977)</p>	<p>4,477棟耐震改修済 50.0%(4,477/8,977)</p> <p>67棟再生リフォーム実施済 16.7%(67/400)</p>	<p>取組の継続</p> <p>取組の継続</p> <p>取組の継続</p>	<p>1-1-①(地震・津波への備えについての啓発活動)</p>	<p>住宅の倒壊や避難路の閉塞を防ぐこと及び耐震性の高い住宅への住み替え等が進むことによる県民の生命の安全の確保</p> <p>耐震性の高い住宅への住み替え等が進むことによる県民の生命の安全の確保</p>	
②	<p>新</p> <p>教育旅行等の受入家庭(民泊)の耐震化の呼びかけ</p>	<p>研修会等を通じた意識醸成や支援制度の紹介</p>	<p>取組の継続</p>	<p>—</p>	<p>住宅の倒壊や避難路の閉塞を防ぐことによる県民及び利用者の生命・安全の確保</p>		

2-9 県・市町村有建築物の耐震化の推進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
地震により倒壊等の危険性が高いとされる昭和56年5月以前の県・市町村の建築物の耐震化を進め、県庁者や職員を確保します。	①	市町村有建築物の耐震化を進めます。	共通	自助	1. 人命の保護が最大限図られる 2. 救助・救急・医療活動等が迅速に行われる 3. 必要不可欠な行政機能は確保する	2. 救助・救急・消火活動等	高知県耐震改修促進計画	市町村	南海トラフ地震対策課
	②	教職員住宅の耐震化を進めます。 所管施設の耐震化を進めます。	共通	自助	1. 人命の保護が最大限図られる 3. 必要不可欠な行政機能は確保する	—	教職員住宅整備計画	県	教育政策課 教職員・福利課 学校安全対策課 生涯学習課 人権教育課
	③	県庁厚生棟の耐震化を進めます。 公文書館整備に係る県立図書館跡施設の耐震化を進めます。	共通	自助	1. 人命の保護が最大限図られる 3. 必要不可欠な行政機能は確保する	—	—	県	管財課 文書情報課
	④	県立牧野植物園資源植物研究センターの耐震化を進めます。	共通	自助	1. 人命の保護が最大限図られる 3. 必要不可欠な行政機能は確保する	—	—	県	環境共生課
	⑤	畜産試験場内施設の耐震化を進めます。	共通	自助	1. 人命の保護が最大限図られる 3. 必要不可欠な行政機能は確保する	—	—	県	畜産振興課
	⑥	内水面漁業センター・水産試験場古満日分場の耐震化を進めます。	共通	自助	1. 人命の保護が最大限図られる 3. 必要不可欠な行政機能は確保する	—	—	県	漁業振興課
	⑦	内水面漁業センター・水産試験場の耐震化を進めます。	共通	自助	3. 必要不可欠な行政機能は確保する	—	—	県	漁業振興課

〔詳細〕

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			計画期間以降	取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度			
①	市町村有建築物の耐震化	耐震化の状況(H27.3現在) ・庁舎 65% ・消防本部・消防署所 77% ・社会福祉施設 87% ・公営住宅等 69%	耐震化の状況調査 ・庁舎 71% ・消防本部・消防署所 82% ・社会福祉施設 88% ・公営住宅等 69%	取組の継続	取組の継続	—	来行者の安全の確保 職員等の安全と災害対応の拠点となる庁舎を確保し、迅速かつ確実な災害対応業務の実施	
②	新 教職員住宅の耐震化 (H30年度までに12棟耐震化 90.8%(79/87)完了) [全体数 87棟](H28.3時点)	教職員住宅整備計画(H26年度～H35年度)に基づく耐震化 ・67棟の教職員住宅耐震化済 77.0%(67/87)	1棟設計 1棟工事(新築) 85.0%(74/87) 2棟設計 1棟工事 86.2%(75/87) ※7棟分を集約するため、対策済棟数は+7となる	1棟設計 2棟設計 1棟工事 4棟解体	教職員住宅整備計画(H26年度～H35年度)に基づいた耐震化の推進 11棟耐震化工事 100%(11/11) (完了) H31年度1棟新築工事着工	—	職員等の安全確保と早期の災害対策業務の実施	
③	新 県庁厚生棟の耐震化 新 公文書館整備に係る県立図書館跡施設の耐震化 (H31年度までに整備完了)	耐震診断 文化庁協議 耐震補強設計 関係機関協議 工法決定 基本設計、実施設計 改修工事(～H31)	耐震診断 文化庁協議 耐震補強設計 関係機関協議 工法決定 基本設計、実施設計 改修工事(～H31)	耐震補強設計 関係機関協議 耐震工事(H31～) 改修工事(～H31)	取組の継続 H31年度完了	2-12-②(大規模建築物等の耐震化支援)	職員等の安全の確保 利用者及び職員等の安全の確保	
④	新 県立牧野植物園資源種物研究センターの耐震化	耐震診断 新築又は耐震補強 について決定	耐震診断 新築又は耐震補強 について決定	実施設計	耐震化工事 災害発生時の入園負傷者等への対応拠点の実現	1-2-①(市町村や地域が行う避難訓練等の支援)	入園者及び職員等の安全の確保	

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
⑤	<p>〔新〕畜産試験場内施設の耐震化 (H30年度までに1棟耐震化 0%(0/1)、 H31年度までに1棟耐震化 100%(1/1)) 〔対象施設 1棟(直接検定舎)〕</p> <p>畜産試験場内施設の建替え (H31年度までに種豚舎、試験鶏舎経済検定の 2棟を建替え) (H32年度までに単雄種鶏舎、中・大すう舎、肥 育検定舎の3棟の建替え)</p>	<p>県有建築物耐震化実施計画 (H20年度～H26年度)に基づく 耐震化 ・畜産試験場事務所耐震性 確認済(H25) ・玄関徹底去新設</p>	<p>H28年度 1棟耐震診断 直接検定舎</p> <p>H29年度 耐震設計予算化・準備 種豚舎、試験鶏舎経済 検定 新築設計 単雄種鶏舎、中・大すう 舎、肥育検定舎</p> <p>H30年度 1棟耐震設計 新築工事 新築設計</p> <p>H31年度完了 H32年度完了</p>	—	作業中の職員の安全確保		
⑥	<p>〔新〕内水面漁業センター水槽実験作業棟の耐震化 (H30年度までに耐震化完了)</p> <p>水産試験場古満目分場管理棟の耐震化 (H31年度までに耐震化完了)</p>	<p>県有建築物耐震化実施計画 (H20年度～H26年度)に基づく 耐震化 ・本館耐震化</p>	<p>H28年度 耐震診断</p> <p>H29年度 耐震設計</p> <p>H30年度 耐震工事 耐震設計</p> <p>(完了) H31年度完了</p>	—	職員の安全の確保 早期の業務の再開 防災対策の拠点となる庁舎の確保と災害 対策業務の実施		
⑦	<p>〔新〕内水面漁業センター・水産試験場の耐震化 〔対象施設 2棟 内水面漁業センター・機械室棟 水産試験場・ポンプ室〕</p>	<p>県有建築物耐震化実施計画 (H20年度～H26年度)に基づく 耐震化 ・水産試験場本館耐震化</p>	<p>H28年度 耐震化に向けた検討 (漁業センター・機械室)</p> <p>H29年度 検討状況に応じて設計・工事を実施 耐震化に向けた検討(水試ポンプ室) (栽培漁業センターのあり方も含めた検討)</p> <p>H30年度 実施状況により継続 設計を実施</p> <p>H31年度完了</p>	—	早期の業務の再開 防災対策の拠点となる庁舎の確保と災害 対策業務の実施		

2-10 学校等の耐震化の促進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
子どもや教職員を地震の強い揺れから守るために、学校等の施設の耐震診断や耐震化を進めます。	①	保育所・幼稚園等の耐震化を促進するため、施設の設置者が実施する耐震診断や耐震補強に対し支援を行います。	共通	自助	1. 人命の保護が最大限図られる 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	—	高知県耐震改修促進計画 地震防災緊急事業5箇年計画	市町村 私立幼稚園 連携型認定こども園・保育所・幼稚園設置者等	幼保支援課
	②	私立学校の耐震化を促進するため、施設設置者が実施する耐震診断や耐震補強に対して支援を行います。	共通	自助	1. 人命の保護が最大限図られる 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	—	高知県耐震改修促進計画	学校法人	私学・大学支援課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
①	保育所・幼稚園等の耐震化の支援 (12棟診断実施 100% (134/134)完了) 【全体数 134棟】(H29.3時点) (29棟耐震化実施 100% (267/267)完了) 【全体数 267棟】(H29.3時点)	122棟耐震診断実施済 91% (122/134) 238棟耐震化実施済 89.1% (238/267)	1棟診断実施 91% (122/134)	6棟診断実施 95.5% (128/134)	6棟診断実施 100% (134/134)	—	施設の倒壊からの子どもや教職員の安全の確保
			1棟耐震化実施 89.1% (238/267)	10棟耐震化実施 92.9% (248/267)	19棟耐震化実施 100% (267/267)		
②	私立学校の耐震診断の支援 (5棟診断実施 93.9% (31/33)完了) 【旧建築基準により建設された全建物数33棟】 私立学校の耐震化の支援 (2棟耐震化実施 87.7% (64/73)完了) 【私立学校の校舎等の総数 73棟】	26棟耐震診断実施済 78.8% (26/33) 61棟耐震化実施済 83.6% (61/73)	耐震診断実施の働きかけ 2棟診断実施 84.8% (28/33)	3棟診断実施 94.0% (31/33)	残り2棟の建物については、教育施設としての使用予定が無いため、耐震診断の予定なし	—	地震による施設の破壊からの子どもたちの安全の確保
			2棟耐震化実施 89% (65/73)	校舎等の耐震化に向けた働きかけ 耐震化に向け継続した働きかけ	1棟耐震化実施 90.4% (66/73)		

2-11 医療施設・社会福祉施設の耐震化の促進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
病院や社会福祉施設(高齢者施設・障害者施設・児童関係施設等の耐震化を進めることで、患者や施設利用者等の安全を確保するとともに、医療や介護等を継続して提供します。)	①	病院が実施する耐震化に対して支援を行います。	共通	自助	1. 人命の保護が最大限図られる 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	4. 医療活動	ア-(ア)-①-2(救護病院や災害拠点病院の耐震化、高層化、移転などによる防災・減災対策の促進)	高知県災害時医療救護計画	医療政策課
	②	社会福祉施設等が実施する耐震化に対して補助等により支援を行います。	共通	自助	1. 人命の保護が最大限図られる 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	—	—	高知県耐震改修促進計画 地震防災緊急事業五箇年計画	高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課 福祉指導課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績			計画スケジュール		取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
		H28年度	H29年度	H30年度	計画期間以降			
①	医療施設の耐震化の支援 (9施設実施 耐震化率72.5%(95/131)以上完了) [全体数 131(病院)(H28.3時点)]	86施設耐震化済 65.6%(86/131) ※災害拠点病院の耐震化 100%	施設への働きかけと補助事業による支援の実施 1施設耐震化 66.4%(87/131)	6施設耐震化 72.5%(93/131)	取組の継続	1-1-①(地震・津波への備えについての啓発活動)	患者、医療従事者の安全確保、被災後の医療機能の維持、継続	
②	社会福祉施設等の耐震化の支援 (5施設実施 耐震化率100%(160/160)完了) [全体数 160施設](H28.3時点)	155施設耐震化済 96.9%(155/160) ・高齢者施設 97.5%(115/118) ・障害者施設 100%(30/30) ・児童関係施設 83.3%(10/12)	施設整備等への支援	取組の継続	2-5-①(防災対策マニュアル作成等支援)	災害時等における施設入所者等の安全・安心の確保		

2-12 事業者施設等の耐震化の促進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名	
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画			
事業者の従業員の安全を確保し、早期の事業再開につなげるため、工場・事業所等の耐震化等の地震対策を促進するとともに、不特定多数の方が利用する店舗や旅館等の大規模な建築物等についても耐震化を促進します。	①	事業者が実施する耐震化の取組に対して支援を行います。	共通	自助	1. 人命の保護が最大限図られる 5. 経済活動の早期復旧を図る	—	—	高知県耐震改修促進計画	事業者	商工政策課
	②	不特定多数の方が利用する店舗及び旅館等の大規模なものや、県・市町村の防災拠点等の施設、また避難経路等の沿道にある建築物の耐震化を支援します。	共通	自助 公助	1. 人命の保護が最大限図られる 3. 必要不可欠な行政機能は確保する 6. 電気・上下水道等の確保、早期復旧を図る	1. 緊急輸送ルート 6. 防災拠点	—	高知県耐震改修促進計画	市町村 該当建築物 物所有者	建築指導課 住宅課
	③	事業者に対して、金融機関が行う県制度融資「南海地震・節電対策融資」の商知を行い、その活用により地震対策を支援します。	共通	自助	—	—	—	—	事業者	経営支援課
	④	商店街滞在者の安心・安全を確保するため、商店街施設の耐震化を行う商工団体等の事業者に対して補助を行い、施設の耐震化を支援します。	共通	自助	—	—	—	—	事業者	経営支援課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
		H28年度	H29年度	H30年度		
①	県内で製造業を営む事業者の特定建築物に該当する工場・事業所等を対象とする耐震化工事等への支援	県内で製造業を営む事業者の工場・事業所の耐震化の促進	取組の継続		1-1-①(地震・津波への備えについての啓発活動) 3-2-①(橋梁の耐震化) 3-2-②(法面防災対策)	従業員の安全の確保と工場・事業所の維持による事業の早期復旧

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			計画期間以降	取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度			
②	大規模建築物、広域の防災拠点、県の道路指定による避難路沿道建築物の耐震化支援 (197棟耐震化実施完了)	耐震改修設計完了 大規模建築物 3棟	防災拠点(地域集会所) 77棟耐震化実施完了	70棟耐震化実施	50棟耐震化実施	取組の継続	—	安全な避難路の確保による円滑な避難活動の実施及び避難場所の安全を図ることによる被災者の減少
	【熊】 防災拠点となる建築物及び沿道建築物の耐震化を促進する道路の指定並びに耐震診断の支援 (該当建築物の耐震診断終了)(H27年度指定分) (該当建築物の6割が耐震診断終了)(H28年度指定分)	防災拠点の指定完了 (H27年度分) 沿道建築物の耐震化を促進する道路の県による指定完了 (H27年度分)	該当建築物の3割が耐震診断終了 該当建築物の6割が耐震診断終了	該当建築物の3割が耐震診断終了 該当建築物の6割が耐震診断終了	該当建築物の3割が耐震診断終了 該当建築物の6割が耐震診断終了	追加指定すべきものがないか検証 追加指定すべきものがないか検証 追加指定すべきものがないか検証 追加指定すべきものがないか検証		
	市町村が沿道建築物の耐震化を促進する道路を指定する場合は、調査に対する補助	南国市が調査を実施	追加指定すべきものがないか検証	追加指定すべきものがないか検証	追加指定すべきものがないか検証	追加指定すべきものがないか検証		
			小規模な地域避難所等の持つべき耐震性能の再検討			取組の継続		
			市町村への説明会等の実施			取組の継続		

③	<p>県制度融資「南海地震・節電対策融資」を活用した地震対策の支援</p>	<p>制度創設 H24.4.1 融資実績 19件 (うち地震対策 17件)</p>	<p>パンフレット配布などによる事業者への周知</p>	<p>H30.3.31まで</p>	<p>1-1-①(地震・津波への備えについての啓発活動) 2-12-④(商店街施設の耐震化支援) 2-24-②(高台への工業団地整備) 4-9-①(交通・運輸事業者のBCP策定) 4-10-①(建設事業者BCP策定) 4-12-①(木材加工業界のBCP策定) 4-14-①(商工業者のBCP策定) 4-15-②(旅館、ホテルのBCP策定) 4-16-①(事業者全般のBCP策定)</p>	<p>施設利用者や従業員の安全の確保と工場・事業所等の維持による事業の早期復旧</p>
④	<p>商店街施設の耐震化を行う商工団体等の事業者への補助</p>	<p>制度創設 H25.10 事業実績 街路灯 14箇所 アーケード 9箇所 放送設備 1箇所</p>	<p>震災時に御墾・落下等の危険性が高いとされる商店街施設の改修を実施</p> <p>実施箇所 4箇所</p>	<p>市町村への耐震化の必要性の啓発を実施</p> <p>取組の継続</p>	<p>1-1-①(地震・津波への備えについての啓発活動) 1-3-①(自主防災組織の設立支援・活動強化) 1-4-①(県・市町村職員への研修) 2-8-①(既存住宅の耐震化支援) 2-12-②(大規模建築物等の耐震化支援) 2-12-③(融資制度による地震対策の支援) 2-16-③(観光客の避難対策) 2-17-④(民間事業者への津波避難設備の整備支援) 3-23-③(多言語による情報提供体制の整備) 4-14-①(商工業者のBCP策定)</p>	<p>県内外からの来街者の安全・安心の確保</p>

2-13 ライフラインの地震対策の促進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	応急期懇談会提言		
ライフライン施設の被害を軽減し、早期に復旧できるように設備の耐震化や、事業者との調整等を事前に行います。	①	ライフライン事業者等で検討会を開催し、速やかなライフライン復旧のための対策を検討します。	共通	自助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる 4. 必要不可欠な情報通信機能は確保する 5. 経済活動の早期復旧を図る 6. 電気・上下水道等の確保、早期復旧を図る	4. 物資調達	—	—	県 事業者 南海トラフ地震対策課
	②	市町村の水道施設の耐震化を促進します。	共通	自助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる 6. 電気・上下水道等の確保、早期復旧を図る	4. 物資調達	—	—	市町村 食品・衛生課
	③	下水道施設について、県内全市町村が作成した下水道BQPを基に、対策の進捗状況を定期的にモニタリングしながら、適宜訓練を実施し、必要に応じた見直しを市町村と共にを行います。	共通	自助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる 6. 電気・上下水道等の確保、早期復旧を図る	4. 物資調達	—	—	県 市町村 公園下水道課
	④	広域地盤沈下後の水源供給リスクや取水地点の塩水化リスクに対して、水供給システムの事前対策を進めます。	L2	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	4. 物資調達	—	—	県 河川課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
①	速やかなライフラインの復旧のための対策の検討 (検討会 3回開催)	毎年1回検討会の開催	検討会 1回開催	検討会 1回開催	検討会 1回開催	3-1-①(道路啓開計画の策定) 3-14-①(災害対応型給油所の整備支援) 3-14-②(応急対策活動用燃料の確保) 3-14-③(継続的な救助活動のための燃料確保)	ライフラインの早期の復旧による県民生活の回復

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			計画期間以降	取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度			
②	市町村が行う配水池等の耐震化の促進 (配水池 8施設耐震化完了)	貯水配水施設 17基新設 (H23～H27)	H28年度 市町村の耐震化事業に対する県の支援 配水池 2施設耐震化 配水池 3施設耐震化 国へ支援の要請 市町村の耐震化事業に対する県の支援	H29年度 配水池 3施設耐震化 配水池 6施設耐震化	H30年度 6施設耐震化	取組の継続 取組の継続	2-27-①(土砂災害対策) 2-27-③(山地災害危険地区の 地すべり対策)	被災後の飲料水の確保
③	県の下水道施設の耐震化の実施 最低限の機能確保と安全確保を図る (高須浄化センター各施設の耐震化完了) 県の下水道施設の津波対策の実施 (高須浄化センター各施設の津波対策完了)	高須浄化センターの管理棟・ポンプ棟の耐震化、及び汚泥処理施設耐震詳細設計の完了 高須浄化センターの管理棟・ポンプ棟の耐震化の完了	焼却補機棟・汚泥処理棟・機械濃縮棟津波対策詳細設計完了 焼却補機棟・汚泥処理棟・機械濃縮棟津波対策完了 汚泥処理棟・焼却補機棟津波対策完了 合同災害時訓練を継続実施 1回実施 各市町村がBCP訓練を継続実施 1回実施	汚泥処理棟耐震化完了 焼却補機棟耐震化完了 機械濃縮棟津波対策完了 完了	1回実施 1回実施 1回実施	取組の継続 取組の継続 取組の継続 取組の継続	2-21-②(河川堤防の耐震化) 3-1-④(啓開道路の橋梁耐震化) 3-1-⑤(仮設道路計画作成) 4-1-②(復興方針策定の事前準備)	下水道の果たす最低限の機能確保が可能となる 県及び市町村職員の危機管理意識の向上
④	新 水供給システムへの事前対策 (過去に発生した地下水障害の状況把握) (地下水揚水の現状把握) (南海トラフ地震発生時における地下水障害発生リスクの高いエリアの想定)	沿岸19市町村の地下水調査 (H26) 内陸15市町村の地下水調査 (H27) 農業用地下水の調査(H27)	地下水調査 工業、水産業関係等を調査 地下水リスク調査 地下水調査結果を基に、地下水利用の盛んな地域において、地下水障害発生リスクエリアを設定	地下水リスク調査	1回実施 1回実施	地下水障害発生リスクエリアの設定、高リスクエリアにおける対応策の検討 【各担当部局による】	—	地下水障害が想定される地域への対策、 地下水の防災利用

2-14 学校等の安全対策の促進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	応急期懇談会提言		
地震によって子どもたちや施設利用者が負傷しないよう、学校等の施設の安全対策を促進します。	①	保育園・幼稚園等が実施する室内安全対策を促進します。	共通	自助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	—	市町村 私立幼稚園 連携型認定こども園・保育園・幼稚園 設置者等	幼保支援課
	②	公立小中学校が実施する室内安全対策を促進します。	共通	自助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	—	市町村	学校安全対策課
	③	私立学校が実施する室内安全対策を支援します。	共通	自助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	—	学校法人	私学・大学支援課
	④	放課後子ども教室や放課後児童クラブ等における室内安全対策を支援します。	共通	自助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	—	市町村	生涯学習課
	⑤	地震によるブロック塀等の倒壊を未然に防ぐことにより児童生徒や地域住民の安全を確保するため震災発生時に倒壊の危険がある県立学校36校のブロック塀等を改修します。	共通	自助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	高知県耐震改修促進計画	県	学校安全対策課
	⑥	学校体育館の避難所機能を維持するための安全対策を行います。	共通	自助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	—	県	南海トラフ地震対策 学校安全対策課
	⑦	県立文化施設の吊り天井脱落対策を実施します。	共通	自助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	—	県	文化振興課
	⑧	県立社会体育施設の耐震化を進めます。	共通	自助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	—	県	スポーツ課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
①	保育所・幼稚園等が行う室内安全対策の促進 (窓ガラス飛散防止対策9園実施 100%(329/329)完了) [全体数 329園(H29.3時点)] (室内安全点検の実施率 100%(329/329)完了)	320園対策実施済 97.3%(320/329)	H28年度 26園実施 97.3%(320/329) 窓ガラス飛散防止対策の推進を要請 5園実施 98.8%(325/329) 100%(329/329) (完了) 室内の安全点検の実施を要請 実施率96.4%(317/329) 実施率100%(329/329) 取組の継続	H29年度 5園実施 98.8%(325/329) 窓ガラス飛散防止対策の推進を要請 4園実施 100%(329/329)	H30年度 4園実施 100%(329/329)	2-10-①(保育所・幼稚園等の 耐震化支援)	地震による施設の破損からの子どもたちの 安全の確保
②	【籠】 公立小中学校が行う室内安全対策の促進 (166校実施 100%(303/303)完了) [全体数 303校](H28.3時点)	137校対策実施済 45.2%(137/303) (H27.4)	H28年度 45校実施 60.1%(182/303) 天井・照明器具・窓ガラス・外壁・内壁等非構造部材の耐震対策 76校実施 85.1%(258/303) 100%(303/303) 引き続き室内外を問わず 学校施設の安全対策を促進	H29年度 76校実施 85.1%(258/303) 天井・照明器具・窓ガラス・外壁・内壁等非構造部材の耐震対策 45校実施 100%(303/303)	H30年度 45校実施 100%(303/303)	—	地震による施設の破損からの子どもたちの 安全の確保
③	私立学校の室内安全対策の支援 (非構造部材を含む定期点検実施率 100%(18/18))	定期点検実施率 83.3%(15/18)	H28年度 室内安全対策の推進を要請	H29年度 室内安全対策の推進を要請	H30年度 室内安全対策の推進を要請	2-10-②(私立学校の耐震化支 援)	地震による施設の破損からの子どもたちの 安全の確保
④	放課後子ども教室や放課後児童クラブ等にお ける室内安全対策の支援(安全点検の実施) (安全点検の実施率 100%(182/182)完了) [全体数 182箇所](H28.4現在) 放課後子ども教室や放課後児童クラブ等にお ける室内安全対策の支援(対策の実施) 窓ガラス飛散防止対策やヘルメット等の備えに 対する支援 (安全対策の実施率 95%(173/182)完了) [全体数 182箇所](H28.4現在)	安全点検実施の実施率 71.1%(128/180) 防災対策経費を支援する県単独 補助事業(県1/2)の副設(H27) 防災対策の実施率 83.3%(150/180)	H28年度 安全点検の実施 実施率75.3%(137/182) 実施率100%(182/182) 状況調査9月 状況調査9月 県単独補助事業による防災対策経費への支援(県1/2) 室内安全対策の実施 新規17箇所 91.8%(167/182) 新規3箇所 95.0%(173/182) 状況調査9月 状況調査9月	H29年度 安全点検の実施 実施率100%(182/182) 状況調査9月 状況調査9月 県単独補助事業による防災対策経費への支援(県1/2) 室内安全対策の実施 新規3箇所 93.4%(170/182) 95.0%(173/182) 状況調査9月 状況調査9月	H30年度 安全点検の実施 実施率100%の維持 状況調査9月 状況調査9月 県単独補助事業による防災対策経費への支援(県1/2) 室内安全対策の実施 新規3箇所 95.0%(173/182) 95.0%(173/182) 状況調査9月 状況調査9月	—	地震による施設の破損からの子どもたちの 安全の確保

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
⑤	<p>新 県立学校ブロック塀等の改修 (震災発生時に倒壊の危険がある36校のブロック塀等を改修)</p> <p>※過去必要に応じ改修を実施してきたが、今回改めて状況調査を行った結果に基づき改修を行うもの</p>		<p>H28年度 設計15校・工事1校</p> <p>H29年度 設計16校・工事17校</p> <p>H30年度 工事19校</p> <p>H30年度までに完了</p>			—	地震によるブロック塀等の倒壊を未然に防ぐことにより児童生徒や地域住民の安全を確保
⑥	<p>新熊 公立学校体育館の天井材の落下防止等の安全対策の実施</p>	<p>構造部分の耐震化工事に併せて耐震化対策を実施</p>	<p>H28年度 県立学校体育館 45校 非構造部材等の耐震化</p> <p>H29年度 支採策の検討・非構造部材等の耐震化</p> <p>H30年度 市町村立学校体育館 非構造部材等の耐震化</p> <p>取組の継続</p>	<p>H30年度までに完了</p> <p>H32年度までに完了</p> <p>取組の継続</p>	—	—	安全な避難生活環境の確保
⑦	<p>新熊 県立文化施設の吊り天井脱落対策</p>	<p>現地調査及び基本設計の実施 (4施設)</p>	<p>H28年度 実施設計発注1施設</p> <p>H29年度 実施設計発注1施設 工事発注1施設</p> <p>H30年度 取組の継続</p>	<p>H30年度 取組の継続</p>	—	—	地震による施設の吊り天井脱落からの来館者の安全の確保
⑧	<p>県立社会体育施設の耐震化</p>	<p>県有建築物耐震化実施計画 (H20年度～H26年度)に基づく耐震化</p>	<p>H28年度 工事発注1施設 実施設計2施設</p> <p>H29年度 工事発注2施設</p> <p>H30年度 取組の継続</p>	<p>H30年度 取組の継続</p>	—	—	施設利用者の安全の確保

2-15 家庭や事業所における室内の安全対策の促進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	応急期懇談会提言		
地震による建物内での死傷者を減らし、迅速な避難行動を可能とするため、家具転倒防止などの室内安全対策を進めます。	①	家具転倒防止対策についての啓発と、安全対策を支援します。	共通	自助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	ア-(イ)-④-4 (住宅の耐震化、家具の固定、備蓄等の促進)	—	南海トラフ地震対策課
	②	既存住宅の部分的な耐震対策や耐震ベッド等について、研究の動向を注視し、安全性が確保された場合は制度化を検討します。	共通	自助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	ア-(イ)-④-4 (住宅の耐震化、家具の固定、備蓄等の促進)	—	南海トラフ地震対策課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
①	室内の安全対策の支援 (対策実施率 60.0%)	<p>対策実施率 30.4% (H27県民世論調査)</p>	<p>室内安全対策の必要性や効果の啓発活動 (事業所などでの出前講座の実施)</p> <p>起震車による揺れ体験のイベント等において啓発活動の実施</p>	取組の継続	取組の継続	<p>2-8-①(既存住宅の耐震化支援)</p> <p>2-15-②(既存住宅の部分的耐震対策の検討)</p>	家具転倒による死傷者の減少
②	既存住宅の部分的な耐震対策の検討	<p>先進事例の情報収集 有識者からの意見聴取</p>	<p>情報収集の継続</p>	取組の継続	取組の継続	—	安全な空間の確保

2-16 津波からの避難対策の促進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	応急期懇談会提言		
					その他の計画				
沿岸地域において、地震発生時に速やかに避難行動がとれるよう津波避難計画の見直しや避難方法の周知、避難訓練などを行います。	①	市町村が作成する市町村津波避難計画について、見直しを支援します。	L2	公助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	—	地域津波避難計画	南海トラフ地震対策課
	②	地域が作成する地域津波避難計画について、補助等を行い策定を支援します。また、策定後の地域津波避難計画の実効性について確認を行います。	L2	自助 共助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	—	市町村津波避難計画	南海トラフ地震対策課
	③	津波に対する地域の危険性や避難場所に不案内である観光客(外国人観光客を含む)の安全を確保するため、関係者によるマニュアル等に基づく実践的な訓練の実施や多言語観光案内板等への避難場所の表示を促進します。	共通	自助 共助	1. 人命の保護が最大限図られる	アー(イ)-④-1(地震・津波に関する迅速な情報提供の実施) アー(イ)-④-2(防災教育、訓練の支援と充実)	—	旅館 ホテル 観光ガイド 団体 県 市町村等	観光政策課 おもてなし課
	④	漁業関係者への防災意識の向上を図るために、研修会の開催や訓練の実施を促進します。また、操業船に対して24時間本県の全域をカバーする地震津波災害時の緊急通報体制を構築します。	共通	自助 共助	1. 人命の保護が最大限図られる	アー(イ)-④-1(地震・津波に関する迅速な情報提供の実施) アー(イ)-④-2(防災教育、訓練の支援と充実)	—	漁業協同 組合 県 市町村等	漁業振興課 漁業管理課
	⑤	港湾で働く人々や利用者を対象とした津波避難計画の策定や定期的な避難訓練を支援します。	L2	自助 共助	1. 人命の保護が最大限図られる	アー(イ)-④-2(防災教育、訓練の支援と充実)	—	事業者 県	港湾・海岸課
	⑥	土地に不案内な通行中のドライバーなど道路利用者が地震に遭った場合に、安全を確保できる対策を検討します。	L2	自助 共助 公助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	—	—	南海トラフ地震対策課 道路課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	
		H28年度	H29年度	H30年度			
①	市町村津波避難計画の見直しの支援 (全19市町村の計画の見直し完了)	市町村津波避難計画の策定完了 (沿岸19市町村)				2-17-①(一時避難場所の確保(避難タワー等)) 2-17-②(農村地域における避難タワー等の整備) 2-17-③(漁村地域における避難路・避難場所の整備) 2-17-④(民間事業者への津波避難設備の整備支援) 2-17-⑤(高知新港への避難場所等の整備) 2-17-⑥(海岸、公園への津波避難場所整備) 2-17-⑦(海岸、公園への避難誘導看板の整備) 3-6-④(長期浸水における救助救出体制の整備)	計画を策定することによる、円滑な避難路・避難場所の整備

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウटकム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
②	<p>重 地域津波避難計画の周知 (現地点検にて周知)</p> <p>重 地域津波避難計画内容の妥当性の確認 (全計画を現地点検にて確認) 【全計画数 393地区】 ※避難行動要支援者に対する支援は3-22に記載</p>	<p>全地区図上点検を実施(H26)</p>	<p>H28年度 津波避難計画や津波ハザードマップの配布及び現地点検にて周知</p> <p>H29年度 現地点検を実施し確認</p> <p>H30年度 取組の継続</p>	<p>1-1-①(地震・津波への備えについての啓発活動) 2-17-①(一時避難場所の確保(避難タワー等)) 2-17-②(農村地域における避難タワー等の整備) 2-17-③(漁村地域における避難路・避難場所の整備) 2-18-②(フロッグ埠の安全対策の支援) 3-6-④(長期浸水における救助救出体制の整備)</p>	<p>計画を策定することによる、円滑な避難路・避難場所の整備</p>		
③	<p>新 旅館・ホテル事業者による津波避難マニュアル(外国人宿泊者への対応含む)に基づく避難訓練の実施及びその結果を踏まえたマニュアルの見直しを促進</p> <p>新 各観光ボランティアガイド団体のガイドコース中の避難場所までの避難訓練の実施及び必要に成じた避難場所の見直しの促進</p> <p>新 県が設置している広域観光案内板について、津波浸水想定区域にあるもの全てに避難場所を多言語で表示 (8基設置 100%(11/11)完了) 【全体数 11基】</p> <p>新 津波浸水想定区域の観光地において津波からの避難場所を示す誘導看板を設置 (19基設置 100%(19/19)完了) 【全体数 19基】</p> <p>新 イベント参加者等の安全を確保するための事前チェック項目票・イベント実施中の避難マニュアルの作成及びイベント主催者等への活用を促進</p>	<p>津波避難マニュアルの改訂(外国人宿泊者への対応追加) ・津波浸水想定区域内のすべての旅館・ホテル事業者において津波避難マニュアルの策定</p> <p>ガイドコース中の避難訓練の実施(避難訓練実施率) 80%</p> <p>11基設置済 100%(11/11)</p> <p>3基設置済 15.8%(3/19)</p>	<p>H28年度 全ての旅館・ホテルにおいて、マニュアル等に基づく訓練実施等の呼びかけ (津波浸水区域内の旅館・ホテルの訓練実施・マニュアル見直し実施率) 40%</p> <p>H29年度 70%</p> <p>H30年度 100%</p> <p>完了)</p> <p>H28年度 ガイドコース中の避難訓練の実施(避難訓練実施率) 80%</p> <p>H29年度 100%</p> <p>H30年度 取組の継続</p> <p>完了)</p> <p>H28年度 県設置分(広域観光案内板(県設置)に避難場所表示) 8基設置 (完了)</p> <p>H29年度 16基設置</p> <p>H30年度 完了)</p> <p>H28年度 津波避難案内板 3基設置</p> <p>H29年度 16基設置</p> <p>H30年度 完了)</p> <p>H28年度 チェック項目票・マニュアル等作成</p> <p>H29年度 チェック項目票及びマニュアルの活用を促進</p> <p>H30年度 完了)</p>	<p>1-1-①(地震・津波への備えについての啓発活動) 1-2-①(市町村や地域が行う避難訓練等の支援) 2-16-①(市町村津波避難計画見直し支援) 2-16-②(地域津波避難計画の実効性の検証) 2-17-①(一時避難場所の確保(避難タワー等)) 2-17-②(農村地域における避難タワー等の整備) 2-17-③(漁村地域における避難路・避難場所の整備) 2-17-④(民間事業者への津波避難設備の整備支援) 2-17-⑤(高知新港への避難場所等の整備) 2-17-⑥(海岸、公園への津波避難場所整備) 2-17-⑦(海岸、公園への避難誘導看板の整備) 2-18-①(避難路、避難場所の現地点検の支援) 2-18-②(フロッグ埠の安全対策の支援) 2-18-③(老朽住宅等の除却の支援) 2-25-②(密集市街地の整備) 2-27-①(土砂災害対策) 3-16-②(避難所運営マニュアルの作成、訓練実施) 3-16-⑤(避難所等における情報通信手段の確保、多様化) 3-23-③(多言語による情報提供体制の整備)</p>	<p>国内外からの本県への旅行者やイベント参加者に対する安全・安心な旅行の確保</p>		

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			計画期間以降	取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウटकム)
			H28年度	H29年度	H30年度			
④	<p>地震・津波防災マニュアル(漁協(支所を含む)ごとに作成)に基づく、漁業関係者・漁協による避難訓練、マニュアルの周知のための研修会を実施</p> <p>漁業関係者・漁協による避難訓練、マニュアルの周知のための研修会を実施(年1回以上、市町村の避難訓練への参加を含む)</p> <p>[H25年度] ・沿江市町村水産主務課長会において年1回以上の漁協による避難訓練の実施を要請 ・県漁協の支所長会及び理事会において避難訓練実施を要請</p> <p>[H26年度] ・漁協の避難訓練実施状況調査 ・すくも湾漁協本所で避難訓練及び研修会を実施</p> <p>[H27年度] ・県漁協本所で避難訓練及び研修会を実施</p> <p>地震・津波防災マニュアル(漁協(支所を含む)ごとに作成)の見直しの指導</p> <p>(地震・津波防災マニュアルの見直し) 【高知県漁協35支所、すくも湾漁協14支所、その他19漁協】</p>	<p>漁業無線を利用した操業船への地震津波災害時の緊急通報システムの構築を絞り込み</p>	<p>地震・津波防災マニュアルに基づき漁業関係者・漁協による避難訓練の実施(年1回以上、市町村の避難訓練への参加を含む)</p>	<p>地震・津波防災マニュアル及び津波避難ガイドマップを周知するための研修会の実施(年1回以上)</p>	<p>定期的な避難訓練の実施の確認</p>	<p>2-2-②(情報伝達手段の多重化) 2-17-③(漁村地域における避難路・避難場所の整備) 2-23-①(船舶の流出防止対策の促進、港湾における放置船対策) 2-23-③(漁港における放置船対策) 2-23-④(市町村管理漁港における沈没船の処理支援) 2-23-⑤(港湾等の津波漂流物対策) 2-23-⑥(丸太の流出防止対策) 2-26-③(漁業用屋外燃料タンク対策) 2-26-④(港湾内燃料タンク対策) 3-1-⑥(港湾BCPの実効性の検証) 3-3-①(防災拠点港の耐震化) 3-3-②(防災拠点漁港の整備)</p>	<p>漁業関係者の防災意識が向上し、円滑な避難行動に寄与することによる、漁業関係者の人命の安全の確保</p>	
			<p>検討会での協議による津波警報システム整備方針の決定</p> <p>検討会の提言を踏まえた課題(無線海岸局の統合等)の解決に向けた協議</p> <p>津波警報システムの設計</p>	<p>津波警報システムの整備。整備後の運用及び訓練の実施</p>	<p>定期的な避難訓練の実施の確認</p>			
⑤	<p>港湾で働く人々や利用者を対象とした津波避難計画の策定・更新、避難訓練の支援 【高知新港】</p> <p>港湾で働く人々や利用者を対象とした津波避難計画の策定の支援 【高知港内港、須崎港、宿毛湾港】</p>	<p>高知新港振興プラン策定 津波避難対策概略決定(高知新港)</p> <p>関係者からの聞き取り実施</p>	<p>津波避難計画の策定及び避難訓練を通じて避難計画の実効性を検証し、継続的に避難計画の更新を支援(高知新港)</p> <p>津波避難計画の策定を支援(高知港内港、須崎港、宿毛湾港)</p>	<p>定期的な訓練等を通じて避難計画を更新</p> <p>津波避難計画策定の支援(高知港内港、須崎港、宿毛湾港)</p>	<p>1-1-①(地震・津波への備えについての啓発活動) 2-17-⑤(高知新港への避難場所等の整備) 2-17-⑥(海岸、公園への津波避難場所整備) 2-17-⑦(海岸、公園への避難誘導看板の整備)</p>	<p>津波避難計画を策定し、定期的な訓練等を実施することで、港湾で働く人々や利用者の避難意識が向上し、死傷者が減少</p>		

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
⑥	<p>新</p> <p>通行中のドライバーなど道路利用者を対象とした津波避難対策の実施</p>	<p>道路上の津波避難看板の設置状況の把握、避難困難地域の抽出</p>	<p>効果的かつ具体的な対策を検討</p>			<p>2-17-①(一時避難場所の確保(避難タワー等))</p> <p>2-17-②(農村地域における避難タワー等の整備)</p> <p>2-17-③(漁村地域における避難路・避難場所の整備)</p> <p>2-17-④(民間事業者への津波避難設備の整備支援)</p> <p>2-17-⑤(海岸、公園への津波避難場所整備)</p> <p>2-17-⑥(海岸、公園への避難誘導看板の整備)</p> <p>2-17-⑦(海岸、公園への避難整備)</p> <p>2-17-⑧(道路法面避難階段の整備)</p> <p>3-2-①(橋梁の耐震化)</p> <p>3-2-②(法面防災対策)</p> <p>3-2-④(鉄道橋梁等の耐震化)</p>	<p>道路利用者の安全の確保</p>

2-17 津波避難路・避難場所の整備

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名	
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画			
津波から安全に避難できるよう津波避難計画をもとに、市町村（一部は県、事業者）が国の事業や県の補助金を活用して避難路や避難場所等の確保を進めるとともに、施設利用者のための避難場所についても整備を行います。	①	市町村が行う避難空間の整備に対して支援を行い、津波からの県民の生命の確保を図ります。	L2	公助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	—	地域津波避難計画	市町村 県	南海トラフ地震対策課
	②	農村地域において避難タワーの整備を行います。	L2	公助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	—	地域津波避難計画	県	農業基礎課
	③	漁村地域において市町村が行う避難路・避難場所の整備を支援します。	L2	公助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	—	津波避難計画 地震防災緊急事業五箇年計画	市町村	漁港漁場課
	④	民間事業者が、従業員と地域住民の生命を守る津波避難施設の整備を支援します。	L2	自助 公助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	—	津波避難計画	事業者 市町村	商工政策課
	⑤	港湾で働く人々や利用者を対象とした津波避難計画に基づき、避難路・避難場所・誘導標識等を整備します。	L2	自助 公助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	—	高知新港振興プラン	事業者 県	港湾・海岸課
	⑥	海岸や公園等への津波避難場所の整備を行います。	L2	公助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	—	—	県	公園下水道課 港湾・海岸課
	⑦	海岸・公園への避難誘導看板の整備を行います。	L2	公助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	—	—	県	公園下水道課 港湾・海岸課
	⑧	沿岸道路の法面に緊急避難階段等を整備します。	L2	公助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	—	—	県	道路課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	
		H28年度	H29年度	H30年度			
①	<p>【重】</p> <p>避難路・避難場所の整備の支援 (避難路・避難場所 84箇所整備 100% (1,445/1,445)完了 避難タワー 16基整備 100% (115/115)完了)</p> <p>【全体計画数(H27.4現在)】 ・避難路・避難場所 1,445箇所 ・避難タワー 115基</p>	<p>整備済の避難空間 93.6%整備 ・避難路・避難場所 94.2% (1,361/1,445) ・避難タワー 77.4% (89/115)</p>	<p>75箇所整備 99.4% (1,436/1,445)</p>	<p>9箇所整備 100% (1,445/1,445)</p>	<p>避難路・避難場所の整備 9箇所整備 100% (1,445/1,445)</p> <p>津波避難タワーの整備 16基整備 100% (115/115)</p>	<p>1-1-①(地震・津波への備えについての啓発活動) 2-8-①(既存住宅の耐震化支援) 2-15-①(家具転倒防止対策) 2-15-②(既存住宅の部分的耐震対策の検討) 2-18-②(ブロック塀の安全対策の支援) 2-18-③(老朽住宅等の除却の支援) 3-6-④(長期浸水における救助救出体制の整備)</p>	津波からの県民の生命の確保

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
②	【①のうち】 農村地域における津波避難タワーの整備 (6基整備 100%(12/12)完了) 〔全体計画数 12基 ・四万十町 4基 ・安芸市 6基 ・香南市 2基〕	6基整備済 46.2% (6/13) ・四万十町 3基 75.0% (3/4) ・安芸市 3基 50.0% (3/6) (詳細設計)	H28年度 四万十町1基整備 100% (4/4) (完了) 安芸市1基整備 66.7%(4/6) 香南市 2基整備 100% (2/2) (完了)	H29年度 2基整備100%(6/6) (完了)	H30年度 (完了)	1-1-①(地震・津波への備えについての啓発活動) 2-8-①(既存住宅の耐震化支援) 2-15-①(家具転倒防止対策) 2-15-②(既存住宅の部分的耐震対策の検討) 2-16-①(市町村津波避難計画見直し支援) 2-16-②(地域津波避難計画の実効性の検証) 2-16-③(観光客の避難対策) 2-16-⑥(道路利用者の避難対策) 2-18-②(ブロック塀の安全対策の支援) 2-18-③(老朽住宅等の除却の支援)	津波からの県民の生命の確保
③	【①のうち】 漁村地域における避難路・避難場所の整備の支援 (4地区整備 100% (12/12)完了) 〔全体計画数 12地区 安田、古瀬目、上ノ加江、志和浦、周防形、柏島、橋浦、宇佐、竜・井尻、佐賀、佐賀(2)、羽根〕	8地区の整備完了 66.7% (8/12) (安田、古瀬目、上ノ加江、志和浦、周防形、柏島、橋浦、佐賀)	1地区整備(羽根) 75% (9/12) 3地区整備(宇佐、竜・井尻、佐賀(2)) 100% (12/12) (完了)			1-1-①(地震・津波への備えについての啓発活動) 2-16-①(市町村津波避難計画見直し支援)	津波からの県民の生命の確保
④	民間事業者が行う津波避難施設整備の支援	津波避難施設の整備 9件	津波避難施設の整備の促進		地域津波避難計画の検証により、必要に応じて津波避難施設を整備	1-1-①(地震・津波への備えについての啓発活動) 1-2-①(市町村や地域が行う避難訓練等の支援) 1-3-①(自主防災組織の設立支援・活動強化) 2-8-①(既存住宅の耐震化支援) 2-16-②(地域津波避難計画の実効性の検証) 2-18-②(ブロック塀の安全対策の支援) 2-18-③(老朽住宅等の除却の支援) 2-19-①(高知港・宿毛湾港の防波堤整備) 2-20-①(浦戸湾口・湾内の整備) 2-21-②(河川堤防の耐震化) 2-21-③(河川排水機場の耐震化・耐水化) 2-21-⑤(農業用排水機場の耐震化) 2-21-⑥(止水・排水資機材の調達システムの構築) 2-22-①(海岸堤防の陸ごう等の常時閉鎖) 3-22-①(市町村避難支援プランの策定支援)	津波からの県民の生命の確保

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
⑤	港湾から堤外地に向かう避難路、避難場所等の整備 (12箇所整備 100%(12/12)完了) [全体計画数 12箇所 ・避難看板 5箇所 ・斜路新設 1箇所]	高知新港振興プラン策定 高知新港高台企業用地の暫定形での土地造成の完了	避難路等 12箇所整備 100%(12/12) ↑ (完了)	高台企業用地分譲後、高台に進出する企業に避難場所として協力依頼することを検討 高台企業用地分譲後、避難地情報看板の設置を検討	高台企業用地分譲後、高台に進出する企業に避難場所として協力依頼することを検討 高台企業用地分譲後、避難地情報看板の設置を検討	港湾における避難困難地域を解消し、安全な避難路を確保することによる死傷者の減少 津波避難場所を兼ねた高台企業用地の確保により、企業の津波に対する懸念が解消され、企業誘致の促進に寄与 津波被害が起こった後も、とどまれる安全な場所を提供することにより、避難者の安心を確保	
⑥	海岸緑地公園利用者の避難場所の整備 (避難施設2施設整備 100%(2/2)完了) [全体数 2施設(甲浦港、手結港)] 公園等の利用者を対象とした津波避難場所の整備 (1施設整備 100%(1/1)完了) [全体数 1施設 (土佐西南大規模公園(大方地区))]	ヤ・シイパーク周辺地域活性化事業検討委員会での海水浴客の避難対策を検討(H25) 避難施設設計完了(甲浦、手結) 避難施設整備工事着手(甲浦) 津波避難場所の詳細設計完了	甲浦港 施設整備工事 ↑ (完了) 手結港 施設整備工事 土佐西南大規模公園(大方地区) 工事完了 ↑ (完了)	1-2-①(市町村や地域が行う避難訓練等の支援)	津波からの施設利用者の生命の確保		
⑦	海岸・公園利用者への避難誘導看板の整備 (11箇所整備 100%(77/77)) [全体数 77海岸] 公園利用者への避難誘導看板の整備 (2公園に整備 100%(2/2)完了) [全体数 2公園 (土佐西南大規模公園、空港緑の広場)]	66海岸看板設置済 86%(66/77) 避難誘導看板の整備	避難看板 11箇所整備 100%(77/77) ↑ 必要に応じ 避難看板設置 避難看板 2公園整備 100%(2/2) ↑ 必要に応じ 避難看板設置	2-17-⑥(海岸・公園利用者の津波避難場所整備)	安全な場所へ公園利用者を避難させることにより、利用者の安全を確保		
⑧	道路法面への緊急避難階段等の整備 (8箇所整備 100%(32/32)) [全体計画数 32箇所]	24箇所の整備完了 75% (24/32)	7箇所整備 96.9%(31/32) ↑ 1箇所整備 100%(32/32) (完了)	—	津波からの道路利用者の生命の確保		

2-18 避難路・避難場所の安全確保

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
避難路の閉塞によって津波や火災からの避難に支障が出る可能性があるよう、避難路・避難場所そのものの安全性の確認や再整備、ブロック塀の倒壊防止や老朽住宅等の事前撤去などの安全対策などを進めるとともに、避難場所への資機材整備を進めます。	①	安全な避難路・避難場所となっているか現地点検の支援を行います。	L2	公助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	津波避難計画	南海トラフ地震対策課	
	②	ブロック塀の安全性の確保のための支援を行います。	共通	自助 共助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	津波避難計画 地域防災計画 耐震改修促進計画	住宅課 建築指導課	
	③	緊急輸送道路や避難路に面している倒壊の危険性の高い老朽住宅等の除却の支援を行います。	共通	共助 公助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	津波避難計画 地域防災計画 耐震改修促進計画	住宅課	
	④	山地災害危険地に近接する避難路や避難場所の安全確保を行います。	共通	公助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	津波避難計画	治山林道課	
	⑤	避難場所に資機材整備を行う市町村の支援を行います。	共通	公助	1. 人命の保護が最大限図られる 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	4. 物資調達	—	南海トラフ地震対策課 都市計画課	

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
		H28年度	H29年度	H30年度		
①	<p>重 避難路・避難場所の安全性の現地点検の支援 (100% (362/362)完了)</p> <p>〔全体点検数 362計画〕</p>	<p>現地点検実施</p> <p>17% (61/362)</p>	<p>現地点検実施</p> <p>190件実施 75.6% (680/900)</p>	<p>現地点検実施</p> <p>220件実施 100% (900/900)</p>	<p>1-1-①(地震・津波への備えについての啓発活動)</p> <p>2-17-①(一時避難場所の確保(避難タワー等))</p> <p>2-17-②(農村地域における避難タワー等の整備)</p> <p>2-17-③(漁村地域における避難路・避難場所の整備)</p> <p>2-17-⑤(高知新港への避難場所等の整備)</p> <p>2-17-⑥(海岸、公園への津波避難場所整備)</p> <p>2-17-⑦(海岸、公園への避難誘導看板の整備)</p>	<p>安全な避難路の確保による円滑な避難活動の実施と、避難場所の安全を図ることによる被災者の減少</p>
②	<p>重 ブロック塀の安全対策の支援(啓発・周知・補助)</p> <p>(571件安全対策実施 100% (900/900)完了)</p> <p>〔全体数 900件〕(H28.3時点)</p>	<p>329件安全対策実施済</p> <p>36.6% (329/900)</p>	<p>161件実施</p> <p>54.4% (490/900)</p>	<p>220件実施</p> <p>100% (900/900)</p>	<p>1-1-①(地震・津波への備えについての啓発活動)</p> <p>2-16-②(地域津波避難計画の実効性の検証)</p>	<p>安全な避難路の確保による円滑な避難活動の実施及び避難場所の安全を図ることによる被災者の減少</p>

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			これまでの実績	取組内容 (計画期間の目標)	取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
		H28年度	H29年度	H30年度				
③	<p>重</p> <p>老朽住宅等の除却の支援(啓発・周知・補助) (507棟除却 100%(950/950)完了) [全体数 950棟](H28.3時点)</p>	<p>306棟実施 78.8%(749/950)</p>	<p>200件実施 99.9%(949/950)</p>	<p>1棟実施 100%(950/950)</p>	<p>443棟除却済 46.6%(443/950)</p>	<p>1-1-①(地震・津波への備えに ついての啓発活動) 2-16-②(地域津波避難計画の 実効性の検証)</p>	<p>安全な避難路の確保による円滑な避難活 動の実施及び避難場所の安全を図ること による被災者の減少</p>	
④	<p>山地災害危険地内またに近接する避難路や避難 場所において、地元市町村と山地保全計画に ついて協議し、事業計画を事業執行前年度に 作成 (7箇所実施 100%(7/7)完了)</p> <p>山地災害危険地における避難路・避難場所の 安全確保 (7箇所実施 100%(7/7)完了)</p>	<p>1箇所(大月)実施 9.1%(1/11)</p>	<p>1箇所(土佐市)実施 28.6%(2/7)</p>	<p>5箇所実施 100%(7/7)</p>	<p>20箇所実施済 (安芸市八流ほか)</p>	<p>2-18-①(避難路、避難場所の 現地点検の支援) 2-27-①(土砂災害対策)</p>	<p>安全な避難路の確保による円滑な避難活 動の実施と、避難場所の安全を図ること による被災者の減少</p>	
⑤	<p>重</p> <p>避難場所への通信機器等の資機材整備の支 援(地域防災対策総合補助金) (市町村を通じた資機材整備の支援)</p> <p>重</p> <p>避難場所への防災倉庫、備蓄品等の整備の支 援(都市防災推進事業) (7市町村32箇所実施)</p> <p>重</p> <p>避難場所への「かまどベンチ」や「非常用トイレ」 の設置を支援(都市防災推進事業) (6市町村14箇所実施)</p>	<p>資器材整備の支援</p>	<p>7市町村で実施 (室戸市、南国市、土佐市、宿毛市、土佐清水市、東洋町、大月町)</p>	<p>7市町村で実施 (室戸市、南国市、土佐市、宿毛市、土佐清水市、東洋町)</p>	<p>取組の継続</p>	<p>1-1-①(地震・津波への備えに ついての啓発活動) 1-2-①(市町村や地域が行う 避難訓練等の支援) 1-3-①(自主防災組織の設立 支援・活動強化) 2-8-①(既存住宅の耐震化支 援) 2-17-①(一時避難場所の確保 (避難タワー等)) 2-18-②(ブロッグ塙の安全対 策の支援) 2-18-③(老朽住宅等の除却の 支援) 2-21-③(河川排水機場の耐震 化・耐水化) 2-21-⑤(農業用排水機場の耐 震化) 2-21-⑥(止水・排水資機材の 調達システムの構築) 3-22-①(市町村避難支援プ ランの策定支援)</p>	<p>避難場所における安全安心度の向上</p>	

2-19 重要港湾の防波堤等の整備

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
重要港湾である高知港、須崎港、宿毛湾港の防波堤を、津波に対して粘り強い構造へ整備・改良します。	①	高知港、宿毛湾港について、国直轄事業による第一線防波堤の延伸と、津波に対して粘り強い構造への改良を進めます。	共通	公助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	ア-(イ)-②-1(堤防などのハード整備による被災しない環境づくり)	—	港湾・海岸課
	②	須崎港の津波防波堤を、粘り強い構造とするとともに、防潮施設の改良を進めます。	L1	公助	1. 人命の保護が最大限図られる 8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復する	—	ア-(イ)-②-1(堤防などのハード整備による被災しない環境づくり)	—	港湾・海岸課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
①	高知港の防波堤整備・改良 (東第1防波堤完成 100%) 【残延長 L=160m】 宿毛湾港の防波堤整備・改良 (池島第2防波堤完成 100%) 【残延長 L=65m】	<p>南防波堤L=1,000m整備済</p> <p>東第1防波堤L=940m概成</p> <p>池島第2防波堤 L=315m概成</p>	<p>東第1防波堤及び南防波堤整備の推進 (国直轄事業により対策を実施)</p> <p>東第1防波堤L=1100m</p> <p>92.7% (1020m/1100m)</p> <p>95.1% (1100m/1100m)</p> <p>97.5% (1100m/1100m)</p>	<p>東第1防波堤及び南防波堤整備の推進 (国直轄事業により対策を実施)</p> <p>池島第2防波堤L=380m</p> <p>91.5% (380m/380m)</p> <p>100% (380m/380m)</p> <p>防波堤掘削完了</p>	<p>延伸の継続</p> <p>延伸の継続及び粘り強い構造への改良</p> <p>粘り強い構造への改良 (予定)</p>	—	港内静穏度の確保と最大クラスの津波に対する減災効果

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
②	須崎港の津波防波堤を粘り強い化へ改良 (粘り強い化実施 L=1,420m) [全体数 L=1,420m] 陸ここの動力化 (3門動力化 81.3% (13/16)) [全体数 16門]	津波防波堤1,420m概成(H24末) 防潮堤6,568m整備済(H24末) 防波堤粘り強い化実施(H25～) 10門動力化済 62.5% (10/16)	防波堤の粘り強い化推進 (国直轄事業により対策を実施) 陸ここの動力化 1門 68.8% (11/16)	陸ここの動力化 1門 75.0% (12/16)	陸ここの動力化 1門 81.3% (13/16)	—	防波堤を粘り強い化することにより、最大クラスの津波に対して減災機能を発揮。 陸ここの動力化を進めることによる、津波からの人命財産の保護

2-20 海岸等の地震・津波対策の推進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
本県の経済機能が集中している浦戸湾をはじめ、復興拠点となる港湾、空港、緊急輸送路などの機能の集中する県中央部の海岸を中心に、海岸堤防等の津波対策を進めます。	①	高知港海岸(浦戸湾)では湾口部対策と湾内の海岸堤防改良(耐震・液状化対策)を組み合わせた地震・津波対策を国直轄事業と役割分担し進めます。	L1	公助	1. 人命の保護が最大限図られる 8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復する	—	高知県海岸耐震化計画 地震防災緊急事業五箇年計画	国 県	港湾・海岸課
	②	県中央部の海岸(十市前浜海岸・直轄高知海岸・宇佐漁港海岸)では、海岸堤防等の地震・津波対策(液状化対策)を進めます。	L1	公助	1. 人命の保護が最大限図られる 8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復する	—	高知県海岸耐震化計画 地震防災緊急事業五箇年計画	国 県	港湾・海岸課
	③	県内のその他の海岸では、海岸堤防の耐震性や高さ・健全度を評価し、必要に応じて地震・津波対策を進めます。	L1	公助	1. 人命の保護が最大限図られる 8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復する	—	高知県海岸耐震化計画 地震防災緊急事業五箇年計画	県 市町村	港湾・海岸課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
①	国直轄海岸堤防の地震・津波対策 県管理海岸堤防(浦戸湾)の地震・津波対策	高知港における地震津波防護の対策検討会議の実施(H25～H27)	地震・津波対策の実施	地震・津波対策の継続	地震・津波対策の継続	1-1-1①(地震・津波への備えについての啓発活動)	地震発生時の堤防の機能を確保による津波や長期浸水から背後地の資産の防護と、早期の復旧復興
		高知港における地震津波防護の対策検討会議の実施(H25～H27) 若松町工区で対策の実施(H24～)	地震・津波対策の実施	地震・津波対策の継続	地震・津波対策の継続		
②	国直轄海岸堤防の耐震化(液状化対策) 県管理海岸堤防(県中央部)の地震・津波対策	護岸、防潮堤整備 仁ノ、新居工区対策完了	国直轄事業により対策を実施 戸原、長浜、南国工区完了 (完了)	耐震化・堤体補強等の推進	耐震化・堤体補強等の継続	1-1-1①(地震・津波への備えについての啓発活動)	地震発生時の堤防の機能を確保による津波や長期浸水から背後地の資産の防護と、早期の復旧復興
		海岸保全施設の耐震調査(H24) 十市前浜海岸、宇佐漁港海岸で対策の実施(～H27)	耐震化・堤体補強等の推進	耐震化・堤体補強等の継続	耐震化・堤体補強等の継続		

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
③	県管理海岸堤防(その他の海岸)の地震・津波対策	<ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設の耐震照査(H24) 奈半利港海岸で対策の実施 		耐震化・堤体補強等の推進 新田海岸・宿毛湾港海岸に着手	耐震化・堤体補強等の継続	1-1-①(地震・津波への備えについての啓発活動)	地震発生時の堤防の機能を確保による津波や長期浸水から背後地の資産の防護と、早期の復旧復興
	市町村管理海岸堤防の地震・津波対策	<ul style="list-style-type: none"> 春野漁港海岸で対策の実施 4海岸で計画策定 		耐震化・堤体補強等の推進 長寿命化計画の策定	耐震化・堤体補強等の継続 地震・津波対策中の8海岸の計画策定		
	<ul style="list-style-type: none"> 新 海岸堤防の長寿命化計画の策定(県管理海岸164海岸で計画を策定) 新 海岸堤防の長寿命化計画の策定(市町村管理海岸36海岸で計画を策定) 			長寿命化計画の策定	長寿命化計画策定を継続		

2-21 河川等における津波浸水対策の推進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
河川堤防の機能を維持し、津波による被害を軽減するとともに、すみやかに内水を排除できるよう、堤防の耐震化と水門・排水機場の整備を進めます。	①	重要度の高い河川の堤防の嵩上げや水門等の地震津波対策に向け、調査・設計を行います。	L1	公助	1. 人命の保護が最大限図られる 8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復する	—	ア-(イ)-②-1(堤防などのハード整備による被災しない環境づくり)	—	河川課
	②	河川堤防の耐震化を行います。	L1	公助	1. 人命の保護が最大限図られる 8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復する	—	ア-(イ)-②-1(堤防などのハード整備による被災しない環境づくり)	地震防災緊急事業5箇年計画	河川課
	③	水門・排水機場の開口部からの津波の侵入を防ぐため、施設の自動降下化・耐震化を行います。	L1	公助	1. 人命の保護が最大限図られる 8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復する	—	ア-(イ)-②-1(堤防などのハード整備による被災しない環境づくり)	—	河川課
	④	河川の排水機能の確保のために排水機場の耐震化を行います。	L1	公助	1. 人命の保護が最大限図られる 8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復する	—	ア-(イ)-②-1(堤防などのハード整備による被災しない環境づくり)	—	河川課
	⑤	農業用排水機場(高知市)の耐震化を行います。	L1	公助	1. 人命の保護が最大限図られる 5. 経済活動の早期復旧を図る	—	ア-(イ)-②-1(堤防などのハード整備による被災しない環境づくり)	—	農業基盤課
	⑥	早期に止水・排水を行うための資機材の備蓄・調達システムの構築を行います。	共通	公助	8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復する	—	ア-(イ)-②-1(堤防などのハード整備による被災しない環境づくり)	—	河川課 港湾・海岸課
	⑦	地盤沈降等に伴う洪水に対する安全度の低下を考慮し、事前の備えとして河川の整備を行います。	L1	公助	1. 人命の保護が最大限図られる 8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復する	—	ア-(イ)-②-1(堤防などのハード整備による被災しない環境づくり)	—	河川課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
①	河川堤防・水門等の調査・設計		河川堤防・水門等の調査・設計		重要度の高い河川から、河川堤防の嵩上げや水門等の地震津波対策に着手	1-1-①(地震・津波への備えについての啓発活動) 1-2-①(市町村や地域が行う避難訓練等の支援) 1-2-②(総合防災訓練実施)	耐震化により堤防・排水機場の機能を維持し、人的物的被害を軽減するとともに迅速な内水排除による早期の復旧
②	浦戸湾内の河川堤防の耐震化 (15.3km耐震化完了) 〔浦戸湾内の河川 38.7km〕 浦戸湾外の河川堤防の耐震化 (1.3km耐震化完了) 〔浦戸湾外の河川 328.1km〕	浦戸湾内の河川138.7kmのうち 11.2km実施済	浦戸湾内の河川堤防の耐震化 L=7.6km完了 松田川等の河川堤防の耐震化 L=0.62km完了	L=7.6km完了 L=0.63km完了	残る12.2kmについて整備を継続 残る326.8kmについて整備を継続	1-1-①(地震・津波への備えについての啓発活動) 1-2-①(市町村や地域が行う避難訓練等の支援) 1-2-②(総合防災訓練実施) 2-26-①(タナスカ地区等の石油ガス施設対策) 3-11-⑤(医薬品等の供給・確保体制の整備)	耐震化により堤防・排水機場の機能を維持し、人的物的被害を軽減するとともに迅速な内水排除による早期の復旧
③	浦戸湾に流入する河川の排水機場の耐震化・耐水化 〔3機場実施 100%(3/3)完了〕 〔全体数 3機場〕	3機場の耐震化・耐水化に着手	・本江田川排水機場耐震化完了 ・鹿見川第2排水機場耐震化実施	・鹿見川第2排水機場耐震化実施	・鹿見川第2排水機場耐震化は、H31年度完了予定 ・3機場の耐水化は、H31年度以降実施予定	1-1-①(地震・津波への備えについての啓発活動) 1-2-①(市町村や地域が行う避難訓練等の支援) 1-2-②(総合防災訓練実施)	耐震化により堤防・排水機場の機能を維持し、人的物的被害を軽減するとともに迅速な内水排除による早期の復旧
④	高知港における排水機場の耐水化 (1機場実施 100%(5/5)完了) 〔全体数 5機場〕	4機場の耐水化完了 80%(4/5)		1機場完了 100%(5/5) ・江ノ口排水機場	(完了)	1-1-①(地震・津波への備えについての啓発活動) 1-2-①(市町村や地域が行う避難訓練等の支援) 1-2-②(総合防災訓練実施)	耐震化により堤防・排水機場の機能を維持し、人的物的被害を軽減するとともに迅速な内水排除による早期の復旧
⑤	農業用排水機場(高知市)の耐震化整備 (4機場整備 100%(4/4)完了) 〔全体数 4機場〕 (10機場のうち4機場が耐震化の対象)	10機場耐震診断 4機場耐震化計画策定	4機場完了 100%(4/4) ・出分・介良・古川徳谷 ・唐谷排水機場		(完了)	2-19-①(高知港・宿毛湾港の防波堤整備) 2-20-①(浦戸湾口・湾内の整備) 2-21-②(河川堤防の耐震化) 2-22-①(海岸震防の陸ごう等の常時閉鎖) 4-11-②(除塩マニュアルの見直し)	耐震化により堤防・排水機場の機能を維持し、人的物的被害を軽減するとともに迅速な内水排除による早期の復旧
⑥	止水・排水対策のための資機材の備蓄・調達 (鋼矢板、大型土のう袋、土砂、バックホウ、排水ポンプ等の備蓄・調達)	資機材備蓄調達のための協定の締結	資機材の備蓄・調達方法の検討 (資機材を備蓄・調達出来るシステムの構築)		取組の継続	—	耐震化により堤防・排水機場の機能を維持し、人的物的被害を軽減するとともに迅速な内水排除による早期の復旧
⑦	〔新〕 地盤沈下に伴う洪水対策のための河川の整備 (16河川の整備)	整備率(H26末) ・都市河川 約79% ・一般河川 約33%	16河川で整備を実施 都市河川 2河川 一般河川 14河川	都市河川 1河川 一般河川 15河川	河川の整備を継続	—	耐震化により堤防・排水機場の機能を維持し、人的物的被害を軽減するとともに迅速な内水排除による早期の復旧

2-22 陸こう等の常時閉鎖の促進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
津波の浸水による被害軽減や避難時間の確保のため、海岸などの陸こう等(陸こう、管渠等の開口部)の常時閉鎖を進めます。	①	県管理海岸保全区域内堤防の陸こう等について、地元の利用者等と協議し、陸こうのコンクリート閉鎖や管渠へのフラップゲート設置等を行い、常時閉鎖を進めます。	共通	公助	1. 人命の保護が最大限図られる	ア-(イ)-②-1(堤防などのハード整備による被災しない環境づくり)	県	港湾・海岸課	
	②	保安施設堤防の陸こうについて、地元の利用者等と協議し、必要に応じて階段の設置等を行い、常時閉鎖を進めます。	共通	公助	1. 人命の保護が最大限図られる	ア-(イ)-②-1(堤防などのハード整備による被災しない環境づくり)	県	治山林道課	

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
		これまでの実績	H28年度	H29年度		
①	【県管理海岸保全区域内】(土木部所管) 陸こうの常時閉鎖 (60箇所閉鎖 70.4%(826/1,173)完了) 【全体数 1,173箇所】 管渠等の常時閉鎖 (15箇所閉鎖 71.8%(450/627)完了) 【全体数 627箇所】	766箇所陸こう閉鎖済 65.3%(766/1173)	20箇所実施 67.0%(786/1,173)	20箇所実施 68.7%(806/1,173)	20箇所実施 70.4%(826/1,173)	陸こう等の常時閉鎖箇所数を増加させることで、津波の浸水地域の縮減や避難時間の確保につながり、死傷者を抑え、家屋等の被害を減少
		435箇所管渠等閉鎖済 69.4%(435/627)	5箇所実施 70.2%(440/627)	5箇所実施 71.0%(445/627)	5箇所実施 71.8%(450/627)	
②	林業振興・環境部所管保安施設堤防の陸こうの常時閉鎖 (12箇所閉鎖 69.6%(48/69)完了) 【全体数 69箇所】(H28.3現在)	36箇所陸こう閉鎖済 52.2%(36/69)	0箇所実施 52.2%(36/69)	4箇所実施 58.0%(40/69)	4箇所実施 63.4%(44/69)	陸こう等の常時閉鎖箇所数を増加させることで、津波の浸水地域の縮減や避難時間の確保につながり、死傷者を抑え、家屋等の被害を減少
			地元利用者等との協議	早急に全箇所の閉鎖完了を目指す	1-1-①(地震・津波への備えに ついての啓発活動)	

2-23 津波による漂流物対策の推進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
津波による漂流物がもたらす被害を軽減するため、沿岸部での漂流物対策を進めます。	①	津波の際に漂流物となる、港内を航行中又は在泊中の船舶に流出防止対策への協力と情報提供を行うとともに、港湾や海岸に放置された沈没船等の処分を実施します。	共通	公助	—	—	—	国 県	港湾・海岸課
	②	津波の際に漂流物となる、河川区域内に放置された沈没船等の処分を実施します。	共通	公助	—	—	—	県	河川課
	③	津波の際に漂流物となる、放置船(沈没船等)の処分に向け、撤去指導及び代執行を行います。	共通	公助	—	—	—	県	漁港漁場課
	④	市町村管理漁港において、津波の際に漂流物となる、放置船(沈没船等)の処分を促進するため、処理経費への補助を行います。	共通	公助	—	—	—	市町村	漁港漁場課
	⑤	港湾及び沿岸の漂流物を防止する津波バリア等の検討を継続するとともに、コンテナ、木材等の野外設置貨物の流出防止対策の検討を行います。	L1	公助	—	—	ア-(イ)-②-1(堤防などのハード整備による被災しない環境づくり)	国 県	港湾・海岸課
	⑥	沿岸部に貯留する材木(丸木)の流出防止策について効果的な防止策を検討します。	L1	自助	—	—	—	県	木材産業振興課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
		H28年度	H29年度	H30年度		
①	船舶の流出防止対策(対応指針)の周知 沈没船の処分 (73隻処分 100% (81/81)完了) [全体数 81隻] (H29.3現在)	高知港・須崎港台風津波等災害 対策委員会対策を周知 (H20～)	海上保安部と連携し、関係者会議等で船舶の流出防止対策を周知 (高知港、須崎港)	取組の継続	—	津波漂流物による被害の軽減と港湾・漁港の早期再開、復旧の迅速化
		8隻処分 9.9% (8/81)	54隻処分 100% (81/81)	(完了)		

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
②	<p>新</p> <p>河川区域内の沈没船の処分 (18隻処分 35.3% (24/68)完了) [全体数 68隻](H28.3現在)</p>	6隻処分 8.8% (6/68)	6隻処分 51.8% (35/68)	6隻処分 60.3% (41/68)	取組の継続	—	津波漂流物による被害の軽減と河川管理施設の復旧の迅速化
③	<p>沈没船の処分 (所有者判明船 137隻処分 100% (271/271)完了) (所有者不明船 52隻処分 100% (210/210)完了) [全体数 (H28.3現在) ・所有者判明船 271隻 ・所有者不明船 210隻] ※H28年度プレジャーボート調査により新たに確認された沈没船の処分</p>	<p>(所有者判明船) 134隻処分 49.4%(134/271)</p> <p>(所有者不明船) 158隻処分 75.2% (158/210)</p>	<p>(所有者判明船) 57隻処分 79.0% (214/271)</p> <p>(所有者不明船) 14隻処分 81.9% (172/210)</p>	<p>57隻処分 100% (271/271)</p> <p>18隻処分 100% (210/210)</p>	<p>(完了)</p> <p>(完了)</p>	—	津波漂流物による被害の軽減と港湾・漁港の早期啓開、復旧の迅速化
④	<p>新</p> <p>市町村管理漁港における沈没船の処理支援</p>		処分経費の補助	処分経費の補助	取組の継続	—	津波漂流物による被害の軽減と港湾・漁港の早期啓開、復旧の迅速化
⑤	<p>港湾及び海岸の津波漂流物対策の検討</p>	<p>須崎港 (津波バリアー、原木固縛) 野見漁港海岸(津波バリアー) H26整備完了</p>	国による津波バリアーの現地耐久性試験の継続	取組の継続	取組の継続	—	津波漂流物による被害の軽減と港湾・漁港の早期啓開、復旧の迅速化
⑥	<p>沿岸部に貯留する材木(丸太)の流出防止策の検討</p>	<p>県外の事例について情報収集 県内4か所の市場等を対象とし た現状の把握</p>	効果的な防止策について検討	取組の継続	取組の継続	<p>2-19-①(高知港・宿毛湾港の 防波堤整備) 2-19-②(須崎港の津波防波堤 整備、改良) 2-20-①(浦戸湾口・湾内の整 備) 2-20-②(県中央部海岸の整 備) 2-20-③(県管理・市町村管理 海岸の整備)</p>	津波漂流物による被害の軽減と港湾・漁港の早期啓開、復旧の迅速化

2-24 高台移転に向けた取組

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
事前復興の観点から、産業基盤や公的施設等の高台等へ移転を進め、津波による人命などの被害を軽減します。	①	高台への集団移転について理解を深めるため、地域での勉強会を開催します。	L2	公助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	—	南海トラフ地震対策都市計画課	
	②	地震や津波に強い産業基盤づくりを進めるために、高台での工業団地の開発を進めるとともに、次の開発候補地の案件整備や適地調査を行います。	L2	公助	5. 経済活動の早期復旧を図る	—	—	企業立地課	
	③	保育園・幼稚園等の高台移転の検討や、高台移転に伴う施設整備に対して補助を行います。	L2	自助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	—	市町村 私立幼児 連携型認 定こども 園・保育 所・幼稚園 設置者等	
	④	社会福祉施設等の高台移転の検討や、高台移転に伴う施設整備に対して補助を行います。	L2	自助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	—	社会福祉 法人	高齢者福祉課 障害福祉福祉課 児童家庭課 福祉指導課
	⑤	県有建築物の高台移転を行います。	L2	自助	3. 必要不可欠な行政機能は確保する	6. 防災拠点	—	—	土木政策課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
		H28年度	H29年度	H30年度		
①	地域における高台移転の勉強会開催 (勉強会 15回開催)	勉強会 5回開催	勉強会 5回開催	勉強会 5回開催	希望する地域には、引き継ぎ開催	生命の安全の確保と財産や地域コミュニケーションを津波から保護

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
②	津波浸水被害のない高台の工業団地開発 (分譲面積17ha)	香南工業団地の完成(H25) 高知一宮団地の開発着手(H25) 南国日章工業団地の開発着手 (H26) その他の開発候補地の検討	高知一宮団地の開発 (約5ha) 完成 分譲(移転)開始 分譲(移転)開始 完成 分譲(移転)開始	分譲(移転)開始 完成 分譲(移転)開始	分譲(移転)開始 完成 分譲(移転)開始	—	津波浸水被害に対し安全安心な高台に企業が移転することによる被災時の産業活動の確保
③	保育所・幼稚園等の高台移転等の検討の支援 保育所・幼稚園等の高台移転への支援 〔津波浸水予測区域(L2)に所在する保育所・幼稚園・認定こども園等のうち、安全な避難が困難・不安な施設数 15施設〕	検討経費への補助実施 7市町8箇所 施設整備への補助実施 6市町6箇所	検討経費に対する補助を実施 高台移転に伴う施設整備への補助を実施	検討経費に対する補助を実施 高台移転に伴う施設整備への補助を実施	検討経費に対する補助を実施 高台移転に伴う施設整備への補助を実施	—	津波から子どもたちの生命の安全を確保
④	社会福祉施設の高台移転等の検討及び補助の実施 (7施設→8施設) 【参考】津波浸水域に所在する施設数 L1:(高齢者41 障害者0 児童6) L2:(高齢者87 障害者4 児童8)	モデル施設を10箇所・15施設を選定し、高台移転等の検討を実施 7施設移転完了 ・高齢者施設:4施設(グループホーム2、小規模多機能1、ケアハウス1) ・障害者施設:3施設	高台移転を希望する施設への補助事業の29年度予算措置(グループホーム1施設) ・障害福祉サービス事業所1施設移転	高台移転等の意向調査の実施 必要な支援の実施	高台移転等の意向調査の実施 必要な支援の実施	1-1-①(地震・津波への備えについての啓発活動) 1-2-②(総合防災訓練実施) 2-5-①(防災対策マニュアル作成等支援)	津波から施設入所者等の生命の安全を確保
⑤	県有建築物の高台移転 (土佐清水合同庁舎の移転)	用地買収、基本設計 (土佐清水合同庁舎)	実施設計 工事 (完了)	実施設計 工事 (完了)	実施設計 工事 (完了)	—	来庁した県民の安全の確保、職員等の安全の確保と防災対策の拠点となる庁舎を確保し、早期の災害対策業務の実施

2-25 市街地における火災対策

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
市街地で火災が発生した場合を想定した対応を検討するとともに、大規模な火災の可能性がある重点密集市街地において、市町村がその環境改善や安全性の確保に取り組み、公共事業等の実施のための技術的な支援や国との調整などを行います。	①	地震火災対策重点推進地区における地震火災対策を進めます。	L1	自助 共助 公助	7. 制御不能な二次災害を発生させない	—	—	市町村	消防政策課
	②	市町村が取り組む土地区画整理事業の円滑な執行を支援します。(住宅市街地総合整備事業の推進)	共通	公助	7. 制御不能な二次災害を発生させない	—	—	市町村	都市計画課 住宅課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	
		H28年度	H29年度	H30年度			
①	地震火災対策計画の策定 (18地区において計画策定 100%(19/19)完了) 【重点推進地区数 11市町19地区】 【新】 地震火災対策の推進 (重点推進地区における感震ブレーカー等の設置率 100%) 【重点推進地区数 11市町19地区】	これまでの実績 1市1地区計画策定済 5.3%(1/19地区) 1市1地区において簡易型感震ブレーカーを配布 5.3%(1/19地区)	H28年度 全重点推進地区において対策計画を策定 9市町12地区(68.4%) 1市6地区(100%) ↑(完了) 市町村において対策を推進、市町村への支援の実施 ↑取組の継続	H29年度	H30年度	—	地震火災による重点推進地区の被害軽減
		高知市(中須賀地区、下島地区)で事業認可、用地先行買収に着手 事業計画作成 測量、用地取得、補償実施 都市再生住宅建設 59戸	建物移転工事 ↑ 建物移転工事 ↑ 測量、用地取得、補償、老朽建築物除去実施 ・ボケットパーク2箇所設置	H31年度完了予定(下島地区) H41年度完了予定(中須賀地区)	1-1-①(地震・津波への備えについての啓発活動) 1-2-①(市町村や地域が行う避難訓練等の支援) 1-3-①(自主防災組織の設立支援・活動強化) 2-8-①(既存住宅の耐震化支援) 2-25-①(密集市街地における地震火災対策)	市街地火災の延焼防止 重点密集市街地の不燃領域を40%以上確保することで、災害時の被災者の減少	
②	土地区画整理事業の推進 (建物移転工事3.2ha 28.3%(3.2/11.3)完了) 【全体数 11.3ha】 住宅市街地総合整備事業の推進 (都市再生住宅 42戸建設 ボケットパーク 2箇所設置 測量・用地取得・補償、老朽建築物除去事業実施) 【ボケットパーク】 空き地などわずかの土地を利用した小さな公園。災害時に地域の活動拠点となったり、火災の延焼速度を低減させます。	高知市(中須賀地区、下島地区)で事業認可、用地先行買収に着手 事業計画作成 測量、用地取得、補償実施 都市再生住宅建設 59戸	建物移転工事 ↑ 建物移転工事 ↑ 測量、用地取得、補償、老朽建築物除去実施 ・ボケットパーク2箇所設置	H31年度完了予定(下島地区) H41年度完了予定(中須賀地区)	1-1-①(地震・津波への備えについての啓発活動) 1-2-①(市町村や地域が行う避難訓練等の支援) 1-3-①(自主防災組織の設立支援・活動強化) 2-8-①(既存住宅の耐震化支援) 2-25-①(密集市街地における地震火災対策)	市街地火災の延焼防止 重点密集市街地の不燃領域を40%以上確保することで、災害時の被災者の減少	

2-26 燃料タンク等の安全対策の推進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
地震や津波による燃料タンク、高圧ガス施設等の転倒・流出による、火災の発生などの二次被害を防止するため、事前の安全対策を進めます。	①	タナスカカ地区等の石油・ガス施設の地震・津波対策について事業者や関係機関と連携を図りながら対策の推進を図ります。	L2	自助 公助	5. 経済活動の早期復旧を図る	—	ア-(イ)-②-1(堤防などのハード整備による被災しない環境づくり)	事業者 国 県 市町村	危機管理・防災課 南海トラフ地震対策課 消防政策課
	②	2kl未満の農業用燃料タンク対策として、重油流出防止装置付きタンクや重油代替暖房機の導入を支援します。	共通	自助	7. 制御不能な二次災害を発生させない	—	—	JA 事業者	産地・流通支援課
	③	漁業用屋外燃料タンクの撤去、地下タンク化等の対策への支援を行います。	L2	自助	7. 制御不能な二次災害を発生させない	—	—	漁業協同組合等	漁業振興課
	④	港湾内に設置された燃油タンクについて、施設設置者等と転倒・流出防止対策を検討します。	共通	自助	7. 制御不能な二次災害を発生させない	—	—	事業者	港湾・海岸課
	⑤	高圧ガス施設について、設備の耐震化と被災時の対応力の向上を図るため、事業者に対して保安対策に関する研修会を開催します。	共通	自助	7. 制御不能な二次災害を発生させない	—	—	事業者	消防政策課
	⑥	車両火災対策について、消防研究センターの研究結果や国の動向などについて情報収集を行います。	共通	公助	7. 制御不能な二次災害を発生させない	—	—	県	消防政策課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
		H28年度	H29年度	H30年度		
①	浦戸湾沿岸域における石油・ガス施設の地震・津波火災対策について、国や事業者、高知市と連携し、実施可能な対策に着手 (高知市の長期浸水対策と併せて検討)	<p>H28年度</p> <p>検討会で石油基地等地震・津波対策を整理</p> <p>↑</p> <p>実施可能な対策に着手 国への政策提言</p>	<p>H29年度</p> <p>がれき等の拡散コミュニケーションを実施</p> <p>↑</p> <p>シミュレーション結果を踏まえ対策案に反映 (長期浸水対策と連携)</p>	<p>H30年度</p> <p>対策の推進</p> <p>↑</p> <p>取組の継続</p>	<p>2-19-①(高知港・宿毛湾港の防波堤整備)</p> <p>2-20-①(浦戸湾港・湾内の整備)</p> <p>2-21-②(河川堤防の耐震化)</p> <p>2-22-①(海岸堤防の陸ごう等の常時閉鎖)</p>	<p>被害想定を踏まえた地震・津波被害を防止・軽減するための対策の実施による被害の軽減</p>

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
②	重油流出防止装置付きタンクの整備支援【L2】 転倒防止対策の支援【L1, L2】 (900基整備 12.7% (1,125/8,843)完了) 【対策が必要なタンク数 8,843基】 重油代替暖房機(木質バイオマスボイラー、 ヒートポンプ等)導入への支援等によるタンクの 削減 (150基削減)	これまでの実績 225基対策済 2.4% (225/9,313) ・流出防止装置付きタンク 225基整備 ・タンク削減・撤去 470基	H28年度 国と県事業を活用したタンクの整備、国・ 211基整備 4.9% (436/8,843) 300基整備 8.3% (736/8,843) 389基整備 12.7% (1,125/8,843) 国や県の補助事業を活用した重油代替暖房機の導入によるタンクの 削減、不要タンクの撤去(随時) 25基削減 16.6% (25/150) 50基削減 50.0% (75/150) 75基削減 100% (150/150)	H29年度 国・事業継続要望 389基整備 12.7% (1,125/8,843) 取組の継続	H30年度 国・事業継続要望 389基整備 12.7% (1,125/8,843) 取組の継続	—	燃料流出リスクの軽減 (二次被害の防止)
③	漁業用屋外燃油タンクの対策(撤去等)の支援 (29基対策実施 100% (34/34)完了) 【対策が必要なタンク数 34基】	これまでの実績 【H24年度】 漁業用燃油施設(184基)の現 況調査を実施し、地震・津波 災害に対する危険度を関係 漁協、市町村へ情報提供 【H25年度】 危険度の高い34基の屋外燃油 タンクに対し、具体的な減災対 策(工法)を関係漁協、市町村 へ提案 【H26年度】 県漁協等の屋外燃油タンクの 対策時期を決定 3基の屋外燃油タンクに対策を 実施 8.8% (3/34) 【H27年度】 4基の屋外燃油タンクに対策を 実施 14.7% (5/34)	H28年度 4基の対策を実施 26.5% (9/34) 屋外燃油タンクの対策を実施 7基の対策を実施 47.1% (16/34) 18基の対策を実施 100% (34/34) タンクローリー給油へ転換する地域を管轄する消防署との協議 完了) 完了)	H29年度 7基の対策を実施 47.1% (16/34) 18基の対策を実施 100% (34/34) 完了) 完了)	H30年度 18基の対策を実施 100% (34/34) 完了) 完了)	—	津波火災の原因となる燃油流出リスクの 軽減により地域住民の安全や人命の確保 に繋がる
④	港湾内の燃油タンク対策の検討	これまでの実績 港湾内燃油タンク実態把握(H24) 関係機関等と連携した対策手法 の検討(H25～H27)	H28年度 関係機関と連携して対策手法検討 施設設置等と転倒・流出防止対策の実施に向けた検討を実施	H29年度 関係機関と連携して対策手法検討 施設設置等と転倒・流出防止対策の実施に向けた検討を実施	H30年度 関係機関と連携して対策手法検討 施設設置等と転倒・流出防止対策の実施に向けた検討を実施	—	燃料流出リスクを軽減(二次被害の防止、 港湾周辺住民の安全を確保)

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
⑤	高圧ガス施設等保安対策に関する研修会の開催 (研修会 計画期間中3回開催)	年1回の研修開催 (H24～H27)	研修会 1回開催 62名参加	研修会 1回開催	研修会 1回開催	—	ガス放出リスクの軽減(二次被害の防止、 住民の安全確保)
⑥	車両火災対策に関する情報収集	研究情報等の収集を実施	消防研究センターの研究者や国の動向について情報収集			—	火災の延焼、拡大リスクの軽減

2-27 土砂災害対策

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名	
					高知県強化計画	国の具体計画	その他の計画			
地すべり対策事業の実施など、地震による土砂災害を未然に防ぐことで人的・物的被害を軽減することともに、孤立地域の発生を抑えます。あわせて、危険箇所の周知や避難場所の検討など地域での避難体制づくりを進めます。	①	土砂災害危険箇所の防災施設整備や、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を進めるとともに、地域の避難体制作りを行います。	共通	公助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	ア-(イ)-④-2(防災教育、訓練の支援と充実)	地震防災緊急事業5カ年計画	県 市町村	危機管理・防災課 防災砂防課
	②	農地保全に係る地すべり防止対策を行います。	共通	公助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	ア-(イ)-②-1(堤防などのハード整備による被災しない環境づくり)	地震防災緊急事業5カ年計画	県	農業基盤課
	③	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	共通	公助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	ア-(イ)-②-1(堤防などのハード整備による被災しない環境づくり)	地震防災緊急事業5カ年計画	県	治山林道課
	④	盛土により大規模に造成された宅地の所在地を把握し、公表します。	共通	公助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	—	—	県	都市計画課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績			計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウटकム)
		H28年度	H29年度	H30年度	H28年度	H29年度	H30年度		
①	通常砂防、急傾斜地崩壊対策、地すべり対策事業 (砂防施設10箇所概成、急傾施設16箇所概成) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (7,000箇所指定) 説明会及び防災学習会の開催 (参加人数 4,000人/年) ① 深層崩壊による河道閉塞(天然ダム)を想定した避難訓練及び情報伝達訓練 (避難訓練 13回実施) 新 市町村地域防災計画への土砂災害対策の記載に関する助言 新 土木事務所へのドローン操作訓練の実施 ドローン所有の企業リスト作成	概成箇所数 ・砂防施設 32箇所 ・地すべり施設 1箇所 ・急傾施設 54箇所	砂防施設 3箇所概成 急傾施設 7箇所概成	砂防施設 3箇所概成 急傾施設 3箇所概成	砂防施設 4箇所概成 急傾施設 6箇所概成	取組の継続	—	—	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止
		9,062箇所指定済 学習会参加者 累計28,402人 訓練実施回数 ・H25年度 1回 ・H26年度 4回 ・H27年度 3回	3,608箇所指定 2,000箇所指定	2,000箇所指定 4,000人参加	2,000箇所指定 4,000人参加	取組の継続	取組の継続	取組の継続	取組の継続

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
②	農地保全に係る地すべり防止対策の実施 (6箇所概成 98.2%(54/55)完了) [全体数 55箇所]	48箇所概成 87.3%(48/55)	1箇所概成 89.1%(49/55)	5箇所概成 98.2%(54/55)	取組の継続	—	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止
③	山地治山事業による地すべり対策事業の実施 (1箇所概成 27.8%(10/36)完了) [全体数 36箇所]	9箇所概成 25%(9/36)		1箇所概成 27.8%(10/36)	取組の継続	—	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止
④	大規模盛土造成地(谷埋型・腹付型)の位置および規模を把握する第一次スクリーニング調査の実施及び大規模盛土造成地マップの作成・公表	・第一次スクリーニング調査の実施 ・マップの作成 80%(17/21)	・第一次スクリーニング調査の公表80%(17/21)	・第一次スクリーニング調査の実施 ・マップの作成及び公表 100%(21/21)	取組の継続	1-3-①(自主防災組織の設立支援・活動強化)	大規模盛土造成地の位置・規模を公表することにより、県民の防災意識の向上

2-28 ダム等の地震対策

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
地震によるダムの倒壊を防ぐため、各管理者におけるダムの耐震照査を行い、必要に応じて対策を行うとともに、地震発生後も施設の機能が維持できるように対策を進めます。	①	県が管理するダムについて耐震照査を行い、安全性を確認します。	L2	自助	7. 制御不能な二次災害を発生させない	—	—	河川課	
	②	国や各事業者が管理するダムにおける耐震照査に関する情報収集を行います。	L2	自助	7. 制御不能な二次災害を発生させない	—	—	河川課	
	③	公営企業局が管理するダム、発電施設及び工業用水道施設について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強を実施します。	共通	自助	7. 制御不能な二次災害を発生させない	—	—	電気工水課	

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
①	県管理ダムにおける耐震照査 (全6ダムで耐震診断完了) 必要(耐震診断結果)に応じた耐震補強・更新等の実施	2ダム(永瀬ダム、鏡ダム)本体耐震診断完了 33.3%(2/6) 1ダム(永瀬ダム)ゲート等耐震診断完了 16.7%(1/6) 補強対策について、国及び有識者などの専門家との協議を実施(永瀬ダム、鏡ダム)	H28年度 本体耐震診断 (鎌井谷、桐見、坂本、以布利川ダム) ゲート等耐震診断(鎌井谷、鏡、桐見、坂本、以布利川ダム) 必要に応じた耐震補強・更新等の実施	H29年度 —	H30年度 —	—	ダム下流域の安全と、事業を継続することによる電力や工業用水などのライフラインの確保
②	事業者が管理するダムにおける耐震照査結果の情報収集	4ダムの情報収集を実施 26.7%(4/15)	年次計画に基づき実施される耐震照査結果の情報収集	—	—	—	ダム下流域の安全と、事業を継続することによる電力や工業用水などのライフラインの確保

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
③	<p>公営企業局管理ダムの関連構造物における必要(耐震診断結果)に応じた耐震補強の実施 (2ダム耐震診断 100%(2/2)完了) [全体数 2ダム(杉田ダム、吉田ダム)]</p> <p>施設の耐震診断の継続実施(1施設)及び必要(耐震診断結果)に応じた耐震補強の実施 (1施設耐震診断 100%(1/1)完了) (施設改修計画および管路更新計画の策定完了)</p> <p>[全体数 11施設]</p> <p>【熊】</p> <p>公営企業局管理ダムの非常用発電機の長時間連続運転に向けた対策の実施 (2設備改修 100%(2/2)完了) [全体数 2設備(杉田ダム、吉田ダム)]</p> <p>【熊】</p> <p>永瀬発電所調圧水槽周辺の地形・地質情報の収集・整理し、2地震時における管理施設等(調圧水槽、水圧鉄管、隧道)へ及ぼす影響の把握</p>	<p>耐震診断 杉田ダム・吉野ダム ※ダム本体は安全性を確認済</p> <p>10施設耐震診断済 90.9%(10/11)</p>	<p>H28年度</p> <p>耐震診断結果に応じた耐震補強の実施 (杉田ダム、吉野ダム関連構造物(ゲート等))</p> <p>取組の継続</p> <p>永瀬発電所取水口耐震診断 1施設 (完了)</p> <p>耐震診断結果に応じた耐震補強の実施</p> <p>取組の継続</p> <p>非常用発電機の長時間連続運転が可能となる設備改修の実施 長時間連続運転に必要な備蓄燃料の確保に向けた油倉庫の改修 (完了)</p> <p>永瀬発電所調圧水槽周辺の地表・地質調査委託の実施 (完了)</p> <p>関係機関からの情報収集及び必要に応じ施設への見直し</p> <p>取組の継続</p>	<p>H29年度</p> <p>H30年度</p>	<p>計画期間以降</p>	<p>—</p>	<p>ダム下流域の安全と、事業を継続することによる電力や工業用水などのライフラインの確保</p>

2-29 ため池の地震対策

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
ため池下流域の住民の安全を確保するため、ため池の耐震化整備工事を進めます。	①	堤高15m未満のため池は、国の設計基準(ため池)に基づき整備補強工事を実施し、堤高15m以上のため池についてはダムの設計基準を準用して耐震化整備工事をを行います。	共通	公助	7. 制御不能な二次災害を発生させない	—	ア-(イ)-②-1(堤防などのハード整備による被災しない環境づくり)	県	農業基盤課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)		
		H28年度	H29年度	H30年度				
①	<p>【対応レベルL1】 堤高15m未満のため池について国の設計基準(ため池)に基づく耐震化整備工事を実施 (4池整備 50% (4/8)完了) 【全104池のうち8池が耐震化工事の対象】</p> <p>【対応レベルL2】 堤高15m以上のため池についてダムの設計基準を準用して耐震化整備工事を実施 (8池整備 69.2% (9/13)完了) 【全17池のうち13池が耐震化工事の対象】</p>	<p>これまでの実績</p> <p>1池整備完了 7.7% (1/13) (1池着手)</p>	<p>H28年度</p> <p>2池設計・用地買収</p>	<p>H29年度</p> <p>2池整備完了 25.0% (2/8)</p>	<p>H30年度</p> <p>2池整備完了 50% (4/8)</p>	<p>4池整備完了(H32末)</p>	<p>—</p>	<p>ため池下流域の住民の安全と復旧時の農業用水の確保</p>

3-1 緊急輸送のための啓開活動体制の整備

〔概要〕

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対心レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
地震直後から必要となる緊急輸送を行うため、啓開活動体制の整備を行います。	①	地震発生後、早急に緊急車両の通行を確保するため、優先して啓開すべき防災拠点や、防災拠点に至るルートの選定及び啓開日数を算定します。	共通	公助	5. 経済活動の早期復旧を図る 6. 電気・上下水道等の確保、早期復旧を図る 8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復する	1. 緊急輸送ルート 2. 救助・救急・消火活動等 3. 医療活動 4. 物資調達 5. 燃料供給	ア-(イ)-②-3(行政、自衛隊、民間事業者が連携した道路等の早期啓開)	高知県緊急輸送道路ネットワーク計画	県 道路課
	②	啓開に長時間を要する拠点への啓開日数短縮のため、ダム湖(魚梁瀬、早明浦)内の船舶輸送を検討します。	共通	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2. 救助・救急・消火活動等 3. 医療活動 4. 物資調達 5. 燃料供給	ア-(イ)-②-3(行政、自衛隊、民間事業者が連携した道路等の早期啓開)	高知県緊急輸送道路ネットワーク計画	県 道路課
	③	道路啓開日数の短縮のため、重機リース会社など重機を保有している機関へ協力を依頼します。	共通	公助	5. 経済活動の早期復旧を図る 6. 電気・上下水道等の確保、早期復旧を図る 8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復する	1. 緊急輸送ルート 2. 救助・救急・消火活動等 3. 医療活動 4. 物資調達 5. 燃料供給	ア-(イ)-②-3(行政、自衛隊、民間事業者が連携した道路等の早期啓開)	高知県緊急輸送道路ネットワーク計画	県 道路課
	④	大規模地震発生時の橋梁の損傷を限定的なものにすることで、早期の啓開が可能となるよう、啓開道路上にある橋梁の耐震化を行います。	共通	公助	5. 経済活動の早期復旧を図る 6. 電気・上下水道等の確保、早期復旧を図る	1. 緊急輸送ルート 2. 救助・救急・消火活動等 3. 医療活動 4. 物資調達 5. 燃料供給	ア-(イ)-②(揺れや津波に強い道路等への改修や新設)	地震防災緊急事業5箇年計画	県 道路課
	⑤	道路啓開日数短縮のため、津波による落橋が想定される箇所の仮設道路計画を作成します。	共通	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる 5. 経済活動の早期復旧を図る 6. 電気・上下水道等の確保、早期復旧を図る 8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復する	1. 緊急輸送ルート 2. 救助・救急・消火活動等 3. 医療活動 4. 物資調達 5. 燃料供給	ア-(イ)-②-3(行政、自衛隊、民間事業者が連携した道路等の早期啓開)	高知県緊急輸送道路ネットワーク計画	県 道路課
	⑥	港湾における事業継続計画(BCP)に基づいた定期的な防災訓練等による実効性の検証・計画の見直しを行います。	共通	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる 5. 経済活動の早期復旧を図る 6. 電気・上下水道等の確保、早期復旧を図る	1. 緊急輸送ルート 2. 救助・救急・消火活動等 3. 医療活動 4. 物資調達 5. 燃料供給	ア-(イ)-②-3(行政、自衛隊、民間事業者が連携した道路等の早期啓開)	—	県 港湾・海岸課
	⑦	国が行う空港機能の早期復旧対策への協力と情報収集を行います。	L2	公助	5. 経済活動の早期復旧を図る	2. 救助・救急・消火活動等 3. 医療活動 4. 物資調達 5. 燃料供給	ア-(イ)-②-3(行政、自衛隊、民間事業者が連携した道路等の早期啓開)	—	国 交通運輸政策課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			計画期間以降	取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度			
①	重 道路啓開計画の見直し (応急期機能配置計画による防災拠点の見直し)	L2、L1想定による道路啓開計画の策定	L1想定による啓開日数の算定	道路啓開用資材の事前確保の検討 → 応急期機能配置計画による防災拠点の見直し	→	3-2-③(四国8の字ネットワーク整備) 3-5-①(応急期の機能配置計画策定) 3-6-①(災害対策本部体制の強化)	早期の道路啓開	
②	新 ダム湖(魚梁瀬、早明浦)内の船舶輸送の検討	大川村等と協定を締結し、災害時に被災者や物資の船舶輸送を行う「NPO法人さめうらプロジェクト」への聞き取りや、早明浦貯水池への進入路の調査を実施	【早明浦ダム】 実施方法等の調整、体制の確保	→	→	3-5-①(応急期の機能配置計画策定) 3-6-①(災害対策本部体制の強化)	早期の被災者や物資の輸送、被災情報の把握	
③	新 重機リース会社など重機を有している機関への協力依頼	高知県生コンクリート協会への協力依頼	重機を保有する機関への協力依頼	→	→	3-2-③(四国8の字ネットワーク整備) 3-5-①(応急期の機能配置計画策定) 3-6-①(災害対策本部体制の強化)	早期の道路啓開	
④	新 啓開道路の橋梁耐震化(落橋危険箇所解消 11橋完了)	啓開道路の対策必要橋梁を抽出 ※H28年度より工事に着手	1橋完了	5橋完了	5橋完了	3-1-①(道路啓開計画の策定)	啓開日数の短縮	
⑤	新 重 津波による落橋箇所の仮設道路計画の作成	地域の防災拠点A、B、C、広域の防災拠点へのルートにおいて、河川管理者との調整、現地調査、測量の実施	地域の防災拠点A、B、Cへのルートにおける計画の作成 → 市町村管理の計画の作成	→	必要に応じた見直し	3-2-③(四国8の字ネットワーク整備) 3-5-①(応急期の機能配置計画策定) 3-6-①(災害対策本部体制の強化)	早期の道路啓開	
⑥	新 重 熊 一次防災拠点港湾の港湾BCPに基づいた訓練等による検証や計画の見直しを通じた継続的な運用・改訂・見直し (実効性のあるBCPへ改訂)	港湾BCPの策定 ・高知港(H24) ・須崎港(H26) ・宿毛湾港(H26) ・奈半利港(H27)	港湾BCPの更新と訓練等を通じた実効性の検証【高知港、須崎港、宿毛湾港、奈半利港】 → 熊本地震を踏まえた課題抽出、対応の検討	→	→	3-3-①(防災拠点港の耐震化)	発災後の港湾における航路啓開、応急復旧及び緊急物資受け入れを迅速かつ円滑に行うことによる、物流機能の早期回復	
⑦	高知龍馬空港の機能早期復旧対策に関する合同講習会(年1回)合同訓練への参加	国等の諸動向に関する情報収集 定期の合同避難訓練への参加	国等の諸動向に関する情報収集 定期の合同避難訓練の実施	→	→	2-22-①(海岸堤防の陸こう等の常時閉鎖) 3-1-①(道路啓開計画の策定) 3-1-③(重機リース会社などへの協力依頼) 3-1-④(啓開道路の橋梁耐震化) 3-1-⑤(仮設道路計画作成) 3-2-①(橋梁の耐震化)	定期的に避難訓練を実施することで迅速な対応が可能となる。 また、空港機能の早期復旧により、円滑な緊急物資・人的支援の受入体制が整う	

3-2 陸上における緊急輸送の確保

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	応急期懇談会提言		
地震直後から必要となる緊急輸送を行うため、陸上輸送の要となる緊急輸送道路等の機能を確保するための対策を行います。	①	地震による損傷が橋として致命的にならない性能を確保し、緊急輸送道路としての機能が確保されるよう、緊急輸送道路にある橋梁の落橋対策を行います。	共通	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる 5. 経済活動の早期復旧を図る 6. 電気・上下水道等の確保、早期復旧を図る	1. 緊急輸送ルート 2. 救助・救急・消火活動等 3. 医療活動 4. 物資調達 5. 燃料供給	ア-(イ)-②-2(揺れや津波に強い道路等への改修や新設)	県	道路課
	②	緊急輸送道路および啓開道路における落石・崩壊箇所を減少を図るため、法面の防災対策を行います。	共通	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる 5. 経済活動の早期復旧を図る 6. 電気・上下水道等の確保、早期復旧を図る	1. 緊急輸送ルート 2. 救助・救急・消火活動等 3. 医療活動 4. 物資調達 5. 燃料供給	ア-(イ)-②-2(揺れや津波に強い道路等への改修や新設)	県	道路課
	③	緊急輸送道路である四国8の字ネットワークの未整備区間を早期に整備します。	共通	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる 5. 経済活動の早期復旧を図る	1. 緊急輸送ルート 2. 救助・救急・消火活動等 3. 医療活動 4. 物資調達 5. 燃料供給	ア-(イ)-②-2(揺れや津波に強い道路等への改修や新設)	国 県	道路課
	④	緊急輸送道路等と交差・並行する箇所等、鉄道の橋梁、高架橋等の耐震化を行います。	共通	公助	—	1. 緊急輸送ルート	—	事業者	交通運輸政策課
	⑤	秦南団地に新たに立地する高知市北消防署、高知赤十字病院への経路を確保します。	共通	公助	6. 電気・上下水道等の確保、早期復旧を図る	1. 緊急輸送ルート 2. 救助・救急・消火活動等 3. 医療活動	—	高知市 県	都市計画課
	⑥	高知県管理道路沿いにある道の駅(箇所)を対象に防災拠点として必要な施設整備を行います。	共通	公助	—	—	—	県	道路課
	⑦	災害発生時における安全で円滑な交通を確保するために、災害に強い交通安全施設(信号機等)を整備するとともに、緊急交通路の指定・通行規制訓練や道路管理者との連携を強化します。	共通	公助	6. 電気・上下水道等の確保、早期復旧を図る	1. 緊急輸送ルート	ア-(イ)-②-3(行政、自衛隊、民間事業者が連携した道路等の早期啓開)	県	警察本部交通規制課 警察本部高速隊
	⑧	県内でのバスの輸送手段を確保します。	共通	公助	—	3. 医療活動	—	事業者	交通運輸政策課 南海トラフ地震対策課
	⑨	県外のバス事業者等との協力関係を構築します。	共通	公助	—	3. 医療活動	—	事業者	交通運輸政策課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
①	<p>【重】 緊急輸送道路の落橋対策 (落橋危険箇所解消 7橋完了) 【要対策橋梁数 104橋】</p>	<p>緊急輸送道路対策必要橋梁 98橋耐震化完了 94.2% (98/104)</p>	<p>1橋耐震化完了 94.2% (98/104)</p>	<p>2橋耐震化完了 96.2% (100/104)</p>	<p>4橋耐震化完了 100% (104/104)</p>	—	<p>緊急輸送道路の橋梁耐震による円滑な緊急輸送の確保</p>
②	<p>【重】 緊急輸送道路および啓開道路の防災対策 (緊急輸送道路および啓開道路上の対策箇所 30箇所完了) (法面危険箇所 30箇所解消)</p>	<p>啓開道路上のH8道路防災総点検の再調査を実施 法面防災対策の実施 約260箇所完了</p>	<p>啓開道路上の「H8年道路防災総点検」箇所の再調査を行い、箇所数確定</p>	<p>10箇所対策完了</p>	<p>10箇所対策完了</p>	<p>取組の継続(要対策箇所は約2,600箇所)</p>	<p>落石・崩壊箇所の抑制による被害の軽減 啓開道路の法面対策による啓開日数の低減</p>
③	<p>【重】 四国8の字ネットワークの整備 (整備率 55%)</p>	<p>整備率 53%</p>	<p>整備率 53%</p>	<p>整備率 53%</p>	<p>整備率 55%</p>	<p>3-1-①(道路啓開計画の策定) 3-1-①(道路啓開計画の策定)</p>	<p>迅速かつ円滑な緊急輸送の実施</p>

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
④	<p>【熊】 鉄道の橋梁、高架橋等の耐震化 (緊急輸送道路に交差・平行する土佐くろしお鉄道の 高架橋柱18本の耐震化完了(135/135)) [全体数 135本] (隣接する民家等に影響する土佐くろしお鉄道の 高架橋柱72本の耐震化完了(72/321)) [全体数 321本]</p>	<p>【土佐くろしお鉄道】 ・高架橋等の耐震診断完了 (H24) ・緊急輸送道路等に交差・平行す る橋梁(全8橋梁)の耐震化 完了(H25) ・緊急輸送道路に交差・平行す る高架橋の耐震化実施 (全135本中117本完了)</p> <p>【阿佐海岸鉄道】 ・緊急輸送道路に交差・平行す る橋梁(全2箇所)耐震完了 (H26、H27)</p> <p>【JR四国】 ・第1次緊急輸送道路対策(全4 橋梁)は完了</p>	<p>【土佐くろしお鉄道】 緊急輸送道路に交差・ 平行する高架橋柱18本 (4箇所)、及び隣接す る民家に影響する橋梁 1箇所の耐震化</p> <p>【阿佐海岸鉄道】 ※H28年度以降の耐震化については、関係団体等と今後協議予定</p> <p>【JR四国】 高知県内の第2次緊急 輸送道路対策(全4橋 梁)について、JR四国と 協議</p>	<p>H29年度 隣接する民家等に影 響する高架橋柱38本 (6箇所)の耐震化</p>	<p>H30年度 隣接する民家等に影 響する高架橋柱34本 (3箇所)の耐震化</p> <p>隣接する民家等に影響 する高架橋の耐震化に ついて、H38年度中の 完成を目指す</p>	—	発災時における交通と物流の確保
⑤	高知駅秦南町線のH30年度末2車線暫定供用	<p>[H26年度] ・都市計画決定 ・事業認可 ・道路詳細設計 ・橋梁予備設計 ・地質調査ボーリング ・内水解析 [H27年度] ・用地測量 ・物件調査 ・橋梁詳細設計 ・用地交渉</p>	<p>用地交渉～買収</p>	<p>街路築造工事 橋梁工事(下部工)</p>	<p>街路築造工事、橋梁工 事(上部工・下部工)の 促進を図り、H33年度 の4車線完成を目指す。</p>	<p>3-6-⑦(警察署への自家発電 設備整備) 3-6-⑧(消防団の資機材整備) 3-6-⑨(救助救出活動に備え た資機材等整備) 3-6-⑩(浸水域の救出活動体 制の整備)</p>	迅速かつ円滑な緊急輸送の実施

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
⑥	道の駅への防災機能付加 (防災機能付加2箇所実施 33%(2/6)完了) 【全体数 6箇所】	<ul style="list-style-type: none"> ・県管理道路沿いの道の駅6箇所のうち、優先度の高い2箇所の詳細設計を実施(H25) ・道の駅管理者との協議完了箇所より整備を実施(H26～) 	<p>【土佐さめうら、四万十とおわ】優先順位の高い道の駅から整備を実施(完了)</p> <p>【土佐さめうら、四万十とおわ以外】詳細設計 2箇所実施</p> <p>優先順位の高い道の駅から整備を実施</p>	<p>防災施設整備を順次進め、施設整備の完了にあわせ、次の整備箇所の詳細設計を実施</p>	—	道の駅に防災機能を付加することにより、災害発生後の緊急避難場所確保(2箇所)	
⑦	災害時を想定した交通対策訓練等の実施 (年1回以上の訓練実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携した図上訓練等各種災害対策訓練の実施 ・高知県及び四国道路管開協議会での情報共有を踏まえた交通規制計画の策定(見直し) 	<p>訓練計画の策定と実施</p>	取組の継続	<ul style="list-style-type: none"> 3-1-①(道路啓開計画の策定) 3-1-③(重機リース会社などへの協力依頼) 3-1-④(啓開道路の橋梁耐震化) 3-1-⑤(仮設道路計画作成) 3-2-①(橋梁の耐震化) 3-2-②(法面防災対策) 3-2-③(四国8の字ネットワーク整備) 3-2-④(鉄道橋梁等の耐震化) 3-2-⑤(防災拠点施設への経路確保) 3-2-⑥(道の駅防災拠点化) 	<p>発災時における交通流と物流の確保による迅速な応急活動の展開</p> <p>停電時における交通の安全と円滑の確保</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> 可搬式15基整備 100%(113/113) 固定式22基整備 ※2基更新 51.6%(61/118) 中央装置の更新 カメラ6か所更新 74.3%(26/35) 無停電電源装置更新 (完了) 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬式98基整備完了 86.7%(98/113) 固定式41基整備完了 34.7%(41/118) カメラ26か所整備完了(H27) 74.3%(26/35) 警察本部庁舎新設に併せ、交通規制システムの非常用電源を整備済 	<ul style="list-style-type: none"> 固定式25基整備 ※3基更新 91.5%(108/118) 固定式H31年度までに118基整備 100%(118/118) カメラ4か所増強整備 85.7%(30/35) カメラ4か所増強整備 97.1%(34/35) 	<ul style="list-style-type: none"> H32年度に1か所整備 道路の整備に併せ、順次増強 	<ul style="list-style-type: none"> 災害に強い交通安全施設の整備 		

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			計画期間以降	取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度			
⑧	県内でのバスの輸送手段の確保 (H30年度中に、少なくとも1つの路線バス事業者及びその沿線市町村との、必要輸送手段の確保方針について明文化)	高知県バス協会・各事業者への協力要請(被災時の被害想定及び確保方針の策定喚起)	高幡5市町とバス事業者との間で、「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」を締結	バスによる移送ニーズの高い地域において、課題解決に向けた協議を実施・継続 県内各地域においてバス輸送手段を確保	必要となるバス輸送手段の確保策について具 体化	取組の継続	3-1-①(道路啓開計画の策定) 3-1-④(啓開道路の橋梁耐震化) 3-1-⑤(仮設道路計画作成) 3-2-①(橋梁の耐震化) 3-2-⑤(防災拠点施設への経路確保) 3-2-⑦(緊急通行訓練・信号機 停電対策)	被災後の利用者・被災者の輸送手段の確保
⑨	熊 県外のバス事業者等との協力関係の構築 (H29年度中に、少なくとも一つ他の県及び他県バス協会との協力関係を構築)	高知県バス協会との協議	県内で不足する輸送力の想定及び県外事業者との連携方法の協議 バス協会又は事業者との協議	協力関係の構築、継続 バス協会又は事業者による県外事業者との協 議	協力関係の継続 必要に応じてバス協会又は事業者による県外事業者との協議	協力関係の継続 必要に応じてバス協会又は事業者による県外事業者との協議	3-1-①(道路啓開計画の策定) 3-1-④(啓開道路の橋梁耐震化) 3-1-⑤(仮設道路計画作成) 3-2-①(橋梁の耐震化) 3-2-⑤(防災拠点施設への経路確保) 3-2-⑦(緊急通行訓練・信号機 停電対策)	被災後の利用者・被災者の輸送手段の確保

3-3 海上における緊急輸送の確保

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
地震直後から必要となる緊急輸送を行うため、海上輸送機能を確保します。	①	防災拠点港に耐震強化岸壁を整備します。	共通	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる 5. 経済活動の早期復旧を図る	1. 緊急輸送ルート 2. 救助・救急・消火活動等 4. 物資調達 5. 燃料供給 6. 防災拠点	—	県	港湾・海岸課
	②	防災拠点漁港での岸壁の耐震強化及び防波堤等を粘り強い構造へ整備を行います。	共通	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる 5. 経済活動の早期復旧を図る	1. 緊急輸送ルート 2. 救助・救急・消火活動等 4. 物資調達 5. 燃料供給 6. 防災拠点	地震防災緊急事業5箇年計画	県	漁港漁場課
	③	漁船による緊急輸送活動を円滑かつ速やかに実施するためにマニュアルの点検、見直しや体制整備に取り組みます。	共通	公助	4. 必要不可欠な情報通信機能は確保する 5. 経済活動の早期復旧を図る	1. 緊急輸送ルート 2. 救助・救急・消火活動等 4. 物資調達 5. 燃料供給	—	県	漁業管理課 漁港漁場課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
①	優先順位の高い港湾での耐震強化岸壁の整備 (久礼港の耐震強化岸壁 1バース(3年計画)) 高知県内の耐震強化岸壁整備計画数) ・奈半利港2バース(完了済) ・高知港1バース(完了済) ・久礼港1バース	・耐震強化岸壁 3バース整備 (奈半利港 2, 高知港 1) ・防災拠点港の基本計画策定 (配置計画見直し H24) ・既存耐震強化岸壁の耐震照査・地質データ収集	H28年度 1バース整備 (3年計画1年目 33%)	H29年度 久礼港の耐震強化岸壁の整備 1バース整備 (3年計画2年目 66%)	H30年度 1バース整備完了 (3年計画3年目 100%)	—	発災後の緊急物資等の輸送に必要な海上輸送ネットワークを構築
②	防災拠点漁港への耐震強化岸壁等の整備 (岸壁の耐震強化 3漁港) (防波堤の粘り強い構造化 4漁港) 耐震強化岸壁等整備計画数 ・岸壁の耐震強化 6漁港 (室戸岬、安芸、佐賀、清水、田ノ浦、沖の島) ・防波堤の粘り強い構造化 4漁港 (室戸岬、安芸、清水、田ノ浦)	[H23年度] 防災拠点漁港を選定 3漁港(室戸岬、安芸、佐賀)の耐震強化岸壁の整備完了 50.0%(3/6) [H27年度] 3漁港(室戸岬、安芸、佐賀)の耐震強化岸壁の整備完了 50.0%(3/6)	耐震強化岸壁の整備【清水、田ノ浦、沖の島】 2漁港整備 83.3%(5/6) 1漁港整備 100%(6/6) (完了)	防波堤の粘り強い構造化の整備【室戸岬、安芸、清水、田ノ浦】 1漁港整備 25.0%(1/4) (完了)	3漁港整備 100%(4/4) (完了)	3-1-①(道路啓開計画の策定) 3-1-⑥(港湾BCPの実効性の検証) 3-18-①(物資受入、配送体制の整備) 3-18-②(物資搬送ルートの確保、検討)	発災後の緊急物資輸送や水産流通活動の早期再開

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
③	<p>新 漁船による緊急輸送活動のための実施マニュアルの点検、見直しや実施体制の整備 (毎年定期的な訓練及びマニュアル点検の実施)</p> <p>漁村での緊急支援物資受け入れ体制の整備 (物資受け入れ可能岸壁の明示)</p> <p>海上保安部、水難救済会主催の訓練への参加 (水難救済会支所単位で1年に1箇所以上の訓練に参加) * 水難救済会は9支所で構成</p>	<p>これまでの実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁船による緊急輸送活動の協定を締結(H23末) 緊急輸送活動のための実施マニュアル作成(H26末) <p>H24年以降毎年訓練に参加</p>	<p>H28年度</p> <p>情報伝達訓練等をふまえたより実効性の高い同マニュアルへの改正</p> <p>↑</p> <p>H29年度</p> <p>物資受け入れ可能岸壁の明示施設の検討</p> <p>↑</p> <p>H30年度</p> <p>海上保安部、水難救済会主催の海上救難物資輸送訓練への参加</p> <p>↑</p>	<p>計画期間以降</p> <p>実効性のある実施マニュアルへの改正及び緊急輸送活動訓練の継続</p> <p>↑</p> <p>取組の継続</p> <p>↑</p> <p>同訓練に継続して参加</p>	<p>2-16-④(漁業関係者の避難対策)</p> <p>2-23-①(船舶の流出防止対策の促進、港湾における放置船対策)</p> <p>2-23-③(漁港における放置船対策)</p> <p>2-23-④(市町村管理漁港における沈没船の処理支援)</p> <p>2-23-⑤(港湾等の津波漂流物対策)</p> <p>2-23-⑥(丸木の流出防止対策)</p> <p>3-1-⑥(港湾BCPの実効性の検証)</p> <p>3-2-⑤(防災拠点施設への経路確保)</p> <p>3-3-①(防災拠点港の耐震化)</p> <p>3-3-②(防災拠点漁港の整備)</p> <p>3-6-①(災害対策本部体制の強化)</p> <p>3-14-②(応急対策活動用燃料の確保)</p> <p>3-14-③(継続的な救助活動のための燃料確保)</p>	<p>災害時の漁船等小型船舶による緊急輸送活動が円滑に行える</p>	

3-4 情報の収集・伝達体制の整備

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名	
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画			
<p>応急活動、復旧復興の基本となる災害時の情報を、適切に収集・伝達・共有していくため、総合防災情報システムや各種の県庁情報インフラを整備し、被災者や県民への迅速な情報発信を行うとともに、早期の業務再開に向けた取組を進めます。</p>	①	災害からネットワーク等を守るために、庁内クラウドの整備や災害時における情報通信ネットワーク運用維持、高知県情報ハイウェイの震災対策を推進します。	L2	自助	4. 必要不可欠な情報通信機能は確保する	1. 緊急輸送ルート 2. 救助・救急・消火活動等 3. 医療活動 4. 物資調達 5. 燃料供給	—	高知県情報システム最適化計画	県	情報政策課
	②	復旧復興期の警察活動に即応するための高知県警察情報システムのバックアップセンターを整備します。	共通	公助	3. 必要不可欠な行政機能は確保する 4. 必要不可欠な情報通信機能は確保する	—	—	—	県	警察本部情報管理課
	③	教育ネットワークの拡充により県立学校における成績・学籍情報等の生徒個人情報や災害から保護し、業務の継続を可能とする校務支援システムの整備を進めます。	L2	自助	—	—	—	高知県情報システム最適化計画	県	教育政策課
	④	職員の安否確認情報を迅速に収集するため、訓練の実施を通じて携帯端末を利用した安否確認システムの円滑な運用を図ります。	共通	公助 自助	3. 必要不可欠な行政機能は確保する 4. 必要不可欠な情報通信機能は確保する	—	—	—	県	人事課 危機管理・防災課
	⑤	災害時に、高知県庁ホームページ等から迅速な情報提供を行うために、発信体制の確保とシステムの運用保守を行うとともに、随時、提供情報の見直し等について関係課と調整を行います。	共通	公助	4. 必要不可欠な情報通信機能は確保する	—	—	高知県情報システム最適化計画	県	広報広聴課
	⑥	県庁代表番号にかかると、窓口対応が機能するよう関係課と体制整備を進めます。	共通	公助	4. 必要不可欠な情報通信機能は確保する	—	—	災害対策本部事務局 運営マニュアル	県	広報広聴課
	⑦	広域観光組織・観光協会等において、市町村や南海トラフ地域本部と連携した、観光客等への帰宅のための情報提供を検討します。	共通	共助 公助	4. 必要不可欠な情報通信機能は確保する	—	—	—	広域観光 組織 観光協会 等	地域観光課

[詳細]

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			計画期間以降	取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度			
①	<p>市内クラウドサーバー(非常用バックアップ用)の整備 (6システム移行 95.9% (71/74)完了) 【全体数 市内74システム】 【市内クラウドシステム】 通常時に使用するサーバーとバックアップサーバーを同時に被災することのないように配置することで、災害に強い情報システムの基盤を提供している</p> <p>情報システム部門における業務継続計画(ICT-BCP)の運用 (計画期間を通じた検証と見直し)</p> <p>高知県情報ハイウェイ(県・市町村等を接続する通信ネットワーク基盤)の震災対策 (計画期間を通じた適切な保守運用)</p> <p>【高知県情報ハイウェイ】 県と市町村等を結ぶ高知県域通信ネットワークの基盤</p>	<p>65システム移行 87.8% (65/74)</p> <p>ICT-BCP(初動版)の策定</p> <p>アクセスポイントの浸水対策の完了</p>	<p>H28年度 再構築と合わせ移行可能なシステムを増やせるように能力を増強</p> <p>H29年度 3システム移行 91.9% (68/74) 運用保守</p> <p>H30年度 3システム移行 95.9% (71/74) 運用保守</p>	<p>H28年度 3システム移行 運用保守</p> <p>H29年度 3システム移行 運用保守</p> <p>H30年度 3システム移行 運用保守</p>	<p>3システム移行 運用保守</p> <p>取組の継続</p> <p>取組の継続</p> <p>次期ハイウェイの調達・構築</p>	<p>2-9-③(県庁施設の耐震化) 2-13-①(ライフライン復旧対策)の検討</p>	<p>ネットワーク及び情報システムの確実な復旧による業務再開の早期化</p> <p>中山間地域や災害活動拠点において多様な手段により情報の入手が可能となる</p>	
	<p>【新】 災害時の情報通信手段の確保対策 (携帯電話の通じない地域やラジオの難聴地域の解消)</p>	<p>【携帯電話】 人口カバー率99.6% 【ラジオ】 県内1,520カ所の指定避難所受信状況等調査完了</p>	<p>不感地域での携帯電話基地局の整備支援</p> <p>災害活動拠点となる施設等の情報通信手段の現状調査及び対策の検討</p> <p>対策の実施</p>	<p>取組の継続</p> <p>取組の継続</p>				

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
②	<p>新 高知県警察情報システムバックアップセンターの整備 (耐災性の高いシステムの構築) 【警察情報システム】 運転免許証や家出人に関する情報等 警察活動に必要な様々な情報を管理する コンピューターシステム</p>	耐災施設への設置室の確保	耐災施設整備 完了	システムのサーバー更新に併せ、順次移行 サーバー更新なし	取組の継続	3-6-⑦(警察署への自家発電 設備整備)	耐災性の高いシステムを構築することにより、復旧復興期の警察活動に即応するシステムとなる
③	<p>校務支援システムの整備 (データ移行 100% (36/36)完了) [全体数 県立高等学校 36校] ※県立中学校は各高等学校に含める 【校務支援システム】 県立高等学校で行われている各種事務的 業務を一括管理するシステムのことであり、 これを防災、セキュリティ機能の高い県外の データセンターで集中管理、運用すること で、学校現場での教員の業務負担軽減・ 効率化とともに、生徒に関する情報等を 災害から守ることも可能となる。</p>	システム構築完了 先行運用校データ移行完了	先行運用開始 12校(12/36) 33.3%	本運用開始 36校53課程 (先行運用校含む) 100% (36/36)	運用の継続	—	生徒の個人情報情報の確実な保護及びシステム の確実な復旧による学校業務再開の早 期化
④	<p>県職員を対象とした携帯端末を利用した安否確 認システムの円滑な運用</p>	システムの導入 (H25) システムの本格運用 (H26)		安否確認訓練の実施	システムの運用と継続 的な訓練の実施	—	災害時の情報共有と情報発信手段の確保
⑤	<p>能 県庁ホームページ等における緊急時の情報発 信の仕組みの安定的な稼働及び関係課との調 整</p> <p>新 県政記者室の非常用コンセンソートの設置</p>	緊急時の情報発信について関 係課と協議等を行い、情報発信 の仕組みを整備	発信する情報の項目及び、ホームページが使えない場合の情報発信の 手段等の検討、アクセス集中によるホームページの負担軽減	発信する情報の見直し 等	3-4-①(庁内クラウド整備、情 報ハイウェイの震災対策)	3-4-①(庁内クラウド整備、情 報ハイウェイの震災対策)	災害時の情報共有と情報発信手段の確保

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
⑥	<p>【熊】</p> <p>地震発生後のありとあらゆる問い合わせ等への対応を想定した体制整備</p>	<p>これまでの実績</p> <p>災害時の県庁窓口受付体制の整備に必要な事項を洗い出し、関係課と体制整備について協議、検討</p>	<p>H28年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の本庁玄関、県民室受付案内、代表電話交換等の業務体制の検討、整備 ・被災後、臨時に開設する県庁総合窓口の受付体制の検討、整備 ・各種業務体系の整理、対応マニュアルの作成 <p>↑</p> <p>・継続的な訓練の実施と体制整備の検証</p> <p>↑</p> <p>継続的な訓練の実施と体制整備の検証</p>	<p>H29年度</p> <p>↑</p> <p>継続的な訓練の実施と体制整備の検証</p>	<p>H30年度</p> <p>↑</p> <p>継続的な訓練の実施と体制整備の検証</p>	<p>3-6-①(災害対策本部体制の強化)</p> <p>3-6-③(県職員の参集体制の整備)</p> <p>災害時における県民サービスの提供</p> <p>災害時の広聴活動として、総合的な問い合わせ、相談等の窓口を確保</p>	<p>災害時の情報共有と情報発信手段の確保</p>
⑦	<p>【熊】</p> <p>観光地における観光客(一次避難者)に対する交通情報等の提供</p>		<p>視察等による情報収集と必要な対策の検討</p> <p>↑</p> <p>試行的対策の実施</p> <p>↑</p> <p>取組の継続</p>			—	

3-5 応急期の機能配置計画の策定

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	応急期懇談会提言		
<p>① 応急対策や復旧・復興対策を円滑に進めるため、避難所や県外からの消防や警察、自衛隊などの活動拠点などについて、必要な土地・施設の活用計画を策定します。</p>	①	<p>避難所や応急救助機関の活動拠点、応急仮設住宅、災害廃棄物の二次仮置き場など、災害時に必要な機能の利用調整を進めます。</p>	共通	公助	<p>高知県強靱化計画 1. 人命の保護が最大限図られる 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる</p>	<p>国の具体計画 2. 救助・救急・消火活動等 3. 医療活動 4. 物資調達 5. 燃料供給 6. 防災拠点</p>	—	<p>市町村地域防災計画</p>	<p>南海トラフ地震対策課 食品衛生課 環境対策課 住宅課</p>

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	
		H28年度	H29年度	H30年度			
①	<p>【重】 応急期の機能配置計画の策定 (全市町村で策定完了) ※津波浸水エリアを抱える沿岸域19市町村の必要な機能を広域調整するため、県下全市町村での策定が必要</p>	<p>これまでの実績</p> <p>【県】 最大クラスの地震津波の被害想定(H24.12)</p> <p>【国】 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画策定(H27.3)</p> <p>【県】 応急期機能配置計画策定手順書の策定(H27.5)</p> <p>【市町村】 応急期機能配置計画の策定着手(沿岸部)(H27) 〔着手済市町村〕 高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、四万十市、奈半利町、田野町、芸西村、中土佐町、四万十町、黒潮町</p>	<p>H28年度</p> <p>全市町村で応急期機能配置計画の策定済</p> <p>↑</p> <p>高帽圏域で広域圏域調整</p> <p>↑</p> <p>中央・安芸・幡多で広域調整</p> <p>↑</p> <p>随時見直し</p>	<p>H29年度</p>	<p>H30年度</p>	<p>3-1-①(道路啓蒙計画の策定) 3-8-①(総合防災拠点の運営体制の確立) 3-8-②(総合防災拠点の資器材整備) 3-9-①(応急救助機関の受入体制の整備) 3-12-①(検視用機材備蓄、検視場所選定) 3-12-②(市町村遺体対応マニュアル策定支援、広域火葬体制の整備) 3-16-①(避難所の収容能力の拡大支援) 3-16-③(広域避難調整) 3-18-②(物資搬送ルート)の確保、検討 3-18-③(物資搬送手段)の確保、検討 3-18-④(県物資配送計画の策定) 3-19-①(市町村物資受入、配送体制の整備) 3-19-②(市町村物資配送ルート)の確保、検討 3-19-③(市町村物資配送手段)の確保、検討 3-19-④(市町村物資配送計画)の策定 4-3-①(県災害廃棄物処理計画の検証) 4-3-②(市町村災害廃棄物処理計画の策定促進) 4-4-①(応急仮設住宅供給体制の整備)</p>	<p>円滑な応急対策の実施</p>

3-6 応急対策活動体制の整備

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強化計画	国の具体計画	その他の計画		
地震発生後の災害対応業務を防災関係機関と連携して行うための災害対策本部体制の強化や、迅速に活動を行うための資機材整備を行います。	①	高知県南海トラフ地震応急対策活動要領に基づく災害対策本部体制の強化を図ります。	共通	公助	高知県強化計画 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる 3. 必要不可欠な行政機能は確保する	国の具体計画 2. 救助・救急・消火活動等	—	県 防災関係機関	危機管理・防災課
	②	職員の不足に備え、行政経験のある県退職者に対して協力要請を行います。	共通	公助	高知県強化計画 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる 3. 必要不可欠な行政機能は確保する	—	—	県	人事課 危機管理・防災課
	③	年度当初に職員の居住地・参集可能場所を把握し、夜間、週休日等における緊急時の参集先の割り振りを行うことで、県職員の参集体制を整備します。	共通	公助	高知県強化計画 3. 必要不可欠な行政機能は確保する	—	—	県	人事課 危機管理・防災課
	④	高知市の長期浸水域での迅速な救助救出活動を行うための体制整備を進めます。	共通	公助	高知県強化計画 1. 人命の保護が最大限図られる	2. 救助・救急・消火活動等	—	県 高知市 防災関係機関	危機管理・防災課 南海トラフ地震対策課
	⑤	長期浸水による市役所や災害拠点病院等の孤立が想定される須崎市において、長期浸水解消までのシナリオや対応策を検討します。	L2	公助	高知県強化計画 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2. 救助・救急・消火活動等	—	県 須崎市	危機管理・防災課 南海トラフ地震対策課
	⑥	非常用発電機等の稼働マニュアルを充実させ、県庁舎機能維持のための対策を進めます。	共通	公助	—	—	—	県	管財課
	⑦	警察庁舎の災害対応力を強化するために、警察署の自家発電設備や衛星携帯電話を整備するほか、浸水域に新築移転する警察署についても、浸水を考慮した設計とします。	共通	公助	高知県強化計画 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2. 救助・救急・消火活動等	—	県	警察本部装備施設課 警察本部災害対策課
	⑧	消防団員の救助救出活動や応急保護活動に必要な資機材整備に対して、市町村への支援を行います。	共通	公助	高知県強化計画 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2. 救助・救急・消火活動等	—	市町村等	消防政策課
	⑨	倒壊家屋や土砂崩れ現場等での救出救助活動に備え、資機材整備や救出救助訓練の実施を進めます。	共通	公助	高知県強化計画 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2. 救助・救急・消火活動等	—	県	警察本部災害対策課
	⑩	浸水域での救出救助活動に備え、資機材整備を進めます。	共通	公助	高知県強化計画 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2. 救助・救急・消火活動等	—	県	警察本部災害対策課
	⑪	消防団員の確保のために、市町村への支援を行います。	共通	公助	高知県強化計画 1. 人命の保護が最大限図られる 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2. 救助・救急・消火活動等	ア-(イ)-③-1(消防団員、防災士等の確保と救助・応急手当に関する技術の向上)	市町村等	消防政策課

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	応急期懇談会提言		
地震発生後の災害対応業務を防災関係機関と連携して行うための災害対策本部体制の強化や、迅速に活動を行うための資機材整備を行います。	⑫	消防職員・団員の技術等を向上させるため、教育訓練や実践的訓練を充実・強化します。	共通	公助	1. 人命の保護が最大限図られる 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2. 救助・救急・消火活動等	—	—	消防政策課 市町村等
	⑬	県庁本庁舎・西庁舎・北庁舎の安全性を確保するとともに、建物が使用できない場合の代替施設の確保に努めます。	共通	公助	3. 必要不可欠な行政機能は確保する	—	—	—	県 管財課
	⑭	県職員の不足に備え、職員派遣要請を即時に行える仕組みづくりを進めます。	共通	公助	3. 必要不可欠な行政機能は確保する	—	—	—	県 人事課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			取組実施のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	
		H28年度	H29年度	H30年度			
①	高知県南海トラフ地震応急対策活動要領の改正 災害対策本部・支庁事務局の対応マニュアルの検証・見直し 災害対策本部・支庁事務局の初動対応訓練の強化 (災害対策本部事務局の初動対応訓練 6回実施) (災害対策本部・支庁図上訓練 3回実施) (災害対策本部図上訓練 3回実施)	県職員の不足に備え、職員派遣要請を即時に行える仕組みづくりを進めます。 消防職員・団員の技術等を向上させるため、教育訓練や実践的訓練を充実・強化します。 県庁本庁舎・西庁舎・北庁舎の安全性を確保するとともに、建物が使用できない場合の代替施設の確保に努めます。	共通 公助	高知県強靱化計画 1. 人命の保護が最大限図られる 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる 3. 必要不可欠な行政機能は確保する	国の具体計画 2. 救助・救急・消火活動等	応急期懇談会提言 2. 救助・救急・消火活動等	消防政策課 市町村等
		これまでの実績 ・高知県南海トラフ地震応急対策活動要領(案)の策定 ・本部・支庁事務局対応マニュアルの作成 ・初動対応訓練の実施 ・図上訓練の実施	H28年度 各所属での訓練を通じ 改善点を洗い出し 初動対応訓練1回 初動対応訓練2回 災害対策本部・支庁事務局の初動対応訓練2回 図上訓練1回 災害対策本部図上訓練1回 支庁図上訓練1回 支庁事務局図上訓練1回	H29年度 応急対策活動要領の改正 初動対応訓練2回 図上訓練1回 災害対策本部図上訓練1回 支庁図上訓練1回 支庁事務局図上訓練1回 市町村支援対策の検討 支庁対策を活動要領・マニュアルへ反映	H30年度 各所属で訓練の実施 初動対応訓練2回 災害対策本部図上訓練1回 支庁図上訓練1回 支庁事務局図上訓練1回 訓練の実施	取組の継続 継続的な訓練の実施と活動要領やマニュアルの検証 取組の継続 取組の継続	目標の達成によって得られる効果(アウトカム) 職員の災害対応能力の向上を図ることによる、迅速な応急活動の実施

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			計画期間以降	取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度			
②	県退職者の協力要請 (県退職者への協力要請文書の送付 6回)	県退職者への地域防災活動等 への参加の呼びかけ		県退職者への協力要請(年2回)		取組の継続	—	人員を確保することによる、円滑な応急活動体制の実施
③	県職員の参集体制の整備 (当該年度の大規模地震発生時の職員参集場所の確定(毎年4月))	大規模地震発生時の職員参集 可能場所の調査		職員の居住地・参集可能場所の把握と参集先の割り振り(毎年実施)		取組の継続	—	応急対応活動に必要な人員を適切に配置することによって、県職員の応急活動体制を構築
④	高知市長期浸水地域における救助救出対策の検討	関係機関による協議(エリア別の活動拠点の検討等)	津波避難シミュレーションの実施による課題の再 整理と対応策の検討	アクションプラン策定		取組の継続	1-1-①(地震・津波への備えについての啓発活動) 1-2-①(市町村や地域が行う避難訓練等の支援) 1-3-①(自主防災組織の設立支援・活動強化) 2-8-①(既存住宅の耐震化支援) 2-17-①(一時避難場所の確保(避難タワー等)) 2-18-②(ブロック塀の安全対策の支援) 2-18-③(老朽住宅等の除去の支援) 2-18-⑤(避難場所の資機材整備に対する支援) 2-19-①(高知港・宿毛湾港の防波堤整備) 2-20-①(浦戸湾口・湾内の整備) 2-21-②(河川堤防の耐震化) 2-21-③(河川排水機場の耐震化・耐水化) 2-21-④(高知港排水機場の耐水化) 2-21-⑤(農業用排水機場の耐震化) 2-21-⑥(止水・排水資機材の調達システムの構築) 2-22-①(海岸堤防の陸ごう等の常時閉鎖) 3-6-⑦(警察への自家発電設備整備) 3-6-⑧(消防団の資機材整備) 3-6-⑨(救助救出活動に備えた資機材等整備) 3-6-⑩(浸水地域の救出活動体制の整備) 3-22-①(市町村避難支援プランの策定支援)	長期浸水地域での迅速な救助救出活動の実施

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組期間以降	取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度			
⑤	<p>新</p> <p>須崎市長期浸水対策の検討 (H27年度に検討結果の取りまとめ)</p>		<p>H28年度</p> <p>長期浸水解消までのシナリオ、対応策の検討</p> <p>↑</p> <p>H29年度</p> <p>検討結果に基づく対策の推進</p> <p>↑</p> <p>H30年度</p> <p>取組の継続</p>			—	<p>発災時の須崎市における応急対策活動の確実な実施</p>	
⑥	<p>県庁本庁舎非常用発電機等の稼働マニュアルの充実 (電源確保のための各種機器類の稼働マニュアルの作成)</p>	<p>非常用発電機等の稼働マニュアルの作成及び運用の庁内での情報共有</p>	<p>H28年度</p> <p>発災後の早期電力復旧のための架空線による本庁舎接続配電設備の検討及び設置</p> <p>↑</p> <p>H29年度</p> <p>架空線による本庁舎接続配電設備に対応したマニュアルの作成</p> <p>↑</p> <p>H30年度</p> <p>発災時に災害対応の拠点として機能し得る庁舎の実現</p>			—	<p>庁舎機能の維持</p>	
⑦	<p>重</p> <p>警察署の自家発電設備改修 (高知南署全施設改修 100%(8/8)完了) [改修が必要な施設数 8施設]</p> <p>重</p> <p>警察署の新築移転</p> <p>重</p> <p>衛星携帯電話の整備 (15台整備 81.6%(31/38)完了) [整備目標数 38台]</p> <p>重</p> <p>消防団員の活動用資機材の整備の支援 (救命胴衣整備率 100%(沿岸19市町村)) (救助資機材の整備率 100%)</p>	<p>・安芸署、土佐署、佐川署、須崎署、窪川署、中村署、本山警察庁舎の改修完了 ・高知南署7施設改修完了 87.5%(7/8)</p> <p>新高知署新築用地購入等</p> <p>県下警察署等へ16台整備済 42.1%(16/38)</p> <p>H25～27年度 ・救命胴衣 2,239着 ・トランシーバー 1,978台 ・赤バイ9台</p>	<p>H28年度</p> <p>高知南署改修工事 設計委託 施行 100%(8/8) (完了)</p> <p>新高知署新築移転工事</p> <p>H29年度</p> <p>実施設計・旧庁舎解体設計</p> <p>↑</p> <p>H30年度</p> <p>旧JA電算センタービル解体工事、新庁舎新築工事</p> <p>↑</p> <p>H33年度供用開始</p>	<p>H28年度</p> <p>8台整備 63.2%(24/38)</p> <p>↑</p> <p>H29年度</p> <p>消防団員の活動時の安全装備等充実 (完了) ・救命胴衣 503着 ・トランシーバー 322台</p> <p>↑</p> <p>H30年度</p> <p>7台整備 81.6%(31/38)</p> <p>↑</p> <p>取組の継続</p> <p>↑</p> <p>取組の継続</p>	<p>—</p>	<p>停電時も自家発電設備により電力を確保することにより、無線連絡等を可能にする。</p> <p>津波浸水を考慮した警察署を新築することにより、災害時の拠点運用が可能となる。</p> <p>ほぼ通信途絶の心配がない衛星携帯電話を配備することにより、既存通信設備が使用不能となった場合でも、通信手段が確保される。</p>		

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	
			H28年度	H29年度	H30年度			
⑨	重 熊 倒壊家屋や被災車両等からの救助・救出訓練を実施 (訓練 3回以上実施) 重 電磁波探査装置の整備 重 熊 ドローンの整備 (1機配備 100%(1/1)完了) [配備目標数 1機] 新 熊 災害用備蓄消耗品等の整備 (運体収納袋 43.8%(3,500/8,000)完了) [配備目標数 8,000袋] (釘踏抜防止板 92%(1,764/1,918)完了) [配備目標数 1,918足] (簡易トイレ 86.9%(7,476/8,602)完了) [配備目標数 8,602セット] 新 熊 救出救助活動に必要な資格保有者の確保 (大型自動車免許・小型船舶免許取得者の確保各20名) 新 熊 アルミフレーム式シエーターの整備 (4基整備 28.6%(4/14)) [整備目標数 14基] 新 小型重機(バックホー)及び搬送車両の整備 (1台配備 100%(1/1)完了) [整備目標数 1台] 新 救出救助機材搬送用車両(軽四・四駆)の整備 (2台配備 100%(2/2)完了) [整備目標数 2台]	高知県警察災害警備訓練の実施 機動隊へ1機整備完了 (100%配備完了) ドローンの有効性を検討 遺体収納袋2,000袋整備完了 (40.0%整備完了) 釘踏抜防止板1,008足整備完了 (52.6%整備完了) 簡易トイレ4,272セット整備完了 (49.7%整備完了)	訓練用の倒壊家屋や車両等を使用した救出救助訓練を実施(年1回以上) 増強配備の必要性を検討 1機配備 100%(1/1) 500袋整備 31.3%(2,500/8,000) 252足整備 65.7%(1,260/1,918) 1,068セット整備 62.1%(5,340/8,602) 必要な調査等実施 大型自動車免許10名取得 小型船舶免許10名取得 2基整備 14.3%(2/14) 選定・予算要求 選定・予算要求	H28年度 訓練の継続 増強配備の必要性を検討 継続した検討 継続した検討 取組の継続 取組の継続 取組の継続 増強配備の必要性を検討 増強配備の必要性を検討	H29年度 500袋整備 43.8%(3,500/8,000) 252足整備 78.8%(1,512/1,918) 1,068セット整備 74.5%(6,408/8,602) 大型自動車免許10名取得 小型船舶免許10名取得 2基整備 28.6%(4/14) 1台整備 100%(1/1) 2台整備 100%(2/2)	H30年度 500袋整備 43.8%(3,500/8,000) 252足整備 92.0%(1,764/1,918) 1,068セット整備 86.9%(7,476/8,602) 大型自動車免許10名取得 小型船舶免許10名取得 2基整備 28.6%(4/14) 1台整備 100%(1/1) 2台整備 100%(2/2)	3-6-④(長期浸水における救出救出体制の整備) 3-6-⑤(須崎市長期浸水対策の検討) 災害現場等における早期情報収集 資機材整備による救出救助能力の向上	

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			計画期間以降	取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度			
⑩	救助用ボートを活用したボート操船訓練の実施 (第二機動隊員を対象とした全体訓練年2回、 各警察署での操船訓練年複数回の実施) 重 救助用ボートの増強配備の検討	高知市・酒毛市における警察・ 消防等応急救助機関及び自主 消防組織等住民の協働した長期 浸水対策訓練の実施・各署での 操船訓練の実施(H25～H27) 県下14警察署・3警察庁舎・本 部・機動隊・警察用船舶へ計94 艇配備完了	救助用ボートを活用したボート操船訓練の実施 ↑ 訓練の継続 ↑ 増強配備の必要性等を検討 ↑ 継続した検討			3-6-④(長期浸水における救 助救出体制の整備) 3-6-⑤(須崎市長期浸水対策 の検討)	浸水域での救出救助を想定したボート操 船訓練、装備資機材の充実及び協力体 制を図ることにより、円滑な救助救出活動 の実施	
⑪	消防団員定数確保対策事業の実施 (団員数の維持)	消防団員数 8,204人(H28.4.1) 充足率 93%	団員確保のための支援地区を選定(年2箇所程度) 助言や情報提供など加入促進への支援 ↑ 2箇所実施 消防団員数8,176人 (H29.4.1) ↑ 団員確保のための新たな取組の検討				消防団員を確保することによる地域防災 力の向上	
⑫	消防職員・団員への教育訓練の充実・強化 新 移動教育による訓練の実施 (中央部を除く全市町村で実施) 新 応急手当指導員研修の実施 (全市町村で指導員を確立し地域で応急手当 の講習の開催) 新 早期避難に向けた教育 (消防団員が地域で率先避難の声掛けをする 者を育成及び避難の誘導並びに消防団員自ら も避難する体制づくり) 新 実践的訓練の充実強化	4カ所(参加350人) ↑ 通信訓練・図上訓練等の実施 ↑ 応急手当指導員研修の実施 ↑ 団幹部科等の課程で教育 ↑ 参加111人 ↑ 実践的訓練施設の検討・整備	取組の継続 ↑ 取組の継続 ↑ 取組の継続 ↑ 教育訓練の本格実施				消防学校の教育訓練を充実・強化すること で、発災時の地域での対応力の向上を 図る	
⑬	新 確 県庁本庁舎・西庁舎・北庁舎の安全性の確保 及び当該施設が使えない場合の対応	代替施設の確保 ↑ (完了)					職員の安全確保と早期の災害対応業務 の実施	
⑭	新 確 国、他団体への派遣要請の即時対応化 (県への派遣)	手順書(案)の検討 ↑ 手順書等の作成 ↑ (完了)					応急活動に必要な人員の早急な確保	

3-7 市町村の業務継続体制の確保

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	応急期懇談会提言		
地域における被災者支援を円滑に行えるよう、市町村の業務継続計画策定を支援するとともに、被災時の市町村への人的支援に取り組みます。	①	市町村の業務継続計画策定を支援します。	共通	公助	—	2. 救助・救急・消火活動等	—	市町村 南海トラフ地震対策課	
	②	被災市町村からの職員派遣要請への対応に関する手順書等を作成します。また職員派遣について市町村との情報共有します。	共通	公助	—	—	—	市町村 市町村振興課	

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
①	市町村における業務継続計画の策定の支援 (全市町村で策定完了)	17市町村策定済 50.0% (17/34) 〔策定済市町村〕 高知市、南国市、土佐市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、奈半利町、芸西村、土佐町、中土佐町、佐川町、構原町、津野町、大月町、黒潮町	5市町村で策定済	市町村への計画策定への働きかけ	(完了)	3-5-①(応急期の機能配置計画策定)	行政活動の継続
②	被災市町村からの職員派遣要請への対応に関する手順書等作成及び市町村との情報共有		手順書の作成 市町村との情報共有	手順書の市町村への周知	(完了)	—	被災した市町村の復興期における人的支援の円滑化

3-8 総合防災拠点の整備

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	応急期懇談会提言		
県外からの消防や警察、自衛隊などの応急救助機関や医療救護チーム、支援物資等を円滑に受け入れ、速やかな被災地支援を行うため「総合防災拠点」の整備を進めます。	①	運営マニュアル(物資の集配送マニュアル含む)の策定と防災訓練によって、総合防災拠点の運営体制の確立を図ります。	共通	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2. 救助・救急・消火活動等 3. 医療活動 4. 物資調達 5. 燃料供給 6. 防災拠点	—	県	危機管理・防災課
	②	施設や資機材の整備、燃料の確保に向けた検討を行い、総合防災拠点の整備を進めます。	L2	公助	1. 人命の保護が最大限図られる 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2. 救助・救急・消火活動等 3. 医療活動 4. 物資調達 5. 燃料供給 6. 防災拠点	ア-(ア)-①-3(総合防災拠点への医療活動の支援機能の整備)	—	県

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
		H28年度	H29年度	H30年度		
①	総合防災拠点の運営マニュアルの検証 (訓練 3回以上実施)	マニュアルの検証による見直し(余震等により使用出来ないことも想定) 訓練11回	マニュアルの検証、見直しの継続	マニュアルの検証、見直しの継続	3-8-②(総合防災拠点の資機材整備)	円滑な応急活動の実施
	災害時協定締結事業者と連携した訓練の実施	災害時協定の締結	訓練実施(年1回以上)	訓練の継続		

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
②	<p>総合防災拠点の整備</p> <p>新 訓練 訓練実施による追加整備の検討 (以下に対して機能検証し、対策を実施) 〔広域拠点〕 春野総合運動公園、室戸広域公園 宿毛市総合運動公園 高知県立青少年センター 〔地域拠点〕 安芸市総合運動場、高知大学医学部 四万十緑林公園、土佐清水総合公園</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災拠点の決定(H24.3) (場所、機能ほか) 非常用電源整備 通信機器整備 備蓄倉庫等整備 バイク配備 	<p>H28年度</p> <p>室戸広域公園の屋内運動場の整備 (完了)</p> <p>宿毛市総合運動公園へ仕分けスペースを整備 (完了)</p> <p>室戸屋内運動場への 通信施設整備</p> <p>H29年度</p> <p>安芸市総合運動場～あき病院間の連絡道整備の検討</p> <p>訓練による機能の検証及び必要な対策の実施 (完了)</p> <p>施設が使用不可な場合に屋外での活動を想定 した資機材の検討整備</p> <p>H30年度</p> <p>取組の継続</p> <p>取組の継続</p> <p>取組の継続</p>	<p>3-2-⑤(防災拠点施設への経 路確保) 3-5-①(応急期の機能配置計 画策定)</p>	<p>円滑な応急活動の実施</p>		

3-9 県外からの応急救助機関の受入体制の整備

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強化計画	国の具体計画	その他の計画		
発災時に早急な応急活動を実施するために、迅速かつ円滑に県外からの応急救助機関を受け入れる体制を整備します。	①	自衛隊や警察など応急救助機関の受け入れ体制を整備します。	共通	公助	1. 人命の保護が最大限図られる 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2. 救助・救急・消火活動等 3. 医療活動	—	応急対策活動要領	危機管理・防災課
	②	緊急消防援助隊の円滑な受け入れ体制を整備します。	共通	公助	1. 人命の保護が最大限図られる 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2. 救助・救急・消火活動等	—	緊急消防援助隊受援計画	消防政策課
	③	広域緊急援助隊等の円滑な受け入れ体制を整備します。	共通	公助	1. 人命の保護が最大限図られる 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2. 救助・救急・消火活動等	—	高知県警察地震災害警備基本計画 高知県応急救助機関受援計画	警察本部災害対策課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
		H28年度	H29年度	H30年度		
①	<p>〔重〕 応急救助機関など応援部隊の受援計画の検証・見直し</p> <p>・東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく受援計画構成(H23.3)</p> <p>・南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画に基づく受援計画策定</p>	受援計画の検証・見直し	受援計画の検証・見直し	訓練の継続による受援計画の検証・見直し	<p>3-5-①(応急期の機能配置計画策定)</p> <p>3-8-①(総合防災拠点の運営体制の確立)</p> <p>3-8-②(総合防災拠点の資機材整備)</p> <p>3-11-⑤(医薬品等の供給・確保体制の整備)</p> <p>3-24-①(ボランティアセンターの運営体制の強化)</p>	<p>国の具体計画に対する受援計画の作成及び訓練の実施により、発災時に応急救助機関を迅速に受け入れ、早急な応急活動を実施</p>

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			計画期間以降	取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度			
②	<p>重 高知県緊急消防援助隊受援・応援合同訓練の実施及び緊急消防援助隊応援計画及び受援計画の改正</p> <p>新 高知県緊急消防援助隊受援・応援合同訓練に合わせた消防活動調整本部の訓練の実施</p> <p>新 消防応援活動調整本部の体制の確立・強化</p>	<p>合同訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H25年度 高知市 ・H26年度 高橋 ・H27年度 南門市 <p>高知県緊急消防援助隊受援計画を改定</p>	<p>県合同訓練の実施及び受援・応援計画の検証、改正</p> <p>9/17～18実施</p> <p>訓練の実施</p> <p>運営マニュアル作成</p> <p>備品等の整備</p>	<p>取組の継続</p> <p>取組の継続</p> <p>取組の継続</p>	<p>3-5-①(応急期の機能配置計画策定)</p> <p>受援計画の見直し及び訓練の実施により、消防応援活動調整本部機能の充実・強化</p>	<p>受援計画の見直し及び訓練の実施により、発災時に応急救助機関を迅速に受け入れ、迅速な応急活動を実施</p>		
③	<p>重 中国・四国管区合同広域緊急援助隊等訓練への参加</p> <p>重 訓練結果等を踏まえた高知県警察受援計画の検証・見直し</p>	<p>中国・四国管区合同広域緊急援助隊等訓練参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H25年度 愛媛県 ・H26年度 鳥根県 ・H27年度 香川県 <p>受援計画の策定</p>	<p>鳥取県</p> <p>高知県</p> <p>広島県</p> <p>訓練の実施(年1回)</p> <p>計画の検証・見直し</p>	<p>訓練の継続と計画の検証</p> <p>取組の継続</p>	<p>3-5-①(応急期の機能配置計画策定)</p> <p>3-8-①(総合防災拠点の運営体制の確立)</p> <p>3-8-②(総合防災拠点の資機材整備)</p>	<p>受援計画の見直し及び訓練の実施により、発災時に応急救助機関を迅速に受け入れ、迅速な応急活動を実施</p>		

3-10 ヘリ運航体制の整備

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	応急期懇談会提言		
災害時に情報収集や救助救出にヘリプロクターが有効活用できるように、体制整備を行います。	①	湯水想定区域にある防災ヘリ航空隊基地について最大クラスの津波に対し安全な場所へヘリ基地を整備するとともに、体制整備を行います。	L2	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2. 救助・救急・消火活動等 3. 医療活動	—	—	消防政策課
	②	浸水想定区域にある警察ヘリ基地について最大クラスの津波に対し安全な場所へ基地を整備します。	L2	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2. 救助・救急・消火活動等	—	—	警察本部地域課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
		H28年度	H29年度	H30年度		
①	防災ヘリ航空隊基地の移転整備	建築主体工事等完了	外構工事完了 新基地での運航開始	旧基地解体完了 (完了)	—	災害時の迅速な情報収集及び救助救出活動
	航空隊との意見交換	初動体制の確立に向けての方向性の決定	方向性の実現化	取組の継続		
②	警察ヘリ基地の場所を検討・整備(ヘリ基地嵩上・移転工事完了)	新基地建築工事完了	外構工事完了 新基地での運航開始	旧基地解体完了 (完了)	—	地震及び津波による機体の損傷を防ぐことで、発災直後から被害情報の収集、被災者の捜索・救助、物資等輸送が可能

3-11 災害時の医療救護体制の整備

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強化計画	国の具体計画	その他の計画		
災害時の医療救護活動を担う人材の育成や地域の実情を踏まえた体制づくりを実施し、発災後に迅速かつ適切に行動できる体制を整備します。	①	効率的な医療救護活動を実施するため、軽傷者への応急手当てや救出及び搬送を実施できる人材(医療従事者以外の者(地域住民))を育成します。	共通	自助 共助	1. 人命の保護が最大限図られる	3. 医療活動	応急期懇談会提言 ア-(ア)-③-1(日赤や消防が行う普通救命講習などを通じて県民による応急手当の普及)ア-(イ)-④-6(通常の医療と災害時の医療についての理解の促進)	—	南海トラフ地震対策 消防政策課 医療政策課
	②	地域ごとの医療救護プラン(行動計画)の策定や市町村における医療救護の場所の確保を支援します。	共通	自助 共助 公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	3. 医療活動	ア-(ア)-①-1(医療救護所、救護病院の必要に応じた指定の増)ア-(ア)-②-3(各地域における医療機関を総動員する体制の構築)イ-(ウ)-3(JMAT等の医療救護チームの巡回診療による医療が必要な者の早期治療)	高知県災害時医療救護計画	医療政策課
	③	DMATや災害医療コーディネーター等の育成、地域の医師を対象とした研修や大規模な訓練の実施により、医療救護活動を担う人材を育成します。	共通	自助 共助 公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	3. 医療活動	ア-(ア)-②-1(講演会等による全医療従事者を対象とした災害医療への理解の深化)ア-(ア)-②-2(医師を対象とした研修機会の創設による初期対応の修得支援)	高知県災害時医療救護計画	医療政策課
	④	地域に医師を送り届ける仕組みの検討やDMAT等の活動拠点、航空搬送拠点の機能維持などにより、医療救護の環境を整備します。	共通	自助 共助 公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	3. 医療活動 6. 防災拠点	ア-(ア)-①-3(総合防災拠点への医療活動の支援機能の整備)ア-(ア)-①-4(休日や夜間に発災した場合に、地域の拠点となる医療機関に、域外に居住する医療従事者を迅速に搬送する仕組みの構築)ア-(ア)-①-6(DMATやJMAT等の搬送手段の確保や災害拠点病院における受援計画の策定)	高知県災害時医療救護計画	危機管理・防災課 医療政策課 県立病院課

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
災害時の医療救護活動を担う人材の育成や地域の実情を踏まえた体制づくりを実施し、発生後に迅速かつ適切に行動できる体制を整備します。	⑤	災害に備えた医薬品等の備蓄や災害事業コーディネーターの育成を進めます。また、お薬手帳の電子化を進め、平時から服薬情報进行管理することで災害時の医療救護の向上を目指す。	共通	公助 自助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	3. 医療活動	高知県災害時医療救護計画	県 薬剤師会	医薬業務課
	⑥	各市町村の歯科医療機関施設において、訪問歯科診療のための医療機器を整備するとともに、人材育成を行うことで人材確保を行い、災害時に避難所等への歯科医療チームを派遣し、保健衛生生活動を実施する体制を整備します。	共通	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	—	高知県歯と口の健康づくり基本計画	県 市町村 市町村 県歯科医師会	健康長寿政策課
	⑦	人工透析施設の災害時業務継続計画の作成支援及び、県及びブロックごとに検討会等を開催し、災害時透析コーディネーターを核とした情報伝達体制の確立、医療提供体制の整備を進めます。	共通	自助 共助	3. 医療活動等が迅速に行われる	3. 医療活動	高知県災害時医療救護計画 高知県南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアル	県 医療機関	健康対策課

〔詳細〕

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			取組の実績	取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
		H28年度	H29年度	H30年度			
①	<p>新 成急手当や搬送法の技術について、県民へ普及する取組の開始</p>	<p>仕組みづくりの検討</p>	<p>取組の開始、必要な見直しによる内容や手法の改善</p>	<p>取組の継続</p>	<p>—</p>	<p>住民による迅速で効果的な応急手当等の実施による医療救護体制の後方支援</p>	
②	<p>重 地域ごとの医療救護の行動計画の策定(すべての地域で行動計画を策定)</p>	<p>策定済 7地域</p>	<p>新たな地域での選定と計画の策定支援 8地域で策定 9地域で策定開始</p>	<p>3地域で策定開始 (完了)</p>	<p>計画の不断の見直し</p>	<p>1-1-①(地震・津波への備えについての啓発活動) 2-4-①(病院など医療救護施設における防災対策) 2-11-①(医療施設の耐震化支援) 2-13-①(ライフライン復旧対策の検討) 2-13-②(水道施設の耐震化) 2-13-③(下水道施設の耐震化、業務継続への取組) 3-1-①(橋梁の耐震化) 3-2-①(道路啓閉計画の策定) 3-2-②(鉄道橋梁等の耐震化) 3-2-③(防災拠点施設への経路確保) 3-2-④(県内でのバスの輸送手段の確保) 3-2-⑤(県外のバス事業者等との協力関係の構築) 3-11-⑤(医薬品等の供給・確保体制の整備) 3-11-⑥(歯科医療提供体制の整備) 3-11-⑦(透析医療提供体制等の整備) 4-16-①(事業者全般のBCP策定)</p>	<p>迅速で効果的な医療救護活動による防ぎ得た死の軽減</p>

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)		
			H28年度	H29年度	H30年度				
③	重 日本DMATの育成 (すべての災害拠点病院に日本DMATを2チーム以上整備、他6チームを整備) [災害拠点病院数 12病院](H28.3現在)	2チーム以上整備した災害拠点病院10病院 83.3%(10/12)	災害拠点病院を優先した働きかけ 拠点病院3チーム (既整備病院)	拠点病院新規1チーム その他病院2チーム	欠員補充と新たな病院 への働きかけ その他病院2チーム	取組の継続			
			重 第二次救急医療施設である救護病院の高知DMAT研修の受講を促進 (9病院受講 受講率61.8%(21/34)) [全体数 34病院](H28.3現在)	12病院が受講 35.3%(12/34)	高知DMAT研修の受講の促進(毎年3病院) 受講率52.9%(18/34)			受講率61.8%(21/34)	取組の継続
			重 災害医療コーディネーター・災害看護コーディネーターの養成 (災害対策医療本部及び支部におけるコーディネーターの確保)	研修を毎年開催 委嘱人数18名	コーディネーターの確保と育成研修の実施			取組の継続	
	重 災害時に適切なトリアージや応急看護が行える看護職員の育成 (地域災害支援ナース研修受講者1,000人以上)	地域災害支援ナース研修の受講者 632人	175人受講	研修の実施 150人受講	150人受講	取組の継続	1-1-①(地震・津波への備えに ついでの啓発活動)		
新 重 すべての地域の医師を対象とした災害時の初期対応に関する研修の実施 (研修受講者 延べ540人)	研修制度の検討(H27)	研修の実施・検証 148人受講(医師実人数)	必要の見直しによる内容や手法の改善	取組の継続					
重 災害医療訓練の実施 (訓練 年1回以上実施)	広域医療搬送訓練や情報伝達訓練の実施(毎年)	広域医療搬送訓練などの訓練の実施	取組の継続						

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			計画期間以降	取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
		H28年度	H29年度	H30年度			
④	<p>重 医療従事者を地域に搬送する仕組みづくり</p> <p>新 重 総合防災拠点・SCU等における医療提供機能の確保 (立ち上げ訓練等 年1回以上実施)</p> <p>新 重 DMAT等の参集拠点のロジスティクス機能の確保 (ロジスティクスに関する仕組みの完成)</p> <p>新 重 県立病院内での県外等からの応援医療チーム等の受入体制の整備に向け、事業継続計画(BCP)の実効性の確保に向けた見直し</p>		搬送体制の具体的な検討		(完了)	3-1-①(道路啓開計画の策定) 3-1-④(啓開道路の橋梁耐震化) 3-1-⑤(仮設道路計画作成) 3-1-⑦(高知龍馬空港の復旧対策の情報共有) 3-2-①(橋梁の耐震化) 3-2-②(法面防災対策) 3-2-③(四国8の字ネットワーク整備) 3-2-④(鉄道橋梁等の耐震化) 3-2-⑤(防災拠点施設への経路確保) 3-2-⑧(県内でのバスの輸送手段の確保) 3-2-⑨(県外のバス事業者等との協力関係の構築) 3-3-①(防災拠点港の耐震化) 3-8-①(総合防災拠点の運営体制の確立) 3-8-②(総合防災拠点の資機材整備) 3-9-①(応急救助機関の受入体制の整備) 3-9-②(緊急消防援助隊の受入体制の整備) 3-9-③(広域緊急救助隊の受入体制の整備) 3-10-①(消防防災ヘリ航空隊基地の移転整備) 3-10-②(警察ヘリ基地の整備) 3-14-①(災害対応型給油所の整備支援) 3-14-②(応急対策活動用燃料の確保) 3-15-①(緊急用ヘリプロクター着陸場の整備支援)	迅速で効果的な医療救護活動による防ぎ得た死の軽減
			立ち上げ訓練等の実施、資機材の維持管理 地域の行動計画等を踏まえた機能の拡充		取組の継続		
			具体的な仕組みの検討		(完了)		
			事業継続計画(BCP)の実効性の確保に向けた見直し		取組の継続		
	これまでの実績	<p>総合防災拠点(7箇所)、SCU(3箇所)への資機材整備</p>					

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウटकム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
⑥	災害時歯科医療対策のための体制整備 災害時に活用できる在宅歯科医療機器整備・貸出 災害時に活動できる人材の育成 (地域歯科衛生士・介護職員等の育成)	災害歯科保健医療対策検討会等にて、関係者間で災害時の連携体制について継続的な協議を実施 ・各支部に貸し出し用歯科診療機器を整備(H25) ・訪問診療を開始する歯科診療所33施設に機器を整備(H26) H26年度までに16回の研修会を開催	H28年度 災害歯科保健医療活動指針(仮称)の策定	H29年度 災害歯科保健医療活動指針(仮称)に沿った連携体制づくりや訓練の実施	H30年度 災害歯科保健医療活動指針(仮称)に沿った連携体制づくりや訓練の実施	3-11-②(地域ごとの医療救護の行動計画の策定) 3-11-⑤(医薬品等の供給・確保体制の整備) 3-16-②(避難所運営マニュアルの作成、訓練実施) 3-16-⑤(避難所等における情報通信手段の確保、多様化) 3-22-②(福祉避難所指定支援) 3-22-③(要配慮者の避難スペースの確保支援) 3-22-④(災害福祉広域支援体制の整備)	被災者の迅速な歯科保健衛生の確保により人的被害(特に震災関連死等)の軽減
			賞し出し用機器及び補助先の歯科医療機器の活用状況の把握 研修会 2回開催	賞し出し用機器及び補助先の歯科医療機器の活用状況の把握 研修会 2回開催	賞し出し用機器及び補助先の歯科医療機器の活用状況の把握 研修会 2回開催		
			取組の継続	取組の継続	取組の継続		
⑥	災害時歯科医療対策のための体制整備 災害時に活用できる在宅歯科医療機器整備・貸出 災害時に活動できる人材の育成 (地域歯科衛生士・介護職員等の育成)	災害歯科保健医療対策検討会等にて、関係者間で災害時の連携体制について継続的な協議を実施 ・各支部に貸し出し用歯科診療機器を整備(H25) ・訪問診療を開始する歯科診療所33施設に機器を整備(H26) H26年度までに16回の研修会を開催	H28年度 災害歯科保健医療活動指針(仮称)の策定	H29年度 災害歯科保健医療活動指針(仮称)に沿った連携体制づくりや訓練の実施	H30年度 災害歯科保健医療活動指針(仮称)に沿った連携体制づくりや訓練の実施	3-11-②(地域ごとの医療救護の行動計画の策定) 3-11-⑤(医薬品等の供給・確保体制の整備) 3-16-②(避難所運営マニュアルの作成、訓練実施) 3-16-⑤(避難所等における情報通信手段の確保、多様化) 3-22-②(福祉避難所指定支援) 3-22-③(要配慮者の避難スペースの確保支援) 3-22-④(災害福祉広域支援体制の整備)	被災者の迅速な歯科保健衛生の確保により人的被害(特に震災関連死等)の軽減
			賞し出し用機器及び補助先の歯科医療機器の活用状況の把握 研修会 2回開催	賞し出し用機器及び補助先の歯科医療機器の活用状況の把握 研修会 2回開催	賞し出し用機器及び補助先の歯科医療機器の活用状況の把握 研修会 2回開催		
			取組の継続	取組の継続	取組の継続		
⑦	透折継続に向けた必要な資材等の供給体制の整備 (透折業務継続計画(BOP)を策定) [全体数 16施設(津波避難浸水域外等から選定)](H27.10現在) 災害時の透折ネットワークの構築	毎年医療機関の資材保管状況等調査実施(H25～) 資材の備蓄 5,516回分(H27.3.31) 透折医療機関と検討会議の開催 災害透折コーディネーターを総括2名、ブロック担当12名委嘱 広域搬送用患者連絡カードの作成・配布 (約16,000部/各透折医療機関及び福祉保健所)	BOP作成率 44.4%(8/18)	医療機関調査 BOP作成率 66.7%(12/18)	BOP作成率 100%(18/18)	1-1-①(地震・津波への備えについての啓発活動) 1-2-①(市町村や地域が行う避難訓練等の支援) 2-2-②(情報伝達手段の多重化) 2-4-①(病院など医療救護施設における防災対策) 2-4-②(県立病院の防災対策) 2-11-①(医療施設の耐震化支援) 2-13-①(ライフライン)復旧対策の検討 2-13-②(水道施設の耐震化) 2-13-④(水供給システムの事前対策) 3-1-①(道路啓開計画の策定) 3-2-⑧(県内でのバスの輸送手段の確保) 3-2-⑨(県外のバス事業者等との協力関係の構築) 3-11-④(医療救護の環境づくり) 3-15-①(緊急用ヘリコプター離着陸場の整備支援) 3-25-②(災害時栄養・食生活支援活動の体制整備)	発災後の迅速な医療継続
			研修会 2回開催	研修会 2回開催	研修会 2回開催		
			取組の継続	取組の継続	取組の継続		

3-12 遺体対策の推進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強化計画	国の具体計画	応急期懇談会提言		
災害時の遺体への対応が円滑に行われるよう、検視や火葬に関する対策を推進します。	①	遺体に対する適切な処置を行うために遺体収納袋や検視用装備資機材等の購入備蓄、検視場所の選定支援を行います。	共通	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	—	—	県 市町村	警察本部捜査第一課
	②	各市町村が安置所及び仮埋葬地を選定できるよう、検討を促進します。広域火葬を円滑に実施するために、訓練、研修会等を通じ市町村の遺体対応マニュアル策定を支援します。広域火葬に対応する火葬場設備の整備に対して補助等により支援し、火葬場BCP策定を支援します。	共通	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	—	—	県 市町村	食品・衛生課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
		H28年度	H29年度	H30年度		
①	検視用装備資機材の購入備蓄 (1,000体分備蓄 100%(5,000/5,000)完了) 〔備蓄目標数 5000体分〕 発電機付き投光器(バルーンライト)の整備 (6基整備 60%(12/20)完了) 〔整備目標数 20基〕 重 検視場所の選定支援	4000体分備蓄完了 80.0%(4,000/5,000) 1,000体分備蓄 100%(5,000/5,000) (完了) 3基整備 45%(9/20) 6基整備完了 30%(6/20) 県下市町村で選定支援を実施	H29年度 配備・運用等の検討 3基整備 60%(12/20) 検視場所の選定支援	H30年度 H33年度までに8基整備 100%(20/20) 取組の継続	3-5-①(応急期の機能配置計画策定) 3-7-①(市町村業務継続計画策定支援) 3-12-②(市町村遺体対応マニュアル策定支援、広域火葬体制の整備)	円滑な遺体への対応により、遺体の埋火葬を迅速に実施

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			計画期間以降	取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度			
① [重] 安置所及び仮埋葬地の選定促進支援 (全市町村が遺体対応マニュアルを策定)		<ul style="list-style-type: none"> ・応急期機能配置計画作成手順書説明会での安置所・仮埋葬地に関する説明を実施(4ブロック) ・市町村遺体対応マニュアルの策定(4市町) ・県有施設の利用に関する協定(1市) 	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の安置所・仮埋葬地の選定に対する市町村の検討を支援(応急期の機能配置計画との調整含む) 市町村遺体対応マニュアルの作成支援 25市町村策定 100% (34/34) 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村遺体対応マニュアルのアップ 25市町村策定 100% (34/34) 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村遺体対応マニュアルのアップ 25市町村策定 100% (34/34) 	<ul style="list-style-type: none"> 3-1-①(道路啓開計画の策定) 3-1-⑥(港湾BCPの実効性の検証) 3-1-⑦(高知龍馬空港の復旧対策の情報共有) 3-2-①(橋梁の耐震化) 3-2-②(法面防災対策) 3-2-③(四国8の字ネットワーク整備) 3-2-④(鉄道橋梁等の耐震化) 3-2-⑤(防災拠点施設への経路確保) 3-2-⑦(緊急通行訓練・信号機停電対策) 3-3-①(防災拠点港の耐震化) 3-5-①(応急期の機能配置計画策定) 3-7-①(市町村業務継続計画策定支援) 3-14-②(応急対策活動用燃料の確保) 	<ul style="list-style-type: none"> 円滑な遺体への対応により、遺体の埋火葬を迅速に実施 	
			<ul style="list-style-type: none"> 3-1-①(道路啓開計画の策定) 3-1-⑥(港湾BCPの実効性の検証) 3-1-⑦(高知龍馬空港の復旧対策の情報共有) 3-2-①(橋梁の耐震化) 3-2-②(法面防災対策) 3-2-③(四国8の字ネットワーク整備) 3-2-④(鉄道橋梁等の耐震化) 3-2-⑤(防災拠点施設への経路確保) 3-2-⑦(緊急通行訓練・信号機停電対策) 3-3-①(防災拠点港の耐震化) 3-5-①(応急期の機能配置計画策定) 3-7-①(市町村業務継続計画策定支援) 3-14-②(応急対策活動用燃料の確保) 					
② [全火葬場教 14箇所]	<ul style="list-style-type: none"> 広域火葬体制整備 (14火葬場のBCP策定 100% (14/14)完了) 	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県広域火葬計画策定 ・関係団体との連携強化(火葬場関係者等連絡協議会) ・(四国4県広域火葬協議会) ・広域火葬情報伝達訓練(県内市町村及び四国4県)の実施 ・安置所運営についての実地訓練(高知市・須崎市)研修会の実施 ・火葬場における非常用発電設備の整備(3火葬場) ・火葬場BCPの策定(3火葬場) 	<ul style="list-style-type: none"> 3火葬場BCP策定 42.9% (6/14) 	<ul style="list-style-type: none"> 火葬場設備整備への助成(火葬場BCP作成促進) 8火葬場BCP策定 100% (14/14) 	<ul style="list-style-type: none"> 火葬場BCPアップ アップ支援 	<ul style="list-style-type: none"> 広域火葬訓練・研修会(年1回)の実施 広域火葬計画の必要な見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の継続

3-13 応急活動のための食料・飲料水等の備蓄の促進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
応急活動を円滑に行うため、予め県職員等の食料品や飲料水等の備蓄を進めます。	①	職員用備蓄の整備を進めます。	共通	自助	—	4. 物資調達	—	応急対策活動要領	県 総務事務センター
	②	県警察職員等の備蓄の整備を進めます。	共通	公助	3. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	4. 物資調達	—	—	県 警察本部災害対策課
	③	保育所・幼稚園等の乳幼児・職員用備蓄の整備を進めます。	共通	自助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	4. 物資調達	—	—	市町村 私立幼保連携型認定こども園・保育所・幼稚園設置者等 幼保支援課
	④	私立学校の児童生徒・職員用備蓄の整備を進めます。	共通	自助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	4. 物資調達	—	—	学校法人 私学・大学支援課
	⑤	県立学校の児童生徒・職員用備蓄の計画的な更新を進めます。	共通	自助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	4. 物資調達	—	—	県 学校安全対策課
	⑥	県立病院の患者・職員用備蓄の計画的な更新を進めます。	共通	自助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	4. 物資調達	—	—	公営企業 局 県立病院課
	⑦	応急活動に必要な資金の支給方法等を検討します。	共通	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2. 救助・救急・消火活動等	—	—	会計管理課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
①	職員用備蓄の整備 (3日分の水・食料・非常用排便袋の備蓄) 職員用備蓄の更新・管理	<ul style="list-style-type: none"> 水 60%備蓄完了 食料 60%備蓄完了 非常用排便袋 100%備蓄完了 	水・食料 必要量の1/5備蓄 100% (完了)	水・食料 必要量の1/5更新 ↑ 適正な更新・管理の継続	3-6-①(災害対策本部体制の強化)	円滑な応急活動の実施	
②	県警察職員の備蓄の整備 (県警察全職員等の3日分の水・食料の備蓄) [備蓄目標:水 18,288ℓ、食料 18,288食] 県警察職員の備蓄の適正な更新・管理	<ul style="list-style-type: none"> 水 20,497ℓ備蓄 112.1%(20,497/18,288) 食料 17,058食備蓄 93.3%(17,058/18,288) ※H27年度に賞味期限が切れる長期保存水があるため、数量の合計は一致していない	水 693.5ℓ備蓄 97.2%(17,779.5/18,288) 食料 880食備蓄 98.1%(17,938/18,288)	水 508.5ℓ備蓄 100%(18,288/18,288) 食料 350食備蓄 100%(18,288/18,288) 職員数の増減に合わせた備蓄計画の随時見直し ↓ 取組の継続 水 3,042ℓ更新 食料 1,600食更新 ↑ 適正な更新・管理の継続	—	円滑な応急活動の実施	
③	保育所・幼稚園等に乳幼児・職員用備蓄品の確保を要請 (3日分の水・食料等の備蓄)	市町村訪問時に備蓄品の確保の要請	各園の備蓄品の確保状況について確認と要請	適正な更新・管理の継続を要請	2-10-①(保育所・幼稚園等の耐震化支援)	円滑な応急活動の実施	
④	[能] 私立学校に備蓄品の確保を要請・支援 (3日分の水・食料の備蓄) [全体数 18校]	水・食料を1日分以上の備蓄 17校完了 94.4%(17/18) <ul style="list-style-type: none"> 水1日・食料1日 8校 水2日・食料2日 2校 水2日・食料3日 2校 水3日・食料1日 2校 水3日・食料3日 3校 	備蓄状況の現状確認及び3日分の備蓄品の確保の要請と支援	取組の継続	2-10-②(私立学校の耐震化支援) 2-14-③(私立学校の室内安全対策)	円滑な応急活動の実施	

⑤	県立中学校・高等学校の生徒・職員用備蓄の更新・管理 (3日分の水・食料等の備蓄) 県立特別支援学校の児童生徒・職員用備蓄の更新・管理 (5日分の水・食料等の備蓄) (スクールバス用の水・食料等の備蓄)	必要量の備蓄を完了(H26) 必要量の備蓄を完了(H26)	必要量の1/5更新 必要量の2/5更新 必要量の1/5更新 必要量の1/5更新	必要量の1/5更新 必要量の1/5更新	必要量の1/5更新 必要量の1/5更新	適正な更新・管理の継続 適正な更新・管理の継続	—	円滑な応急活動の実施
⑥	県立病院の患者・職員用備蓄の管理・更新 (7日分の水・食料・災害用簡易トイレの備蓄)	必要量の備蓄を完了(H26)	備蓄の適正な管理及び計画的な更新の実施	備蓄の適正な管理及び計画的な更新の実施	必要量の1/5更新	適正な更新・管理の継続	—	円滑な応急活動の実施
⑦	新 熊 成急活動に必要な資金の支給方法等の検討		支給方法等検討 会計管理局BCP改訂 (完了) 会計管理局BCPの周知・事前準備の徹底	取組の継続	取組の継続	取組の継続	—	円滑な応急活動の実施

3-14 応急対策活動用の燃料確保

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
応急対策活動を円滑に行うために燃料を継続して供給できる体制を整備します。	①	給油施設における自家発電設備等の整備を支援します	L1	自助 公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる 5. 経済活動の早期復旧を図る	1. 緊急輸送ルート 2. 救助・救急・消火活動等 3. 医療活動 4. 物資調達 5. 燃料供給	ア-(イ)-②-3(行政、自衛隊、民間事業者が連携した道路等の早期啓開)	事業者	消防政策課
	②	応急対策活動に必要な燃料の確保を行います。	L2	公助	1. 人命の保護が最大限図られる 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる 5. 経済活動の早期復旧を図る	1. 緊急輸送ルート 2. 救助・救急・消火活動等 3. 医療活動 4. 物資調達 5. 燃料供給	—	県	危機管理・防災課
	③	継続的な救助活動を行うために必要な燃料の確保を行います。	共通	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる 5. 経済活動の早期復旧を図る	2. 救助・救急・消火活動等 5. 燃料供給	—	県	警察本部装備施設課 警察本部災害対策課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
①	災害対応型給油所の整備の支援 (全給油所整備 100%(273/273)完了) [全体数 L1津波浸水域外273箇所]	51箇所整備済 18.7%(51/273)	36箇所実施 31.8%(87/273)	39箇所実施 46.1%(126/273)	147箇所実施 100%(273/273)	—	緊急車両や道路啓開のための重機への燃料供給を継続できる体制を整備することによる円滑な応急活動の実施

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			計画期間以降	取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度			
②	<p>重 高知市消防局北消防署への備蓄 (H29年度までに備蓄完了)</p> <p>重 南国市消防本部・土佐清水市消防本部への備蓄 (H28年度までに備蓄完了)</p> <p>重 新たな消防機関等での燃料備蓄整備の検討</p> <p>新 県全体での燃料確保計画の作成と対策の実施 (H29年度に計画を策定)</p> <p>新 へり燃料の確保</p>	<p>高知市南消防南部分署へ県分の燃料(ガソリン・軽油等)備蓄を実施</p> <p>南国市消防本部・土佐清水市消防本部へ県分の燃料(ガソリン・軽油)備蓄を実施</p> <p>南国市備蓄完了</p> <p>土佐清水市備蓄完了</p> <p>その他の消防署等での燃料備蓄の取組推進</p> <p>燃料確保計画の検討</p> <p>燃料確保計画の策定</p> <p>対策に着手</p> <p>東部でのへり燃料確保の検討</p> <p>西部地域へのへり燃料自家給油設備整備</p>	<p>高知市北消防署へ県分の燃料(ガソリン・軽油等)備蓄を実施 (完了)</p> <p>南国市備蓄完了</p> <p>土佐清水市備蓄完了</p> <p>取組の継続</p> <p>取組の継続</p> <p>取組の継続</p> <p>取組の継続</p>	—	<p>緊急救助機関への燃料供給を継続できる体制を整備することによる円滑な応急活動の実施</p> <p>発災後の警察活動の継続的な実施</p>			
③	<p>発災後の活動に必要な燃料の確保</p>	<p>・機動隊に1施設整備(H25) 50%(1/2)</p> <p>・県内全自動車学校との燃料提供等に関する協定締結(H27)</p>	<p>西部(中村署)への燃料備蓄施設設置検討</p> <p>取組の継続</p>	—	<p>発災後の警察活動の継続的な実施</p>			

3-15 孤立対策の促進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	応急期懇談会提言		
地震時に孤立が想定される集落の防災対策の現状を把握するとともに、通信手段やヘリコプターの離着陸場の確保に向けた対策を進めます。	①	緊急搬送や輸送手段の確保のために、緊急用ヘリコプター離着陸場の整備を支援します。	共通	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2. 救助・救急・消火活動等 3. 医療活動 4. 物資調達	—	市町村	南海トラフ地震対策課
	②	連絡通信手段確保のために、連絡通信体制などの整備を支援します。	共通	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	—	—	市町村	南海トラフ地震対策課 危機管理・防災課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
①	緊急用ヘリコプター離着陸場整備の支援 (35箇所整備 100%(104/104)完了) 〔全体箇所数 104箇所〕	69箇所整備済 66.6%(69/104)	8箇所整備済	27箇所実施	100%(104/104) (完了)	—	孤立集落への輸送手段の確保
②	衛星携帯電話等の配置の支援 (市町村を通じた支援の実施)	14市町村が整備(H25～H26) 〔整備市町村〕 高知市、室戸市、安芸市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、香美市、東洋町、本山町、馬路村、仁淀川町、日高村	2市町村で整備	通信手段(衛星携帯電話等)の配置	取組の継続	3-1-①(道路啓開計画の策定)	孤立集落への通信手段の確保

3-16 避難体制づくりの促進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	応急期懇談会提言		
被災者が、避難所において安全な避難生活を通じることができるときの体制づくりを進めます。	①	避難所が安全な場所に立地しているかの確認や見直しを促進し、避難所の収容能力拡大への取組を支援します。	共通	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	—	—	市町村	南海トラフ地震対策課 防災砂防課
	②	避難所運営のためのマニュアル作成の拡大とともに、住民を巻き込んだ実践的な訓練を実施します。	共通	共助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	—	ア-(イ)-④-5(避難所運営などの共助、ポラシティアに参加することの意識の醸成)	県市町村	南海トラフ地震対策課
	③	避難所等が不足した場合に備えて、広域避難の調整を行います。	共通	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	—	—	県市町村	南海トラフ地震対策課 危機管理・防災課
	④	避難所に発電機や通信機器等の資機材整備を支援します。	共通	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる 4. 物資調達	—	—	市町村	南海トラフ地震対策課
	⑤	避難所等における災害時の情報通信手段の確保及び多様化を進めます。	共通	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	—	—	市町村	南海トラフ地震対策課 情報政策課
	⑥	公立学校における避難所運営の実践的な訓練を実施します	共通	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	—	—	県	学校安全対策課
	⑦	県立学校避難所対応マニュアルの見直しを行います。	共通	公助	—	—	—	県	学校安全対策課
	⑧	避難時の自動車の利用について、広報誌等での啓発を行います。	共通	自助	—	—	—	県	県民生活・男女共同参画課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
①	<p>既指定避難所の立地状況の確認 (避難所の再選定、安全性や収容力等の確認・指定見直し)</p> <p>重 既指定避難所の収容能力の拡大 (避難所の再選定、安全性や収容力等の確認・指定見直し)</p> <p>重 地域集会所の耐震化の支援 (地域集会所の改修による収容力の拡大)</p>	<p>土砂災害警戒区域等の指定</p> <p>各圏域ごとで検討会を実施し課題等整理</p> <p>・耐震診断 64棟実施 ・耐震設計 118棟実施 ・耐震改修 26棟実施</p>	立地状況の確認 マニュアル作成(土砂)	立地状況の確認 マニュアル運用・見直し	立地状況の確認 マニュアル運用・見直し	3-5-①(応急期の機能配置計画策定) 安全な避難所の確保	
			<p>取組の継続</p> <p>取組の継続</p> <p>取組の継続</p> <p>(完了)</p>	取組の継続	取組の継続		
②	<p>重 熊 避難所ごとに避難所運営マニュアルを作成 (手引きの改定及び周知) 【最終目標数 約900箇所】</p> <p>重 熊 避難所運営訓練の普及 (訓練研修(HUG) 9回実施) (避難所運営訓練 各地域で継続して実施)</p>	<p>県内モデル避難所(10箇所)+5箇所 でマニュアル作成</p> <p>・HUG研修 年3回実施 (東部、中部、西部) ・各地域で避難所運営訓練の実施</p>	立地状況の確認 マニュアル作成(土砂)	立地状況の確認 マニュアル運用・見直し	立地状況の確認 マニュアル運用・見直し	3-16-①(避難所の収容能力の 拡大支援) 3-16-③(広域避難調整)	事前的備えとして。避難所の円滑な運営 体制の構築
			<p>熊本地震を踏まえた課題を反映</p> <p>149箇所実施 18.2% (164/900)</p> <p>230箇所実施 42.1% (394/900)</p> <p>230箇所実施 69.3% (624/900)</p> <p>276箇所実施 100% (900/900)</p> <p>取組の継続</p> <p>熊本地震を踏まえた課題を反映</p> <p>HUG研修 3回実施</p> <p>HUG研修 3回実施</p> <p>HUG研修 3回実施</p> <p>避難訓練や避難所運営マニュアル策定に合わせて避難所運営訓練を実施</p> <p>取組の継続</p> <p>取組の継続</p>	取組の継続	取組の継続		
③	<p>重 広域避難調整の実施 (避難所等の過不足を集計、広域での相互支援体制を検討)</p> <p>自衛隊との輸送の協議 (応急救助機関連絡会代表者会 3回開催)</p>	<p>各圏域ごとで検討会を実施し圏域内での広域避難の課題等を整理</p>	立地状況の確認 マニュアル作成(土砂)	立地状況の確認 マニュアル運用・見直し	立地状況の確認 マニュアル運用・見直し	3-1-①(道路啓開計画の策定) 3-5-①(応急期の機能配置計画策定) 3-16-①(避難所の収容能力の 拡大支援)	県内での相互支援の体制の確立により、 広域での避難者の受け入れが可能
			<p>圏域外への広域避難に係る論点検討</p> <p>取組の継続</p> <p>取組の継続</p> <p>自衛隊との協議の実施(応急救助機関連絡会代表者会等) 代表者会回、担当者会回</p> <p>取組の継続</p>	取組の継続	取組の継続		

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
④	<p>重</p> <p>避難所への資機材整備の支援 (市町村を通じて支援)</p> <p>避難所と市町村災害対策本部との連絡手段整備の支援 (市町村を通じて支援)</p>	<p>避難所への資機材整備の支援</p> <p>通信機器の整備を支援</p>	<p>避難所への資機材整備の支援</p> <p>避難所への資機材整備の支援</p>	<p>取組の継続</p> <p>取組の継続</p>	—	避難者支援機能の強化	
⑤	<p>避難所における災害時の情報通信手段の確保及び多様化 (避難所での多様な通信手段の確保) (H28年度末までに301箇所整備)</p>	<p>・県内指定避難所1520箇所の情報通信手段の受信状況の把握</p> <p>・301箇所整備完了</p>	<p>指定避難所への高性能ラジオ等の整備の支援 (完了)</p>		3-16-②(避難所運営マニュアルの作成、訓練実施)	県内全ての避難所でラジオによる情報の入手が可能となる。	
⑥	<p>公立学校での避難所運営訓練(HUG)を実施 (訓練の継続実施 年間5～7回程度)</p>	H27年度から年間5回実施	7回実施	<p>毎年実施</p> <p>避難所に指定されている公立学校で取組を継続実施</p>	—	事前の備えとして。避難所の円滑な運営体制の構築	
⑦	<p>新</p> <p>県立学校避難所対応マニュアルの見直し</p>	<p>各学校の避難所対応マニュアル策定率 100%</p> <p>「避難所運営支援マニュアル作成の手引き」策定へ向けた検討に移行</p>	<p>避難所対応マニュアルの随時見直し</p>	<p>取組の継続</p>	3-16-⑥(公立学校の避難所運営訓練)	事前の備えとして。避難所の円滑な運営体制の構築	
⑧	<p>被災時の自動車利用について啓発活動の実施 (広報啓発 計6回以上)</p>	<p>ラジオ広報 毎年1回</p> <p>広報誌等での啓発 毎年1回</p>	<p>ラジオ広報(年1回以上)・広報誌等での啓発(年1回以上)</p>	<p>取組の継続</p>	—	被災時の自動車利用の適切な理解による避難時の安全と、緊急通行車両等の円滑な運行の確保	

3-17 避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
地震・津波による避難者の支援を円滑に行うため、県や市町村において備蓄を行うとともに、民間事業者との協定の締結に取り組み、発生後の支援の混乱をなくすよう、備蓄等の体制の強化を図ります。	①	県備蓄計画に基づいた備蓄を行います。	共通	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	4. 物資調達	ア-(イ)-④-4 (住宅の耐震化、家具の固定、備蓄等の促進)	南海トラフ地震対策課 地域福祉政策課	
	②	市町村備蓄計画に基づいた備蓄を行います。	共通	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	4. 物資調達	ア-(イ)-④-4 (住宅の耐震化、家具の固定、備蓄等の促進)	南海トラフ地震対策課 学校安全対策課	
	③	備蓄以外による水等の確保や、災害時に井戸水を使用する場合の井戸水の安全性を確保するため、水質検査の実施体制を整備します。	共通	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	4. 物資調達	ア-(イ)-④-4 (住宅の耐震化、家具の固定、備蓄等の促進)	南海トラフ地震対策課 食品・衛生課	

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
①	県備蓄計画に基づいた備蓄の促進 (県内で想定される避難者1日分(L2想定)の20%を備蓄) 【必要数量・水 178,200ℓ、食料 178,200食】 県備蓄の分散配置	<ul style="list-style-type: none"> ・水 126,900ℓ(71.2%)(126,900/178,200) ・食料 126,900食(71.2%)(126,900/178,200) 県備蓄の分散物資納入場所 19箇所	(新規購入分) 水 51,300ℓ(100%) 食料 51,300食(100%) (完了)	新たな被害想定に基づく備蓄及び適正な更新・管理	適正な更新・管理の継続	—	早期の被災者支援の実施
②	【L1想定】 市町村備蓄計画に基づいた備蓄の促進 (L1想定・水 370,035ℓ、食料 444,042食) (L2想定・水 890,730ℓ、食料 1,068,876食)	【L1想定】 <ul style="list-style-type: none"> ・水 175,128ℓ(47.3%)(175,128/370,035) ・食料 381,371食(85.9%)(381,371/444,042) 【L2想定】 <ul style="list-style-type: none"> ・水 175,128ℓ(19.7%)(175,128/890,730) ・食料 381,371食(35.7%)(381,371/1,068,876) 	市町村備蓄の促進	適正な更新・管理の継続	適正な更新・管理の継続	—	早期の被災者支援の実施
③	備蓄以外による水等の確保への支援 (市町村を通じて支援) 安全性を確認するための水質検査の実施体制を整備 (水質検査研修 3回実施)	防災井戸の設置に対して補助 ・民間団体へ、災害時の水質検査受入れに関する現状調査の実施(H26) ・検査研修の体制整備(H27)	防災井戸の設置を支援 検査研修を毎年1回実施し、水質検査技術の維持	取組の継続 取組の継続	3-1-①(道路啓開計画の策定)	早期の被災者支援の実施 井戸水を飲料水として使用する際の安全性確保	

3-18 県物資配送体制の検討

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
地震・津波による避難者の支援を円滑に行うために、県外等から発送された飲料水・食料等の物資を円滑に受け入れし、各避難者等に配送することのできる体制作りを整備します。	①	災害後に県外から配送されてきた物資を受入・配送をする体制づくりを支援します。	共通	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	4. 物資調達	—	応急対策活動要領 応急期機能配置計画	県 南海トラフ地震対策課
	②	県の物資受入拠点に配送された物資を各市町村の物資集積場所へ配送するルートの確保・検討を支援します。	共通	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	4. 物資調達	—	応急対策活動要領 応急期機能配置計画	県 南海トラフ地震対策課
	③	県の物資受入拠点に配送された物資を各市町村の物資集積場所へ配送するための手段の確保・検討を支援します。	共通	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	4. 物資調達	—	応急対策活動要領 応急期機能配置計画	県 南海トラフ地震対策課
	④	県外からプッシュ型で配送された物資の配送や、各市町村から要望があった物資の配送調整などのルール等を定めた物資配送計画の策定を支援します。	共通	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	4. 物資調達	—	応急対策活動要領 応急期機能配置計画	県 南海トラフ地震対策課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
		H28年度	H29年度	H30年度		
①	新 重 熊 総合防災拠点での受入・配送体制の整備 (H29年度までに物資配送計画を策定)	物資調達輸送班と各拠点間での役割分担の整理	各拠点毎に具体計画策定	完了	3-1-①(道路啓開計画の策定) 3-8-①(総合防災拠点の運営体制の確立) 3-8-②(総合防災拠点の資機材整備) 3-14-②(応急対策活動用燃料の確保)	早期の被災者支援の実施
②	新 熊 総合防災拠点から市町村受入拠点までの搬送ルートの確保・検討 (H29年度までに物資配送計画を策定)	搬送ルートの確保・代替ルートの検討	各拠点毎に具体計画策定	完了	3-1-①(道路啓開計画の策定) 3-5-①(応急期の機能配置計画策定) 3-8-①(総合防災拠点の運営体制の確立) 3-8-②(総合防災拠点の資機材整備) 3-14-②(応急対策活動用燃料の確保) 3-18-①(物資受入・配送体制の整備)	早期の被災者支援の実施

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
		H28年度	H29年度	H30年度		
③	<p>新 熊</p> <p>総合防災拠点から市町村受入拠点までの搬送 手段の確保・検討 (H29年度までに物資配送計画を策定)</p>	<p>搬送手段(トラック等) の確保・整理</p> <p>↑</p> <p>各拠点毎に具体計画策 定</p> <p>↑</p> <p>(完了)</p> <p>陸送以外(空路・海路) の手段の確保・検討</p> <p>↑</p> <p>各拠点毎に具体計画策 定</p> <p>↑</p> <p>(完了)</p>			<p>3-1-①(道路啓開計画の策定) 3-5-①(応急期の機能配置計 画策定) 3-8-①(総合防災拠点の運営 体制の確立) 3-8-②(総合防災拠点の資機 材整備) 3-14-②(応急対策活動用燃料 の確保) 3-18-①(物資受入、配送体制 の整備) 3-18-②(物資搬送ルート)の確 保、検討)</p>	<p>早期の被災者支援の実施</p>
④	<p>新 熊</p> <p>県物資配送計画の策定 (H29年度までに物資配送計画を作成)</p>	<p>プッシュ型で配送された物資の市町村への配送 量・手段の検討</p> <p>↑</p> <p>(完了)</p> <p>県備蓄の配送方法の 検討</p> <p>↑</p> <p>県物資配送計画の取り まとめ</p> <p>↑</p> <p>訓練等による検証・計 画の修正</p> <p>↑</p> <p>取組の継続</p>			<p>3-1-①(道路啓開計画の策定) 3-5-①(応急期の機能配置計 画策定) 3-8-①(総合防災拠点の運営 体制の確立) 3-8-②(総合防災拠点の資機 材整備) 3-14-②(応急対策活動用燃料 の確保) 3-18-①(物資受入、配送体制 の整備) 3-18-②(物資搬送ルート)の確 保、検討) 3-18-③(物資搬送手段)の確 保、検討)</p>	<p>早期の被災者支援の実施</p>

3-19 市町村物資配送体制の検討

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画		実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画		
地震・津波による避難者の支援を円滑に行うために、県の物資受入拠点等から発送された飲料水・食料等の物資を円滑に受け入れ、各避難所等に配送することのできる体制作りを整備します。	①	災害後に県の物資受入拠点から配送されてきた物資を受け、配送をする体制づくりを支援します。	共通	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	4. 物資調達	市町村	南海トラフ地震対策課
	②	県の物資受入拠点に配送された物資を各避難所等へ配送するルートの確保・検討を支援します。	共通	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	4. 物資調達	市町村	南海トラフ地震対策課
	③	県の物資受入拠点に配送された物資を各避難所等へ配送するための手段の確保・検討を支援します。	共通	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	4. 物資調達	市町村	南海トラフ地震対策課
	④	県の物資受入拠点から配送された物資の配送や、各避難所等から要望があった物資の配送調整などルールの等々を定めた物資配送計画の策定を支援します。	共通	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	4. 物資調達	市町村	南海トラフ地震対策課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
		H28年度	H29年度	H30年度		
①	<p>新 市町村物資受入拠点での受入・配送体制の整備</p> <p>重 市町村物資受入拠点に全市町村の物資配送計画を策定)</p>	<p>市町村物資集積拠点決定の働きかけ</p> <p>14市町村決定</p> <p>100% (34/34)</p>	<p>人員体制及び輸入・輸送体制の整備の確保</p> <p>各防災拠点での配送・受入方法の検討</p>	<p>市町村物資配送計画策定</p> <p>(完了)</p>	<p>3-1-①(道路啓開計画の策定)</p> <p>3-5-①(応急期の機能配置計画策定)</p> <p>3-8-①(総合防災拠点の運営体制の確立)</p> <p>3-8-②(総合防災拠点の資機材整備)</p> <p>3-14-②(応急対策活動用燃料の確保)</p> <p>3-18-①(物資受入、配送体制の整備)</p> <p>3-18-②(物資搬送ルートの確保、検討)</p> <p>3-18-③(物資搬送手段の確保、検討)</p> <p>3-18-④(県物資配送計画の策定)</p>	<p>早期の被災者支援の実施</p>

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			これまでの実績	取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
		H28年度	H29年度	H30年度			
②	<p>新 規 市町村受入拠点から避難所等までの搬送ルー トの確保・検討 (H30年度までに全市町村の物資配送計画を策 定)</p>	<p>県計画検討情報の提 供により、事前情報整 理の支援</p>	<p>各防災拠点内での配 送・受入方法の検討</p>	<p>市町村物資配送計画 策定</p> <p>(完了)</p>		<p>3-1-①(道路啓開計画の策定) 3-5-①(応急期の機能配置計 画策定) 3-8-①(総合防災拠点の運営 体制の確立) 3-8-②(総合防災拠点の資機 材整備) 3-14-②(応急対策活動用燃料 の確保) 3-18-①(物資受入、配送体制 の整備) 3-18-②(物資搬送ルート)の確 保・検討) 3-18-③(物資搬送手段)の確 保・検討) 3-18-④(県物資配送計画)の策 定) 3-19-①(市町村物資受入、配 送体制の整備)</p> <p>早期の被災者支援の実施</p>	
③	<p>新 規 市町村受入拠点から避難所等までの搬送手段 の確保・検討 (H30年度までに全市町村の物資配送計画を策 定)</p>	<p>県計画検討情報の提 供により、事前情報整 理の支援</p> <p>陸送が困難な地点の把 握・整理</p>	<p>各防災拠点内での配 送・受入方法の検討</p> <p>陸送以外(空路・海路) の手段の確保・検討</p>	<p>市町村物資配送計画 策定</p> <p>県市町村物資配送計 画策定</p> <p>(完了)</p>		<p>3-1-①(道路啓開計画の策定) 3-5-①(応急期の機能配置計 画策定) 3-8-①(総合防災拠点の運営 体制の確立) 3-8-②(総合防災拠点の資機 材整備) 3-14-②(応急対策活動用燃料 の確保) 3-18-①(物資受入、配送体制 の整備) 3-18-②(物資搬送ルート)の確 保・検討) 3-18-③(物資搬送手段)の確 保・検討) 3-18-④(県物資配送計画)の策 定) 3-19-①(市町村物資受入、配 送体制の整備) 3-19-②(市町村物資配送ルー ト)の確保・検討)</p> <p>早期の被災者支援の実施</p>	

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			計画期間以降	取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
		H28年度	H29年度	H30年度			
④	<p>新 熊 市町村物資配送計画の策定 (全市町村の物資配送計画の作成)</p>	<p>県計画検討情報の提供により、事前情報整理の支援</p>	<p>県計画検討情報の提供により、事前情報整理の支援</p> <p>市町村備蓄の配送検討</p>	<p>プッシュ型で配送された物資の市町村への配送量・手段の検討</p> <p>県計画を受けた市町村物資配送計画の検討</p>	<p>(完了)</p> <p>取組の継続</p>	<p>3-1-①(道路啓閉計画の策定) 3-5-①(応急期の機能配置計画策定) 3-8-①(総合防災拠点の運営体制の確立) 3-8-②(総合防災拠点の資機材整備) 3-14-②(応急対策活動用燃料の確保) 3-18-①(物資受入、配送体制の整備) 3-18-②(物資搬送ルートの確保・検討) 3-18-③(物資搬送手段の確保・検討) 3-18-④(県物資配送計画の策定) 3-19-①(市町村物資受入、配送体制の整備) 3-19-②(市町村物資搬送ルートの確保・検討) 3-19-③(市町村物資搬送手段の確保・検討)</p>	<p>早期の被災者支援の実施</p>

3-20 被災者の生活支援体制の整備

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
被災者が速やかに生活を再建できるよう対策を推進します。	①	被害認定調査及び被災証明書の発行を市町村が円滑に行える体制づくりを支援します。	共通	公助	—	—	—	危機管理・防災課	
	②	金融機関における決済機能や現金供給体制を維持するための体制づくりを進めます。	共通	公助	5. 経済活動の早期復旧を図る	—	—	金融機関 南海トラフ地震対策課	
	③	被災後の行方不明者等対策を迅速に行うためのマニュアルを策定します。	共通	公助	—	—	—	警察本部生活安全企画課、少年女性安全対策課、生活環境課	
	④	被災者の運転免許証再交付手続きを早期に再開できる体制を確立します。	共通	公助	8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復する	—	—	警察本部免許センター	
	⑤	県民生活に支障が生じないようにするために必要な給付金等の支給方法等を検討します。	共通	公助	5. 経済活動の早期復旧を図る	—	—	会計管理課	
	⑥	災害に便乗した悪質な勧誘などの消費者トラブルに関する情報提供を行います。	共通	自助 公助	—	—	—	県民生活・男女共同参画課	

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
		H28年度	H29年度	H30年度		
①	被害認定調査を行う調査員の育成 (講習会 3回開催)	1回開催	講習会の開催 1回開催	1回開催	—	被災者が速やかに支援金等を支給されることで、生活が早期に安定
②	新 金融機関の決済機能や現金供給機能を確実に維持するための体制の整備	課題整理と対応策検討	県の図上訓練に日本銀行職員がリエゾンとして参加	取組の継続	—	連鎖的な企業倒産発生リスクの軽減と被災者の当座の現金確保による生活の安定
③	新 行方不明者、銃砲危険物、防犯に係る避難所・住宅・店舗等への各種マニュアルの策定	調査 関係機関との検討	マニュアル案の作成	マニュアル案の見直し・マニュアル策定	—	発災後の迅速な対応

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
④	<p>新</p> <p>避難所等における運転免許証の再交付申請受理に必要な体制の整備 (撮影用カメラ等1式整備 33.3% (1/3)完了) 〔整備目標 3式〕</p>		<p>配備・運用等について検討</p> <p>1式整備 33.3% (1/3)</p> <p>2式整備 100% (3/3)</p>	<p>撮影用カメラ等 必要資機材の整備</p> <p>1式整備 33.3% (1/3)</p> <p>H32年度までに 2式整備 100% (3/3)</p>	—	<p>運転免許証の早期再交付による被災者の利便性の向上</p>	
④	<p>新</p> <p>避難所等における運転免許証の再交付申請受理に必要な体制の整備 (撮影用カメラ等3式整備 100% (3/3)完了) 〔整備目標 3式〕</p>		<p>2式整備 66.7% (2/3)</p> <p>1式整備 100% (3/3)</p> <p>(完了)</p>	<p>撮影用カメラ等必要資機材の整備</p> <p>1式整備 100% (3/3)</p> <p>(完了)</p>	—	<p>運転免許証の早期再交付による被災者の利便性の向上</p>	
⑤	<p>新</p> <p>能</p> <p>県民生活に支障が生じないようにするために必要な給付金等の支給方法等の検討</p>	<p>会計管理局BCP策定(手処理による支給)</p>	<p>支給方法等検討 会計管理局BCP改訂 (完了)</p> <p>会計管理局BCPの周知・事前準備の徹底</p>	<p>取組の継続</p>	—	<p>速やかに給付金等を支給されることによる生活の安定</p>	
⑥	<p>新</p> <p>能</p> <p>災害に便乗した悪質な勧誘などの消費者トラブルの実例及び対応アドバイザーの整理</p>		<p>消費者トラブルの実例及び対応アドバイザーの整理、情報提供</p>	<p>取組の継続</p>	—	<p>消費者トラブルによる被害の防止</p>	

3-21 災害時の心のケア体制の整備

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画		実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	応急期懇談会提言		
発災直後から迅速に被災者等の心のケアを進めるための体制を整備します。	①	DPATの整備により災害時における精神科医療機関等への支援や、被災者の心のケア体制を整備します。	共通	公助 自助	2. 救助・救急・医療活動等が迅速に行われる	—	高知県災害時の心のケアマニュアル	障害保健福祉課
	②	災害時の心のケアマニュアルに基づき、市町村における人材の養成・育成を支援します。	共通	公助 自助	2. 救助・救急・医療活動等が迅速に行われる	—	高知県災害時の心のケアマニュアル	障害保健福祉課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	
		H28年度	H29年度	H30年度			
①	災害時の心のケア体制整備検討会の開催及びDPAT訓練の実施 (DPATの設置、体制整備、受入体制の検討)	<p>これまでの実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の心のケアマニュアル作成(H21) ・災害時の心のケアマニュアル第2版作成(H24) ・災害時の心のケア体制整備検討会の開催(H26:1回) ・DPAT体制整備検討ワーキンググループの開催(H27:2回) 	<p>H28年度</p> <p>心のケア体制整備検討会の開催 DPAT受入体制等の検討</p> <p>災害時の心のケアマニュアルの見直し</p> <p>本県におけるDPATの編成及び受入体制について、今後の方針を決定</p>	<p>H29年度</p> <p>災害時の心のケアマニュアルの見直し</p> <p>災害時の心のケア体制の確立</p> <p>DPAT訓練の実施</p> <p>取組の継続</p>	<p>H30年度</p> <p>災害時の心のケアマニュアルの見直し</p> <p>災害時の心のケア体制の確立</p> <p>DPAT訓練の実施</p> <p>取組の継続</p>	<p>3-9-①(応急救助機関の受入体制の整備)</p> <p>3-16-①(避難所の収容能力の拡大支援)</p> <p>3-16-②(避難所運営のマニュアルの作成、訓練実施)</p> <p>3-16-③(広域避難調整)</p>	被災者の精神的健康の確保 発災後の精神科医療の確保
②	心のケア活動を実践できる人材の育成 (研修会 3回開催)	<p>心のケア活動に従事する人材の育成研修の開催 (H26:1回、H27:1回)</p>	<p>H28年度</p> <p>災害時の心のケアについての知識及び技術を習得するための研修会 1回開催</p> <p>3/23 災害時の心のケア活動研修会の開催 (参加者数:124名)</p>	<p>H29年度</p> <p>1回開催</p> <p>DPAT隊員養成のためのDPAT研修の開催 1回開催</p> <p>取組の継続</p>	<p>H30年度</p> <p>1回開催</p> <p>DPAT研修の開催 1回開催</p> <p>取組の継続</p>	<p>3-9-①(応急救助機関の受入体制の整備)</p> <p>3-16-①(避難所の収容能力の拡大支援)</p> <p>3-16-②(避難所運営マニュアルの作成、訓練実施)</p> <p>3-16-③(広域避難調整)</p>	被災者の精神的健康の確保 発災後の精神科医療の確保

3-22 要配慮者の避難対策の促進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
要配慮者が迅速に避難できるための支援体制づくりや福祉避難所の整備を進めます。	①	災害時における要配慮者の避難支援ガイドラインに基づき、個別計画を地域主体で策定する市町村の体制づくりを支援します。	共通	共助	—	イ-(イ)-1(発災後の円滑な対応につなげるための事前の情報把握、個別計画の策定)	自然災害時保健活動ガイドライン 福祉避難所設置・運営に関するガイドライン	地域福祉政策課	
	②	市町村における福祉避難所の指定を促進するとともに、要配慮者への支援体制の整備等を支援します。	共通	公助 共助	—	イ-(イ)-1(発災後の円滑な対応につなげるための事前の情報把握、個別計画の策定)	災害時における要配慮者の避難支援ガイドライン 福祉避難所設置・運営に関するガイドライン 福祉避難所運営訓練マニュアル	地域福祉政策課	
	③	社会福祉施設に、地域で生活をする要配慮者が避難できるための防災拠点スペースの整備を支援します。	共通	共助	—	イ-(イ)-1(発災後の円滑な対応につなげるための事前の情報把握、個別計画の策定)	—	障害保健福祉課	
	④	各福祉団体等と連携した要配慮者の支援体制づくりを行います。	共通	公助	—	イ-(イ)-1(発災後の円滑な対応につなげるための事前の情報把握、個別計画の策定)	—	地域福祉政策課	

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			取組の実績	取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
		H28年度	H29年度	H30年度			
①	<p>【重】市町村における避難行動要支援者に係る個別計画の策定・訓練・見直しへの支援 (全34市町村で個別支援を実施)</p>	<p>これまでの実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における要配慮者の避難支援ガイドラインの作成(H25年度) ・災害時要配慮者の避難支援の手引きの作成(H25年度) ・全34市町村において避難行動要支援者名簿策定完了(H26年度) 	<p>H28年度</p> <p>個別計画の策定・訓練・見直しへの支援 33市町村で支援実施 97.1%(33/34)</p>	<p>H29年度</p> <p>全市町村への再度支援実施</p> <p>取組の継続</p>	<p>H30年度</p> <p>1-1-①(地震・津波への備えについての啓発活動) 2-16-②(地域津波避難計画の実効性の検証) 2-17-①(一時避難場所の確保(津波避難タワー等)) 2-17-④(民間事業者への津波避難設備の整備支援) 2-18-①(避難路、避難場所の現地点検の支援)</p>	<p>要配慮者の安全の確保</p>	

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
②	<p>【重】</p> <p>市町村が行う福祉避難所の指定への支援</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者 約59,000人 ・国の取組指針で明示された要配慮者数想定 約25,000人 <p>福祉避難所を運営し、要配慮者を支援する体制の整備 (県内5ブロックで研修会を実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所設置・運営に関するガイドラインの作成 (H22年度) ・34市町村183施設を福祉避難所に指定済(H28.3) <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所運営訓練マニュアルの作成(H28年度) ・ブロック別福祉避難所運営研修会の開催(H26年度) ・モデル市町村との運営訓練の実施(H26年度) 	<p>福祉避難所の指定促進・機能強化への支援 備蓄の働き掛け</p> <p>物資購入費、備蓄倉庫購入設置費、運営訓練経費への県補助活用 12市町村24施設</p> <p>地域住民との運営訓練の実施</p> <p>福祉避難所運営訓練実施 10市町村11箇所</p> <p>ブロック別研修会の実施 (各年度各ブロックにおいてブロック別研修会を実施)</p> <p>福祉避難所ブロック別研修会実施 5回</p>	<p>H28年度</p> <p>H29年度</p> <p>H30年度</p>	<p>1-1-①(地震・津波への備えについての啓発活動)</p> <p>2-9-①(市町村建築物の耐震化(小中学校除く))</p> <p>2-10-①(保育所・幼稚園等の耐震化支援)</p> <p>2-10-②(私立学校の耐震化支援)</p> <p>2-11-②(社会福祉施設等の耐震化支援)</p> <p>2-12-②(大規模建築物等の耐震化支援)</p>	<p>要配慮者の安全の確保</p>	
③	<p>【重】</p> <p>社会福祉施設における要配慮者のための避難スペースの整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・H25年度 7施設 (香美市、南国市2、四万十町、四万十市2、宿毛市) ・H26年度 1施設(宿毛市) ・H27年度 1施設(田野町) 	<p>避難スペースの整備</p> <p>補助金交付決定(H29へ繰越)(1施設)</p>	<p>避難スペースの整備支援</p>	<p>2-13-①(ライフライン)復旧対策の検討)</p> <p>2-13-②(水道施設の耐震化)</p> <p>2-13-③(下水道施設の耐震化、業務継続への取組)</p> <p>3-16-①(避難所の収容能力の拡大支援)</p> <p>3-16-②(避難所運営マニュアルの作成、訓練実施)</p>	<p>要配慮者の安全の確保</p>	
④	<p>災害福祉広域支援ネットワークの整備</p>	<p>検討会の立上げ及び開催(H27年度)</p>	<p>あり方の方向性の確認</p> <p>ネットワークの体制整備 参加団体の掘り起こし</p> <p>運営訓練の実施 派遣スタッフ等の人材育成研修の実施</p>	<p>あり方の方向性の確認</p> <p>ネットワークの体制整備 参加団体の掘り起こし</p> <p>運営訓練の実施 派遣スタッフ等の人材育成研修の実施</p>	<p>1-1-①(地震・津波への備えについての啓発活動)</p> <p>1-2-①(市町村や地域が行う避難訓練等の支援)</p>	<p>要配慮者への支援の確保</p>	

3-23 要配慮者の支援体制の整備

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画		実施団体等	担当課名
					高知県強化計画	国の具体計画		
被災した要配慮者を支援するための仕組みづくりを行います。	①	南海トラフ地震時重点継続要配慮者支援マニュアルをもとに、市町村の要配慮者名簿及び避難行動要支援者名簿への登録を支援し、患者個別の避難支援や被災後も継続した医療ケアが提供できる支援体制づくりを進めます。	共通	自助 共助	3. 医療活動	高知県災害時医療救護計画 高知県南海トラフ地震時重点継続要配慮者支援マニュアル	県 市町村 医療機関	健康対策課
	②	手話や要約筆記など、情報・コミュニケーション支援を行うボランティア(支援者)の事前登録を行うとともに災害時の具体的な支援策等を検討します。	共通	共助	—	—	県民	障害保健福祉課
	③	災害時学ランテンティアの方のスキルアップを目的とした通訳・翻訳講座を開催します。また、避難所と外国人と最低限の意思疎通を行うための指差しで使う会話集の周知により、ランジオ・インターネット等での多言語での情報提供体制を整備します。	共通	自助 共助	—	—	—	県民

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	
		H28年度	H29年度	H30年度			
市町村の災害時要配慮者名簿作成支援 (全市町村で医療が必要とする方(人工呼吸器使用者等)の名簿登録の完了) 指定難病患者の災害への備えの促進 (特定医療費受給者全員へリーフレット配布)	<ul style="list-style-type: none"> 同意を得た在宅酸素使用者等1,051人の情報を市町村に提供(H27年度) 災害対策基本法に基づく市町村からの要請による指定難病患者の情報提供(11/34市町村) 	<ul style="list-style-type: none"> 酸素取扱業者から情報提供により名簿の更新(年1回) 	<ul style="list-style-type: none"> 20市町村に情報提供 58.8%(20/34) 	<ul style="list-style-type: none"> 34市町村に情報提供 100%(34/34) 	<ul style="list-style-type: none"> 1-1-①(地震・津波への備えについて啓発活動) 1-2-①(市町村や地域が行う避難訓練等の支援) 3-1-①(道路開通計画の策定) 3-1-⑦(高知龍馬空港の復旧対策の情報共有) 3-2-①(橋梁の耐震化) 3-2-③(四国8の字ネットワーク整備) 3-2-⑤(防災拠点施設への経路確保) 3-11-②(地域ごとの医療救護の行動計画の策定) 3-11-③(医療救護活動を行う人材の育成) 3-11-④(医療救護の環境づくり) 3-11-⑤(医薬品等の供給・確保体制の整備) 3-18-②(物資搬送ルート確保、検討) 3-18-③(物資搬送手段の確保、検討) 3-18-④(県物資配送計画の策定) 3-22-①(市町村避難支援プランの策定支援) 3-22-③(要配慮者の避難スペースの確保支援) 3-25-①(災害時保健活動の体制整備) 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 継続した医療ケアが必要な患者の安全確保
		<ul style="list-style-type: none"> 患者向け災害対応パンフレットを配布(H24年～8,000部) 	<ul style="list-style-type: none"> 新規受給者にリーフレットを配布 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の継続 		
①	人工呼吸器使用患者台帳の更新及び市町村への個別支援計画策定支援 HOTSステーションの設置場所の指定 (県内全域で指定完了) 災害時の医療ネットワークの構築 (連絡会議 3回開催)	<ul style="list-style-type: none"> 県でデータベース化福祉保健所における市町村支援 患者分布から地域の必要数の算定(H27.11) 	<ul style="list-style-type: none"> 個別支援計画策定支援 設置場所検討 	<ul style="list-style-type: none"> 設置場所指定 (完了) 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 継続した医療ケアが必要な患者の安全確保 	

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
②	情報支援ボランティアの養成及び事前登録の 支援促進 (情報支援ボランティア登録 30人)	<ul style="list-style-type: none"> 高知県災害時聴覚障害者情報支援ボランティア登録制度実施要綱制定(H24) 情報支援ボランティア登録数 146人(H27) 手話通訳登録者数 100人(H27) 要約筆記登録者数 95人(H27) 	<p>情報支援ボランティアの登録の促進 連絡・活動体制構築に向けた協議 手話通訳・要約筆記養成講座及びスキルアップ研修</p> <p>取組の継続</p>	<p>情報支援ボランティア登録数 147人(H28)</p> <p>手話通訳登録者数 103人(H28)</p> <p>要約筆記登録者数 94人(H28)</p> <p>派遣方法等の検討・支援体制の充実</p> <p>取組の継続</p>	<p>2-16-②(地域津波避難計画の実効性の検証)</p> <p>3-16-⑤(避難所等における情報通信手段の確保、多様化)</p> <p>3-24-①(ボランティアセンターの運営体制の強化)</p> <p>障害者の方への情報保障と安心の確保</p>		
③	災害時言語サポーターを含む、語学ボランティアを対象とした通訳・翻訳講座の開催 (講座 1回以上開催)	<ul style="list-style-type: none"> 毎年1～2回講座開催 通訳・翻訳講座受講者数 H24～27年度 97人 H28年度 24人 計121人 災害時言語サポーター数 123名(H29.4.13現在) <p>(公財)高知県国際交流協会が、FM高知をはじめ、県内放送局との多言語情報提供に関する協定を締結</p>	<p>講座の内容に改良を加えながら毎年1回以上開催(30名程度)</p> <p>取組の継続</p>	<p>関係者協議により、H29安芸圏域においてモデル的な取組を行うとを決定</p> <p>取組の継続</p>	<p>災害時の外国人支援</p> <p>災害時の外国人支援者の拡大</p>		
	外国人に対する災害情報の提供体制の充実 (ラジオ放送・インターネット等) (県内ラジオ放送局への多言語音源の提供と見直しを随時実施)	<p>情報内容の見直し 協定先との連携内容確認</p> <p>情報内容の更新・充実</p> <p>取組の継続</p>	<p>関係者協議により、H29安芸圏域においてモデル的な取組を行うとを決定</p> <p>取組の継続</p>	<p>災害時の在住外国人へのよりスムーズな情報提供</p>			
	外国人との意思疎通のため、現在の3か国語(英・中・韓)に加え、やさしい日本語を取り入れた指さして使う会話集の活用 (すべての避難所運営マニュアルへの反映)	<p>会話集の作成と周知 市町村への働きかけ</p> <p>取組の継続</p>	<p>関係者協議により、H29安芸圏域においてモデル的な取組を行うとを決定</p> <p>取組の継続</p>	<p>災害時の在住外国人とのよりスムーズなコミュニケーションによる、支援体制の充実</p>			

3-24 災害ボランティア活動の体制整備等

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強化計画	国の具体計画	その他の計画		
災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう体制づくりを進めます。	①	市町村災害ボランティアセンターの県域単位での連携体制の構築や、初期行動計画の策定、人材育成など、運営体制の強化に対する支援を行います。	共通	共助	—	ア-(イ)-④-5(避難所運営などの共助、ボランティアに参加することの意識の醸成)	県社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	地域福祉政策課	

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
		H28年度	H29年度	H30年度		
①	市町村災害ボランティアセンターの広域的な連携体制の構築 市町村災害ボランティアセンターの迅速な設置のため、初期行動計画ガイドラインの策定及び体制強化 (全市町村社協において初期行動計画策定)	これまでの実績 大規模災害における広域連携によるボランティア活動支援のガイドライン策定(H25年度) 広域的な運営訓練の実施支援(H26高幡地区、H27中央西地区)	H28年度 ブロック単位での広域的な運営訓練の実施(中央東地区) 県内一巡	H29年度 市町村協の初期行動計画の策定及び訓練の実施 7市町村 100%(34/34)	取組の継続 市町村ボランティアセンターの体制強化	目標の達成によって得られる効果(アウトカム) 円滑なボランティア活動が展開されることでの被災者への円滑な支援
①	復興期における支援体制の強化のため、関連機関とのネットワークの強化	10市町村社協において初期行動計画策定 29.4%(10/34) 被災者生活支援フォーラムの開催 災害ボランティアネットワーク会議の開催	H28年度 被災者生活支援フォーラム、災害ボランティアネットワーク強化(毎年開催)による関係機関のネットワーク強化(毎年開催)	H29年度 被災者生活支援フォーラム開催(1回) 市町村災害ボランティアセンター中核スタッフ研修、運営基礎研修及び運営模擬訓練(1箇所以上)の実施(毎年実施)	1-1-①(地震・津波への備えについての啓発活動) 3-6-①(災害対策本部体制の強化) 3-9-①(応急救助機関の受入体制の整備)	円滑なボランティア活動が展開されることでの被災者への円滑な支援
	市町村災害ボランティアセンターを担う人材の養成・資質向上	災害ボランティアセンター運営模擬訓練の支援 中核スタッフ研修会の開催 運営基礎研修の開催	H28年度 中核スタッフ研修開催(1箇所) 運営基礎研修開催(1回) 市町村社協の運営訓練等への支援(8回)	H29年度 中核スタッフ研修開催(1箇所) 運営基礎研修開催(1回) 市町村社協の運営訓練等への支援(8回)	取組の継続	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)

3-25 保健衛生活動の促進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
被災者の健康を守るために実施する保健衛生活動について、市町村や保健師、栄養士など関係者の事前の取り組みを進めるため、活動マニュアル等を整備します。	①	保健活動を円滑に実施するために各市町村での職員数や被害想定等を勘案した、市町村ごとの災害時保健活動マニュアルの策定と検証を支援するとともに、熊本地震から見えてきた課題を受けて、県保健活動ガイドラインの見直しを行います。	共通	公助	2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	—	イ(ウ)-1(避難所運営組織に公衆衛生の役割を担う班を設置し、住民力を活用) イ(ウ)-2(保健支援チームの健康相談等による医療が必要な者の早期発見)	高知県南海トラフ地震時保健活動ガイドライン	健康長寿政策課 市町村
	②	高知県南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドラインを活用した災害時の栄養・食生活支援を指導できる行政栄養士の育成、県外栄養士の受け入れ体制を整備します。	共通	公助	4. 物資調達	—	—	高知県南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドライン	健康長寿政策課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
①	<p>【新】 市町村災害時保健活動マニュアル策定の支援及び県保健活動ガイドラインの見直し</p> <p>(市町村マニュアルはH29年度までに、全市町村で策定完了)</p>	<p>これまででの実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉保健所における資機材整備の完了(H25) 市町村のマニュアル策定に向けた研修会等の実施(毎年1回) 11市町村(うち沿岸部9市町村)において市町村保健活動マニュアル策定済 	<p>H28年度</p> <p>市町村マニュアル策定・検証を支援するための研修会・被災地視察等(年1回)の実施</p> <p>H29年度</p> <p>実効性検証のための訓練(年1回)の実施【県】</p> <p>県保健活動ガイドラインの見直し</p>	<p>H30年度</p> <p>市町村マニュアルのバージョンアップ支援</p> <p>訓練の実施</p> <p>県ガイドラインのバージョンアップ</p>	<p>計画期間以降</p>	<p>3-1-①(道路啓開計画の策定) 3-11-②(地域ごとの医療救護の行動計画の策定) 3-16-②(避難所運営マニュアルの作成、訓練実施) 3-22-①(市町村避難支援プランの策定支援) 3-22-②(福祉避難所指定支援) 3-23-①(重点継続要医療者への支援体制の整備)</p>	<p>住民の健康被害を最小限に抑えるための保健衛生活動の円滑・迅速な展開</p>
②	<p>南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドラインに基づき市町村災害時保健活動マニュアル策定の支援</p> <p>【新】 災害時の栄養・食生活支援を指導できる行政栄養士の育成 (指導者を中心に行政栄養士約40名を育成)</p> <p>【新】 県外等からの栄養士支援の受入体制の整備(協定締結後、訓練を3回(年1回)以上実施)</p>	<p>市町村保健活動マニュアルを策定済みの11市町村に対して、南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドラインを活用した次期改訂を依頼</p> <p>災害時の栄養・食生活支援研修会を開催(H25年度)</p> <p>全国保健所管理栄養士会スキルアップ講座に参加(H26年度)</p> <p>県栄養士会と災害時の救護活動(県外栄養士による栄養指導班の編成等)に関する協議を開始(H26～)</p>	<p>市町村保健活動マニュアル策定・改定期の市町村に栄養・食生活支援の視点を盛り込むことを働きかける</p> <p>日本栄養士会が実施する栄養D-MAT研修へ行政栄養士を参加させ指導者等による災害時の栄養・食生活支援研修会を定期開催</p> <p>県栄養士会等との協定締結 栄養指導班の編成訓練(指揮命令、連絡調整等) 栄養指導の活動シミュレーションの実施</p>	<p>市町村への働きかけの継続</p> <p>取組の継続</p> <p>取組の継続</p>	<p>3-17-①(県備蓄) 3-17-②(市町村備蓄) 3-17-③(備蓄以外の水等の確保) 3-18-①(物資受入、配送体制の整備) 3-18-②(物資搬送ルートの確保、検討) 3-18-③(物資搬送手段の確保、検討) 3-18-④(県物資配送計画の策定) 3-19-①(市町村物資受入、配送体制の整備) 3-19-②(市町村物資搬送ルートの確保、検討) 3-19-③(市町村物資搬送手段の確保、検討) 3-19-④(市町村物資配送計画の策定)</p>	<p>震災初期の飢餓や著しい栄養不足による死亡の軽減 中長期的には食の偏り等による生活習慣病の重症化を予防</p>	

3-26 ペットの保護体制の整備

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
避難所での被災者支援の一環として、被災者とペットが一緒に過ごせる場所を確保することや、動物救援に依る支援をスムーズに受け入れることで、ペットの保護体制を整備します。	①	各市町村の地域防災計画へのペットが同行可能な避難所の位置づけを促進します。	共通	公助	—	—	市町村地域防災計画	食品・衛生課	
	②	動物救援マニュアルの策定と動物愛護団体等との災害時の支援協定の締結を行います。	共通	公助	—	—	市町村地域防災計画	食品・衛生課	

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
①	ペット同行可能な避難所整備の支援	「避難所運営のための手引き」に動物と共に生活できる避難所を位置づけ(H26)	ペット同行避難に関する啓発(HP、テレビ、イベント等)	取組の継続	取組の継続	3-5-①(応急期の機能配置計画策定)・避難所運営マニュアルの作成、訓練実施)	災害時のペットの保護と被災者の安心の確保
②	新 災害時動物救援体制の整備の充実 (被災動物救援所設置場所の選定) (協議会 6回開催)	高知県獣医師会と災害時動物救援について協定締結(H23) 災害時動物救援マニュアルの策定(H27)	被災動物救援マニュアルを必要に応じて見直し 被災動物救援所設置についての検討 協議会 2回開催	取組の継続	取組の継続	3-5-①(応急期の機能配置計画策定)	動物救援体制の確保による放浪状態となるペットの減少

3-27 被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
地震発生後の二次災害を防止するため、建築物が余震等に対して安全かどうかを確認する危険度判定を実施するための体制づくりを進めます。	①	被災建築物の応急危険度判定の体制整備や応急危険度判定業務への県民理解を促進します。	共通	公助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	—	県	建築指導課
	②	被災宅地の危険度判定の体制整備や危険度判定業務への県民理解を促進します。	共通	公助	1. 人命の保護が最大限図られる	—	—	県	都市計画課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
		H28年度	H29年度	H30年度		
①	被災建築物の応急危険度判定の体制整備(判定士、コーディネーターの確保) (判定士登録人数 132人)	被災建築物応急危険度判定士 870人登録	判定士82人登録	判定士44人登録	被災建築物応急危険度判定士1,000人態勢の維持、及びより一層の上積み 取組の継続	被災建築物の被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに住民へ情報提供することによる、二次災害の防止
	応急危険度判定コーディネーター 74人登録(更新)	コーディネーターの確実な更新	コーディネーターの育成等、実効性のある体制整備	年一回以上の他県からの受入れを前提とした実践的な訓練の実施	2-13-①(ライフライン)復旧対策の検討 2-13-②(水道施設の耐震化) 3-1-①(道路啓開計画の策定) 3-1-④(啓開道路の橋梁耐震化) 3-1-⑤(仮設道路計画作成) 3-1-⑦(高知龍馬空港の復旧対策の情報共有) 3-2-①(橋梁の耐震化) 3-2-②(法面防災対策) 3-2-④(鉄道橋梁等の耐震化) 3-14-①(災害対応型給油所の整備支援) 3-14-②(応急対策活動用燃料の確保)	
	応急危険度判定について市町村は震前判定計画、県は震前支援計画(県)の作成完了	震前支援計画(県)の作成完了	市町村が計画作成、必要に応じ計画の更新	取組の継続	取組の継続	
	応急危険度判定業務への県民理解の促進(全市町村で広報誌またはホームページに掲載)	各市町村において年1回以上広報誌またはホームページに掲載	各市町村において年1回以上広報誌またはホームページに掲載	22市町村で掲載	取組の継続	

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
②	被災宅地危険度判定の体制整備 (判定士数500人体制の維持) (調整員40人体制の維持) 危険度判定業務への県民理解の促進 (全市町村で広報誌またはホームページに掲載)	判定士500人体制維持 調整員40人体制維持 各市町村において年1回以上広 報誌またはホームページへ掲載	判定士500人体制維持 調整員40人体制維持	判定士500人体制維持 調整員40人体制維持	判定士500人体制維持 調整員40人体制維持 各市町村において年1回以上広報誌またはホームページに掲載	3-4-⑥(県庁窓口受付体制の整備) 3-6-①(災害対策本部体制の強化) 3-6-②(県退職者への協力要請) 3-6-③(県職員の参集体制の整備)	宅地の被害状況を迅速に把握し、住民への情報提供を行い、二次被害を軽減・防止する 被災宅地危険度判定活動の住民理解の向上

4-1 復興組織体制・復興方針の事前検討

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
地震発生後、早期に復旧・復興が行われるよう、復興組織体制のあり方や復興方針の速やかな策定について事前に検討します。	①	東日本大震災の被災県の復興体制を参考に、復興に向けた全庁的な組織体制について検討します。	共通	公助	—	—	—	行政管理課 南海トラフ地震対策課	
	②	東日本大震災の事例を参考にしながら、復興方針の策定のための事前準備を行います。	共通	公助	8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復する	—	—	南海トラフ地震対策課	

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
①	復興に向け、都局構造的な課題を一元化して取り組む組織体制の検討		組織体制について検討		組織体制の決定・周知	4-1-②(復興方針策定の事前準備)	復興に向けた速やかな対応
②	復興方針を速やかに策定するための事前準備(復興に関する講演会 3回開催) (大規模被災地現地調査 3回実施)	東日本大震災の事例を参考に、有識者を交えながら庁内勉強会を開催し、「復興の基本的な考え方」を整理	1回開催	復興に関する講演会 1回開催	復興に関する講演会 1回開催	—	被災後の復興方針及び復興計画の速やかな策定

4-2 教育環境の復旧

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	応急期懇談会提言		
学校・保育所・幼稚園等における発災時の被害を最小限にとどめ、早期に教育環境を復旧させるための事前準備を行います。	①	発災後に学校が早期復興できるよう、行政機関と連携した事業継続計画(BCP)策定を推進します。	共通	自助	8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復する	—	—	県市町村	学校安全対策課
	②	保育所・幼稚園等が行う、行政機関と連携した事業継続計画(BCP)策定を促進します。	共通	自助	8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復する	—	—	市町村 私立幼保連携型認定こども園・保育園・幼稚園設置者等	幼保支援課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
		H28年度	H29年度	H30年度		
① 新 県立学校の事業継続計画(BCP)の策定 新 公立小中学校の事業継続計画(BCP)の策定に向けた検討	※各学校が作成している防災マニュアルでは早期再開に関する内容が不十分である	事業継続計画(BCP)策定に向けた検討	事業継続計画(BCP)策定	事業継続計画(BCP)策定	—	学校における発災時の被害を最小限にとどめ、早期の学校再開を図る
		事業継続計画(BCP)策定に向けた検討	事業継続計画(BCP)策定	事業継続計画(BCP)策定を市町村に要請		
② 新 保育所・幼稚園等の事業継続計画(BCP)の策定に向けた検討		事業継続計画(BCP)策定に向けた検討	事業継続計画(BCP)策定を要請及び策定状況把握の調査	事業継続計画(BCP)策定を要請	—	保育所・幼稚園等の事業活動の早期再開
		保育所向けのBCPモデル策定に向けた検討会の実施 市町村や私立施設のBCP策定を要請	事業継続計画(BCP)策定を要請 年1回実施	事業継続計画(BCP)策定を要請 年1回実施		

4-3 災害廃棄物(がれき)の処理

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
膨大な発生量が予測される災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、早期に県民の日常生活の復旧・復興につながる体制を整備します。	①	「高知県災害廃棄物処理計画Ver.1(H26.9)」について、一層の実効性を図るため、課題方策等への対応等を検討し、ブラッシュアップします。	共通	公助	8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復する	—	高知県災害廃棄物処理計画Ver.1	環境対策課	
	②	「市町村災害廃棄物処理計画のひながた(H26.9)」等を活用しながら、市町村の計画策定を支援します。	共通	公助	8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復する	—	—	環境対策課	
	③	市町村等が保有するごみ焼却施設及びし尿処理施設の強靱化に向けた支援を実施します。	共通	公助	8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復する	—	—	環境対策課	
	④	市町村による迅速な損壊家屋等の解体撤去に向けた対策を実施します。	共通	公助	8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復する	—	—	環境対策課	
	⑤	被災後に発生する、騒音、振動、悪臭等生活環境面での課題に対応できるようにするために研修会等を開催し、関係法令、技術等を習得した市町村職員等を育成します。	共通	公助	8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復する	—	—	環境対策課	

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			計画期間以降	取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度			
①	<p>「高知県災害廃棄物処理計画Ver.1(H26.9)」のブラッシュアップ</p> <p>関係団体との災害廃棄物処理等に係る協力協定の締結</p> <p>(一般社団法人高知県トラック協会、一般社団法人高知県建設業協会、セメント関係企業、トイレ関係企業等との協定締結)</p> <p>広域連携等の検討</p>	<p>【H20年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理等に係る協力協定の締結(一般社団法人高知県産業廃棄物協会、一般社団法人高知県リサイクル協会) <p>【H26年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「高知県災害廃棄物処理計画Ver.1」の策定 災害廃棄物対策四国ブロック協議会への参画、開催補助(3回) <p>【H27年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> し尿の汲取・収集運搬等に係る協力協定の締結(高知県し尿収集運搬支援連合会) 災害廃棄物処理検討会の開催(4回開催、県計画Ver.1のブラッシュアップ) 災害廃棄物対策四国ブロック協議会への参画、開催補助(4回) 	<p>県計画Ver.1のブラッシュアップ</p> <p>協力協定の締結に向けた取組</p> <p>セメント関係企業 トイレ関係企業</p> <p>輸送運搬関連団体 (鉄道、海路)</p> <p>県計画Ver.2の策定</p> <p>災害廃棄物処理等に係る協力協定の締結に向けた取組の継続</p> <p>災害廃棄物対策四国ブロック協議会への参画、開催補助</p>	<p>県計画Ver.2の策定</p> <p>災害廃棄物処理等に係る協力協定の締結に向けた取組の継続</p> <p>3-1-①(道路啓発計画の策定) 3-5-①(応急期の機能配置計画策定)</p>	<p>県民の生活基盤の早期復旧・復興</p>			

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
②	<p>重</p> <p>市町村災害廃棄物処理計画の策定に向け、手引き、ひながたを活用した支援を実施</p> <p>② 市町村職員等を対象とした業務説明会等の開催 (災害廃棄物処理の計画策定等) (業務説明会等 年1回開催)</p>	<p>[H26年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市町村災害廃棄物処理計画策定の手引き、ひながた」の作成・配布 ・ブロッグ別説明会を5箇所で開催し、52団体95人が参加 ・災害廃棄物処理に関する講演会を1回開催し、88団体・152人が参加 <p>[H27年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理に関する講演会及び業務説明会を1回開催し、52団体・88人が参加 	<p>市町村への個別支援</p> <p>市町村への個別支援 継続(必要に応じて)</p> <p>業務説明会等の開催 業務説明会1回開催</p> <p>業務説明会等の継続 (必要に応じて)</p> <p>市町村災害廃棄物処理計画の策定状況に応じて個別支援や業務説明会等を継続</p>	<p>3-5-①(応急期の機能配置計画策定)</p> <p>各市町村住民の生活基盤の早期復旧・復興</p>			
③	<p>新 能</p> <p>市町村等が保有するごみ焼却施設及びし尿処理施設の強靱化に向けた支援の実施</p>		<p>情報収集</p> <p>支援計画の作成</p> <p>支援の実施</p>	<p>3-5-①(応急期の機能配置計画策定)</p> <p>各市町村住民の生活基盤の早期復旧・復興</p>			
④	<p>新 能</p> <p>市町村による迅速な損壊家屋等の解体撤去に向けた対策の実施 (一般社団法人高知県建設業協会との協定締結) (広域連携による設計・発注業務に精通した応急職員確保) (講演会・業務説明会の開催による公費解体制度の活用ノウハウ習得)</p>		<p>対策の実施(協定、広域連携)</p> <p>対策の実施(広域連携、業務説明会)</p> <p>対策の継続(広域連携)</p>	<p>3-5-①(応急期の機能配置計画策定)</p> <p>各市町村住民の生活基盤の早期復旧・復興</p>			
⑤	<p>災害発生時等の環境問題に対処するための法令等基礎知識の習得 市町村職員、福祉保健所等に配置される新任技術職員レベルを想定し、専門家の講演、騒音計等の測定機材を用いた実習の実施 (講演会(技術研修会) 年1回開催)</p>	<p>[H25年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象と防災、騒音、振動等研修会に32名参加 <p>[H26年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪臭に関する講演・技術研修会に延べ85人参加 <p>[H27年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に発生する環境問題(災害廃棄物等に起因する生活衛生・環境対策等)について講演会・技術研修会開催 	<p>講演会(技術研修会含む) 2回開催</p> <p>講演会(技術研修会含む) 1回開催</p> <p>講演会(技術研修会含む) 1回開催</p> <p>講演会(技術研修会含む) 1回開催</p> <p>災害時に発生する様々な環境問題に関する研修</p> <p>市町村職員の異動を考慮して、3~4年周期で繰り返し研修を実施</p>	<p>環境技術面での体制の充実 被災後に発生する環境問題への迅速な対応</p>			

4-5 民間賃貸住宅の借上

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強化計画	国の具体計画	その他の計画		
被災者の生活再建を支援するため、速やかに応急仮設住宅の供給ができるように、供給体制づくりを行います。	①	応急仮設住宅が不足する場合に、みなし応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げる(応急借り上げ住宅)制度の充実を図ります。	共通	公助	—	—	—	県	住宅課
	②	県内の応急仮設住宅で収容できない場合に備え、県外に被災者を受け入れてもらうための体制を強化します。	L2	公助	—	—	—	県	住宅課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
①	応急借上住宅制度の充実	[H24年度] ・関係団体(3団体)との協定締結 [H25年度] ・東北被災地視察 ・応急借上住宅制度の市町村への説明及び意見交換会 ・市町村への災害時要援護者に対する意識調査 [H26年度] ・宅建業法主管者協議会(中四国ブロック)での意見聴取 ・制度とマニュアルの骨子を策定					
			H28年度 対象物件の把握(随時) 関係機関との連携体制と役割分担、事務フロー等の点検と見直し(随時)	H29年度 取組の継続	H30年度 取組の継続	—	被災後の速やかな応急仮設住宅の確保
②	県外での被災者受け入れについての検討(調査 3回実施)	各都道府県への照会及び調査	他県所管部局との情報収集及び意見交換 調査 1回実施	調査 1回実施	調査 1回実施	取組の継続	被災後の速やかな応急仮設住宅の確保

4-6 災害公営住宅の整備

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
被災者の生活再建を支援するため、速やかに災害公営住宅の供給ができるように、供給体制づくりを行います。	①	策定した災害公営住宅整備指針を市町村と協議し必要に応じて見直しを行います。	共通	公助	—	—	災害公営住宅整備指針	県	住宅課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
①	災害公営住宅建設計画の策定 (H30年度までに計画策定完了)	災害公営住宅整備指針の策定 (配置計画・標準プランの作成)		必要に応じ、災害公営住宅整備指針の見直し 災害公営住宅建設計画の策定	計画期間以降 (完了)	3-5-①(応急期の機能配置計画策定)	災害公営住宅の早期建設

4-7 住宅再建への支援

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	応急期懇談会提言		
被災者の生活再建を支援するため、速やかに住宅等の再建ができるように、体制づくりを行います。	①	住宅の早期復旧のための体制を整備します。	共通	自助 公助	2. 救助・救急・医療活動等が迅速に行われる 8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復する	—	—	県 市町村 事業者	住宅課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
		H28年度	H29年度	H30年度		
①	事業者の育成 (講習会参加者 75人) 震災復旧技術の普及啓発 (講習会参加者 300人) 相談体制の検討 (建物修復に係る相談窓口の体制について検討)	講習会参加者 45人 講習会参加者 45人	講習会参加者 25人 講習会参加者 100人	講習会参加者 5人 講習会参加者 155人	—	被災後の迅速な住宅の復旧や住宅所有者の不安解消
		これまでの実績 講習会参加者 累計50人 講習会参加者 累計200人	取組の継続 取組の継続	取組の継続		

4-8 土地利用方針の検討、復興まちづくり

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
地震発生後、迅速な復興まちづくりが行われるよう、事前準備を行います。	①	都市計画区域における都市基盤の迅速な復興のための事前準備を行います。	共通	公助	8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復する	—	—	県	都市計画課
	②	地震の揺れや津波等で土地の境界が不明確となることにより復旧や復興が遅れることを防ぐため、市町村が行う地籍調査を支援します。	共通	公助	8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復する	—	国土調査事業十箇年計画	市町村	用地対策課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール				計画期間以降	取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度			
①	都市計画区域における都市基盤の迅速な復興のための事前準備の推進 (模擬訓練 15回実施)	模擬訓練 5回実施	模擬訓練 5回実施	模擬訓練 5回実施	模擬訓練 5回実施	指針に基づく模擬訓練の実施(市町村職員向け)	2-24-①(地域での高台移転の勉強会) 2-25-①(密集市街地における地震火災対策) 3-5-①(応急期の機能配置計画策定) 3-7-①(市町村業務継続計画策定支援) 4-1-①(県の復興体制の検討) 4-1-②(復興方針策定の事前準備)	被災後のまちづくりにおける復興方針及び復興計画の速やかな策定
②	地籍調査事業の支援 (地籍調査進捗率 56%) 〔地籍調査事業実施28市町村等への支援 ・特の下線を付した沿岸18市町村には、津波浸水エリアの調査促進を要請〕	進捗率 54%	進捗率 55%	進捗率 56%	進捗率 56%	H31年度まで第6次10箇年計画に基づき事業を実施	—	速やかな境界の復元が可能となることによる復旧・復興事業の早期実施

4-9 交通基盤の整備

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
交通運輸事業者における地震発生時の被害を最小限にとどめ、早期の事業活動が再開できるよう、事前準備を行います。	①	交通運輸事業者における事業継続計画(BCP)策定を促進します。	共通	自助	5. 経済活動の早期復旧を図る	—	—	事業者	交通運輸政策課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
		H28年度	H29年度	H30年度		
<p>熊</p> <p>高知県トラック協会会員のうち従業員数が50名以上のトラック事業者への、3日以内に1クラスの地震・津波が発生することも踏まえた事業継続計画(BCP)の策定を喚起。あわせて、県が検討を行う物資輸送計画と連動して、地域ごと策定が必要なトラック事業者を洗い出し、事業継続計画(BCP)の策定を喚起 (従業員50人以上の事業者 24社)</p>	<p>これまでの実績</p> <p>〔トラック協会〕 ・BCP策定講習会 H24年度 6回開催 H25年度 1回開催 H27年度 1回開催 ・8社策定済 (従業員50名以上の事業者) 33.0%(8/24)</p>	<p>H28年度</p> <p>事業者の洗い出し トラック協会主催の研修会開催(年1回) 策定喚起 7社策定 62.5%(15/24)</p>	<p>H29年度</p> <p>策定喚起 9社策定 100%(24/24)</p>	<p>H30年度</p> <p>策定喚起 9社策定 100%(24/24)</p>	<p>3-1-①(道路啓開計画の策定) 3-1-④(啓開道路の橋梁耐震化) 3-1-⑤(仮設道路計画作成) 3-2-①(橋梁の耐震化) 3-2-⑤(防災拠点施設への経路確保) 3-2-⑦(緊急通行訓練・信号機停電対策)</p>	<p>災害時における緊急物資等の輸送体制の確保</p>
<p>①</p> <p>熊</p> <p>高知県バス協会会員のバス事業者のうち、乗合バス運行事業者への、3日以内に1クラスの地震・津波が発生することも踏まえた事業継続計画(BCP)の策定を喚起 (5社BCP策定 100%(10/10)完了) 〔乗合バス運行事業者総数 10社〕</p>	<p>〔バス協会〕 乗合バス運行事業者5社策定済 50.0%(5/10)</p>	<p>BCP雛型の作成・提供 3社新規策定 80.0%(8/10)</p>	<p>2社新規策定 100%(10/10)</p>	<p>2社新規策定 100%(10/10)</p>	<p>継続的に見直しを実施</p>	<p>公共交通機関の早期復旧</p>
<p>新熊</p> <p>フェリー運航会社への、3日以内に1クラスの地震・津波が発生することも踏まえた事業継続計画(BCP)の策定を喚起 (1社BCP策定 100%(1/1)完了) 〔フェリー運航事業者総数 1社〕</p>	<p>BCP策定に向けてフェリー運航会社と協議(H27.7)</p>	<p>策定喚起</p>	<p>1社BCP策定 100%</p>	<p>1社BCP策定 100%</p>	<p>継続的に見直しを実施</p>	<p>災害時における緊急物資等の輸送体制の確保</p>

4-10 県土の復旧、保全、公共土木施設の早期復旧

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	応急期懇談会提言		
地震発生後、被害を受けた公共土木施設等を速やかに復旧するための事前準備を行います。	①	建設事業者・建築事業者の事業継続計画(BCP)策定を促進します。	共通	自助	5. 経済活動の早期復旧を図る	—	—	事業者	土木企画課 住宅課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)	
			H28年度	H29年度	H30年度			
①	<p>【重】 高知県建設業BCP認定制度により認定(新規認定60社、継続認定89社、認定率90%以上) [対象事業者数 275社](H27.4時点)</p> <p>建築事業者の事業継続計画(BCP)策定の支援 (30社策定 累計50社) [対象事業者数 376社](H27.4時点)</p>	<p>これまでの実績</p> <ul style="list-style-type: none"> - 認定制度の創設(H24.6) - 191社認定(国認定含む) 69.5%(191/275) 	<p>H28年度</p> <p>20社新規認定 76.7%(211/275)</p> <p>継続認定 45社</p>	<p>H29年度</p> <p>20社新規認定 84.0%(231/275)</p> <p>継続認定 24社</p>	<p>H30年度</p> <p>20社新規認定 91.3%(251/275)</p> <p>継続認定 20社</p> <p>14社策定</p>	<p>取組の継続</p> <p>取組の継続</p> <p>取組の継続</p>	—	<p>目標の達成によって得られる効果(アウトカム)</p> <p>事業継続力の確保による、迅速かつ的確な応急復旧活動の実施</p>

4-11 農業の再興

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
地震発生時の被害を最小限にとどめ、迅速に農業の復興ができるよう、事前準備を行います。	①	JAグループにおける事業継続計画(BCP)の情報共有、必要に応じた見直し等への支援を行います。	共通	自助	5. 経済活動の早期復旧を図る	—	農業協同組合等 県	農業政策課	
	②	除塩対策マニュアルの見直しを行います。	共通	自助	5. 経済活動の早期復旧を図る	—	農業協同組合等 県	環境農業推進課	

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
①	JAグループにおける事業継続計画(BCP)の情報共有、必要に応じた見直し等への支援	JAグループ(15JA+関係団体)におけるBCP作成 100%完了	JAグループにおけるBCPの情報共有 訓練や情報収集等を通じ必要に応じた見直し等への支援	取組の継続	取組の継続	—	被害を最小限に抑えることによる営農活動の早期再開
②	除塩対策マニュアルの見直し	・関係機関及び農業関係団体等、計36箇所にマニュアルを配布 ・マニュアルの体裁・不具合等の見直し	必要に応じた記載内容の見直し、追加 JA等へのマニュアルの周知	取組の継続	取組の継続	2-21-⑤(農業用排水機場の耐震化) 2-26-②(農業用燃料タンク対策) 4-11-①(JAグループのBCP策定)	津波による被害状況の把握及び農地の早期復旧

4-12 林業の再興

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
地震発生時の被害を最小限にとどめ、迅速に林業の復興ができるよう、事前準備を行います。	①	木材加工業界の事業継続計画(BCP)策定を促進します。	共通	自助	5. 経済活動の早期復旧を図る	—	—	事業者	木材産業振興課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
①	木材加工業界の産業復興計画の策定の支援	<ul style="list-style-type: none"> 県森林組合連合会のBCP策定 木材加工業界との協議 	木材加工業界の産業復興計画の検討 ↑ (完了)	木材加工業界の産業復興計画の策定 ↑ (完了)	—	—	復旧資材の早期供給

4-13 水産業の再興

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
地震発生時の被害を最小限にとどめ、迅速に水産業の復興ができるよう、事前準備を行います。	①	漁協の事業継続計画(BCP)の検証・見直しを支援します。	共通	自助	5. 経済活動の早期復旧を図る	—	—	漁業振興課 漁港漁場課	

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
① 新 漁業協同組合の事業継続計画(BCP)の点検・改善の支援 (全25漁協・支所において支援を実施) [全体数 25漁協・支所]	<p>BOPに基づき漁協が行なう啓発・訓練及び情報収集等を通じ必要に応じた見直し等への支援、BCP未策定漁協への策定支援</p> <p>取組の継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水産業BCPモデル作成(H24) 22漁協・支所で水産業BCPを策定(H27) 				2-2-②(情報伝達手段の多重化) 2-12-①(事業者等の耐震化支援) 2-15-①(器具転倒防止対策)	水産物の生産流通活動の早期再開

4-14 商工業の再興

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	応急期懇談会提言		
地震発生時の被害を最小限にとどめ、迅速に商工業の復興ができるよう、事前準備を行います。	①	商工業者に対する研修会の開催や個別支援を通じて事業継続計画(BCP)策定を支援します。	共通	自助	5. 経済活動の早期復旧を図る 7. 制御不能な二次災害を発生させない 8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復する	5. 燃料供給	—	事業者	商工政策課
復旧復興に必要なとなる商工会や商工会議所の事業者向け相談窓口が維持されるよう促進します。	②	商工会・商工会議所のBCP改正を促進します。	共通	公助	5. 経済活動の早期復旧を図る 8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復する	—	—	商工会・商工会議所	経営支援課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			計画期間以降	取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度			
①	商工業者の事業継続計画(BCP)策定の支援 (従業員50人以上の商工業者のBCP策定率60%)	従業員50人以上の商工業者(事業所)のBCP策定率 45.1% ※策定中を含めると、56.6%	BOPプロジェクトを中心とした県内事業者のBCP策定支援 業界団体などでの策定支援や具体的な訓練セミナーの開催	取組の継続	取組の継続	1-1-①(地震・津波への備えについての啓発活動) 4-16-①(事業者全般のBCP策定)	事業の早期再開	
②	新 熊 商工会・商工会議所のBCP改正促進 (全25商工会・全6商工会議所のBCP見直し)	全商工会・全商工会議所に対し見直すべき点がないか洗い出すよう指示	BCPの見直し、改正	必要に応じたBCPの見直し	必要に応じたBCPの見直し	取組の継続	—	事業の早期再開

4-15 観光産業の再興

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	応急期懇談会提言 その他の計画		
地震発生時の被害を最小限にとどめ、迅速に観光産業の復興ができるよう、事前準備を行います。	①	被災後に「なりわい」としての観光業を復興させるための事前準備を行います	共通	公助	8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復する	—	—	県	観光政策課
	②	旅館・ホテルを対象に事業継続計画(BCP)策定を促進します。	共通	自助	5. 経済活動の早期復旧を図る	—	—	事業者	観光政策課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
		H28年度	H29年度	H30年度		
①	業態別の観光業に係る東日本大震災などで被災した都道府県等への視察等による情報収集と必要な対策の分析を実施し、各事業者のBCPでは解決し得ないレベルの対策の検討	視察等による情報収集と必要な対策の分析	分析に基づく対策を検討	検討の継続	—	被災後の復興方針及び復興計画の速やかな策定
②	<p>新</p> <p>旅館・ホテルの事業継続計画(BCP)策定を促進(15事業者策定 100%(15/15)完了)</p> <p>〔従業員50名以上の事業者総数 13→15事業者〕</p>	<p>すべての事業者を対象に県等が実施するBCP策定講習会への参加を促進</p> <p>従業員50名以上の施設のBCP策定を促進</p> <p>6事業者策定 40%(6/15)</p> <p>5事業者策定 73.3%(11/15)</p> <p>4事業者策定 100%(15/15)</p>	<p>従業員50名未満の施設を対象に取組を継続</p>	<p>4-1-①(県の復興体制の検討)</p> <p>4-1-②(復興方針策定の事前準備)</p> <p>4-3-①(県災害廃棄物処理計画の検証)</p> <p>4-3-②(市町村災害廃棄物処理計画の策定促進)</p> <p>4-4-②(建築資材の安定供給の体制整備)</p> <p>4-8-①(都市の復興のための事前準備)</p> <p>4-8-②(地籍調査の支援)</p> <p>4-9-①(交通・運輸事業者のBCP策定)</p> <p>4-10-①(建設事業者のBCP策定)</p> <p>4-11-①(JAグループのBCP策定)</p> <p>4-11-②(除塩マニュアルの見直し)</p> <p>4-12-①(木材加工業界のBCP策定)</p> <p>4-13-①(漁協のBCP策定)</p> <p>4-14-①(商工業者のBCP策定)</p> <p>4-15-①(観光業復興の情報収集)</p> <p>4-16-①(事業者全般のBCP策定)</p>	<p>事業の早期再開</p> <p>避難場所の確保</p> <p>復旧支援委員の宿泊先の確保</p>	<p>被災後の復興方針及び復興計画の速やかな策定</p>

4-16 雇用の維持・確保

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	その他の計画		
事業者における地震発生時の被害を最小限にとどめ、迅速な復興を実現することで、雇用の維持・確保ができるよう、事前準備を行います。	①	事業者の防災対策の取組が広がるよう、事業継続計画(BCP)策定の必要性の啓発や防災訓練を支援します。	共通	自助	5. 経済活動の早期復旧を図る 8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復する	—	—	事業者	南海トラフ地震対策課

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる前提の対策	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
①	事業者の事業継続計画(BCP)策定の促進 (従業員50人以上の事業者の策定率 60%) 事業者の地震対策の支援(防災士の派遣による講習会等) (防災士 150回派遣) 防災の取組が優れた事業所の認定	これまでの実績 BCP策定率 35.8% (H27.10) 防災士派遣 H25年度 19回 H26年度 30回 H27年度 13回 認定数 H25年度 16事業所 H26年度 3事業所 H27年度 4事業所	H28年度 防災士派遣 18回	H29年度 防災士派遣 50回	H30年度 BCP策定率 60% 防災士派遣 50回	取組の継続 取組の継続 取組の継続	被災後の短期間での事業再開

4-17 健全な復興事業の推進

【概要】

目的	(No.)	県の具体的な取組の概要	対応レベル	区分	関連する計画			実施団体等	担当課名
					高知県強靱化計画	国の具体計画	応急期懇談会提言 その他の計画		
復興に伴う下請け工事等から暴力団を排除することにより、健全な復興事業の推進を図ります。	①	大規模事業ごとに暴力団排除連絡協議会を設立し、復興事業等から暴力団を排除します。	共通	公助	—	—	—	警察本部 組織犯罪対策課	

【詳細】

(No.)	取組内容 (計画期間の目標)	これまでの実績	計画スケジュール			取組実行のために必要となる 前提の対策	目標の達成によって 得られる効果(アウトカム)
			H28年度	H29年度	H30年度		
① 新 大規模事業ごとの暴力団排除連絡協議会の設立 (協議会設立率 100%)	国土交通省等との協議 20% 完了	協議会設立・拡大 80% → 100%	協議会設立・拡大 100%	協議会設立・拡大 100%	—	健全な復興事業の推進	

4 各対策間の連続性の確認

行動計画に位置付けた対策の多くは、個々の対策を個別に進めただけでは一連の対策群として十分に機能することができません。第2期行動計画に取り組むにあたっては、それぞれの対策がつながりを持っているか確認をしてみました。第3期行動計画においても、「各対策間の連続性の確認シート」で前提となる対策と後に続く対策として連続性を確保しているか確認することとしており、重点的に取り組む8つの課題の主要な対策について、「各対策間の連続性の確認シート」に関する対策を整理しています。

【各対策間の連続性の確認シートの見方】

右欄の対策を進めるために必要となる対策

項目番号	前提となる対策	担当部局
3-1-①	道路啓開計画の策定 道路啓開計画の作成	土木
3-5-①	応急期の機能配置計画策定 応急期の機能配置計画の策定	危機、健康、 林環、土木
3-8-①	総合防災拠点の運営体制の確立 総合防災拠点の運営マニュアルの検証 総合防災拠点を活用した訓練の実施	危機
3-8-②	総合防災拠点の資機材整備 総合防災拠点の整備	危機、土木
3-14-②	応急対策活動用燃料の確保 県全体での燃料対策計画の作成と対策の実施	危機

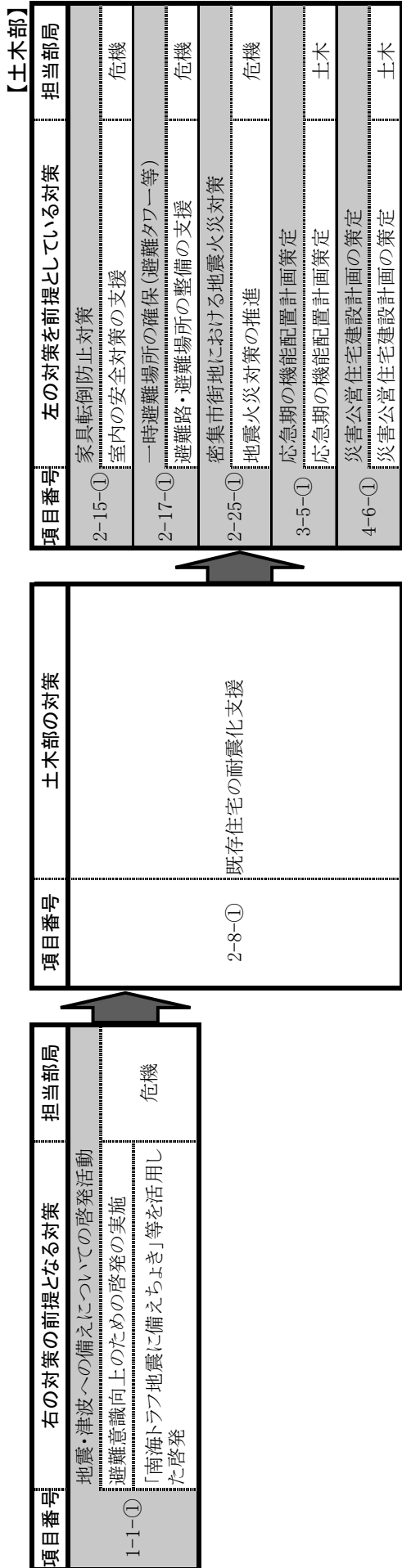
項目番号	危機管理部の対策
3-18-①	総合防災拠点での受入・配送体制の整備

一連の対策群として機能するためには、前後の対策が不可欠であることを模式化

左欄の対策の後に続く対策

項目番号	左の対策を前提としている対策	担当部局
3-18-②	物資搬送ルートの確保、検討 総合防災拠点から市町村受入拠点までの搬送ルートの確保・検討	危機
3-18-③	物資搬送手段の確保、検討 総合防災拠点から市町村受入拠点までの搬送手段の確保・検討	危機
3-18-④	県物資配送計画の策定 県物資配送計画の策定	危機
3-19-①	市町村物資受入、配送体制の整備 市町村物資受入拠点での受入・配送体制の整備	危機
3-19-②	市町村物資搬送ルートの確保、検討 市町村受入拠点から避難所等までの搬送ルートの確保・検討	危機
3-19-③	市町村物資搬送手段の確保、検討 市町村受入拠点から避難所等までの搬送手段の確保・検討	危機
3-19-④	市町村物資配送計画の策定 市町村物資配送計画の策定	危機

各対策間の連続性の確認シート（重点課題① 住宅の耐震化の加速化）



各対策間の連続性の確認シート（重点課題②） 地域地域での津波避難対策の実効性の確保

【危機管理部】

項目番号	右の対策の前提となる対策	担当部局
1-1-①	地震・津波への備えについての啓発活動 避難意識向上のための啓発の実施	危機
1-3-①	自主防組織の設立支援・活動強化 自主防組織の設立支援	危機
2-8-①	既存住宅の耐震化支援 既存住宅の耐震化の支援（啓発・周知・補助）	土木

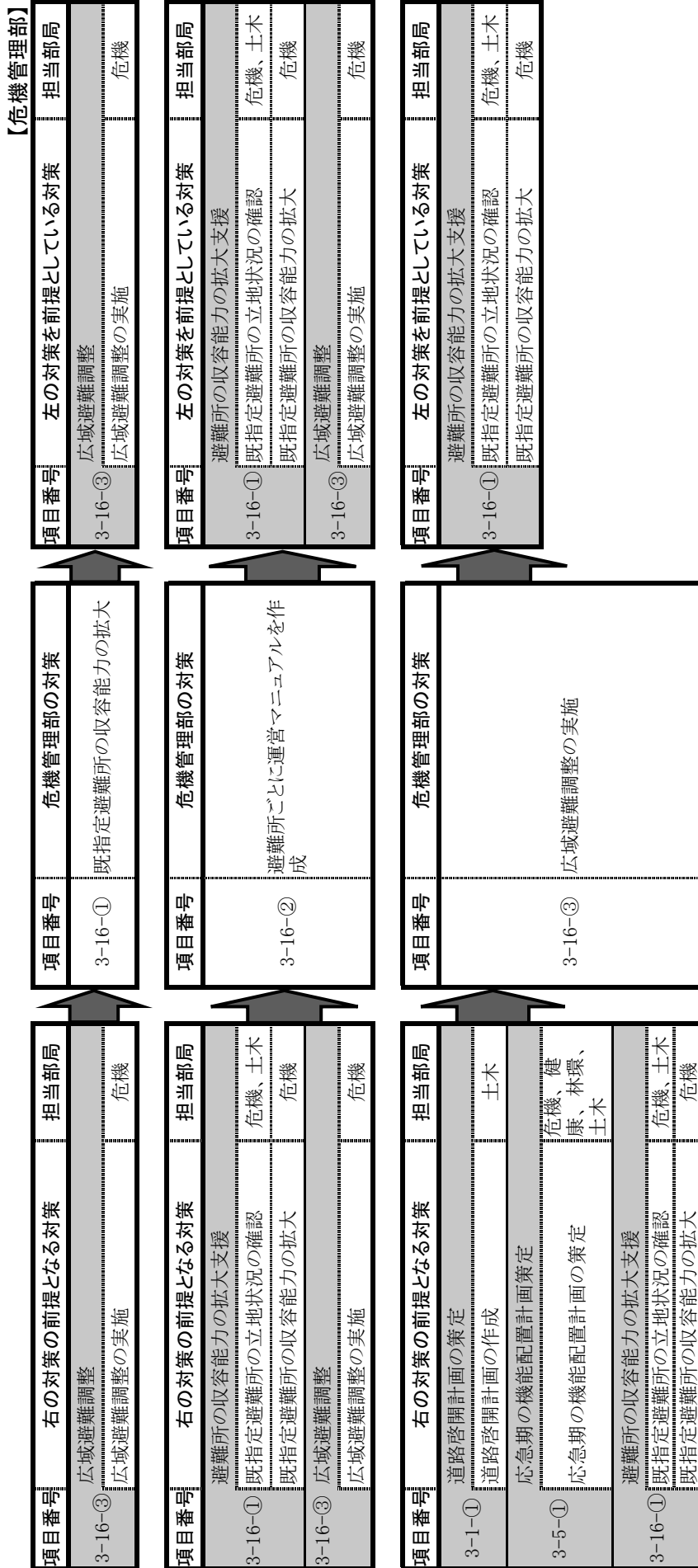
項目番号	危機管理部の対策
1-2-①	自主防災組織等の避難訓練等の実施

項目番号	右の対策の前提となる対策	担当部局
2-17-①	一時避難場所の確保（避難タワー等） 避難路・避難場所の整備の支援	危機
2-17-②	農村地域における津波避難タワー等の整備 農村地域における津波避難タワーの整備	農業
2-17-③	漁村地域における避難タワー等の整備 漁村地域における避難路・避難場所の整備の支援	水産
2-18-②	ブロック塀の安全対策の支援 ブロック塀の安全対策の支援（啓発・周知・補助）	土木

項目番号	危機管理部の対策
2-16-②	地域津波避難計画内容の妥当性の確認

項目番号	左の対策を前提としている対策	担当部局
2-8-①	既存住宅の耐震化支援 既存住宅の耐震化の支援（啓発・周知・補助）	土木
2-12-①	事業者等の耐震化支援 県内で製造業を営む事業者の特定建築物に該当する工場・事業所等を対象とする耐震化工事等への支援	商工
2-16-①	市町村津波避難計画見直しの支援 市町村が作成する市町村津波避難計画について、見直しを支援	危機
2-17-①	一時避難場所の確保（避難タワー等） 避難路・避難場所の整備の支援	危機
2-17-②	農村地域における避難タワー等の整備 農村地域における避難タワーの整備	農業
2-17-③	漁村地域における避難路・避難場所の整備 漁村地域における避難路・避難場所の整備の支援	水産
2-17-④	民間事業者の津波避難設備の整備支援 民間事業者が行う津波避難施設整備の支援	商工
2-18-②	ブロック塀の安全対策の支援 ブロック塀の安全対策の支援（啓発・周知・補助）	土木
2-18-③	老朽住宅等の除却の支援 老朽住宅等の除却の支援（啓発・周知・補助）	土木
2-18-④	山地災害危険地の避難路等の安全確保 山地災害危険地における避難路・避難場所の安全確保	林環
3-22-①	市町村避難支援プランの策定支援 市町村における避難行動要支援者に係る個別計画の策定・訓練・見直しへの支援	地福
3-23-②	情報支援ボランティア登録支援 情報支援ボランティアの養成及び事前登録の支援促進	地福

各対策間の連続性の確認シート（重点課題③ 避難所の確保と運営体制の充実）



各対策間の連続性の確認シート（重点課題④） 地域に支援物資等を届けるためのルートの確保

【土木部】

項目番号	右の対策の前提となる対策	担当部局
3-2-③	四国8の字ネットワーク整備 四国8の字ネットワークの整備	土木
3-5-①	応急期の機能配置計画策定 応急期の機能配置計画の策定	危機、健康、林環、土木
3-6-①	災害対策本部体制の強化 高知県南海トラフ地震応急対策活動要領の検証 災対本部・支部署務局の対応マニュアルの検証	危機

項目番号	土木部の対策
3-1-①	道路啓開計画の作成 (1 / 3 ページ)

項目番号	左の対策を前提としている対策	担当部局
2-13-①	ライフライン復旧対策の検討 速やかなライフラインの復旧のための対策の検討	危機
3-1-④	啓開道路の橋梁耐震化 啓開道路の橋梁耐震化	土木
3-2-②	法面防災対策 緊急輸送道路および啓開道路の防災対策	土木
3-2-③	四国8の字ネットワーク整備 四国8の字ネットワークの整備	土木
3-3-②	防災拠点漁港の整備 防災拠点漁港への耐震強化岸壁等の整備	水産
3-5-①	応急期の機能配置計画策定 応急期の機能配置計画の策定	危機、健康、林環、土木
3-11-②	地域ごとの医療救護の行動計画の策定 地域ごとの医療救護の行動計画の策定	健康
3-11-④	医療救護の環境づくり 医療従事者を地域に搬送する仕組みづくり 安置所及び仮埋葬地の選定促進支援	健康

各対策間の連続性の確認シート（重点課題④ 地域に支援物資等を届けるためのルートの確保）

項目番号	土木部の対策
3-1-①	道路啓開計画の作成 (2 / 3 ページ)

【土木部】

項目番号	左の対策を前提としている対策	担当部署
3-14-②	応急対策活動用燃料の確保 高知市消防局北消防署、南国市消防本部への備蓄 新たな消防機関等での燃料備蓄整備の検討 県全体での燃料対策計画の作成と対策の実施 へり燃料の確保	危機
3-15-②	連絡通信体制の整備支援 衛星携帯電話等の配置の支援	危機
3-16-③	広域避難調整 広域避難調整の実施 自衛隊との輸送の協議	危機
3-18-①	物資受入、配送体制の整備 総合防災拠点での受入・配送体制の整備	危機
3-18-②	物資搬送ルートの確保、検討 総合防災拠点から市町村受入拠点までの搬送ルートの確保・検討	危機
3-18-③	物資搬送手段の確保、検討 総合防災拠点から市町村受入拠点までの搬送手段の確保・検討	危機
3-18-④	県物資配送計画の策定 県物資配送計画の策定	危機
3-19-①	市町村物資受入、配送体制の整備 市町村物資受入拠点での受入・配送体制の整備	危機
3-19-②	市町村物資搬送ルートの確保、検討 市町村受入拠点から避難所等までの搬送ルートの確保・検討	危機

各対策間の連続性の確認シート（重点課題④ 地域に支援物資等を届けるためのルートの確保）

項目番号	土木部の対策
3-1-①	道路啓開計画の作成 (3 / 3 ページ)

【土木部】

項目番号	左の対策を前提としている対策	担当部署
3-19-③	市町村物資搬送手段の確保、検討 市町村受入拠点から避難所等までの搬送手段の確保・検討	危機
3-19-④	市町村物資配送計画の策定 市町村物資配送計画の策定	危機
3-23-①	重点継続要医療者への支援体制の整備 市町村の災害時要配慮者名簿作成支援 指定難病患者の災害への備えの促進 人工呼吸器使用患者台帳の更新及び市町村への個別支援計画策定支援 H O T ステーションの設置場所の指定 人工呼吸器患者の広域搬送の仕組みの構築 災害時の医療ネットワークの構築	健康

各対策間の連続性の確認シート（重点課題⑤ 前方展開型による医療救護体制の確立）

項目番号	右の対策の前提となる対策	担当部局
2-13-①	ライフライン復旧対策の検討 ライフライン復旧対策の検討	危機
3-1-①	道路啓開計画の策定 道路啓開計画の策定	土木
3-2-①	橋梁の耐震化	土木
3-2-④	鉄道橋梁等の耐震化 鉄道の橋梁、高架橋等の耐震化	中山間・運輸
3-2-⑤	防災拠点施設への経路確保 高知駅・秦南町線のH30年度末2車線暫定供用	土木
3-2-⑧	県内でのバスの輸送手段の確保 県内でのバスの輸送手段の確保	中山間・運輸
3-2-⑨	県外のバス事業者等との協力関係の構築 県外のバス事業者等との協力関係の構築	中山間・運輸
4-16-①	事業者全般のBCP策定 事業者の事業継続計画（BCP）策定の促進 事業者の地震対策の支援（防災士の派遣による講習会等） 防災の取り組みが優れた事業所の認定	危機

項目番号	健康政策部の対策
3-11-②	地域ごととの医療救護の行動計画の策定

【健康政策部】

項目番号	左の対策を前提としている対策	担当部局
2-4-①	病院など医療救護施設における防災対策 医療機関等の施設、設備等の整備の支援 病院の事業継続計画（BCP）策定支援 長期浸水エリアにある医療機関の避難対策の検討の促進	健康
3-11-⑤	医薬品等の供給・確保体制の整備 災害時に必要となる医薬品等の備蓄	健康

各対策間の連続性の確認シート（重点課題⑥ 応急期機能配置計画の策定）

【危機管理部】

項目番号	右の対策の前提となる対策	担当部局
3-1-①	道路啓開計画の策定 道路啓開計画の作成	土木
3-8-①	総合防災拠点の運営体制の確立 総合防災拠点の運営マニュアルの検証 総合防災拠点を活用した訓練の実施	危機
3-8-②	総合防災拠点の資機材整備 総合防災拠点の整備	危機、土木
3-14-②	応急対策活動用燃料の確保 県全体での燃料対策計画の作成と対策の実施	危機
3-9-①	応急救助機関の受入体制の整備 応急救助機関など応援部隊の受援計画の検証・見直し	危機
3-12-①	検視用機材備蓄、検視場所選定 検視用装備資機材の購入備蓄 発電機付き投光器(バルーンライト)の整備 検視場所の選定支援	県警
3-12-②	市町村遺体対応マニュアル策定支援、広域火葬体制の整備 安置所及び仮埋葬地の選定促進支援 広域火葬体制整備	健康
3-16-①	避難所の収容能力の拡大支援 既指定避難所の立地状況の確認 既指定避難所の収容能力の拡大	危機、土木
3-16-③	広域避難調整 広域避難調整の実施	危機

項目番号	危機管理部の対策
3-5-①	応急期の機能配置計画の策定 (1/3ページ)

項目番号	左の対策を前提としている対策	担当部局
3-7-①	市町村業務継続計画策定支援 市町村における業務継続計画の策定の支援	危機
3-9-①	応急救助機関の受入体制の整備 応急救助機関など応援部隊の受援計画の検証・見直し	危機
3-9-②	緊急消防援助隊の受入体制の整備 高知県緊急消防援助隊受援・応援合同訓練の実施及び受援計画の検証、見直し	危機
3-12-①	検視用機材備蓄、検視場所選定 検視用装備資機材の購入備蓄 発電機付き投光器(バルーンライト)の整備 検視場所の選定支援	県警
3-12-②	市町村遺体対応マニュアル策定支援、広域火葬体制の整備 安置所及び仮埋葬地の選定促進支援 広域火葬体制整備	健康
3-16-①	避難所の収容能力の拡大支援 既指定避難所の立地状況の確認 既指定避難所の収容能力の拡大	危機、土木
3-16-③	広域避難調整 広域避難調整の実施	危機
3-18-②	物資搬送ルートからの確保、検討 総合防災拠点から市町村受入拠点までの搬送ルートの確保・検討	危機

各対策間の連続性の確認シート（重点課題⑥ 応急期機能配置計画の策定）

【危機管理部】

項目番号	右の対策の前提となる対策	担当部局
3-18-②	物資搬送ルート上の確保、検討 総合防災拠点から市町村受入拠点までの搬送ルート上の確保・検討	危機
3-18-③	物資搬送手段の確保、検討 総合防災拠点から市町村受入拠点までの搬送手段の確保・検討	危機
3-18-④	県物資配送計画の策定 県物資配送計画の策定	危機
3-19-①	市町村物資受入、配送体制の整備 市町村物資受入拠点での受入・配送体制の整備	危機
3-19-②	市町村物資搬送ルート上の確保、検討 市町村受入拠点から避難所等までの搬送ルート上の確保・検討	危機
3-19-③	市町村物資搬送手段の確保、検討 市町村受入拠点から避難所等までの搬送手段の確保・検討	危機
3-19-④	市町村物資配送計画の策定 市町村物資配送計画の策定	危機
4-3-①	県災害廃棄物処理計画の検証 「高知県災害廃棄物処理計画Ver. 1 (H26.9)」のブラッシュアップ 広域連携等の検討	林環

項目番号	危機管理部の対策
3-5-①	応急期の機能配置計画の策定 (2/3ページ)

項目番号	左の対策を前提としている対策	担当部局
3-18-③	物資搬送手段の確保、検討 総合防災拠点から市町村受入拠点までの搬送手段の確保・検討	危機
3-18-④	県物資配送計画の策定 県物資配送計画の策定	危機
3-19-①	市町村物資受入、配送体制の整備 市町村物資受入拠点での受入・配送体制の整備	危機
3-19-②	市町村物資搬送ルート上の確保、検討 市町村受入拠点から避難所等までの搬送ルート上の確保・検討	危機
3-19-③	市町村物資搬送手段の確保、検討 市町村受入拠点から避難所等までの搬送手段の確保・検討	危機
3-19-④	市町村物資配送計画の策定 市町村物資配送計画の策定	危機
4-3-①	県災害廃棄物処理計画の検証 「高知県災害廃棄物処理計画Ver. 1 (H26.9)」のブラッシュアップ 広域連携等の検討	林環

各対策間の連続性の確認シート（重点課題⑥ 応急期機能配置計画の策定）

【危機管理部】

項目番号	右の対策の前提となる対策	担当部局
4-3-②	市町村災害廃棄物処理計画の策定促進 市町村災害廃棄物処理計画の策定に向け手引き、ひながたを活用した支援を実施 市町村職員等を対象とした業務説明会等の開催	林環
4-4-①	応急仮設住宅供給体制の整備 応急仮設住宅の実効性のある供給体制の整備	土木

項目番号	危機管理部の対策
3-5-①	応急期の機能配置計画の策定 (3/3ページ)

項目番号	左の対策を前提としている対策	担当部局
4-3-②	市町村災害廃棄物処理計画の策定促進 市町村災害廃棄物処理計画の策定に向け手引き、ひながたを活用した支援を実施 市町村職員等を対象とした業務説明会等の開催	林環
4-4-①	応急仮設住宅供給体制の整備 応急仮設住宅の実効性のある供給体制の整備	土木

各対策間の連続性の確認シート（重点課題⑦）高知市の長期浸水区域内における確実な避難と迅速な救助・救出

【危機管理部】

項目番号	右の対策の前提となる対策	担当部局
1-1-①	地震・津波への備えについての啓発活動 避難意識向上のための啓発の実施 「南海トラフ地震対策に備えちよき」等を活用した啓発	危機
1-2-①	市町村や地域が行う避難訓練等の支援 自主防災組織等の避難訓練等の実施 こうち防災備えちよき隊による地域防災活動のサポート	危機
1-3-①	自主防災組織の設立支援・活動強化 自主防災組織の設立の支援 自主防災組織活性化に向けた支援 自主防災組織に向いて学習会を実施	危機
2-8-①	既存住宅の耐震化支援 既存住宅の耐震化の支援（啓発・周知・補助）	土木
2-17-①	一時避難場所の確保（避難タワー等） 避難路・避難場所の整備の支援	危機
2-18-⑤	避難場所の資機材整備に対する支援 避難路・避難場所の安全性の現地点検の支援	危機
2-18-②	ブロック塀の安全対策の支援 ブロック塀の安全対策の支援	土木
2-18-③	老朽住宅等の除却の支援 老朽住宅等の除却の支援	土木

項目番号	危機管理部の対策
3-6-④	高知市長期浸水区域における救助 救出対策の検討 (1/3ページ)

項目番号	左の対策を前提としている対策	担当部局
2-16-①	市町村津波避難計画見直し支援 市町村津波避難計画見直しの支援	危機
2-16-②	地域津波避難計画の実効性の検証 地域津波避難計画の周知 地域津波避難計画内容の妥当性の確認	危機
2-17-①	一時避難場所の確保（避難タワー等） 避難路・避難場所の整備の支援	危機
3-6-⑧	消防団の資機材整備 消防団員の活動用資機材の整備の支援	危機
3-6-⑨	救助救出活動に備えた資機材整備 倒壊家屋や被災車両等からの救助・救出訓練を実施 電磁波探査装置の整備 マルチコプターの整備	県警
3-6-⑩	浸水域の救出活動体制の整備 救助用ボートを活用したボート操船訓練の実施 救助用ボートの増強配備の検討	県警
3-11-②	地域ごとの医療救護の行動計画の策定 地域ごとの医療救護の行動計画の策定	健康
3-11-④	医療救護の環境づくり 医療従事者を地域に搬送する仕組みづくり	健康

各対策間の連続性の確認シート（重点課題⑦ 高知市の長期浸水区域内における確実な避難と迅速な救助・救出）

項目番号	右の対策の前提となる対策	担当部局
2-19-①	高知港・宿毛湾港の防波堤整備 高知港の防波堤整備・改良	土木
2-20-①	浦戸湾港・湾内の整備 国直轄海岸堤防の地震・津波対策 県管理護岸、防潮堤（浦戸湾）の地震・津波対策	土木
2-21-②	河川堤防の耐震化 浦戸湾内の河川堤防の耐震化	土木
2-21-③	河川排水機場の耐震化・耐水化 浦戸湾に流入する河川の排水機場の耐震化・耐水化	土木
2-21-④	高知港排水機場の耐水化 高知港における排水機場の耐水化	土木
2-21-⑤	農業用排水機場の耐震化 農業用排水機場（高知市）の耐震化整備	農業
2-21-⑥	止水・排水資機材の調達システムの構築 止水・排水対策のための資機材の備蓄・調達	土木
2-22-①	海岸堤防の陸こう等の常時閉鎖 陸こうの常時閉鎖 管渠等の常時閉鎖	土木
3-6-⑦	警察署への自家発電設備整備 警察署の自家発電設備改修	県警
3-6-⑧	消防団の資機材整備 消防団員の活動用資機材の整備の支援	危機

項目番号	危機管理部の対策
3-6-④	高知市長期浸水区域における救助救出対策の検討 (2/3ページ)

各対策間の連続性の確認シート（重点課題⑦ 高知市の長期浸水区域内における確実な避難と迅速な救助・救出）

項目番号	右の対策の前提となる対策	担当部局
3-6-⑨	救助救出活動に備えた資機材整備 倒壊家屋や被災車両等からの救助・救出訓練を実施 電磁波探査装置の整備 マルチプロブターの整備	県警
3-6-⑩	浸水域の救出活動体制の整備 救助用ボートを活用したボート操船訓練の実施 救助用ボートの増強配備の検討	県警
3-22-①	市町村避難支援プランの策定支援 市町村における避難行動要支援者に係る個別計画の策定・訓練・見直しへの支援	福祉

項目番号	危機管理部の対策
3-6-④	高知市長期浸水域における救助救出対策の検討 (3/3ページ)

各対策間の連続性の確認シート（重点課題⑧ 震災に強い人づくり～県民への啓発の充実強化～）

【危機管理部】

項目番号	右の対策の前提となる対策	担当部局
	該当なし	

項目番号	危機管理部の対策
1-1-①	避難意識向上のための啓発の実施（1 / 3 ページ）

項目番号	左の対策を前提としている対策	担当部局
1-2-①	市町村や地域が行う避難訓練等の支援 自主防災組織等の避難訓練等の実施 こうち防災備えちよき隊による地域防災活動のサポート 実践的な訓練（人材育成研修、DI G）の実施	危機
1-3-①	自主防災組織の設立支援・活動強化 自主防災組織の設立の支援 市町村単位の自主防災組織の協議会設立の支援 自主防災組織活性化に向けた支援 自主防災人材育成研修の開催 4県（三重、和歌山、徳島、高知）連携 自主防災組織交流大会の実施 自主防災組織への情報配信	危機
2-8-①	既存住宅の耐震化支援 既存住宅の耐震化の支援（啓発・周知・補助）	土木
2-16-②	地域津波避難計画の実効性の検証 地域津波避難計画の周知 地域津波避難計画内容の妥当性の確認	危機
2-17-①	一時避難場所の確保（避難タワー等） 避難路・避難場所の整備の支援	危機
2-17-②	農村地域における避難タワー等の整備 農村地域における津波避難タワーの整備	農業
2-17-③	漁村地域における避難路・避難場所の整備 漁村地域における避難路・避難場所の整備の支援	水産

各対策間の連続性の確認シート（重点課題⑧ 震災に強い人づくり～県民への啓発の充実強化～）

項目番号	危機管理部の対策
1-1-①	避難意識向上のための啓発の実施（2/3ページ）



【危機管理部】

項目番号	左の対策を前提としている対策	担当部局
2-17-④	民間事業者への津波避難設備の整備支援 民間事業者が行う津波避難施設整備の支援	商工
2-17-⑤	高知新港への避難場所等の整備 港湾から堤外地に向かう避難路、避難場所等の整備	土木
2-17-⑥	海岸、公園への津波避難場所整備 海岸緑地公園利用者の避難場所の整備 公園等の利用者を対象とした津波避難場所の整備	土木
2-18-①	避難路、避難場所の現地点検の支援 避難路・避難場所の安全性の現地点検の支援	危機
2-18-②	ブロック塀の安全対策の支援 ブロック塀の安全対策の支援（啓発・周知・補助）	土木
2-18-③	老朽住宅等の除却の支援 老朽住宅等の除却の支援（啓発・周知・補助）	土木
2-18-④	山地災害危険地の避難路等の安全確保 山地災害危険地における避難路・避難場所の安全確保	林環
2-18-⑤	避難場所の資機材整備に対する支援 避難場所への発電機や通信機器等の資機材整備の支援 避難場所への防災倉庫、備蓄品等の整備の支援 避難場所への「かまどベンチ」や「非常用トイレ」の設置を支援	危機 土木
2-20-①	浦戸湾口・湾内の整備 県管理護岸、防潮堤（浦戸湾）の地震・津波対策	土木

各対策間の連続性の確認シート（重点課題⑧ 震災に強い人づくり～県民への啓発の充実強化～）

【危機管理部】

項目番号	危機管理部の対策
1-1-①	避難意識向上のための啓発の実施（3/3ページ）



項目番号	左の対策を前提としている対策	担当部署
2-20-②	県中央部海岸の整備 県管理護岸、防潮堤（県中央部）の地震・津波対策	土木
2-20-③	県管理・市町村管理海岸の整備 県管理護岸、防潮堤（その他の海岸）の地震・津波対策	土木
2-21-①	河川堤防・水門等の地震津波対策調査、設計 河川堤防・水門等の調査・設計	土木
2-21-②	河川堤防の耐震化 浦戸湾内の河川堤防の耐震化 浦戸湾外の河川堤防の耐震化	土木
2-21-③	河川排水機場の耐震化・耐水化 浦戸湾に流入する河川の排水機場の耐震化・耐水化	土木
2-21-④	高知港排水機場の耐水化 高知港における排水機場の耐水化	土木
2-21-⑤	農業用排水機場の耐震化 農業用排水機場（高知市）の耐震化整備	農業
2-22-①	海岸堤防の陸こう等の常時閉鎖 陸こうの常時閉鎖 管渠等の常時閉鎖	土木
2-22-②	保安施設堤防の陸こうの常時閉鎖 林業振興・環境部所管保安施設堤防の陸こうの常時閉鎖	林環

5 「高知県強靱化計画」の推進方針に対応した取組

高知県強靱化計画（平成27年8月策定）は、29の「起きてはならない最悪の事態」とそれを回避するための8の「事前に備えるべき目標」を設定しており、推進方針に基づく具体的な取組や目標設定は行動計画で位置付けることとしています。

以下のとおり、高知県強靱化計画に対応する取組を再整理しました。

【事前に備えるべき目標】

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

起きてはならない最悪の事態	推進方針	行動計画の取組（再掲）
建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者の発生	「耐震性の低い住宅や事業所等が倒壊する」ことを回避する	⇒ 2-8-① 既存住宅の耐震化支援 ⇒ 2-8-② 教育旅行等の受入家庭（民泊）の耐震化促進 ⇒ 2-9-① 市町村建築物の耐震化（小中学校除く） ⇒ 2-9-② 教職員住宅等の耐震化 ⇒ 2-9-③ 県庁施設等の耐震化 ⇒ 2-9-④ 牧野植物園資源植物研究センターの耐震化 ⇒ 2-9-⑤ 畜産試験場内施設の耐震化等 ⇒ 2-9-⑥ 内水面漁業センターの耐震化 ⇒ 2-10-① 保育所・幼稚園等の耐震化支援 ⇒ 2-10-② 私立学校の耐震化支援 ⇒ 2-11-① 医療施設の耐震化支援 ⇒ 2-11-② 社会福祉施設等の耐震化支援 ⇒ 2-15-② 既存住宅の部分的耐震対策の検討 ⇒ 3-27-① 被災建築物の応急危険度判定の体制整備 ⇒ 3-27-② 被災宅地の危険度判定の体制整備
	「家具類の転倒や非構造部材の落下塔が発生する」ことを回避する	⇒ 2-10-① 保育所・幼稚園等の耐震化支援 ⇒ 2-10-② 私立学校の耐震化支援 ⇒ 2-14-① 保育所・幼稚園等の室内安全対策 ⇒ 2-14-② 公立小中学校の室内安全対策 ⇒ 2-14-③ 私立学校の室内安全対策 ⇒ 2-14-④ 放課後子ども教室等の室内安全対策 ⇒ 2-14-⑥ 県立学校体育館の安全対策 ⇒ 2-14-⑦ 県立文化施設の安全対策 ⇒ 2-15-① 家具転倒防止対策
	「建築物やブロック等の倒壊により道路閉塞する」ことを回避する	⇒ 2-8-① 既存住宅の耐震化支援 ⇒ 2-8-② 教育旅行等の受入家庭（民泊）の耐震化促進 ⇒ 2-9-① 市町村建築物の耐震化（小中学校除く） ⇒ 2-9-② 教職員住宅等の耐震化 ⇒ 2-9-③ 県庁施設等の耐震化 ⇒ 2-9-④ 牧野植物園資源植物研究センターの耐震化 ⇒ 2-9-⑤ 畜産試験場内施設の耐震化等 ⇒ 2-9-⑥ 内水面漁業センター等の耐震化 ⇒ 2-10-① 保育所・幼稚園等の耐震化支援 ⇒ 2-10-② 私立学校の耐震化支援 ⇒ 2-11-① 医療施設の耐震化支援 ⇒ 2-11-② 社会福祉施設等の耐震化支援 ⇒ 2-12-① 事業者等の耐震化支援 ⇒ 2-12-② 大規模建築物等の耐震化支援 ⇒ 2-14-⑤ 県立学校ブロック塀等の改修 ⇒ 2-15-② 既存住宅の部分的耐震対策の検討 ⇒ 2-18-① 避難路、避難場所の現地点検の支援 ⇒ 2-18-② ブロック塀の安全対策の支援 ⇒ 2-18-③ 老朽住宅等の除却の支援
	「地震発生直後に近隣住民による共助ができない」ことを回避する	⇒ 1-2-① 市町村や地域が行う避難訓練等の支援 ⇒ 1-2-② 総合防災訓練実施 ⇒ 1-3-① 自主防災組織の設立支援・活動強化 ⇒ 1-3-② 消防学校での訓練 ⇒ 1-4-③ 救急救命講習の受講支援

起きてはならない最悪の事態	推進方針	行動計画の取組（再掲）
大規模津波による多数の死者・行方不明者の発生	「堤防や水門等のインフラが機能しない」ことを回避する	⇒ 2-19-① 高知港・宿毛湾港の防波堤整備 ⇒ 2-19-② 須崎港の津波防波堤整備、改良 ⇒ 2-20-① 浦戸湾口・湾内の整備 ⇒ 2-20-② 県中央部海岸の整備 ⇒ 2-20-③ 県管理・市町村管理海岸の整備 ⇒ 2-21-① 河川堤防・水門等の地震津波対策調査、設計 ⇒ 2-21-② 河川堤防の耐震化 ⇒ 2-21-③ 河川排水機場の耐震化・耐水化 ⇒ 2-21-④ 高知港排水機場の耐水化 ⇒ 2-21-⑤ 農業用排水機場の耐震化 ⇒ 2-21-⑦ 河川の整備 ⇒ 2-22-① 海岸堤防の陸こう等の常時閉鎖 ⇒ 2-22-② 保安施設堤防の陸こうの常時閉鎖
	「津波到達までに逃げきれない」ことを回避する	⇒ 1-2-① 市町村や地域が行う避難訓練等の支援 ⇒ 1-4-② 防災士の養成 ⇒ 2-1-① 地震・津波観測監視システム構築 ⇒ 2-12-① 事業者等の耐震化支援 ⇒ 2-12-② 大規模建築物等の耐震化支援 ⇒ 2-16-① 市町村津波避難計画見直し支援 ⇒ 2-16-② 地域津波避難計画の実効性の検証 ⇒ 2-16-③ 観光客の避難対策 ⇒ 2-16-④ 漁業関係者の避難対策 ⇒ 2-16-⑤ 港湾利用者の避難対策 ⇒ 2-16-⑥ 道路利用者の避難対策 ⇒ 2-17-① 一時避難場所の確保(避難タワー等) ⇒ 2-17-② 農村地域における避難タワー等の整備 ⇒ 2-17-③ 漁村地域における避難路・避難場所の整備 ⇒ 2-17-④ 民間事業者への津波避難設備の整備支援 ⇒ 2-17-⑤ 高知新港への避難場所等の整備 ⇒ 2-17-⑥ 海岸、公園への津波避難場所整備 ⇒ 2-17-⑦ 海岸、公園への避難誘導看板の整備 ⇒ 2-17-⑧ 道路法面避難階段の整備 ⇒ 2-18-① 避難路、避難場所の現地点検の支援 ⇒ 2-18-② ブロック塀の安全対策の支援 ⇒ 2-18-③ 老朽住宅等の除却の支援 ⇒ 2-18-④ 山地災害危険地の避難路等の安全確保 ⇒ 2-18-⑤ 避難場所の資機材整備に対する支援 ⇒ 3-6-⑪ 消防団員の確保対策
	「避難行動を取れない要配慮者が津波に飲み込まれる」ことを回避する	⇒ 1-4-② 防災士の養成 ⇒ 2-24-① 地域での高台移転の勉強会 ⇒ 2-24-③ 保育所・幼稚園等の移転検討、施設整備支援 ⇒ 2-24-④ 社会福祉施設の移転検討、施設整備支援 ⇒ 3-22-① 市町村避難支援プランの策定支援 ⇒ 3-22-④ 災害福祉広域支援体制の整備 ⇒ 3-23-③ 多言語による情報提供体制の整備
	「避難場所での滞在中に命を落とす」ことを回避する	⇒ 1-4-② 防災士の養成 ⇒ 3-11-① 救護活動への県民参加

起きてはならない 最悪の事態	推進方針	行動計画の取組（再掲）
地盤沈降に伴う長期的な市街地の浸水	「長期浸水域に多数の要救助者が取り残される」ことを回避する	⇒ 1-2-① 市町村や地域が行う避難訓練等の支援 ⇒ 1-4-② 防災士の養成 ⇒ 2-1-① 地震・津波観測監視システム構築 ⇒ 2-1-② 学校への緊急地震速報受信機の設置促進 ⇒ 2-12-① 事業者等の耐震化支援 ⇒ 2-12-② 大規模建築物等の耐震化支援 ⇒ 2-16-① 市町村津波避難計画見直し支援 ⇒ 2-16-② 地域津波避難計画の実効性の検証 ⇒ 2-16-③ 観光客の避難対策 ⇒ 2-17-① 一時避難場所の確保(避難タワー等) ⇒ 2-17-④ 民間事業者への津波避難設備の整備支援 ⇒ 2-18-⑤ 避難場所の資機材整備に対する支援 ⇒ 3-6-④ 長期浸水における救助救出体制の整備 ⇒ 3-6-⑪ 消防団員の確保対策 ⇒ 3-22-④ 災害福祉広域支援体制の整備
	「浸水の解消に長時間を要する」ことを回避する	⇒ 2-19-① 高知港・宿毛湾港の防波堤整備 ⇒ 2-19-② 須崎港の津波防波堤整備、改良 ⇒ 2-20-① 浦戸湾口・湾内の整備 ⇒ 2-20-② 県中央部海岸の整備 ⇒ 2-20-③ 県管理・市町村管理海岸の整備 ⇒ 2-21-① 河川堤防・水門等の地震津波対策調査、設計 ⇒ 2-21-② 河川堤防の耐震化 ⇒ 2-21-③ 河川排水機場の耐震化・耐水化 ⇒ 2-21-④ 高知港排水機場の耐水化 ⇒ 2-21-⑤ 農業用排水機場の耐震化 ⇒ 2-21-⑦ 河川の整備 ⇒ 2-22-① 海岸堤防の陸こう等の常時閉鎖 ⇒ 2-22-② 保安施設堤防の陸こうの常時閉鎖
	「救助活動に時間を要する」ことを回避する	⇒ 3-5-① 応急期の機能配置計画策定 ⇒ 3-6-④ 長期浸水における救助救出体制の整備 ⇒ 3-6-⑪ 消防団員の確保対策 ⇒ 3-8-② 総合防災拠点の資機材整備 ⇒ 3-9-① 応急救助機関の受入体制の整備 ⇒ 3-9-② 緊急消防援助隊の受入体制の整備 ⇒ 3-9-③ 広域緊急援助隊等の受入体制の整備 ⇒ 3-14-② 応急対策活動用燃料の確保
大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生	「住宅や要配慮者施設が崩壊土砂に飲み込まれる」ことを回避する	⇒ 2-27-① 土砂災害対策 ⇒ 2-27-② 農地の地すべり対策 ⇒ 2-27-③ 山地災害危険地区の地すべり対策 ⇒ 2-27-④ 大規模盛土造成宅地マップの作成
情報伝達の不備や防災意識の低さによる避難行動の遅れ等で、多数の死傷者の発生	「防災に取り組む意識が低い」ことを回避する	⇒ 1-1-① 地震・津波への備えについての啓発活動 ⇒ 1-2-① 市町村や地域が行う避難訓練等の支援 ⇒ 1-2-② 総合防災訓練実施 ⇒ 1-3-① 自主防災組織の設立支援・活動強化 ⇒ 1-3-② 消防学校での訓練 ⇒ 1-4-② 防災士の養成 ⇒ 1-4-③ 救急救命講習の受講支援 ⇒ 1-4-⑤ 女性防火クラブ・少年消防クラブ活動支援

起きてはならない最悪の事態	推進方針	行動計画の取組（再掲）
情報伝達の不備や防災意識の低さによる避難行動の遅れ等で、多数の死傷者の発生	「防災に取り組む意識が低い」ことを回避する	⇒ 2-1-① 地震・津波観測監視システム構築 ⇒ 2-1-② 学校への緊急地震速報受信機の設置促進 ⇒ 2-3-① 保育所・幼稚園等の防災対策 ⇒ 2-3-② 公立学校の防災対策 ⇒ 2-3-③ 私立学校の防災対策 ⇒ 2-3-④ 放課後子ども教室等の防災対策 ⇒ 2-5-① 防災対策マニュアル作成等支援 ⇒ 2-14-① 保育所・幼稚園等の室内安全対策 ⇒ 2-14-② 公立小中学校の室内安全対策 ⇒ 2-14-③ 私立学校の室内安全対策 ⇒ 2-14-④ 放課後子ども教室等の室内安全対策 ⇒ 2-15-① 家具転倒防止対策 ⇒ 2-16-① 市町村津波避難計画見直し支援 ⇒ 2-16-② 地域津波避難計画の実効性の検証 ⇒ 2-16-③ 観光客の避難対策 ⇒ 3-23-③ 多言語による情報提供体制の整備

【事前に備えるべき目標】

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	「備蓄や事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する」ことを回避する	⇒ 2-13-① ライフライン復旧対策の検討 ⇒ 2-13-② 水道施設の耐震化 ⇒ 2-13-④ 水供給システムの事前対策 ⇒ 2-18-⑤ 避難場所の資機材整備に対する支援 ⇒ 3-13-② 県警察職員等用備蓄 ⇒ 3-13-③ 保育所・幼稚園等の乳幼児・職員用備蓄 ⇒ 3-13-④ 私立学校の児童生徒・職員用備蓄 ⇒ 3-13-⑤ 県立学校の児童生徒・職員用備蓄の更新 ⇒ 3-13-⑥ 県立病院の患者・職員用備蓄の更新 ⇒ 3-17-① 県備蓄 ⇒ 3-17-② 市町村備蓄 ⇒ 3-17-③ 備蓄以外の水等の確保
	「支援物資が届かない」ことを回避する	⇒ 1-2-② 総合防災訓練実施 ⇒ 3-1-② ダム湖内の船舶輸送 ⇒ 3-1-⑤ 仮設道路計画作成 ⇒ 3-1-⑥ 港湾BCPの実効性の検証 ⇒ 3-2-① 橋梁の耐震化 ⇒ 3-2-② 法面防災対策 ⇒ 3-2-③ 四国8の字ネットワーク整備 ⇒ 3-3-① 防災拠点港の耐震化 ⇒ 3-3-② 防災拠点漁港の整備 ⇒ 3-8-① 総合防災拠点の運営体制の確立 ⇒ 3-8-② 総合防災拠点の資機材整備 ⇒ 3-13-③ 保育所・幼稚園等の乳幼児・職員用備蓄 ⇒ 3-13-④ 私立学校の児童生徒・職員用備蓄 ⇒ 3-13-⑤ 県立学校の児童生徒・職員用備蓄の更新 ⇒ 3-13-⑥ 県立病院の患者・職員用備蓄の更新 ⇒ 3-18-① 物資受入、配送体制の整備 ⇒ 3-18-② 物資搬送ルートの確保、検討 ⇒ 3-18-③ 物資搬送手段の確保、検討 ⇒ 3-18-④ 県物資配送計画の策定

起きてはならない最悪の事態	推進方針	行動計画の取組（再掲）
食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	「支援物資が届かない」ことを回避する	⇒ 3-19-① 市町村物資受入、配送体制の整備 ⇒ 3-19-② 市町村物資搬送ルートの確保、検討 ⇒ 3-19-③ 市町村物資搬送手段の確保、検討 ⇒ 3-19-④ 市町村物資配送計画の策定
多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生	「孤立集落の被害状況を把握できない」ことを回避する	⇒ 3-15-① 緊急用ヘリコプター離着陸場の整備支援 ⇒ 3-15-② 連絡通信体制の整備支援
警察・消防等の被災による救助・救急活動等の資源の絶対的不足	「応急活動を担う機関が機能を喪失する」ことを回避する	⇒ 3-6-① 災害対策本部体制の強化 ⇒ 3-6-⑤ 須崎市長期浸水対策の検討 ⇒ 3-6-⑦ 警察署への自家発電設備整備 ⇒ 3-6-⑧ 消防団の資機材整備 ⇒ 3-6-⑨ 救助救出活動に備えた資機材等整備 ⇒ 3-6-⑩ 浸水域の救出活動体制の整備 ⇒ 3-10-① 消防防災ヘリ航空隊基地の移転整備 ⇒ 3-10-② 警察ヘリ基地の整備 ⇒ 3-14-① 災害対応型給油所の整備支援 ⇒ 3-14-② 応急対策活動用燃料の確保 ⇒ 3-14-③ 継続的な救助活動のための燃料確保
	「応急活動を効率的に展開できない」ことを回避する	⇒ 1-2-② 総合防災訓練実施 ⇒ 1-4-① 県・市町村職員への研修 ⇒ 3-8-① 総合防災拠点の運営体制の確立 ⇒ 3-8-② 総合防災拠点の資機材整備 ⇒ 3-13-⑦ 応急活動時に必要な現金確保 ⇒ 3-14-① 災害対応型給油所の整備支援 ⇒ 3-14-② 応急対策活動用燃料の確保 ⇒ 3-14-③ 継続的な救助活動のための燃料確保
	「応急活動を行う人員・資源が不足する」ことを回避する	⇒ 1-4-① 県・市町村職員への研修 ⇒ 2-9-① 市町村建築物の耐震化(小中学校除く) ⇒ 3-5-① 応急期の機能配置計画策定 ⇒ 3-6-① 災害対策本部体制の強化 ⇒ 3-6-② 県退職者への協力要請 ⇒ 3-6-⑤ 須崎市長期浸水対策の検討 ⇒ 3-6-⑦ 警察署への自家発電設備整備 ⇒ 3-6-⑧ 消防団の資機材整備 ⇒ 3-6-⑨ 救助救出活動に備えた資機材等整備 ⇒ 3-6-⑩ 浸水域の救出活動体制の整備 ⇒ 3-6-⑪ 消防団員の確保対策 ⇒ 3-9-① 応急救助機関の受入体制の整備 ⇒ 3-9-② 緊急消防援助隊の受入体制の整備 ⇒ 3-9-③ 広域緊急援助隊等の受入体制の整備 ⇒ 3-14-① 災害対応型給油所の整備支援 ⇒ 3-14-② 応急対策活動用燃料の確保 ⇒ 3-14-③ 継続的な救助活動のための燃料確保

起きてはならない最悪の事態	推進方針	行動計画の取組（再掲）
<p>多数の避難者への避難所・福祉避難所の供与や避難所での生活が困難となる事態</p>	<p>「避難所を供与できない」ことを回避する</p>	<p>⇒ 2-9-① 市町村建築物の耐震化(小中学校除く) ⇒ 2-10-① 保育所・幼稚園等の耐震化支援 ⇒ 2-10-② 私立学校の耐震化支援 ⇒ 2-11-② 社会福祉施設等の耐震化支援 ⇒ 3-16-① 避難所の収容能力の拡大支援 ⇒ 3-16-② 避難所運営マニュアルの作成、訓練実施 ⇒ 3-16-③ 広域避難調整 ⇒ 3-16-④ 避難所への資機材整備支援 ⇒ 3-16-⑤ 避難所等における情報通信手段の確保、多様化 ⇒ 3-16-⑥ 公立学校の避難所運営訓練 ⇒ 3-22-① 市町村避難支援プランの策定支援 ⇒ 3-22-② 福祉避難所指定支援 ⇒ 3-22-③ 要配慮者の避難スペースの確保支援 ⇒ 3-22-④ 災害福祉広域支援体制の整備 ⇒ 3-23-① 重点継続要医療者への支援体制の整備 ⇒ 3-23-② 情報支援ボランティア登録支援 ⇒ 3-23-③ 多言語による情報提供体制の整備</p>
	<p>「ストレスの蓄積等により災害関連死が発生する」ことを回避する</p>	<p>⇒ 3-21-① 災害時心のケア体制の整備 ⇒ 3-21-② 心のケア活動を担う人材育成</p>
	<p>「避難生活が長期化する」ことを回避する</p>	<p>⇒ 4-4-① 応急仮設住宅供給体制の整備 ⇒ 4-4-② 建築資材の安定供給の体制整備 ⇒ 4-5-① 応急借上住宅制度の充実 ⇒ 4-5-② 県外での被災者受入体制の検討 ⇒ 4-6-① 災害公営住宅建設計画の策定 ⇒ 4-7-① 住宅早期復旧に向けた体制整備</p>
<p>医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺</p>	<p>「医療施設が機能を喪失する」ことを回避する</p>	<p>⇒ 2-4-① 病院など医療救護施設における防災対策 ⇒ 2-4-② 県立病院の防災対策 ⇒ 2-11-① 医療施設の耐震化支援 ⇒ 3-11-② 地域ごとの医療救護の行動計画の策定 ⇒ 3-11-④ 医療救護の環境づくり ⇒ 3-11-⑥ 歯科医療提供体制の整備 ⇒ 3-11-⑦ 透析医療提供体制等の整備</p>
	<p>「支援ルートが途絶する」ことを回避する</p>	<p>⇒ 3-11-② 地域ごとの医療救護の行動計画の策定 ⇒ 3-11-③ 医療救護活動を担う人材の育成 ⇒ 3-11-④ 医療救護の環境づくり ⇒ 3-11-⑥ 歯科医療提供体制の整備 ⇒ 3-11-⑦ 透析医療提供体制等の整備 ⇒ 3-23-① 重点継続要医療者への支援体制の整備 ⇒ 3-23-② 情報支援ボランティア登録支援 ⇒ 3-23-③ 多言語による情報提供体制の整備</p>
	<p>「医療資源が不足する」ことを回避する</p>	<p>⇒ 3-11-② 地域ごとの医療救護の行動計画の策定 ⇒ 3-11-③ 医療救護活動を担う人材の育成 ⇒ 3-11-④ 医療救護の環境づくり ⇒ 3-11-⑤ 医薬品等の供給・確保体制の整備 ⇒ 3-11-⑥ 歯科医療提供体制の整備 ⇒ 3-11-⑦ 透析医療提供体制等の整備 ⇒ 3-23-① 重点継続要医療者への支援体制の整備</p>

起きてはならない最悪の事態	推進方針	行動計画の取組（再掲）
被災地における疫病・感染症等の大規模発生	「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避する	⇒ 2-13-① ライフライン復旧対策の検討 ⇒ 2-13-② 水道施設の耐震化 ⇒ 2-13-③ 下水道施設の耐震化、業務継続への取組 ⇒ 2-13-④ 水供給システムの事前対策 ⇒ 3-25-① 市町村災害時保健活動マニュアル策定支援
	「衛生環境が悪化する」ことを回避する	⇒ 2-13-① ライフライン復旧対策の検討 ⇒ 2-13-② 水道施設の耐震化 ⇒ 2-13-③ 下水道施設の耐震化、業務継続への取組 ⇒ 2-13-④ 水供給システムの事前対策 ⇒ 3-12-① 検視用機材備蓄、検視場所選定 ⇒ 3-12-② 市町村遺体対応マニュアル策定支援、広域火葬体制の整備 ⇒ 3-25-① 災害時保健活動の体制整備

【事前に備えるべき目標】

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

起きてはならない最悪の事態	推進方針	行動計画の取組（再掲）
行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	「施設が被災し行政機能を喪失する」ことを回避する	⇒ 2-9-① 市町村建築物の耐震化(小中学校除く) ⇒ 2-9-② 教職員住宅等の耐震化 ⇒ 2-9-③ 県庁施設等の耐震化 ⇒ 2-9-④ 牧野植物園資源植物研究センターの耐震化 ⇒ 2-9-⑤ 畜産試験場内施設の耐震化等 ⇒ 2-9-⑥ 内水面漁業センター等の耐震化 ⇒ 2-9-⑦ 内水面漁業センター・水産試験場の耐震化 ⇒ 2-12-② 大規模建築物等の耐震化支援 ⇒ 2-24-⑤ 県有建築物の移転検討 ⇒ 3-6-① 災害対策本部体制の強化 ⇒ 3-6-② 県退職者への協力要請 ⇒ 3-6-③ 県職員の参集体制の整備 ⇒ 3-6-⑬ 県庁本庁舎・西庁舎・北庁舎の業務継続体制の確保 ⇒ 3-6-⑭ 県への派遣要請の即時対応化
	「職員が参集できない」ことを回避する	⇒ 1-4-① 県・市町村職員への研修 ⇒ 3-4-② 警察情報システムのバックアップ ⇒ 3-4-④ 安否確認システムの円滑な運用 ⇒ 3-6-① 災害対策本部体制の強化 ⇒ 3-6-② 県退職者への協力要請 ⇒ 3-6-③ 県職員の参集体制の整備

【事前に備えるべき目標】

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

起きてはならない最悪の事態	推進方針	行動計画の取組（再掲）
情報通信の長期停止による災害情報が伝達できない事態	「情報通信の長期停止による災害情報が伝達できない」ことを回避する	⇒ 2-13-① ライフライン復旧対策の検討 ⇒ 3-3-③ 漁船での緊急輸送体制の整備 ⇒ 3-4-① 庁内クラウド整備、情報ハイウェイの震災対策 ⇒ 3-4-② 警察情報システムのバックアップ ⇒ 3-4-④ 安否確認システムの円滑な運用 ⇒ 3-4-⑤ 県庁ホームページの緊急時の情報発信の仕組みの整備等 ⇒ 3-4-⑥ 県庁窓口受付体制の整備 ⇒ 3-4-⑦ 観光地における観光客(一次避難者)に対する交通情報等の提供

【事前に備えるべき目標】

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る

起きてはならない最悪の事態	推進方針	行動計画の取組（再掲）
事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済の停滞	「事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済が停滞する」ことを回避する	⇒ 2-5-① 防災対策マニュアル作成等支援 ⇒ 2-12-① 事業者等の耐震化支援 ⇒ 2-13-① ライフライン復旧対策の検討 ⇒ 2-24-② 高台への工業団地整備 ⇒ 4-9-① 交通・運輸事業者のBCP策定 ⇒ 4-10-① 建設業者のBCP策定 ⇒ 4-14-① 商工業者のBCP策定 ⇒ 4-14-② 商工会・商工会議所のBCP改正促進 ⇒ 4-15-② 旅館、ホテルのBCP策定 ⇒ 4-16-① 事業者全般のBCP策定
タナスカ石油基地の損壊、火災、爆発等	「タナスカ石油基地の損壊、火災、爆発等が発生する」ことを回避する	⇒ 2-26-① タナスカ地区等の石油ガス施設対策 ⇒ 3-14-① 災害対応型給油所の整備支援 ⇒ 3-14-② 応急対策活動用燃料の確保 ⇒ 3-14-③ 継続的な救助活動のための燃料確保
基幹的交通ネットワーク（高速道路、空港、港湾等）の機能停止	「基幹的交通ネットワーク（高速道路、空港、港湾等）の機能停止する」ことを回避する	⇒ 3-1-① 道路啓開計画の策定 ⇒ 3-1-③ 重機リース会社などへの協力依頼 ⇒ 3-1-④ 啓開道路の橋梁耐震化 ⇒ 3-1-⑤ 仮設道路計画作成 ⇒ 3-1-⑥ 港湾BCPの実効性の検証 ⇒ 3-1-⑦ 高知龍馬空港の復旧対策の情報共有 ⇒ 3-2-① 橋梁の耐震化 ⇒ 3-2-② 法面防災対策 ⇒ 3-2-③ 四国8の字ネットワーク整備 ⇒ 3-3-① 防災拠点港の耐震化 ⇒ 3-3-② 防災拠点漁港の整備 ⇒ 3-3-③ 漁船での緊急輸送体制の整備
金融サービス等の機能停止による県民生活への甚大な影響	「金融サービス等の機能停止による県民生活への甚大な影響が生じる」ことを回避する	⇒ 3-20-② 金融機関の決済機能や現金供給機能の維持 ⇒ 3-20-⑤ 給付金等の支払方法等の検討
食料等の安定供給の停滞	「生産基盤等が致命的な被害を受け、食料等を生産できない」ことを回避する	⇒ 2-21-⑤ 農業用排水機場の耐震化 ⇒ 4-11-① JAグループのBCP策定 ⇒ 4-11-② 除塩マニュアルの見直し ⇒ 4-12-① 木材加工業界のBCP策定 ⇒ 4-13-① 漁協のBCP策定

【事前に備えるべき目標】

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

起きてはならない最悪の事態	推進方針	行動計画の取組（再掲）
電気、石油、ガスの供給機能の停止	「電気、石油、ガスの供給機能の停止する」ことを回避する	⇒ 2-13-① ライフライン復旧対策の検討
上水道等の長期間にわたる供給停止	「上水道等の長期間にわたる供給停止する」ことを回避する	⇒ 2-13-① ライフライン復旧対策の検討 ⇒ 2-13-② 水道施設の耐震化
汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	「汚水処理施設等が長期間にわたり機能停止する」ことを回避する	⇒ 2-13-① ライフライン復旧対策の検討 ⇒ 2-13-③ 下水道施設の耐震化、業務継続への取組
地域交通ネットワークが分断する事態	「地域交通ネットワークが分断する」ことを回避する	⇒ 2-12-② 大規模建築物等の耐震化支援 ⇒ 3-1-① 道路啓開計画の策定 ⇒ 3-1-③ 重機リース会社などへの協力依頼 ⇒ 3-1-④ 啓開道路の橋梁耐震化 ⇒ 3-1-⑤ 仮設道路計画作成 ⇒ 3-1-⑥ 港湾BCPの実効性の検証 ⇒ 3-2-① 橋梁の耐震化 ⇒ 3-2-② 法面防災対策 ⇒ 3-2-⑤ 防災拠点施設への経路確保 ⇒ 3-2-⑦ 緊急通行訓練・信号機停電対策

【事前に備えるべき目標】

7. 制御不能な二次災害を発生させない

起きてはならない最悪の事態	推進方針	行動計画の取組（再掲）
地震火災、津波火災による市街地の延焼拡大	「地震火災、津波火災により市街地が延焼拡大する」ことを回避する	⇒ 2-25-① 密集市街地における地震火災対策 ⇒ 2-25-② 密集市街地の整備 ⇒ 2-26-② 農業用燃料タンク対策 ⇒ 2-26-③ 漁業用屋外燃料タンク対策 ⇒ 2-26-④ 港湾内燃料タンク対策 ⇒ 2-26-⑤ 高圧ガス施設対策 ⇒ 2-26-⑥ 車両火災対策
ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	「ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全により二次災害が発生する」ことを回避する	⇒ 2-28-① 県管理ダムの耐震化 ⇒ 2-28-② 国・事業者管理ダムの耐震照査、情報収集 ⇒ 2-28-③ 県公営企業局管理ダム等の耐震化 ⇒ 2-29-① ため池の耐震化
有害物質の大規模拡散・流出	「有害物質の大規模拡散・流出が発生する」ことを回避する	⇒ 2-26-② 農業用燃料タンク対策 ⇒ 2-26-③ 漁業用屋外燃料タンク対策 ⇒ 2-26-④ 港湾内燃料タンク対策 ⇒ 4-14-① 商工業者のBCP策定 ⇒ 4-16-① 事業者全般のBCP策定

【事前に備えるべき目標】

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態	推進方針	行動計画の取組（再掲）
災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	「災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる」ことを回避する	⇒ 4-3-① 県災害廃棄物処理計画の検証 ⇒ 4-3-② 市町村災害廃棄物処理計画の策定促進 ⇒ 4-3-⑤ 生活環境課題対応行政職員の育成
啓開等の復旧・復興を担う資源の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	「啓開等の復旧・復興を担う資源の不足により復旧・復興が大幅に遅れる」ことを回避する	⇒ 3-1-① 道路啓開計画の策定 ⇒ 3-1-③ 重機リース会社などへの協力依頼 ⇒ 3-1-⑤ 仮設道路計画作成 ⇒ 4-8-① 都市の復興のための事前準備 ⇒ 4-8-② 地籍調査の支援
地域コミュニティの崩壊や被災者への支援の遅れ、復興計画が定まらない等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	「地域コミュニティの崩壊や被災者への支援の遅れ、復興計画が定まらない等により復旧・復興が大幅に遅れる」ことを回避する	⇒ 2-5-① 防災対策マニュアル作成等支援 ⇒ 3-20-④ 運転免許証再交付体制の整備 ⇒ 4-1-② 復興方針策定の事前準備 ⇒ 4-2-① 県立学校・公立小中学校のBCP策定 ⇒ 4-2-② 保育所・幼稚園等のBCP策定 ⇒ 4-4-① 応急仮設住宅供給体制の整備 ⇒ 4-5-① 応急借上住宅制度の充実 ⇒ 4-5-② 県外での被災者受入体制の検討 ⇒ 4-6-① 災害公営住宅建設計画の策定 ⇒ 4-7-① 住宅早期復旧に向けた体制整備 ⇒ 4-8-① 都市の復興のための事前準備 ⇒ 4-8-② 地籍調査の支援 ⇒ 4-14-① 商工業者のBCP策定 ⇒ 4-14-② 商工会・商工会議所のBCP改正促進 ⇒ 4-15-② 旅館、ホテルのBCP策定 ⇒ 4-16-① 事業者全般のBCP策定
市街地の長期浸水により復旧・復興が大幅に遅れる事態	「長期浸水により復旧・復興が大幅に遅れる」ことを回避する	⇒ 2-19-② 須崎港の津波防波堤整備、改良 ⇒ 2-20-① 浦戸湾口・湾内の整備 ⇒ 2-20-② 県中央部海岸の整備 ⇒ 2-20-③ 県管理・市町村管理海岸の整備 ⇒ 2-21-① 河川堤防・水門等の地震津波対策調査、設計 ⇒ 2-21-② 河川堤防の耐震化 ⇒ 2-21-③ 河川排水機場の耐震化・耐水化 ⇒ 2-21-④ 高知港排水機場の耐水化 ⇒ 2-21-⑤ 農業用排水機場の耐震化 ⇒ 2-21-⑦ 河川の整備

6 「南海トラフ地震における応急期対策のあり方に関する懇談会」 (医療)の提言を踏まえた取組

懇談会では、本県が今後具体的に検討すべき取組を「提言」として取りまとめており、この提言を基にできることから着実に進めることで、南海トラフ地震対策の実効性を一層高めていきます。

以下のとおり、提言を踏まえた第3期行動計画の取組を再整理しました。

ア 急性期（発災直後～3日後）

(ア) 前方展開型の医療救護活動を実現するための体制の整備

具体的に検討すべき取組み	行動計画の取組（再掲）
①医療救護活動の場の確保(面的な前方展開)	1. 医療救護所、救護病院の必要に応じた指定の増 ⇒ 3-11-② 地域ごとの医療救護の行動計画の策定
	2. 救護病院や災害拠点病院の耐震化、高層化、移転などによる防災・減災対策の促進 ⇒ 2-11-① 医療施設の耐震化支援 ⇒ 2-12-② 大規模建築物等の耐震化支援
	3. 総合防災拠点への医療活動の支援機能の整備 ⇒ 3-8-② 総合防災拠点の資機材整備 ⇒ 3-11-④ 医療救護の環境づくり
	4. 休日や夜間に発災した場合に、地域の拠点となる医療機関に、域外に居住する医療従事者を迅速に搬送する仕組みの構築 ⇒ 3-11-④ 医療救護の環境づくり
	5. 医師や看護師の確保策の推進 ⇒ 「第3期日本一の健康長寿県構想」における取組を推進
	6. DMATやJMAT等の搬送手段の確保や災害拠点病院における受援計画の策定 ⇒ 2-4-① 病院など医療救護施設における防災対策 ⇒ 2-4-② 県立病院の防災対策 ⇒ 3-11-④ 医療救護の環境づくり
②提供する医療の向上(質的な前方展開)	1. 講演会等による全医療従事者を対象とした災害医療への理解の深化 ⇒ 3-11-③ 医療救護活動を担う人材の育成
	2. 医師を対象とした研修機会の創設による初期対応の修得支援 ⇒ 3-11-③ 医療救護活動を担う人材の育成
	3. 各地域における医療機関を総動員する体制の構築 ⇒ 3-11-② 地域ごとの医療救護の行動計画の策定
	4. 医療救護所等への必要な資機材、医薬品の整備 ⇒ 2-4-① 病院など医療救護施設における防災対策 ⇒ 3-11-⑤ 医薬品等の供給・確保体制の整備 ⇒ 3-11-⑥ 歯科医療提供体制の整備
	5. 資機材整備、自家発電や貯水槽などのライフライン代替機能の確保による病院の機能強化 ⇒ 2-4-① 病院など医療救護施設における防災対策
	6. BCPの策定、防災訓練の実施などを通じた災害対応力の向上 ⇒ 2-4-① 病院など医療救護施設における防災対策 ⇒ 2-4-② 県立病院の防災対策
	7. 患者収容能力の向上などによる災害拠点病院の更なる機能強化 ⇒ 2-4-① 病院など医療救護施設における防災対策 ⇒ 2-4-② 県立病院の防災対策
	8. 災害時における救急救命士や看護師の業務のあり方を含めた、災害時のメディカルコントロール体制の整備 ⇒ 論点整理から進める
③県民による医療救護活動への参画	1. 日赤や消防が行う普通救命講習などを通じた県民による応急手当の普及 ⇒ 1-4-② 防災士の養成 ⇒ 1-4-③ 救急救命講習の受講支援 ⇒ 3-11-① 救護活動への県民参加

(イ) 医療救護活動をさらに強化するための環境の整備

具体的に検討すべき取り組み	行動計画の取組（再掲）
①被災地での医療機能の強化	<p>1. ヘリ等の搬送手段の拡充による早期かつ大量の外部支援(DMAT等)の投入及び負傷者の域外搬送の実現 ⇒ 政策提言の実施</p> <p>2. DMATやJMAT等の医療救護チームを組織的に編成・運営する総合的な調整の体制整備 ⇒ 政策提言の実施</p> <p>3. 被災地において、一定期間、包括的、自己完結的に医療を提供する組織の派遣の仕組み ⇒ 政策提言の実施</p> <p>4. 長期的な孤立が想定される被災地において活動する医療チームの設置(医療モジュールと運営人材がセットとなったチームの常設または発災後の迅速な配備) ⇒ 政策提言の実施</p> <p>5. 自衛艦や多目的船など海上からの支援の優先配備 ⇒ 政策提言の実施</p> <p>6. 陸上自衛隊衛生隊の後方支援部隊など災害医療関係機関の誘致 ⇒ まずは既存の隊との関係強化を実施</p> <p>7. 自衛隊医療チームの拡充 ⇒ まずは既存の隊との関係強化を実施</p> <p>8. 諸外国との連携 ⇒ 県総合防災訓練への参加など、機会を捉えた関係づくりから実施</p>
②インフラやライフラインの確保・早期復旧	<p>1. 堤防などのハード整備による被災しない環境づくり ⇒ 2-19-① 高知港・宿毛湾港の防波堤整備 ⇒ 2-19-② 須崎港の津波防波堤整備、改良 ⇒ 2-20-① 浦戸湾口・湾内の整備 ⇒ 2-20-② 県中央部海岸の整備 ⇒ 2-20-③ 県管理・市町村管理海岸の整備 ⇒ 2-21-① 河川堤防・水門等の地震津波対策調査、設計 ⇒ 2-21-② 河川堤防の耐震化 ⇒ 2-21-③ 河川排水機場の耐震化・耐水化 ⇒ 2-21-④ 高知港排水機場の耐水化 ⇒ 2-21-⑤ 農業用排水機場の耐震化 ⇒ 2-21-⑥ 止水・排水資機材の調達システムの構築 ⇒ 2-21-⑦ 河川の整備 ⇒ 2-22-① 海岸堤防の陸こう等の常時閉鎖 ⇒ 2-22-② 保安施設堤防の陸こうの常時閉鎖 ⇒ 2-23-⑤ 港湾等の津波漂流物対策 ⇒ 2-26-① タナスカ地区等の石油ガス施設対策 ⇒ 2-27-② 農地の地すべり対策 ⇒ 2-27-③ 山地災害危険地区の地すべり対策 ⇒ 2-28-① 県管理ダムの耐震化 ⇒ 2-28-② 国・事業者管理ダムの耐震照査、情報収集 ⇒ 2-28-③ 県公営企業局管理ダム等の耐震化 ⇒ 2-29-① ため池の耐震化</p> <p>2. 揺れや津波に強い道路等への改修や新設 ⇒ 3-1-④ 啓開道路の橋梁耐震化 ⇒ 3-2-① 橋梁の耐震化 ⇒ 3-2-② 法面防災対策 ⇒ 3-2-③ 四国8の字ネットワーク整備</p>

具体的に検討すべき取り組み		行動計画の取組（再掲）
②インフラやライフラインの確保・早期復旧	3. 行政、自衛隊、民間事業者が連携した道路等の早期啓開	⇒ 3-1-① 道路啓開計画の策定 ⇒ 3-1-② ダム湖内の船舶輸送 ⇒ 3-1-③ 重機リース会社などへの協力依頼 ⇒ 3-1-⑤ 仮設道路計画作成 ⇒ 3-1-⑥ 港湾BCPの実効性の検証 ⇒ 3-1-⑦ 高知竜馬空港の復旧対策の情報共有 ⇒ 3-2-⑦ 緊急通行訓練・信号機停電対策 ⇒ 3-14-① 災害対応型給油所の整備支援
③救助・救命力の向上	1. 消防団員、防災士等の確保と救助・応急手当に関する技術の向上	⇒ 1-4-② 防災士の養成 ⇒ 3-6-⑩ 消防団員の確保対策
④県民の防災・減災の取組とボランティア意識の醸成	1. 地震・津波に関する迅速な情報提供の実施	⇒ 2-1-① 地震・津波観測監視システム構築 ⇒ 2-16-③ 観光客の避難対策 ⇒ 2-16-④ 漁業関係者の避難対策
	2. 防災教育、訓練の支援と充実	⇒ 1-2-① 市町村や地域が行う避難訓練等の支援 ⇒ 1-4-⑤ 女性防火クラブ・少年消防クラブ活動支援 ⇒ 2-3-① 保育所・幼稚園等の防災対策 ⇒ 2-3-② 公立学校の防災対策 ⇒ 2-3-③ 私立学校の防災対策 ⇒ 2-3-④ 放課後子ども教室等の防災対策 ⇒ 2-16-③ 観光客の避難対策 ⇒ 2-16-④ 漁業関係者の避難対策 ⇒ 2-16-⑤ 港湾利用者の避難対策 ⇒ 2-27-① 土砂災害対策
	3. 自主防災活動の促進	⇒ 1-3-① 自主防災組織の設立支援・活動強化 ⇒ 1-3-② 消防学校での訓練
	4. 住宅の耐震化、家具の固定、備蓄等の促進	⇒ 1-1-① 地震・津波への備えについての啓発活動 ⇒ 2-8-① 既存住宅の耐震化支援 ⇒ 2-15-① 家具転倒防止対策 ⇒ 2-15-② 既存住宅の部分的耐震対策の検討 ⇒ 3-17-① 県備蓄 ⇒ 3-17-② 市町村備蓄 ⇒ 3-17-③ 備蓄以外の水等の確保
	5. 避難所運営などの共助、ボランティアに参加することの意識の醸成	⇒ 1-1-① 地震・津波への備えについての啓発活動 ⇒ 3-16-② 避難所運営マニュアルの作成、訓練実施 ⇒ 3-24-① ボランティアセンターの運営体制の強化
	6. 通常の医療と災害時の医療についての理解の促進	⇒ 1-1-① 地震・津波への備えについての啓発活動 ⇒ 3-11-① 救護活動への県民参加

イ 亜急性期から慢性期初期（４日目～１ヶ月後）

具体的に検討すべき取り組み		行動計画の取組（再掲）
(ア)長期浸水対策	1. 浸水エリアにある医療機関の備蓄の強化(食糧、燃料) 2. 浸水高を考慮した建築や改修による被害の軽減 3. 患者が安全に避難するための防災設備や器具の開発などの促進 4. 長期浸水が想定される他の地域とも連携した対策の検討や提言活動の実施 5. 100年で繰り返す発生する災害であることを意識したまちづくり	⇒ 2-4-① 病院など医療救護施設における防災対策 ⇒ 2-4-① 病院など医療救護施設における防災対策 ⇒ 2-7-① 製品開発支援、導入促進、販路拡大 ⇒ 高知市など対象自治体との対応の検討から開始 ⇒ 南海トラフ地震対策全体を通じた取組として実施
(イ)災害時要配慮者対策	1. 発災後の円滑な対応につなげるための事前の情報把握、個別計画の策定 2. 透析コーディネータの設置等、発災後の医療提供を迅速に実施する体制づくり 3. 医療機関等への資機材整備や物資の優先供給	⇒ 3-22-① 市町村避難支援プランの策定支援 ⇒ 3-22-② 福祉避難所指定支援 ⇒ 3-22-③ 要配慮者の避難スペースの確保支援 ⇒ 3-22-④ 災害福祉広域支援体制の整備 ⇒ 3-23-① 重点継続要医療者への支援体制の整備 ⇒ 3-11-⑦ 透析医療提供体制等の整備 ⇒ 2-4-① 病院など医療救護施設における防災対策 ⇒ 3-11-⑦ 透析医療提供体制等の整備
(ウ)避難所対策	1. 避難所運営組織に公衆衛生の役割を担う班を設置し、住民力を活用した衛生管理や生活不活発病予防の実施 2. 保健支援チームの健康相談等による医療が必要な者の早期発見 3. JMAT等の医療救護チームの巡回診療による医療が必要な者の早期治療	⇒ 3-25-① 災害時保健活動の体制整備 ⇒ 3-25-① 災害時保健活動の体制整備 ⇒ 3-11-② 地域ごとの医療救護の行動計画の策定
(エ)病院避難対策	1. 被災した医療機関の入院患者等を他の医療機関に避難・転院させる対策の検討	⇒ 2-4-① 病院など医療救護施設における防災対策

7 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」 (国) と連携した取組

「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（平成27年3月策定）」において定められた国等の支援と連携する取組を、以下のとおり再整理しました。

1. 緊急輸送ルート計画

被害が甚大な被災地域へ到達するためのアクセス確保が全ての災害応急対策活動の基礎であることに鑑み、発災直後から全国からの人員、物資、燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、緊急輸送ルートを確保するための体制を構築します。

国が実施する対策	地方公共団体が担う役割	行動計画の取組（再掲）
あらかじめ早急に通行を確保すべき道路等を設定	あらかじめ通行を確保すべき道路等を定め、防災関係機関の間で広く情報を共有	⇒ 3-1-① 道路啓開計画の策定
発災後、最優先に通行可否情報情報の収集、啓開活動、必要に応じた交通規制等を実施	発災後、通行可否情報を遅延なく集約し、防災関係機関の間で広く情報を共有	⇒ 3-1-① 道路啓開計画の策定
	必要に応じた啓開活動・応急復旧を実施し、早期の通行を確保	⇒ 3-4-① 庁内クラウド整備、情報ハイウェイの震災対策 ⇒ 2-12-② 大規模建築物等の耐震化の促進 ⇒ 3-1-① 道路啓開計画の策定 ⇒ 3-1-③ 重機リース会社などへの協力依頼 ⇒ 3-1-④ 啓開道路の橋梁耐震化 ⇒ 3-1-⑤ 仮設道路計画作成 ⇒ 3-1-⑥ 港湾BCPの実効性の検証 ⇒ 3-2-① 橋梁の耐震化 ⇒ 3-2-② 法面防災対策 ⇒ 3-2-③ 四国8の字ネットワーク整備 ⇒ 3-2-④ 鉄道橋梁等の耐震化 ⇒ 3-2-⑤ 防災拠点施設への経路確保 ⇒ 3-2-⑦ 緊急通行訓練・信号機停電対策 ⇒ 3-3-① 防災拠点港の耐震化 ⇒ 3-3-② 防災拠点漁港の整備 ⇒ 3-3-③ 漁船での緊急輸送体制の整備 ⇒ 3-14-① 災害対応型給油所の整備支援 ⇒ 3-14-② 応急対策活動用燃料の確保
	緊急輸送路を確保するため、直ちに一般車両の通行を規制するなど必要な交通規制を実施	⇒ 高知県警において事前指定済み

2. 救助・救急・消火活動等に係る計画

甚大な被害に対して、発災直後から、県内の警察・消防を最大限に動員するとともに、全国から警察災害派遣隊、緊急消防援助対及び自衛隊の災害派遣部隊を可能な限りの確に投入するための初動期における活動体制を構築します。

国が実施する対策	地方公共団体が担う役割	行動計画の取組（再掲）
被災府県の警察、消防力を最大限動員したうえで、広域応援部隊を被害が甚大な地域に重点的かつ迅速に投入	県内の警察、消防機関等の部隊の活動体制の確立	⇒ 1-2-② 総合防災訓練実施 ⇒ 1-4-① 県・市町村職員への研修 ⇒ 1-4-③ 救急救命講習の受講支援 ⇒ 3-6-① 災害対策本部体制の強化 ⇒ 3-6-④ 長期浸水における救助救出体制の整備 ⇒ 3-6-⑤ 須崎市長期浸水対策の検討 ⇒ 3-6-⑦ 警察署への自家発電設備整備 ⇒ 3-6-⑧ 消防団の資機材整備 ⇒ 3-6-⑨ 救助救出活動に備えた資機材等整備 ⇒ 3-6-⑩ 浸水域の救出活動体制の整備 ⇒ 3-6-⑪ 消防団員の確保対策

国が実施する対策	地方公共団体が担う役割	行動計画の取組（再掲）
被災府県の警察、消防力を最大限動員したうえで、広域応援部隊を被害が甚大な地域に重点的かつ迅速に投入	県内の警察、消防機関等の部隊の活動体制の確立	⇒ 3-7-① 市町村業務継続計画策定支援 ⇒ 3-9-① 応急救助機関の受入体制の整備 ⇒ 3-9-② 緊急消防援助隊の受入体制の整備 ⇒ 3-9-③ 広域緊急援助隊等の受入体制の整備 ⇒ 3-10-① 消防防災ヘリ航空隊基地の移転整備 ⇒ 3-10-② 警察ヘリ基地の整備
発災時の情報共有	迅速な被害状況の把握体制と発信手法の確立	⇒ 1-2-② 総合防災訓練実施 ⇒ 1-4-① 県・市町村職員への研修 ⇒ 3-4-① 庁内クラウド整備、情報ハイウェイの震災対策 ⇒ 3-6-① 災害対策本部体制の強化 ⇒ 3-6-④ 長期浸水における救助救出体制の整備 ⇒ 3-6-⑤ 須崎市長期浸水対策の検討 ⇒ 3-6-⑦ 警察署への自家発電設備整備 ⇒ 3-6-⑧ 消防団の資機材整備 ⇒ 3-6-⑨ 救助救出活動に備えた資機材等整備 ⇒ 3-9-① 応急救助機関の受入体制の整備 ⇒ 3-9-② 緊急消防援助隊の受入体制の整備 ⇒ 3-9-③ 広域緊急援助隊等の受入体制の整備 ⇒ 3-15-① 緊急用ヘリコプター離着陸場の整備支援
被害が甚大と見込まれる地域に対して、全国から最大勢力の応援部隊を可能な限りの確に投入	県内の警察、消防機関での応援部隊の受け入れ体制を確立	⇒ 1-2-② 総合防災訓練実施 ⇒ 1-4-① 県・市町村職員への研修 ⇒ 2-9-① 市町村建築物の耐震化(小中学校除く) ⇒ 3-5-① 応急期の機能配置計画策定 ⇒ 3-8-① 総合防災拠点の運営体制の確立 ⇒ 3-8-② 総合防災拠点の資機材整備 ⇒ 3-9-① 応急救助機関の受入体制の整備 ⇒ 3-9-② 緊急消防援助隊の受入体制の整備 ⇒ 3-9-③ 広域緊急援助隊等の受入体制の整備 ⇒ 3-10-① 消防防災ヘリ航空隊基地の移転整備 ⇒ 3-10-② 警察ヘリ基地の整備 ⇒ 3-13-⑦ 応急活動時に必要な現金確保 ⇒ 3-14-① 災害対応型給油所の整備支援 ⇒ 3-14-② 応急対策活動用燃料の確保 ⇒ 3-14-③ 継続的な救助活動のための燃料確保
被害が甚大と見込まれる地域に対して、全国から最大勢力の応援部隊を可能な限りの確に投入	応援部隊の進出ルート確保	⇒ 3-1-① 道路啓開計画の策定 ⇒ 3-1-② ダム湖内の船舶輸送 ⇒ 3-1-③ 重機リース会社などへの協力依頼 ⇒ 3-1-④ 啓開道路の橋梁耐震化 ⇒ 3-1-⑤ 仮設道路計画作成 ⇒ 3-1-⑥ 港湾BCPの実効性の検証 ⇒ 3-1-⑦ 高知龍馬空港の復旧対策の情報共有 ⇒ 3-2-① 橋梁の耐震化 ⇒ 3-2-② 法面防災対策 ⇒ 3-2-③ 四国8の字ネットワーク整備 ⇒ 3-2-⑤ 防災拠点施設への経路確保 ⇒ 3-3-① 防災拠点港の耐震化 ⇒ 3-3-② 防災拠点漁港の整備 ⇒ 3-3-③ 漁船での緊急輸送体制の整備 ⇒ 3-10-① 消防防災ヘリ航空隊基地の移転整備 ⇒ 3-10-② 警察ヘリ基地の整備 ⇒ 3-14-① 災害対応型給油所の整備支援 ⇒ 3-14-② 応急対策活動用燃料の確保 ⇒ 3-14-③ 継続的な救助活動のための燃料確保

国が実施する対策	地方公共団体が担う役割	行動計画の取組（再掲）
被害が甚大と見込まれる地域に対して、全国から最大勢力の応援部隊を可能な限りの確に投入	進出拠点及び活動拠点の確保	⇒ 3-3-① 防災拠点港の耐震化 ⇒ 3-3-② 防災拠点漁港の整備 ⇒ 3-8-② 総合防災拠点の資機材整備 ⇒ 3-10-① 消防防災ヘリ航空隊基地の移転整備 ⇒ 3-10-② 警察ヘリ基地の整備
	各部隊の活動調整	⇒ 3-9-① 応急救助機関の受入体制の整備 ⇒ 3-9-② 緊急消防援助隊の受入体制の整備 ⇒ 3-9-③ 広域緊急援助隊等の受入体制の整備

3. 医療活動に係る計画

建物倒壊等による多数の負傷者の発生や医療機関の被災に伴う多数の要転院患者の発生により、医療ニーズが急激に増大し、県内の医療資源のみでは対応できない状態が想定されます。このため、災害派遣医療チーム（DMAT）等を全国から参集させ、県内において安定化処置などの最低限な対応が可能な体制の確保を図るとともに、県内で対応が困難な重症患者を県外へ搬送し、治療する体制を構築します。

国が実施する対策	地方公共団体が担う役割	行動計画の取組（再掲）
全国から災害派遣医療チーム（DMAT）等の医療チームの応援を迅速に行い、被災地での医療体制を確保	参集候補地に参集したDMATの活動支援（ロジスティックチームの速やかな配置による物資、燃料、通信手段の確保や緊急輸送ルートの情報提供）	⇒ 3-8-① 総合防災拠点の運営体制の確立 ⇒ 3-8-② 総合防災拠点の資機材整備 ⇒ 3-9-① 応急救助機関の受入体制の整備 ⇒ 3-11-② 地域ごとの医療救護の行動計画の策定 ⇒ 3-11-③ 医療救護活動を担う人材の育成 ⇒ 3-11-④ 医療救護の環境づくり ⇒ 3-14-① 災害対応型給油所の整備支援 ⇒ 3-14-② 応急対策活動用燃料の確保
	DMATの県内空路搬送（陸路移動が困難な場合における防災関係機関の航空機等の調整による移動手段の確保）	⇒ 3-10-① 消防防災ヘリ航空隊基地の移転整備
全国から災害派遣医療チーム（DMAT）等の医療チームの応援を迅速に行い、被災地での医療体制を確保	機能維持が困難な病院の患者の避難及び搬送の支援	⇒ 2-4-① 病院など医療救護施設における防災対策 ⇒ 2-4-② 県立病院の防災対策 ⇒ 3-1-① 道路啓開計画の策定 ⇒ 3-1-② ダム湖内の船舶輸送 ⇒ 3-1-③ 重機リース会社などへの協力依頼 ⇒ 3-1-④ 啓開道路の橋梁耐震化 ⇒ 3-1-⑤ 仮設道路計画作成 ⇒ 3-1-⑥ 港湾BCPの実効性の検証 ⇒ 3-1-⑦ 高知龍馬空港の復旧対策の情報共有 ⇒ 3-2-① 橋梁の耐震化 ⇒ 3-2-② 法面防災対策 ⇒ 3-2-③ 四国8の字ネットワーク整備 ⇒ 3-2-⑤ 防災拠点施設への経路確保 ⇒ 3-2-⑧ 県内でのバスの輸送手段の整備 ⇒ 3-2-⑨ 県外のバス事業者等との協力関係の構築 ⇒ 3-11-① 救護活動への県民参加 ⇒ 3-11-② 地域ごとの医療救護の行動計画の策定 ⇒ 3-11-③ 医療救護活動を担う人材の育成 ⇒ 3-11-④ 医療救護の環境づくり ⇒ 3-11-⑦ 透析医療提供体制等の整備 ⇒ 3-14-① 災害対応型給油所の整備支援 ⇒ 3-14-② 応急対策活動用燃料の確保 ⇒ 3-23-① 重点継続要医療者への支援体制の整備

国が実施する対策	地方公共団体が担う役割	行動計画の取組（再掲）
広域医療搬送の実施	被災地域内での医療搬送の実施	⇒ 2-4-① 病院など医療救護施設における防災対策 ⇒ 2-4-② 県立病院の防災対策 ⇒ 2-11-① 医療施設の耐震化支援 ⇒ 3-1-① 道路啓開計画の策定 ⇒ 3-1-② ダム湖内の船舶輸送 ⇒ 3-1-③ 重機リース会社などへの協力依頼 ⇒ 3-1-④ 啓開道路の橋梁耐震化 ⇒ 3-1-⑤ 仮設道路計画作成 ⇒ 3-1-⑥ 港湾BCPの実効性の検証 ⇒ 3-1-⑦ 高知龍馬空港の復旧対策の情報共有 ⇒ 3-2-① 橋梁の耐震化 ⇒ 3-2-② 法面防災対策 ⇒ 3-2-③ 四国8の字ネットワーク整備 ⇒ 3-2-⑤ 防災拠点施設への経路確保 ⇒ 3-2-⑧ 県内でのバスの輸送手段の確保 ⇒ 3-2-⑨ 県外のバス事業者等との協力関係の構築 ⇒ 3-11-① 救護活動への県民参加 ⇒ 3-11-② 地域ごとの医療救護の行動計画の策定 ⇒ 3-11-④ 医療救護の環境づくり ⇒ 3-15-① 緊急用ヘリコプター離着陸場の整備支援
	負傷者の受入病院の情報共有	⇒ 2-4-① 病院など医療救護施設における防災対策 ⇒ 2-4-② 県立病院の防災対策 ⇒ 3-4-① 庁内クラウド整備、情報ハイウェイの震災対策 ⇒ 3-11-② 地域ごとの医療救護の行動計画の策定 ⇒ 3-11-④ 医療救護の環境づくり ⇒ 3-11-⑦ 透析医療提供体制等の整備
	他県のドクターヘリや民間企業の協力を得た患者搬送手段の確保・調整	⇒ 3-2-① 橋梁の耐震化 ⇒ 3-2-② 法面防災対策 ⇒ 3-2-③ 四国8の字ネットワーク整備 ⇒ 3-2-⑤ 防災拠点施設への経路確保 ⇒ 3-2-⑧ 県内でのバスの輸送手段の確保 ⇒ 3-2-⑨ 県外のバス事業者等との協力関係の構築 ⇒ 3-14-① 災害対応型給油所の整備支援 ⇒ 3-14-② 応急対策活動用燃料の確保
	航空搬送拠点の確保とSCUの設置	⇒ 3-5-① 応急期の機能配置計画策定 ⇒ 3-11-④ 医療救護の環境づくり

4. 物資調達に係る計画

南海トラフ地震では、被災地方公共団体及び家庭等で備蓄している物資が数日で枯渇する一方、発災当初は、被災地方公共団体において必要物資の正確な情報把握に時間を要すること、飲料水・食料などの民間供給能力が低下すること等から、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難なことが想定されます。このため、具体計画において国は、被災地方公共団体からの具体的な要請を待たないで、必要不可欠と見込まれる物資を調達し、プッシュ型支援により被災地に緊急輸送する体制を構築します。

国が実施する対策	地方公共団体が担う役割	行動計画の取組（再掲）
全国の企業等と連携した物資の調達	家庭、被災地方公共団体における発災から3日間の備蓄	⇒ 2-13-① ライフライン復旧対策の検討 ⇒ 2-13-② 水道施設の耐震化 ⇒ 2-13-③ 下水道施設の耐震化、業務継続への取組 ⇒ 2-13-④ 水供給システムの事前対策 ⇒ 2-18-⑤ 避難場所の資機材整備に対する支援 ⇒ 3-13-① 県職員用備蓄 ⇒ 3-13-② 県警察職員等用備蓄

国が実施する対策	地方公共団体が担う役割	行動計画の取組（再掲）
全国の企業等と連携した物資の調達	家庭、被災地方公共団体における発災から3日間の備蓄	⇒ 3-13-③ 保育所・幼稚園等の乳幼児・職員用備蓄 ⇒ 3-13-④ 私立学校の児童生徒・職員用備蓄 ⇒ 3-13-⑤ 県立学校の児童生徒・職員用備蓄の更新 ⇒ 3-13-⑥ 県立病院の患者・職員用備蓄の更新 ⇒ 3-17-① 県備蓄 ⇒ 3-17-② 市町村備蓄 ⇒ 3-17-③ 備蓄以外の水等の確保
広域物資輸送拠点への物資の輸送(プッシュ型輸送)	プッシュ型輸送による供給物資を受け入れ、各市町村に送り出す広域物資輸送拠点の設置	⇒ 3-5-① 応急期の機能配置計画策定 ⇒ 3-8-① 総合防災拠点の運営体制の確立 ⇒ 3-8-② 総合防災拠点の資機材整備 ⇒ 3-5-① 応急期の機能配置計画策定 ⇒ 3-18-① 物資受入、配送体制の整備 ⇒ 3-18-② 物資搬送ルートの確保、検討 ⇒ 3-18-③ 物資搬送手段の確保、検討 ⇒ 3-18-④ 県物資配送計画の策定 ⇒ 3-19-① 市町村物資受入、配送体制の整備 ⇒ 3-19-② 市町村物資搬送ルートの確保、検討 ⇒ 3-19-③ 市町村物資搬送手段の確保、検討 ⇒ 3-19-④ 市町村物資配送計画の策定
	広域物資輸送拠点から地域輸送拠点又は避難所までの輸送体制の整備	⇒ 3-1-① 道路啓開計画の策定 ⇒ 3-1-② ダム湖内の船舶輸送 ⇒ 3-1-③ 重機リース会社などへの協力依頼 ⇒ 3-1-④ 啓開道路の橋梁耐震化 ⇒ 3-1-⑤ 仮設道路計画作成 ⇒ 3-1-⑥ 港湾BCPの実効性の検証 ⇒ 3-1-⑦ 高知龍馬空港の復旧対策の情報共有 ⇒ 3-2-① 橋梁の耐震化 ⇒ 3-2-② 法面防災対策 ⇒ 3-2-③ 四国8の字ネットワーク整備 ⇒ 3-3-① 防災拠点港の耐震化 ⇒ 3-3-② 防災拠点漁港の整備 ⇒ 3-3-③ 漁船での緊急輸送体制の整備 ⇒ 3-5-① 応急期の機能配置計画策定 ⇒ 3-14-① 災害対応型給油所の整備支援 ⇒ 3-14-② 応急対策活動用燃料の確保 ⇒ 3-15-① 緊急用ヘリコプター離着陸場の整備支援 ⇒ 3-18-① 物資受入、配送体制の整備 ⇒ 3-18-② 物資配送ルートの確保、検討 ⇒ 3-18-③ 物資搬送手段の確保、検討 ⇒ 3-18-④ 県物資配送計画の策定 ⇒ 3-19-① 市町村物資受入、配送体制の整備 ⇒ 3-19-② 市町村物資搬送ルートの確保、検討 ⇒ 3-19-③ 市町村物資搬送手段の確保、検討 ⇒ 3-19-④ 市町村物資配送計画の策定
被災地からの要請を受け、物資を供給する「プル型輸送」への切り替え	早期の物資必要量の把握	⇒ 3-4-① 庁内クラウド整備、情報ハイウェイの震災対策 ⇒ 3-16-④ 避難所への資機材整備支援 ⇒ 3-25-② 災害時栄養・食生活支援活動の体制整備

5. 燃料供給に係る計画

南海トラフ地震により、太平洋沿岸部の多くの製油所・油槽所等が被災する状況にあっても、災害応急対策活動に必要な燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給しなければなりません。このため、燃料の供給体制を構築するとともに燃料輸送網の確保など円滑な供給体制を構築します。

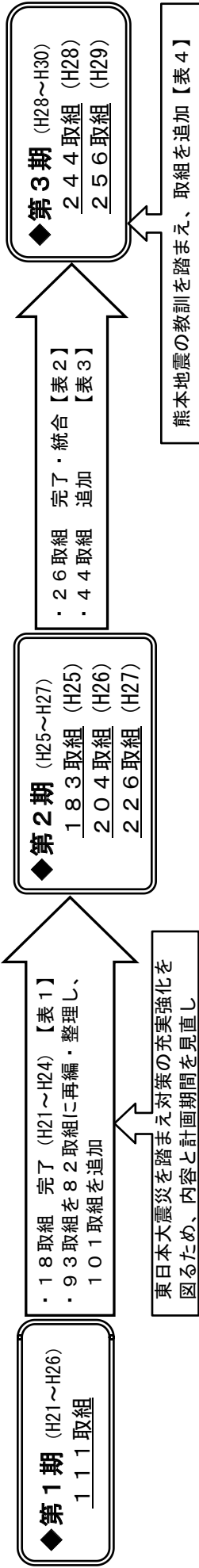
国が実施する対策	地方公共団体が担う役割	行動計画の取組（再掲）
石油精製業者の系列を越えた供給体制の構築による燃料確保・供給	既存施設等を活用した活動に必要な燃料の備蓄	⇒ 3-14-① 災害対応型給油所の整備支援 ⇒ 3-14-② 応急対策活動用燃料の確保 ⇒ 3-14-③ 継続的な救助活動のための燃料確保 ⇒ 4-14-① 商工業者のBCP策定
給油活動を維持すべき施設に対する「重点継続供給」体制の構築及び優先供給施設への供給体制の確保	燃料の受け入れ施設(場所)の確保	⇒ 3-4-① 庁内クラウド整備、情報ハイウェイの震災対策 ⇒ 3-5-① 応急期の機能配置計画策定 ⇒ 3-8-① 総合防災拠点の運営体制の確立 ⇒ 3-8-② 総合防災拠点の資機材整備 ⇒ 3-14-① 災害対応型給油所の整備支援 ⇒ 3-14-② 応急対策活動用燃料の確保 ⇒ 3-14-③ 継続的な救助活動のための燃料確保 ⇒ 3-1-① 道路啓開計画の策定 ⇒ 3-1-② ダム湖内の船舶輸送 ⇒ 3-1-③ 重機リース会社などへの協力依頼 ⇒ 3-1-④ 啓開道路の橋梁耐震化 ⇒ 3-1-⑤ 仮設道路計画作成 ⇒ 3-1-⑥ 港湾BCPの実効性の検証 ⇒ 3-1-⑦ 高知龍馬空港の復旧対策の情報共有 ⇒ 3-2-① 橋梁の耐震化 ⇒ 3-2-② 法面防災対策 ⇒ 3-2-③ 四国8の字ネットワーク整備 ⇒ 3-3-① 防災拠点港の耐震化 ⇒ 3-3-② 防災拠点漁港の整備 ⇒ 3-3-③ 漁船での緊急輸送体制の整備

6. 防災拠点

南海トラフ地震がいつ発生しても対処できるよう、救助・救急・消火活動等、医療活動、物資の受入、集積、分配を行う防災拠点を整備します。

国が実施する対策	地方公共団体が担う役割	行動計画の取組（再掲）
応援部隊の進出拠点、救助活動拠点、航空搬送拠点、海上輸送拠点、広域物資輸送拠点など応急活動に必要な拠点の選定	防災拠点となる施設の整備	⇒ 2-4-① 病院など医療救護施設における防災対策 ⇒ 2-12-② 大規模建築物等の耐震化支援 ⇒ 2-24-⑤ 県有建築物の移転検討 ⇒ 3-3-① 防災拠点港の耐震化 ⇒ 3-3-② 防災拠点漁港の整備 ⇒ 3-5-① 応急期の機能配置計画策定 ⇒ 3-8-① 総合防災拠点の運営体制の確立 ⇒ 3-8-② 総合防災拠点の資機材整備 ⇒ 3-11-④ 医療救護の環境づくり
	防災拠点の設置・運営訓練	⇒ 2-4-① 病院など医療救護施設における防災対策 ⇒ 3-8-① 総合防災拠点の運営体制の確立 ⇒ 3-8-② 総合防災拠点の資機材整備

8 これまでの取組と新たな取組



(1) 平成21年度～24年度 (第1期) までに目標を達成した項目【表1】

No.	第1期行動計画No.	取組項目	第1期での取組	特記事項	第2期行動計画での関連する取組	担当課 (H25年度時点)
1	13	ブロック塀等の安全対策の促進	支援方法の検討→補助要綱策定	コンクリートブロック塀耐震対策事業に関する要綱制定	2-16-① 避難路・避難場所の安全の確保	住宅課
2	14	自動販売機の安全対策の促進	転倒防止対策約99% (平成23年12月)	業界団体の取り組みにより転倒防止対策完了の見込み	-	南海地震対策課
3	24	高知港の水門の自動降下化	5 排水機場の自動降下化完了 (平成18年度) 5 排水機場の遠隔操作化完了 (平成21年度) 5 排水機場の水門耐震化完了 (平成23年度) 4 排水機場の耐水化完了 (平成24年度)	開口部の耐水化が必要な港湾管理海岸4排水機場について平成24年度完了	2-19-③ 河川等における津波浸水対策の推進	河川課 港湾・海岸課
4	25	海岸保全施設等の整備	平成21年度完了	年次点検結果に基づき順次着手	2-18-③ 海岸等の地震・津波対策の推進	港湾・海岸課
5	31	ため池の地震防災対策の推進	貯水量1,000m ³ かつ堤高が2m以上のため池のカルテ・ハザードマップを作成 (H21) ・カルテ：290箇所 (作成済107箇所を含む) ・ハザードマップ：280箇所 ハザードマップ地域住民への周知 (H23) 避難計画・訓練への反映要請 (H24)	平成21年度に作成	2-27-①② ため池の地震防災対策の推進	農業基盤課
6	33	県における応急活動体制の整備	南海トラフ地震応急対策活動計画の作成	平成24年度に「応急対策活動計画と業務継続計画」を一本化し、応急対策活動要領(案)を策定 平成25年度に策定を行い、検証、見直しを実施	3-2-① 応急対策活動体制の整備	危機管理・防災課
7	34	県における業務継続体制の整備	業務継続計画の作成			
8	35	県外からの受援体制の整備	国の東南海・南海地震応急対策活動要領に対応した受援計画については、概成	連動地震に対応した国の見直しに合わせ、見直しが必要	3-4-① 県外からの応急救助機関の受け入れ体制の整備	危機管理・防災課
9	36	広域防災拠点のあり方の検討	平成24年度に総合防災拠点として一定整理	総合防災拠点の整備、運営マニュアルの作成に引き続き取り組む	3-3-①② 総合防災拠点の整備	危機管理・防災課
10	38	学校における地震防災体制の整備	すべての学校等で学校防災マニュアルを作成	必要項目が網羅された防災マニュアルの策定や避難訓練等にも取り組む	2-1-② 学校等の防災対策の促進	学校安全対策課 私学・大学支援課

No.	第1期行動計画No.	取組項目	第1期での取組	特記事項	第2期行動計画での関連する取組	担当課 (H25年度時点)
11	51	高知市における長期浸水対策の検討	(平成21年度)長期浸水対策検討会準備会開催(3回) (平成22年度)長期浸水対策検討会の開催(3回)、止水、排水ワーキンググループの開催(1回) (平成24年度)長期浸水対策検討会の開催(2回)、止水・排水、住民避難・救助・救出、燃料の4ワーキンググループの開催(計12回)	平成24年度で長期浸水対策の検討は最終取りまとめを行い完了	-	南海地震対策課
12	52	災害時の医療救護活動体制の整備	「高知県災害医療救護計画・高知県災害救急医療活動マニュアル」の改訂→高知県災害時医療救護計画策定(平成23年度)		3-6-①② 災害時の医療救護活動体制の整備	医療政策・医師確保課 医事業務課
13	52	災害時の医療救護活動体制の整備	災害時協力協定の締結完了(平成23年度)	平成23年度で完了 (締結先：高知県歯科医師会、高知県薬剤師会、高知県医薬品卸業協会、高知県衛生材料協会、日本産業・医療ガス協会、四国地域本部医療ガス部門高知県支部、高知県医療機器販売業協会)	3-6-① 災害時の医療救護活動体制の整備	医療政策・医師確保課 医事業務課
14	57	緊急輸送道路の確保	見直し完了(平成21年度)	平成21年度に見直しを実施	3-24-①②③ 陸上における緊急輸送道路の確保	道路課
15	61	都市施設の復旧対策の促進	都市災害復旧マニュアル完成	「都市災害復旧マニュアル」の完成、県下市町村への配布	-	都市計画課
16	71	地震防災に携わる人材の育成	指針作成(平成22年度)	平成22年度に策定	1-4-① 防災人材の育成	南海地震対策課
17	81	福祉避難所の設置体制の整備	【調査結果公表施設数】母子・児童施設10、老人ホーム50、通所介護施設175、老人保健施設30、特別養護老人ホーム52、障害者施設114 合計431	必要な調査を実施し、その結果を整理し「こうちぎょうせいネット」に掲載し、市町村への周知が完了	3-16-② 災害時要援護者の避難対策の推進	地域福祉政策課
18	81	福祉避難所の設置体制の整備	各団体間での協定締結に向け調整	各団体間での協定締結を予定 (平成25年6月に締結予定)	3-16-② 災害時要援護者の避難対策の推進	高齢者福祉課

(2) 平成24年度～27年度(第2期)で目標達成等により完了又は他の項目に統合する項目【表2】

No.	第2期行動計画No.	取組項目	取組状況	平成28年度以降の対応	担当課
1	2-2-①	医療機関の防災計画策定・防災訓練支援	ほぼすべての病院において、防災計画策定が完了した。また、防災訓練の実施率もほぼ100%となった。診療情報の保全についても、システムの構築・開発を完了した。	防災計画の策定が一定完了したことから、今後は事業継続計画(BCP)の策定支援を行っている。資機材整備及び診療情報保全システムの運用については、引き続き支援していく。 今後は、2-4-①(病院など医療救護施設における防災対策)において対応	医療政策課
2	2-3-②	社会福祉施設事業者が行う避難階段、避難器具等の整備支援	2-5-①(防災マニュアルに基づく対策の実行支援)と対策が類似しているため、第3期行動計画では整理統合	2-5-①(防災マニュアルに基づく対策の実行支援)へ統合	高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課 福祉指導課
3	2-4-②	G P S波浪計の設置	平成26年度末にG P S波浪計の設置完了	完了	港湾・海岸課
4	2-6-①	県有建築物の耐震化の推進(県立学校を含む)	計画対象棟数の94%完了。未完了の建築物については、各所管課において個別に目標を設定	2-9(県・市町村有建築物の耐震化の促進)において、対象建築物ごとに目標を設定し、対策を進める	南海トラフ地震対策課
5	2-7-②	公立小中学校の耐震化支援	平成27年度に対策完了	完了	学校安全対策課
6	2-13-①	キャビネット等の固定、ガラスの飛散防止	平成27年度に対策完了	完了	南海トラフ地震対策課
7	2-15-④	急傾斜地対策	平成27年度に目標を達成	完了	防災砂防課
8	2-15-⑥	津波避難シェルターの整備	平成27年度に整備完了	完了	南海トラフ地震対策課
9	2-18-④	保安施設堤防の耐震化	耐震対策を施す必要がないことが調査により判明	完了	治山林道課
10	2-19-⑦	宿毛市における長期浸水対策の検討	平成27年3月に検討結果を取りまとめ済み。具体策は今後、行動計画の他の項目で進捗管理を実施	完了	南海トラフ地震対策課
11	2-27-①	ため池の耐震性の検証	平成27年度に目標を達成	検証の結果、耐震対策が必要ないため池については、耐震化整備計画を作成しており、今後は2-29-①(ため池の耐震化)において対応	農業基盤課
12	2-29-②	産学官連携による津波被害を軽減する技術開発	研究成果を生かした工法による津波被害を軽減する工事が県内外の海岸などで採用	研究が終了したため、第3期行動計画には移行しない	新産業推進課
13	3-2-②	職員待機宿舎の整備	平成27年度に整備完了	完了	危機管理・防災課

No.	第2期行動計画No.	取組項目	取組状況	平成28年度以降の対応	担当課
14	3-5-③	へリサインの設置支援	県有施設17箇所に設置。4市町村22箇所に設置完了	完了	南海トラフ地震対策課
15	3-12-⑥	再生可能エネルギーによる発電設備等の導入支援	平成27年度に国から補助を受け行ってきた基金事業が終了（平成25年度～平成27年度）	国の基金事業が終了したため、第3期行動計画には移行しない	新エネルギー推進課
16	3-12-⑧	県立学校への発電機の整備	平成27年度に整備完了	完了	学校安全対策課
17	3-13-①	県・市町村備蓄計画	各市町村に計画策定の働きかけを実施	3-26(避難者等のための物資配送体制の検討)に統合	南海トラフ地震対策課 地域福祉政策課
18	3-13-④	県による民間事業者との協定	平成27年度現在締結し得る民間事業者との締結は完了 今後は、物資配送計画の中で締結先との連絡体制の維持を図る。また、新規事業者がある場合は、適宜協定を締結	3-18(県物資配送体制の検討)に統合	南海トラフ地震対策課 地域福祉政策課 経営支援課 農業政策課
19	3-13-⑤	市町村による民間事業者との協定の促進	平成27年度現在締結し得る民間事業者との締結は完了 今後は、物資配送計画の中で締結先との連絡体制の維持を図る。また、新規事業者がある場合は、適宜協定を締結	3-19(市町村物資配送体制の検討)に統合	南海トラフ地震対策課 地域福祉政策課
20	3-14-①	被災者支援システム導入支援	市町村向けのシステム概要説明会を実施 高知市でシステム導入済	平成27年度現在、導入を希望する市町村がなければ、個別に対応	南海トラフ地震対策課
21	3-17-②	措置入院者の搬送手順の作成	平成27年度に作成完了	完了	障害保健福祉課
22	3-24-③	緊急輸送道路等の道路付属施設・橋梁の点検	道法改正により平成26年7月から5年に1回の頻度で義務化され、施設点検を未来永劫行うこととなり、計画目標が曖昧とともに点検の趣旨は、南海トラフ対策に対するものではなく、経年変化による老朽化対策である。なお、点検義務化前に道路施設の点検は1巡目を完了し健全性を把握済み	道路法を遵守し、継続的に施設の定期点検を実施していく	道路課
23	3-25-④	内航貨物船等での緊急輸送体制整備	平成26年1月31日にフェリー一運航会社と災害時の輸送に関する協定を締結	緊急輸送活動のための体制整備や定期的な訓練は、3-1-⑥(港湾BCPの実効性の検証)で対応	港湾・海岸課 交通運輸政策課
24	4-3-①	需給・価格動向の監視指導マニュアルの作成	平成25年度に作成完了。平成26年度に見直しを実施	完了	県民生活・男女共同参画課
25	4-4-②	市町村間の人的サポート	各市町村の通常業務において必要と想定される職員数を把握し、関係部署と情報共有	3-7-②(職員派遣手順書作成)に統合	市町村振興課
26	4-5-⑧	建築業者のBCP策定	BCP策定講習会を実施(19事業者受講)	建設事業者へのBCP策定促進と一体的に実施することが効率的であるため、4-10-①(建設事業者のBCP策定)に統合	住宅課

(3) 第3期行動計画に新たに位置付ける項目【表3】

No.	第3期行動計画No.	取組項目	取組の概要	目標達成により得られる効果	実施主体等	担当課
1	2-4-①	病院など医療救護施設における防災対策	病院などの医療救護施設の災害対応力を強化するため、必要な資機材の整備や事業継続計画の策定を支援します。 また、長期浸水エリアにある医療機関の避難対策の検討を支援します。	患者、医療従事者の安全確保、被災後の医療機能の維持、継続	医療機関 県 市町村	医療政策課
2	2-9-②	教職員住宅等の耐震化	教職員住宅の耐震化を進めます。 教育委員会所管施設の耐震化を進めます。	職員の安全確保と早期の災害対策業務の実施	県	教育政策課 教職員・福利課 学校安全対策課 生涯学習課 スポーツ健康教育課
3	2-9-③	県庁施設等の耐震化	県庁厚生棟の耐震化を進めます。	職員等の安全の確保	県	管財課
4	2-9-④	牧野植物園資源植物研究センターの耐震化	県立牧野植物園資源植物研究センターの耐震化を進めます。	入園者及び職員等の安全の確保	県	環境共生課
5	2-9-⑤	畜産試験場内施設の耐震化等	畜産試験場内施設の耐震化を進めます。	作業中の職員の安全確保	県	畜産振興課
6	2-9-⑥	内水面漁業センターの耐震化	内水面漁業センターの耐震化を進めます。	職員の安全の確保、早期の業務の再開、防災対策の拠点となる庁舎の確保と災害対策業務の実施	県	漁業振興課
7	2-9-⑦	内水面漁業センター・水産試験場の耐震化	内水面漁業センター・水産試験場の耐震化を進めます。	早期の業務の再開、防災対策の拠点となる庁舎の確保と災害対策業務の実施	県	漁業振興課
8	2-14-⑤	県立学校ブロック塀等の改修	地震によるブロック塀等の倒壊を未然に防ぐことにより児童生徒や地域住民の安全を確保するため震災発生時に倒壊の危険がある県立学校36校のブロック塀等を改修します。	地震によるブロック塀等の倒壊を未然に防ぐことにより児童生徒や地域住民の安全を確保	県	学校安全対策課
9	2-16-⑥	道路利用者の避難対策	土地に不案内な通行中のドライバーなど道路利用者が地震に遭った場合に、安全を確保できる対策を検討します。	道路利用者の安全の確保	国 県	南海トラフ地震対策課 道路課
10	2-21-⑦	河川の整備	地盤沈降等に伴う洪水に対する安全度の低下を考慮し、事前の備えとして河川の整備を実施します。	耐震化により堤防・排水機場の機能を維持し、人的物的被害を軽減するとともに迅速な内水排除による早期の復旧	県	河川課

No.	第3期行動計画No.	取組項目	取組の概要	目標達成により得られる効果	実施主体等	担当課
11	2-23-②	河川における放置船対策	津波の際に漂流物となる、河川区域内に放置された沈没船等の処分を実施します。	津波漂流物による被害の軽減と河川管理施設の復旧の迅速化	県	河川課
12	2-23-④	市町村管理漁港における沈没船の処理支援	市町村管理漁港において、津波の際に漂流物となる、放置船（沈没船等）の処分を促進するため、処理経費への補助を行います。	津波漂流物による被害の軽減と港湾・漁港の早期啓開、復旧の迅速化	市町村	漁港漁場課
13	3-1-②	ダム湖内の船舶輸送	啓開に長時間を要する拠点への啓開日数短縮のため、ダム湖（魚梁瀬、早明浦）内の船舶輸送を検討します。	早期の被災者や物資の輸送、被災情報の把握	県	道路課
14	3-1-③	重機リース会社などへの協力依頼	道路啓開日数の短縮のため、重機リース会社など重機を保有している機関へ協力を依頼します。	早期の道路啓開	県	道路課
15	3-1-④	啓開道路の橋梁耐震化	大規模地震発生時の橋梁の損傷を限定的なものにとどめ、早期の啓開が可能となるよう、啓開道路上に耐震化を行います。	啓開日数の短縮	県	道路課
16	3-1-⑤	仮設道路計画作成	道路啓開日数短縮のため、津波による落橋が想定される箇所の仮設道路計画を作成します。	早期の道路啓開	県	道路課
17	3-4-②	警察情報システムのバックアップ	復旧復興期の警察活動に即応するための高知県警察情報システムのバックアップセンターを整備します。	復旧復興期の警察活動に即応した耐災性の高いシステムの構築	県	警察本部情報管理課
18	3-6-⑤	須崎市長期浸水対策の検討	長期浸水による市役所や災害拠点病院等の孤立が想定される須崎市において、長期浸水解消までのシナリオや対応策を検討します。	発災時の須崎市における応急対策活動の確実な実施	県	危機管理・防災課 南海トラフ地震対策課
19	3-6-⑫	消防学校の教育訓練の充実・強化	消防職員・団員の技術等を向上させるため、教育訓練や実践的訓練を充実・強化します。	消防学校の教育訓練を充実・強化すること、発災時の地域での対応力の向上を図る	県 市町村等	消防政策課
20	3-7-②	職員派遣手順書作成	被災市町村からの職員派遣要請への対応に関する手順書等を作成します。また職員派遣について市町村との情報共有します。	被災した市町村の復興期における人的支援の円滑化	市町村	市町村振興課
21	3-11-①	救護活動への県民参加	効率的な医療救護活動を実施するため、軽傷者への応急手当や救出及び搬送を実施できる人材（医療従事者以外の者（地域住民））を育成する。	住民による迅速で効果的な応急手当等の実施による医療救護体制の後方支援	県 県民	南海トラフ地震対策課 消防政策課 医療政策課
22	3-11-③	医療救護活動を担う人材の育成	DMATや災害医療コーディネーターの育成、地域の医師を対象とした研修や大規模な訓練の実施により、医療救護活動を担う人材を育成します。	迅速で効果的な医療救護活動による防ぎ得た死の軽減	医師会 県 市町村	医療政策課
23	3-11-④	医療救護の環境づくり	地域に医師を送り届ける仕組みの検討やDMAT等の活動拠点、航空搬送拠点の機能維持などにより、医療救護の環境を整備します。	迅速で効果的な医療救護活動による防ぎ得た死の軽減	医師会 県 市町村	医療政策課

No.	第3期行動計画No.	取組項目	取組の概要	目標達成により得られる効果	実施主体等	担当課
24	3-16-⑦	県立学校避難所対応マニュアルの見直し	県立学校避難所対応マニュアルの見直し	事前の備えとして。避難所の円滑な運営体制の構築	県	学校安全対策課
25	3-18-①	物資受入、配送体制の整備	災害後に県外から配送されてきた物資を受入・配送をする体制づくりを支援します。	早期の被災者支援の実施	県	南海トラフ地震対策課
26	3-18-②	物資搬送ルート上の確保、検討	県の物資受入拠点に配送された物資を各市町村の物資集積場所へ配送するルート上の確保・検討を支援します。	早期の被災者支援の実施	県	南海トラフ地震対策課
27	3-18-③	物資搬送手段の確保、検討	県の物資受入拠点に配送された物資を各市町村の物資集積場所へ配送するための手段の確保・検討を支援します。	早期の被災者支援の実施	県	南海トラフ地震対策課
28	3-18-④	県物資配送計画の策定	県外からプッシュ型で配送された物資の配送や、各市町村から要望があった物資の配送調整などのルール等を定めた物資配送計画の策定を支援します。	早期の被災者支援の実施	県	南海トラフ地震対策課
29	3-19-①	市町村物資受入、配送体制の整備	災害後に県の物資受入拠点から配送されてきた物資を受入・配送をする体制づくりを支援します。	早期の被災者支援の実施	市町村	南海トラフ地震対策課
30	3-19-②	市町村物資搬送ルート上の確保、検討	県の物資受入拠点に配送された物資を各避難所等へ配送するルート上の確保・検討を支援します。	早期の被災者支援の実施	市町村	南海トラフ地震対策課
31	3-19-③	市町村物資搬送手段の確保、検討	県の物資受入拠点に配送された物資を各避難所等へ配送するための手段の確保・検討を支援します。	早期の被災者支援の実施	市町村	南海トラフ地震対策課
32	3-19-④	市町村物資配送計画の策定	県の物資受入拠点から配送された物資の配送や、各避難所等から要望があった物資の配送調整などのルール等を定めた物資配送計画の策定を支援します。	早期の被災者支援の実施	市町村	南海トラフ地震対策課
33	3-20-②	金融機関の決済機能や現金供給機能の維持	金融機関における決済機能や現金供給体制を維持するための体制づくりを進めます。	連鎖的な企業倒産発生リスクの軽減と被災者の当座の現金確保による生活の安定	金融機関 県	南海トラフ地震対策課
34	3-20-③	行方不明者等に係る各種マニュアルの策定	発災後の行方不明者等対策を迅速に行うためのマニュアルを策定します。	発災後の迅速な対応	県	警察本部生活安全企画課
35	3-20-④	運転免許証再交付体制の整備	被災者の運転免許証再交付手続きを早期に再開できる体制を確立します。	運転免許証の早期再交付による被災者の利便性の向上	県	警察本部免許センター

No.	第3期行動計画No.	取組項目	取組の概要	目標達成により得られる効果	実施主体等	担当課
36	3-21-②	心のケア活動を担う人材育成	災害時心のケアマニュアルに基づき、市町村における人材の養成・育成を支援します。	被災者の精神的健康の確保 発災後の精神科医療の確保	県 市町村	障害保健福祉課
37	4-1-①	県の復興体制の検討	東日本大震災の被災県の復興体制を参考に、復興に向けた全庁的な組織体制について検討します。	復興に向けた速やかな対応	県	行政管理課 南海トラフ地震対策課
38	4-2-①	県立学校のBCP策定	発災後に学校が早期復興できるよう、行政機関と連携した事業継続計画（BCP）策定について検討します。	学校における発災時の被害を最小限にとどめ、早期の学校再開を図る	県	学校安全対策課
39	4-2-②	保育所、幼稚園等のBCP策定	保育所・幼稚園等が行う、行政機関と連携した事業継続計画（BCP）策定を促進します。	保育所・幼稚園等の事業活動の早期再開	市町村 私立幼保連携型 認定こども園・ 保育所・幼稚園 設置者等	幼保支援課
40	4-8-①	都市の復興のための事前準備	都市計画区域における都市基盤の迅速な復興のための事前準備を行います。	被災後のまちづくりにおける復興方針及び復興計画の速やかな策定	県	都市計画課
41	4-11-②	除塩マニュアルの見直し	除塩対策マニュアルの見直しを行います。	津波による被害状況の把握及び農地の早期復旧	農業協同組合等 県	環境農業推進課
42	4-15-①	観光業復興の情報収集	被災後に「なりわい」としての観光業を復興させるための事前準備を行います。	被災後の復興方針及び復興計画の速やかな策定	県	観光政策課
43	4-15-②	旅館・ホテルのBCP策定	旅館・ホテルを対象のBCP策定を促進します。	事業の早期再開	事業者	観光政策課
44	4-17-①	暴力団排除連絡協議会の設立	大規模事業ごとに暴力団排除連絡協議会を設立し、復興事業等から暴力団を排除します。	健全な復興事業の推進	県	警察本部組織犯罪対策課

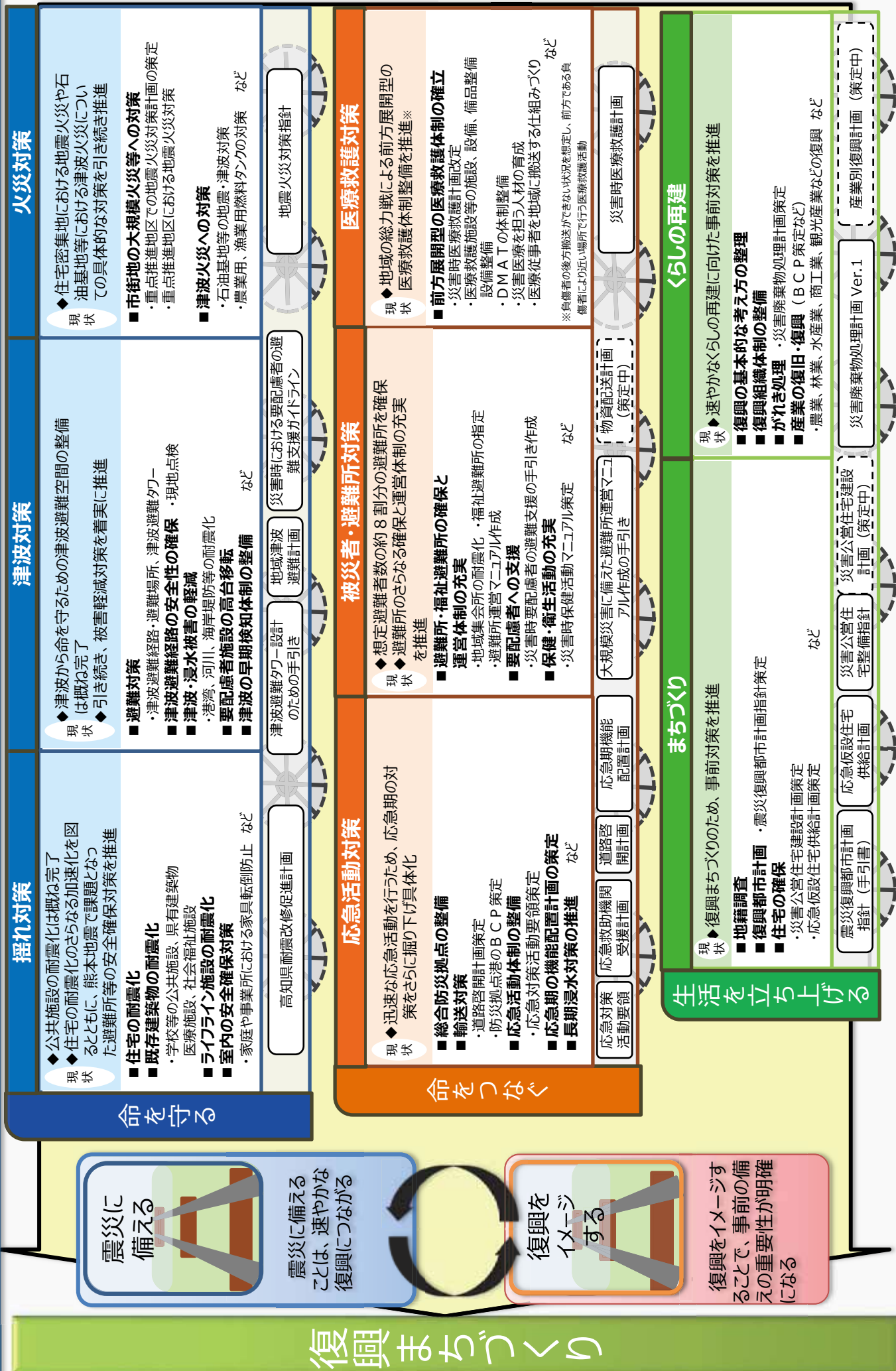
(4) 平成28年熊本地震の教訓を踏まえ、平成29年度から第3期行動計画に新たに位置付ける項目【表4】

No.	第3期行動計画No.	取組項目	取組の概要	目標達成により得られる効果	実施主体等	担当課
1	2-8-②	教育旅行等の受入家庭(民泊)の耐震化促進	教育旅行等の受入家庭(民泊)への耐震化の意識づけや支援制度の紹介について、県が開催する研修会等での実施を検討します。	住宅の倒壊や避難路の閉塞を防ぐことによる県民及び利用者の生命・安全の確保	民泊家庭 県	地域観光課
2	2-14-⑥	県立学校体育館の安全対策	学校体育館の避難所機能を維持するための安全対策を行います。	安全な避難生活環境の確保	県	南海トラフ地震対策課 学校安全対策課
3	2-14-⑦	県立文化施設の安全対策	県立文化施設の吊り天井脱落対策を実施します。	地震による施設の吊り天井脱落からの来館者の安全の確保	県	文化推進課
4	3-4-⑦	観光地における観光客(一次避難者)に対する交通情報等の提供	広域観光組織・観光協会等において、市町村や南海トラフ地域本部と連携した、観光客等への帰宅のための情報提供を検討します。	災害時の情報共有と情報発信手段の確保	広域観光組織 観光協会等	地域観光課
5	3-6-⑬	県庁本庁舎・西庁舎・北庁舎の業務継続体制の確保	県庁本庁舎・西庁舎・北庁舎の安全性を確保するとともに、建物が使用できない場合の代替施設の確保に努めます。	職員の安全確保と早期の災害対応業務の実施	県	管財課
6	3-6-⑭	県への派遣要請の即時対応化	県職員の不足に備え、職員派遣要請を即時に行える仕組みづくりを進めます。	応急活動に必要な人員の早急な確保	県	人事課
7	3-13-⑦	応急活動時に必要な現金確保	応急活動に必要な資金の支給方法等を検討します。	円滑な応急活動の実施	県	会計管理課
8	3-20-⑤	給付金等の支払方法等の検討	県民生活に支障が生じないようにするために必要な給付金等の支給方法等を検討します。	速やかに給付金等を支給されることによる生活の安定	県	会計管理課
9	3-20-⑥	災害時の消費者トラブルの防止	災害に便乗した悪質な勧誘などの消費者トラブルに関する情報提供を行います。	消費者トラブルによる被害の防止	県	県民生活・男女共同参画課
10	4-3-③	ごみ焼却施設等の強化対策	市町村等が保有するごみ焼却施設及び尿処理施設の強化に向けた支援を実施します。	各市町村住民の生活基盤の早期復旧・復興	市町村	環境対策課
11	4-3-④	迅速な損壊家屋等の解体・撤去対策	市町村による迅速な損壊家屋等の解体撤去に向けた対策を実施します。	各市町村住民の生活基盤の早期復旧・復興	市町村	環境対策課
12	4-14-②	商工会・商工会議所のBCP改正促進	商工会・商工会議所のBCP改正を促進します。	事業の早期再開	商工会・商工会議所	経営支援課

参考資料

- 第3期南海トラフ地震対策行動計画の主な取組
- 南海トラフ地震対策の連続性の確認（個票A）

第3期南海トラフ地震対策行動計画の主な取組



南海トラフ地震対策の連続性の確認（個票A）

【シナリオ設定】

津波浸水区域在住のAさん（男性、40歳、健常者）が、自宅で地震に遭うがケガは無く、ただちに避難場所へ避難する。津波が引いた後、避難所へ移動し、避難生活を余儀なくされる。

【条件設定】

発生時刻：土曜日24時 検討時間：地震発生から72時間まで

前提条件：地域外からの物資の搬入は4日以降

事象及び様相	Aさんの行動	行動を担保する条件	対 策	部局	左記の対策が機能するために前提として必要な対策 (左記対策欄から転記できるものはそのまま転記、 そうでないものは分かりやすく記載してください。)	通し番号
強い揺れから身を守る	強い揺れから身を守る	■揺れに備える意識はあるか	■揺れに備える意識向上のための啓発	危機		1
		■いち早く地震の発生を知ることができるか	1-1-① ■緊急地震速報についての周知啓発	危機		2
			2-4-① ■DONETを活用した地震の発生を瞬時に伝達するシステムの構築	危機		3
		■すぐに身を守る行動はとれるか	1-1-① ■揺れから身を守る方法について啓発	危機	■既存住宅の耐震化の支援(土木) ■室内の安全対策の啓発(危機)	4
		■家具の転倒防止はできているか	2-12-① ■室内の安全対策の啓発	危機	■既存住宅の耐震化の支援(土木)	5
		■住宅の耐震化はできているか	2-5-① ■既存住宅の耐震化の支援	土木		6
		■火災防止対策はできているか	1-1-① ■火災から身を守る方法についての啓発	危機	■既存住宅の耐震化の支援(土木)	7
			2-24 ■市街地における火災対策	危機	■既存住宅の耐震化の支援(土木)	8
地震の発生から数分後に津波が襲来する	避難場所へ避難する	■すぐに逃げる意識はあるか	1-1-① ■県民への早期避難意識の向上のための啓発	危機	■既存住宅の耐震化の支援(土木) ■津波避難路・避難場所の整備の支援(危機) ■津波避難タワーの整備の支援(危機) ■地域津波避難計画策定の支援(危機)	9
		■津波が来ていることを知ることができるか	■防災行政無線整備の支援	危機 土木		10
		■非常持ち出し品(薬など)を準備しているか	1-1-① ■非常持ち出し品の準備についての啓発	危機	■既存住宅の耐震化の支援(土木) ■室内の安全対策の啓発(危機) ■揺れから身を守る方法についての啓発(危機)	11
		■避難路や避難場所は整備されているか	2-15-① ■津波避難路・避難場所の整備の支援	危機	■県民への早期避難意識の向上のための啓発(危機) ■地域津波避難計画の策定の支援(危機) ■地域津波避難計画の現地点検(危機)	12
			2-15-① ■津波避難タワーの整備の支援	危機	■県民への早期避難意識の向上のための啓発(危機) ■津波避難路・避難場所の整備の支援(危機) ■地域津波避難計画の策定の支援(危機) ■地域津波避難計画の現地点検(危機)	13
			2-15-⑥ ■津波避難シェルターの整備	危機	■県民への早期避難意識の向上のための啓発(危機) ■津波避難路・避難場所の整備の支援(危機) ■地域津波避難計画の策定の支援(危機) ■地域津波避難計画の現地点検(危機)	14
		・避難場所の収容人数は避難対象者に対して十分か ・指定避難場所へ津波襲来よりも早く避難できるか	■避難路、避難場所の図上点検 ・避難場所の収容可能人数の把握 ■地域津波避難計画の見直し支援(避難場所指定の見直し) ・避難場所毎に避難対象地域の見直しを行い、全員が津波襲来までに避難できる場所を確保	危機		15
		・津波がきた時、近くに避難する場所があるか	2-15-⑤ ■民間事業者が行う津波避難施設整備の支援 ・民間事業者が「民間活力津波避難施設整備促進事業費補助金」を利用して津波避難施設の増加を図る	商工	■設計・建築関係団体や市町村等への制度周知(商工) ■市町村との連携(商工)	16
		・今年度より整備を実施する高知新港高台企業地を港湾利用者等の避難地として、安全安心に過ごすことができるか、また、避難地として周知されているか	9月追加 ・高台の企業と避難場所として建物の提供及び3日程度とどまれる食料、水、簡易トイレ等の確保について協定を結び、協力を依頼。また、港湾利用者等に対する高台の避難地情報(外国語含む)を提供	土木	■企業誘致の推進(土木) ■避難地情報看板の設置(土木)	17
		■避難路や避難場所は安全か	2-14-② ■避難路、避難場所の安全性の点検	危機 土木	■県民への早期避難意識の向上のための啓発(危機) ■津波避難路・避難場所の整備の支援(危機) ■沿道建築物の耐震化の調査(土木) ■自主防災組織の活性化への支援(危機)	18
			2-16-① ■ブロック塀の安全対策の支援	土木	■地域津波避難計画の現地点検(危機)	20
			2-16-② ■老朽住宅の除却の支援	土木	■地域津波避難計画の現地点検(危機)	21
			■土砂災害特別警戒区域・警戒区域等における避難路、避難場所の安全の確保	土木	■土砂災害ハザードマップの作成支援(土木) ■土砂災害防止法改正に伴う地域防災計画に基づく避難訓練の支援(土木・危機)	22
			■沿道建築物の耐震化の支援	土木	■地域津波避難計画の現地点検(危機)	23
			2-16-③ ■山地災害危険地における避難路、避難場所の安全の確保	林環	■県民への早期避難意識の向上のための啓発(危機)	24
・事業用施設・設備の地震対策がされておらず施設等が倒壊し、避難の妨げとなる	2-9-① ■国の助成制度活用による事業者地震対策の支援 ・県内で製造業を営む中小企業者が「中小企業耐震診断等支援事業費補助金」を利用して施設の耐震診断、耐震設計を行う	商工	■設計・建築関係団体や市町村等への制度周知(商工) ■市町村との連携(商工)	25		
	2-9-② ■県の融資制度活用による事業者地震対策の支援 ・中小企業者が「南海地震対策融資」を利用して施設の耐震化や地震対策を行う	商工	■県広報誌やメディア広告等で制度周知(商工) ■金融機関や商工団体に制度周知(商工) ○事業者の意識を高める(商工)	26		
・商店街施設の(アーケード街路灯)の地震対策がされておらず施設の倒壊による被害及び避難の妨げとなる	2-9-③ ■商店街施設の耐震化を行う商工団体等の事業者への補助 ・国の補助と併せ、県の「商店街施設地震対策事業費補助金」を活用し施設の地震対策を行う	商工	■商店街施設の状況把握、アンケート実施(商工) ■商店街組織との連携(商工) ■商工団体との連携(商工) ■市町村との連携(商工) ○市町村補助の増額相談(商工) ○未着手であった商店街施設の状況把握の為、再度アンケートを実施(商工) ○国・県の事業説明(商工)	27		
■地域の避難計画はあるか	2-14-② ■地域津波避難計画の策定の支援	危機	■県民への早期避難意識の向上のための啓発(危機) ■津波避難路・避難場所の整備の支援(危機)	28		

事象及び様相	Aさんの行動	行動を担保する条件	対 策	部局	左記の対策が機能するために前提として必要な対策 (左記対策欄から転記できるものはそのまま転記、 そうでないものは分かりやすく記載してください。)	通し番号		
津波が長時間にわたり何度も押し寄せ	津波が収まるまで避難場所にとどまる	■地域の避難計画は適切か	2-14-② ■地域津波避難計画の現地点検	危機	■津波避難計画の策定の支援(危機)	29		
			2-14-② ■地域津波避難計画の見直しの支援	危機	■津波避難計画の妥当性の確認(危機)	30		
		■臨機応変に対応できるように複数の避難路や避難場所を知っているか	1-2-① ■住民参加の避難訓練を支援	危機	■津波避難路・避難場所の整備の支援(危機) ■自主防災組織の活性化への支援(危機)	31		
			2-15-① ■避難場所を表示する誘導標識の整備を支援	危機	■津波避難路・避難場所の整備の支援(危機) ■地域津波避難計画の現地点検(危機)	32		
			2-14-② ■地域津波避難計画や避難場所の周知を支援	危機	■津波避難路・避難場所の整備の支援(危機) ■地域津波避難計画の策定の支援(危機) ■地域津波避難計画の現地点検(危機)	33		
		■避難時間をより長く確保するための対策はされているか	2-18-③ ■県管理護岸、防潮堤耐震化(液状化対策)の推進	土木	■河川整備基本方針、整備計画の策定(土木) ○事業に対する県民の理解(土木) ■堤防整備後も、安心せずに逃げる意識の啓発(土木、危機) ■県民への津波早期避難意識の向上のための啓発(危機)	34		
			2-18-④ ■保安施設堤防(林野庁所管)の耐震化(液状化対策)の推進	林環		35		
			2-19-④ ■河川堤防の嵩上げの調査・設計の推進	土木	■公共下水道等、内水対策の推進(土木、農業) ■事業に対する県民の理解(土木) ■県民への津波早期避難意識の向上のための啓発(危機)	36		
			2-20-① ■陸ごうの常時閉鎖の推進(土木)	土木	■陸ごう常時閉鎖の事業効果を周知し、利用者の理解を促す(土木) ■県民への津波早期避難意識の向上のための啓発(危機)	37		
			2-20-② ■陸ごうの常時閉鎖の推進(林業)	林環	■県民への早期避難意識の向上のための啓発(危機)	38		
			■津波警報解除まで避難場所に留まる意識はあるか	1-1-① ■津波は繰り返し襲ってくる、一度逃げたら警報解除まで戻らないことの啓発	危機		39	
			■風雨や寒さ、暑さをしのぐことができるか	2-16-⑤ ■避難場所への資機材整備への支援(毛布、シート等)	危機	■県民への早期避難意識の向上のための啓発(危機) ■津波避難路・避難場所の整備の支援(危機) ■地域津波避難計画の策定の支援(危機)	40	
			・高台の広場や避難タワーに避難してしばらく滞在する必要がある場合、その間、風雨や暑さ寒さをしのぐ必要がある	9月追加	・避難場所への防災倉庫、備蓄品等の整備を徹底する。	土木		41
			・海浜に設置した避難施設で風雨、暑さ、寒さがしのげるか	2-15-⑨	■海岸や公園等の利用者を対象とした津波避難場所の整備 ・対象者が、海水浴客等で薄着の可能性があるので毛布などの寒さ対策を考慮した備蓄及び他の避難施設と同様の備蓄(食料、水、簡易トイレ他)	土木	■利用者の早期避難意識の向上(危機、土木)	42
			■トイレはあるか ・避難場所にはトイレがない	2-16-⑤	■避難場所への資機材整備への支援(簡易トイレ等) ・地域防災対策総合補助金を活用し、避難場所の環境整備(マンホールトイレ)の整備を進める	危機	■県民への早期避難意識の向上のための啓発(危機) ■津波避難路・避難場所の整備の支援(危機) ■地域津波避難計画の策定の支援(危機)	43
			・高台の広場での避難が長時間になった場合、温かい食べ物やトイレが必要となる	9月追加	・避難場所に、「かまどベンチ」や「非常用トイレ」を設置をする	土木		44
			■食料・飲料水はあるか ・高台の広場での避難が長時間になった場合、温かい食べ物やトイレが必要となる	9月追加	・避難場所に、「かまどベンチ」や「非常用トイレ」を設置をする	土木		45
			・水が不足すると、脱水症状を起こし生命維持が困難になる(特に夏季は大量の水を必要とする)	3-18-②	■高知県南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドラインの策定と市町村マニュアル策定の支援 ■夏季に発生した場合を想定して、津波避難場所等に必要飲料の確保を促進	健康 危機 福祉		46
			・避難したタワー周辺が長期浸水し孤立した場合、避難者がいることを伝える通信手段が必要となる(特に傷病者が出た場合等)	9月追加	・避難タワーに無線機等を配備する	土木		47
			■負傷者が発生した場合に手当や救助要請ができるか ・負傷者が、避難した場所等から医療救護所等にたどりつけず、必要な医療の提供を受けることが出来ない ・津波避難場所で大規模な体調不良者が発生する	1-4-③ 2-16-⑤	■県民向けの救急救命講習の実施 ■避難場所への資機材整備への支援(応急手当用資機材) ・避難場所に応急手当の資材を置くとともに、応急手当の技術を身に付けた県民を増やす	健康 危機 福祉		48
				2-16-⑤	■避難場所への資機材整備への支援(応急手当用資機材) ・津波避難場所に救助要請のための通信機器等を整備する必要がある	危機	■連絡先の安全性及び通信機能の確保(防災拠点や県・市町村庁舎、医療機関など)(危機、総務、健康) ■津波避難訓練等の実施の支援(危機)	49
			■緊急連絡手段・情報収集手段はあるか	2-16-⑤	■避難場所への資機材整備への支援(通信機器やラジオ等)	危機	■連絡先の安全性及び通信機能の確保(防災拠点や県・市町村庁舎、医療機関など)(危機、総務、健康) ■津波避難訓練等の実施の支援(危機)	50
			■主な連絡先である市町村役場の電力は確保できているか		■市町村役場の非常用発電機設置、燃料確保の促進	危機		51
			■連絡先の一つとなる県庁庁舎の電力は確保できているか ・震災によって庁舎が停電し、非常用発電機が稼働しているが、燃料を使い切るまでに電力復旧が見込まれない場合	9月追加	・非常用発電機を稼働させるための燃料確保のための、燃料供給会社への連絡方法及びその受け入れ体制のマニュアル化	総務	■搬送車両の確保(危機) ■物資の配送計画等の作成(危機) ■燃料の確保のための災害対応型給油所の整備の支援(危機)	52
			■津波終息前に避難することはないか ・海浜・港湾に設置した避難施設では、海域に近接していることから、早期避難を試みる避難者が、再来する津波により被災する事態が想定される	2-15-⑧ 2-15-⑨	■港湾利用者を対象とした津波避難計画に基づく、避難路・避難場所・誘導標識等の整備 ■海岸や公園等の利用者を対象とした津波避難場所の整備 ・待機ルールの明確化	土木	■津波収束前の待機ルールの明確化(危機、土木)	53
			■避難場所は火災に対して安全か	2-23-②	■重油流出防止装置付き農業用タンク設備の導入への支援	農業	○市町村、JAなどによるハザードマップの作成、防災プログラム(年次計画含む)の策定(農業) ■園芸農家、重油供給業者等の意識向上(農業) ■流出防止装置付きタンクの導入への支援(国(H27新規事業)、県の補助事業)(農業)	54
				2-23-③	■漁業用屋外燃油タンクの対策方針策定の支援	水産	■各漁協との具体的な年度計画の策定協議(水産) ■タンクローリー給油に伴う免税申請に関する調整(総務) ■タンクローリー給油に伴う消防署との調整(危機)	55
				2-23-⑤	■高圧ガス施設等保安対策に関する研修会の開催	危機		56
				2-23-⑥	■車両火災についての情報収集	危機		57
				2-23-①	■タナスカ石油基地の火災対策	危機		58

事象及び様相	Aさんの行動	行動を担保する条件	対 策	部局	左記の対策が機能するために前提として必要な対策 (左記対策欄から転記できるものはそのまま転記、 そうでないものは分かりやすく記載してください。)	通し番号	
津波が終息する	避難所へ移動する	■津波の終息をどうやって知るか	2-16-⑤ ■避難場所への資機材整備への支援(ラジオ、通信機器等)	危機	■県民への早期避難意識の向上のための啓発(危機) ■津波避難路・避難場所の整備の支援(危機) ■地域津波避難計画の策定の支援(危機)	59	
		■避難場所から降りることができるか ・津波により階段が破損した場合の津波避難タワーから地上への移動	2-16-⑤ ■避難場所への資機材整備への支援(縄はしご、シュート等)	危機	■県民への早期避難意識の向上のための啓発(危機) ■津波避難路・避難場所の整備の支援(危機) ■地域津波避難計画の策定の支援(危機)	60	
		■避難所を知っているか	2-14-① 2-14-② ■避難所の周知	危機	■避難所となる県有建築物の耐震化の推進(施設所管部局) ■避難所となる市町村有建築物の耐震化の促進(小中学校を除く)(危機) ■公立小中学校の耐震化の支援(教委)	61	
			2-14-② ■地域津波避難計画の策定の支援	危機	■県民への早期避難意識の向上のための啓発(危機) ■津波避難路・避難場所の整備の支援(危機)	62	
			2-14-② ■地域津波避難計画の妥当性の確認	危機	■津波避難計画の策定の支援(危機)	63	
			2-14-② ■地域津波避難計画の見直しの支援	危機	■津波避難計画の妥当性の確認(危機)	64	
			・避難者を避難所へどうやって誘導するか	2-15-① ■避難路・避難場所の整備の支援 ・避難施設整備にあたり町が定める避難所の位置図掲示板を併せて整備する	危機 土木		65
		■避難所への道が通れるか ・津波漂流物対策はできているか	2-21-② ■港湾及び海岸の津波漂流物対策の推進	土木	■津波バリアーの効果実証(国)	66	
			2-21-③ ■沿岸部に貯留する材木(丸太)の流出防止策についての検討	林環		67	
			2-21-④ ■船舶の流出防止対策(対応指針)についての推進	土木	■対応指針の周知徹底(土木、海上保安部等)	68	
		・汚水から公衆衛生の確保ができていますか		■汚水の溢水対策 ・下水道BCP策定と訓練等を通じた継続的な運用・改訂	土木		69
		・所有者不明の沈没船が津波により流出し、道路を塞いだ場合、避難所に移動できない	2-21-① ■沈没船の処分 ・調査しても所有者が判明しない場合は、簡易代執行により除却する	水産	■所有者判明の沈没船処理の推進(水産) ○市町村管理漁港における沈没船処理(水産)	70	
		・広域地盤沈下後の①長期浸水 or ②繰返し浸水 or ③河川流下能力低下による氾濫リスク増大 ①②→b)避難場所からの「緊急脱出」が困難	2-19-① ■河川堤防の耐震化	土木	■河川整備基本方針、整備計画の策定(土木) ○事業に対する県民の理解(土木) ■県民への早期避難意識の向上のための啓発(危機)	71	
			2-19-② ■浦戸湾に流入する河川の排水機場の耐震化・耐水化				
			2-19-③ ■高知港における排水機場の耐水化				
			2-19-④ ■河川堤防・水門等の調査・設計				
		■避難所までの移動手段が確保されているか	2-16-⑤ ・支援要請のための通信手段の確保、浸水エリアを脱出するためのボートの整備 ・高齢者等の要配慮者が長距離を移動するためのリアカーの整備など	危機	■地域津波避難計画策定の支援(危機) ■災害時要援護者対策ガイドラインを見直し、避難支援プラン(個別計画)を地域主体で策定する市町村 体制づくりの支援(福祉)	72	
		■避難所は開所しているか、それをどうやって知るか	11月追加 長期浸水区域の精査 ・干満によるドライエリアの範囲・時間を検証 長期浸水区域の干満の差を考慮した対策の検討 ・ボートによる水路ルート ・ヘリによる空路ルート ・徒歩等による陸路ルート	危機		73	
			3-12-③ ・避難所運営のための手引きの改訂(開所の手順等のルールの明記) ・避難訓練等により、避難所の状況の確認方法を明確化する	危機	■避難所となる県有建築物の耐震化の推進(施設所管部局) ■避難所となる市町村有建築物の耐震化の促進(小中学校を除く)(危機) ■公立小中学校の耐震化の支援(教委) ■地域で互いに助け合うための自主防災組織の設立支援・強化(危機) ■防災訓練の実施の支援(危機) ■避難所の資機材整備への支援(ラジオ、TV、通信機器等の整備)(危機) ■被災建築物の応急危険度判定士の確保 ・優先度の高い建築物から判定するための仕組みづくり	74	
			■避難場所から避難所へ安全に移動できるのか	■避難場所から避難所へ移動中の安全確保 ・応急救助機関による消防団や自主防災組織への安全確保の指導及び訓練 ■避難場所における通信手段の確保	危機		75
避難所生活が始まる	避難所に入所する	■避難所は安全か	2-7-② ■公立小中学校の耐震化の支援	教委	■公立小中学校耐震化実施計画の策定要請(教委)	76	
			2-7-③ ■私立学校の耐震化の支援	文化	■耐震診断等の確実な実施、防災への意識向上(文化)	77	
			2-11-② ■公立小中学校の非構造部材(天井材、照明器具、窓ガラス、外壁、内壁等)の耐震化の促進	教委	■公立小中学校非構造部材の耐震化実施計画の策定要請(教委)	78	
			2-11-③ ■私立学校の非構造部材(天井材、照明器具、窓ガラス、外壁、内装等)の耐震化の支援	文化	■防災への意識向上(文化)	79	
			2-6-① ■避難所となる県有建築物の耐震化の推進	危機	■避難所の立地状況(最大クラスの津波でも浸水しないか)の確認(危機)	80	
			2-6-② ■避難所となる市町村有建築物の耐震化の促進(小中学校を除く)	危機	■避難所の立地状況(最大クラスの津波でも浸水しないか)の確認(危機)	81	
			3-12-① ■避難所の立地状況(最大クラスの津波でも浸水しないか)の確認	危機	○詳細な浸水想定(危機)	82	
				土木	■土砂災害啓発冊子及び土砂災害危険箇所等一般周知用マップの配布(土木) ■土砂災害防止法改正に伴う地域防災計画に基づく避難訓練の支援(土木・危機)	83	
		・地震発生後の降雨による土砂災害から、避難場所等の安全を確保する(ソフト面)	9月追加 ・気象台と共同で発表する土砂災害警戒情報の暫定基準へ移行し周知を行う	土木	■気象台、市町村と共同で、土砂災害警戒情報の伝達訓練を実施(土木)	84	
			9月追加 ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定を促進し周知を行う	土木	■土砂災害啓発冊子及び土砂災害危険箇所等一般周知用マップの配布(土木) ■土砂災害防災学習会等の実施(土木) ■基礎調査の実施(土木)	85	
			2-25-④ ■盛土により大規模に造成された宅地の位置の確認	土木		86	
			・大規模盛土造成内マップを作成し、大規模盛土造成地の周知を行う	土木	○大規模盛土造成地のスクリーニング調査の実施(土木部)	87	
		・地震発生後の降雨による土砂災害から、避難場所等の安全を確保する(ハード面)	2-25-① ■通常砂防・急傾斜地崩壊対策・地すべり対策事業の実施 ・通常砂防・急傾斜地崩壊対策・地すべり対策事業を実施する	土木		88	
		・深層崩壊等に伴う河道閉塞に対して、避難場所等の安全を確保する	9月追加 ■国・市町村等との情報伝達訓練を実施する	土木		89	

事象及び様相	Aさんの行動	行動を担保する条件	対 策	部局	左記の対策が機能するために前提として必要な対策 (左記対策欄から転記できるものはそのまま転記、 そうでないものは分かりやすく記載してください。)	通し番号
		■避難所の安全確認はできるか	3-12-③ ■避難所運営のための手引きの改訂	危機	■避難所となる県有建築物の耐震化の推進(危機) ■避難所となる市町村有建築物の耐震化の促進(小中学校を除く)(危機) ■公立小中学校の耐震化の支援(教委) ■地域で互いに助け合うための自主防災組織の設立支援・強化(危機)	90
			3-12-③ ■避難所運営訓練(HUG)の実施	危機	■避難所となる県有建築物の耐震化の推進(危機) ■避難所となる市町村有建築物の耐震化の促進(小中学校を除く)(危機) ■公立小中学校の耐震化の支援(教委) ■地域で互いに助け合うための自主防災組織の設立支援・強化(危機)	91
			3-22-① ■被災建築物の応急危険度判定士の確保	土木		92
			11月追加 ・優先度の高い建築物から判定するための仕組みづくり	土木		93
			3-22-② ■被災宅地危険度判定士の確保	土木		94
			・優先度の高い宅地から判定するための仕組みづくり	土木	■危険度判定の実施本部となる市町村の体制整備、判定士確保のため、国や他県への応援依頼(土木)	95
		■避難所は足りているか	3-12-① ■避難所の収容力等の確認 (L2収容人数/L2避難者数)	危機	○詳細な被害想定(危機)	96
			3-12-① ■避難所の収容力を増やす取り組み	危機	■避難所の収容力等の確認(危機)	97
		■広域避難の手段があるか	3-12-② ■県内市町村間及び県外も含めた広域避難の仕組みづくり	危機	■避難所の収容力等の確認(危機) ■避難所の収容力を増やす取り組み(危機)	98
			4-5-③ ■交通・運輸事業者のBCPの策定支援	運輸	■トラック協会・バス協会からの策定喚起の継続(運輸)	99
			11月追加 ・県内でのバスの輸送手段の確保	運輸	○被災時のバスの確保台数について、大まかな前提を置いて推計を行うよう、バス協会等と協議のうえ、各事業者に働きかける(運輸)	100
			11月追加 ・県外のバス事業者等との協力関係の構築	運輸	○他県からの応援について、バス協会や、高速バスの共同運行等を通じて県外の事業者と付き合いのある県内事業者と、対応策を協議する(運輸)	101
			11月追加 ・自衛隊等との事前協議	危機	■県内市町村間及び県外も含めた広域避難の仕組みづくり(危機) ■受援計画の作成(危機)	102
	避難所生活を送る	■水・食料・毛布等の備蓄など自活できる備えはあるか	3-13-③ ■市町村の備蓄計画に基づいた備蓄の促進(L2想定)	危機	■避難所となる県有建築物の耐震化の推進(危機) ■避難所となる市町村有建築物の耐震化の促進(小中学校を除く)(危機) ■公立小中学校の耐震化の支援(教委)	106
			3-13-⑤ ■地域内の製造小売業者等との協定の促進と実効性の確認	危機	■地域内の道路啓開計画の作成(土木) ■事業者BCPの策定(各所管部局)	107
			3-13-⑥ ■井戸を掘るための支援	危機		108
		・災害時に井戸水を使用する場合、井戸水の安全性は確保できるか	9月追加 ・安全性を確認するための水質検査の実施体制を検討する必要がある	健康	■民間の水質検査機関への検査受入れに関する調査(健康)	109
		・飲料水の確保ができるか	2-10-② ■市町村の水道施設の耐震化の促進 ・水道施設を耐震化することなど、応急給水の体制を確立する ■給水タンク・給水車等の水の輸送手段の確保に向けた検討	健康	■国への支援要請(健康) ■水源の確保	110
		・水・電気の供給がなくなることにより、避難所での炊飯ができない。	3-12-⑦ ■避難所における資機材整備への支援(カセットコンロや水等) ・避難所での十分な水の確保、カセットコンロの確保、炊き出しのための人員確保	危機	■避難所となる県有建築物の耐震化の推進(施設所管部局) ■避難所となる市町村有建築物の耐震化の促進(小中学校を除く)(危機) ■公立小中学校の耐震化の支援(教委) ■地域で互いに助け合うための自主防災組織の設立支援・強化(危機) ■避難所運営の手引きの改訂(危機)	111
		・停電等の事情で冷房が使えず避難者が、避難所で暑さにより、熱中症などで体調を崩す	3-12-⑦ ■避難所における資機材整備への支援(発電機や扇風機等) ・扇風機の配備(発電機とセットで) ・県民の生命、健康維持に直結するため、避難所は優先的に電力を回復させるよう、予め電力会社と取り決めておく	危機	■避難所となる県有建築物の耐震化の推進(施設所管部局) ■避難所となる市町村有建築物の耐震化の促進(小中学校を除く)(危機) ■公立小中学校の耐震化の支援(教委) ■地域で互いに助け合うための自主防災組織の設立支援・強化(危機) ■避難所運営の手引きの改訂(危機)	112
			3-12-⑦ ■避難所における資機材整備への支援(ストーブ等) ・避難所へのストーブ(と灯油)の配備 ・特に配慮を要する者は、避難所に暖かい部屋を確保し、移動してもらう	危機	■避難所となる県有建築物の耐震化の推進(施設所管部局) ■避難所となる市町村有建築物の耐震化の促進(小中学校を除く)(危機) ■公立小中学校の耐震化の支援(教委) ■地域で互いに助け合うための自主防災組織の設立支援・強化(危機) ■避難所運営の手引きの改訂(危機)	113
		■トイレは使えるか、足りているか	2-10-③ ■仮設、簡易トイレの確保	危機	■避難所となる県有建築物の耐震化の推進(施設所管部局) ■避難所となる市町村有建築物の耐震化の促進(小中学校を除く)(危機) ■公立小中学校の耐震化の支援(教委)	114
		■備蓄物資等は避難所へ届くか	3-13-① ■市町村備蓄物資を保管場所から運ぶための配送計画等の作成の促進	危機	■地域内の道路啓開計画の作成(土木) ■市町村有建築物の耐震化の促進(危機)	115
			3-13-① ■避難所への分散備蓄の促進	危機	■避難所となる県有建築物の耐震化の推進(危機) ■避難所となる市町村有建築物の耐震化の促進(小中学校を除く)(危機) ■公立小中学校の耐震化の支援(教委) ■避難所運営マニュアル策定の促進(危機)	116
			3-13-① ■地域の状況に応じた備蓄量の検討の促進	危機	○詳細な被害想定(危機)	117
		・食糧・飲料を避難所に届ける際に大型車両が通れない場所がある	3-13-④ ■民間事業者との協定の推進 ■地域内の道路啓開計画の作成	商工 土木	■大規模小売店舗立地法に関する届出業者との連携(商工) ■小売業者との連携(商工) ■協同組合との連携(商工) ○幅広い分野との協定の推進に向け庁内各部局と民間事業者との調整(商工)	118
		・協定締結事業者の保管倉庫が被害を受け、保管している米穀を運び出せない	3-13-④ ■民間事業者との協定の推進 ・JAの在庫米等の活用(食料調達等の協定締結)	農業	■米穀事業者との協定締結(農業) ■高知県農業協同組合中央会との協定締結(農業) ○高知県農業協同組合中央会との協定をもとに、様々な分野での対応方法を庁内関係部局と調整(農業)	119
		・電気の供給がないとう精施設(精米機等)を稼働することができない	3-13-④ ■民間事業者との協定の推進 ・JAのとう精施設及び在庫米等の活用(食料調達等の協定締結)	農業		120
		■健康な生活を送ることができるか ・過度のストレス及び水不足、栄養不足等により、口腔内におけるさまざまな感染リスクが高まる	3-6-③ ■歯科医療に係る保健衛生活動実施体制整備 ・適切な口腔ケアの実施 ・口腔衛生グッズ等の備蓄	健康	■高知県歯科保健医療対策に関する協定の締結(健康) ■高知県災害歯科保健医療対策検討会の設置・開催(健康) ■高知県災害歯科保健医療対策研修会の開催(健康) ■在宅歯科人材育成研修会の開催(健康) ■在宅歯科連携室の稼働促進(健康)	121

事象及び様相	Aさんの行動	行動を担保する条件	対 策	部局	左記の対策が機能するために前提として必要な対策 (左記対策欄から転記できるものはそのまま転記、 そうでないものは分かりやすく記載してください。)	通し番号
		・菌の急性症状や、義歯紛失等に対する歯科治療が必要となる	3-6-③ ■歯科医療に係る保健衛生活動実施体制整備 ・避難所等での歯科医療救護所設置訓練の実施 ・歯科医療従事者の派遣体制の構築を検討	健康	■高知県歯科保健医療対策に関する協定の締結(健康) ■高知県災害歯科保健医療対策検討会の設置・開催(健康) ■高知県災害歯科保健医療対策研修会の開催(健康) ■在宅歯科人材育成研修会の開催(健康) ■在宅歯科連携室の移動促進(健康) ■在宅歯科診療設備整備事業の実施(健康)	122
		・排泄を我慢し、体調をくずす	3-13-③ ■市町村備蓄計画に基づいた備蓄の促進 ・避難所への備蓄の促進(便袋等)	危機	■避難所となる県有建築物の耐震化の推進(施設所管部局) ■避難所となる市町村有建築物の耐震化の促進(小中学校を除く)(危機) ■公立小中学校の耐震化の支援(教委) ■避難所運営マニュアル策定の促進(危機)	123
		・避難所生活の中で風邪や下痢、不眠などの軽微な症状に対応する医薬品が不足する	3-6-② ■災害時に必要となる医薬品等の備蓄 ・一般用医薬品を含めた活用策を検討する	健康		124
		・配給される食料や水の不足による衰弱と抵抗力低下による感染症罹患が心配される	3-18-② ■高知県南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドラインの策定と市町村マニュアル策定の支援 ・支援物資が入手可能となるまで耐えられるだけの備蓄量の積算、行政、住民、事業者、施設等の備蓄分担方法の在り方を検討する	健康 危機 福祉		125
		・備蓄、支援物資等での栄養の偏りによる抵抗力の低下等から、感染症等で命を落とすおそれが高まる	3-18-② ■高知県南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドラインの策定と市町村マニュアル策定の支援 ・サプリメントの活用も含めあらかじめ不足する栄養素が極力ないように備蓄を進める	健康 危機 福祉		126
		・避難所で、衛生環境の悪化により感染症が流行する恐れがある	3-18-① ■市町村災害時保健活動マニュアルの策定の支援 ・保健チームによる巡回指導 ・換気など避難所内での適切な衛生管理 ・マスクの用意と着用 ・手洗いやうがいの徹底(水がない場合は手指消毒薬などの利用)	健康	■備蓄以外による水の確保(危機)	127
		・避難者が、身体の補助用具(杖、眼鏡など)を喪失させることにより、行動に支障をきたす	1-1-① ■県民への啓発	危機 福祉		128
		・災害時に医薬品を供給するための人材が不足する	3-6-② ■災害時に必要となる医薬品等の備蓄 ・薬剤師の派遣に関する関係団体との調整	健康		129
		・避難者の日ごろ服用している医薬品情報が確認できない	3-6-② ■災害時に必要となる医薬品等の備蓄 ・お薬手帳の重要性の普及・啓発	健康		130
		・栄養状態が悪い中で食中毒が重篤化する	3-18-② ■高知県南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドラインの策定と市町村マニュアル策定の支援	健康		131
		・避難者が震災によるストレスにより精神的に不安定にならない対策がとられる	3-19-① ■心のケア体制整備	福祉	■他県からのDPAT(災害派遣精神医療チーム)の受入体制の整備(福祉)	132
		・避難者が、生活環境の変化等によりADLを低下させ、生活不活発病など健康を悪化させるおそれがある	3-12-③ 3-18-① ■避難所運営のための手引きの改訂、避難所運営訓練(HUG)の普及 ■市町村災害時保健活動マニュアルの策定の支援 ・保健チームの巡回指導 ・健康体操等によるケアの実施 ・避難所の各人が、何らかの役割を担ってもらい、意識的に体を動かせるようにする	危機 健康	■避難所となる県有建築物の耐震化の推進(施設所管部局) ■避難所となる市町村有建築物の耐震化の促進(小中学校を除く)(危機) ■公立小中学校の耐震化の支援(教委)	133
		・避難所で、健康リーダーや健康状態の観察を行う者が不足する	3-12-③ 3-18-① ■避難所運営のための手引きの改訂、避難所運営訓練(HUG)の普及 ■市町村災害時保健活動マニュアルの策定の支援 ・地域の世話役や活動的な者を見つけて依頼する ・避難所運営を検討する会等で、健康リーダーを予め複数人想定し、研修・訓練等によりスキルアップを図る	危機 健康	■避難所となる県有建築物の耐震化の推進(施設所管部局) ■避難所となる市町村有建築物の耐震化の促進(小中学校を除く)(危機) ■公立小中学校の耐震化の支援(教委)	134
		・避難所で人が気になり眠れない	3-12-⑦ ■避難所への資機材整備支援(パーテーション等)	危機	■避難所となる県有建築物の耐震化の推進(施設所管部局) ■避難所となる市町村有建築物の耐震化の促進(小中学校を除く)(危機) ■公立小中学校の耐震化の支援(教委) ■避難所運営のための手引きの改訂、避難所運営訓練(HUG)の普及(危機) ■市町村災害時保健活動マニュアルの策定の支援(健康)	135
		・持病があるが、対応する薬が避難所にない	1-1-① ■非常持ち出し品の啓発 ・個人備蓄の促進	危機		136
		・毎日同じ食べ物で食欲がわかない	3-13-③ ■市町村備蓄計画に基づいた備蓄の促進 ・備蓄品目の充実	危機	■避難所運営マニュアル策定の促進(危機) ■地域内の道路啓開計画の作成(土木)	137
地域で主体的に避難所を運営する	■避難所運営に参画する意識の向上		■地域住民への周知、HUG訓練への参加	危機	■避難所運営訓練の実施	138
	■地域で避難所を運営するノウハウはあるか	3-12-③	■避難所運営のための手引きの改訂	危機	■地域で互いに助け合うための啓発活動(危機) ■地域で互いに助け合うための自主防災組織の設立支援・強化(危機)	139
		3-12-③	■避難所運営訓練(HUG)の実施	危機	■地域で互いに助け合うための啓発活動(危機) ■地域で互いに助け合うための自主防災組織の設立支援・強化(危機)	140
		3-12-④	■県立学校の避難所対応マニュアルの作成	教委	■避難所となる県有建築物の耐震化の推進(教委) ■県立学校の職員用備蓄の整備(教委)	141
	・外部支援の見通しが不明瞭な中で、在庫に限られる食料を「誰に何をどれだけ分配」するか判断を迫られる。誤った判断は避難者の生命を危うくする	9月追加	・管理者等に食や疾病の知識が必要であるため、訓練等を食支援活動も含めた内容とするよう勧める	健康	■高知県南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドラインの策定と市町村マニュアル策定の支援(健康)	142
	■運営するための人員は足りているか ・復旧を支援するボランティアをニーズどおりに派遣できない	3-15-①	■災害ボランティアセンターの体制整備等への支援 ・ボランティアセンター立ち上げ体制づくり	福祉		143
	■電源はあるか	3-12-⑦	■避難所における資機材整備への支援(発電機等)	危機	■避難所となる県有建築物の耐震化の推進(施設所管部局) ■避難所となる市町村有建築物の耐震化の促進(小中学校を除く)(危機) ■公立小中学校の耐震化の支援(教委) ■避難所運営訓練(HUG)の実施(危機) ■地域で互いに助け合うための自主防災組織の設立支援・強化(危機)	144
	■通信手段はあるか	3-12-⑦	■避難所における資機材整備への支援(衛星携帯電話等)	危機	■避難所となる県有建築物の耐震化の推進(施設所管部局) ■避難所となる市町村有建築物の耐震化の促進(小中学校を除く)(危機) ■公立小中学校の耐震化の支援(教委) ■避難所運営訓練(HUG)の実施(危機) ■地域で互いに助け合うための自主防災組織の設立支援・強化(危機)	145

事象及び様相	Aさんの行動	行動を担保する条件	対 策	部局	左記の対策が機能するために前提として必要な対策 (左記対策欄から転記できるものはそのまま転記、 そうでないものは分かりやすく記載してください。)	通し番号		
		■HP等による情報収集はできるか ・県庁ホームページによる情報伝達(通信手段の確保等)、必要な情報提供が行えるか	9月追加 ・県庁ホームページによる情報発信の仕組み等を検討し、関係課との共通認識を図る	総務	○ホームページのシステム運用保守委託業者との検討(総務部)	146		
		・県庁代表番号にかかる電話、県への問い合わせ等の受け皿として、窓口対応が機能するかどうか	9月追加 ・県庁代表番号にかかる電話、県への問い合わせ(本庁玄関総合案内)等の受け皿として、窓口が機能する体制(電話回線、対応場所、人員等の確保)を整備する ・ありとあらゆる問い合わせ等への対応を想定し、模擬訓練などにより備える	総務	○模擬訓練による必要な体制整備の検討(総務部・危機管理部) ①災害対策本部(広報部門)への広聴部門体制の追加検討 ②災害対策本部震災対策訓練(図上訓練)への参加検討 ○県庁の電話等通信設備の担当部署との連携(総務部)	147		
		・避難所で災害情報の収集等ができるか	9月追加 ・避難所における情報通信手段の確保及び多様化	文化	○避難所における情報通信手段の現状調査及びラジオ難聴解消のための補助制度の創設(文化)	148		
		■女性に配慮されているか	3-12-③ ■女性にも配慮した避難所運営のための手引きに改訂	危機	■地域で互いに助け合うための啓発活動(危機) ■地域で互いに助け合うための自主防災組織の設立支援・強化(危機)	149		
県から物資の支援を受ける	■県の物資は十分か、どこにあるか	3-13-② ■県備蓄計画に基づいた備蓄の実施	福祉	150				
		3-3-② ■備蓄物資保管場所である総合防災拠点(室戸広域公園)の整備	危機	■地域内の道路啓開計画の作成(土木)	151			
		■地域外からの支援物資の受け入れ体制はできているか	3-3-① ■総合防災拠点の体制整備	危機	■地域内の道路啓開計画の作成(土木)	152		
		■総合防災拠点から地域内の避難所に届くか	陸路	3-13-① ■物資の配送計画等の作成	危機	■地域内の道路啓開計画の作成(土木)	153	
				3-13-② ■県備蓄の避難所への事前配置の検討	危機	■県有施設の耐震化の促進(危機)	154	
				3-23-① ■地域内の道路啓開計画の作成	土木	155		
				3-24-① ■啓開ルートの橋梁の耐震化	土木	■地域内の道路啓開計画の作成(土木)	156	
				3-24-② ■啓開ルートの道路法面の防災対策	土木	■地域内の道路啓開計画の作成(土木)	157	
				3-3-① ■搬送車両の確保	危機	■地域内の道路啓開計画の作成(土木)	158	
				3-9-① ■燃料の確保のための災害対応型給油所の整備の支援	危機	■地域内の道路啓開計画の作成(土木)	159	
				海路	3-25-② ■地域内の防災拠点漁港の啓開計画の作成	水産	■物資の配送計画等の作成(危機) ■道路啓開計画の作成(土木) ■港湾BCPの作成(土木)	160
					3-25-② ■地域内の防災拠点漁港への耐震強化岸壁等の整備	水産	■防災拠点漁港の啓開計画の策定(水産) ■物資の配送計画等の作成(危機)	161
					3-25-③ ■漁船での緊急輸送活動のための実施マニュアルの作成	水産	○通信訓練の実施及び実施マニュアル(素案)の見直し(水産)	162
					3-25-③ ■漁船との非常用通信手段(衛星携帯電話)の確保	水産	■衛星携帯電話の設置による関係機関間の通信の確保(水産) ○高知県水難救済会、同会所属の救難所び高知県無線漁業協同組合への衛星携帯電話の設置(水産)	163
				・緊急物資等の海上からの輸送に関して、電話等の通信手段が利用できない状態で、港湾施設の正確な被害状況の把握や、早期の復旧・受け入れ態勢を整える必要がある	3-23-② ■港湾BCP策定と訓練等を通じた継続的な運用・改訂 ・沿岸部では、トランシーバーが通信手段として有効であることから、通信が可能なことが確認された港湾から順次、港湾関係者の整備を進めていく	土木	■通信範囲の確認及び防災訓練の実施(土木)	164
				空路	3-10-① ■緊急用ヘリコプター離着陸場の整備	危機	■ヘリの運航体制の整備(危機) ■ヘリ離着陸場のデータベース化(危機) ■ヘリ受援計画の作成(危機)	165
		3-5-③ ■ヘリサイン設置の支援	危機		■ヘリの運航体制の整備(危機) ■ヘリ受援計画の作成(危機)	166		
		3-3-② ■ヘリ燃料の確保	危機		■ヘリの運航体制の整備(危機) ■ヘリ燃料備蓄施設の整備(危機) ■ヘリ受援計画の作成(危機)	167		
		避難所から通い、自宅の復旧を始める	■自宅の安全は確認できるか	■応急危険度判定士の確保 ■被災宅地危険度判定士の確保	土木	168		

南海トラフ地震対策行動計画
(第3期 平成28年度～平成30年度)
平成29年3月

高知県南海トラフ地震対策推進本部
(事務局 高知県危機管理部 南海トラフ地震対策課)
〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
電話 088-823-9798 FAX 088-823-9253

南海トラフ地震ポータルサイト
<http://www.pref.kochi.lg.jp/sonae-portal/>

3ページ、6ページの地図は承認番号「平成24情複、第566号」により
国土地理院長の承認を得たものから、一部抜粋して使用したものである。